神戸市地域防災計画

防災データベース

令和７年９月

神 戸 市 防 災 会 議

神　　戸　　市

目次

■ 共通編 ----------1
■ 総則----------3
資料 5-1 神戸市の気象要素データ ---------- 3
資料 6-1-1 過去の地震データ ---------- 5
資料 6-1-2 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の被害に関するデータ（神戸市） ---------- 12
資料 6-1-3 兵庫県沿岸域における津波被害想定調査抜粋（兵庫県津波災害研究会） ---------- 19
資料 6-1-4 東南海、南海地震に関する報告抜粋 ---------- 21
資料 6-1-5 南海トラフ巨大地震想定（内閣府 中央防災会議） ---------- 29
資料 6-1-6 兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（H26.6 兵庫県） ---------- 37
資料 6-1-7 地震発生の季節に関する想定 ---------- 59
資料 6-1-8 地震発生の時間に関する想定 ---------- 60
資料 6-1-9 地震災害の特に注意を要する事項 ---------- 65
資料 6-2-1 過去に発生した風水害一覧 ---------- 68
資料 6-2-2 洪水浸水想定区域 ---------- 72
資料 6-2-3 高潮浸水想定区域 ---------- 95
■ 防災組織計画----------98
資料 1-1 神戸地方気象台との覚書に基づく臨時観測施設の設置予定場所一覧 ---------- 98
資料 3-3-1 神戸市防災指令規程 ---------- 99
資料 3-4-1 神戸市災害対策本部条例 ---------- 102
資料 3-4-2 神戸市災害対策本部看板及び車旗等 ---------- 103
資料 3-4-3 神戸市区行政の総合調整に関する規則 ---------- 105
■ 予防計画----------107
資料 2-2-1 神戸市防災行政無線の運用等に関する規程 ---------- 109
資料 2-2-2 神戸市防災行政無線通信実施要領 ---------- 113
資料 2-2-3 市有通信施設一覧 ---------- 118
資料 2-2-4 防災行政無線（同報系）拡声受信子局設置場所一覧 ---------- 119
資料 2-2-5 防災行政無線同報系の放送内容文案 ---------- 126
資料 3-2-1 神戸市災害受援計画各種関連様式 ---------- 129
資料 3-3-1 被災市町村応援職員確保システムに関する要綱 ---------- 134
資料 5-1-1 防災福祉コミュニティ結成地区 ---------- 151
資料 5-1-2 神戸市消防団条例抜粋・同条例施行規則抜粋 ---------- 152
資料 5-3-1 地区防災計画一覧 ---------- 155
資料 6-2-1 屋外の緊急避難場所 ---------- 170
資料 6-2-2 屋内の緊急避難場所・避難所 ---------- 173
資料 6-2-3 基幹福祉避難所・福祉避難所一覧 ---------- 184
資料 6-5-1 想定最大規模の洪水浸水想定区域外の避難施設一覧 ---------- 195
資料 6-6-1 高潮浸水想定区域外の避難施設一覧 ---------- 204
資料 7-1-1 災害時要援護者リスト ---------- 212
資料 7-4-1 保有車両一覧表 ---------- 213
資料 7-4-2 輸送協力機関及び神戸港発着旅客定期航路一覧 ---------- 214
資料 9-1-1 貯水機能のある災害時給水拠点 ---------- 215
資料 9-1-2 貯水機能のある災害時給水拠点整備状況 ---------- 217
資料 9-2-1 災害用食糧・物資の備蓄状況 ---------- 218
資料 9-3-1 仮設トイレ整備箇所 ---------- 220
資料 10-3-1 地下埋設物設置状況 ---------- 222
資料 11-2-1 神戸市緊急輸送道路ネットワーク ---------- 223
資料 11-4-1 各機関所有のヘリコプター諸元 ---------- 225
資料 11-4-2 神戸市内離着陸可能場所一覧表 ---------- 226
資料 11-4-3 兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと臨時離着陸場 ---------- 228
資料 11-4-4 大阪府下の三次救急医療機関と災害用臨時ヘリポート ---------- 229
資料 11-4-5 県外その他の三次救急医療機関と離着陸場 ---------- 230
■ 地震・津波対策編 ----------233

■ 応急対応計画 ----------235
資料 1-4-1 兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル ----------235
資料 1-5-1 作業員確保依頼書----------247
資料 2-1-1 災害情報の内容と収集----------248
資料 2-1-2 区別被害状況報告書　他----------249
資料 2-1-3 災害救助に関する被害状況の報告（様式第２号） ----------252
資料 2-1-4 農林水産関係、事務所関係、船舶関係、市有公共施設関係等の被害状況報告（様式第３号） -252
資料 2-1-5 災害応急対策実施状況の報告（様式第４号） ----------253
資料 2-1-6 被害種別認定基準----------254
資料 2-1-7 気象庁震度階級関連解説表----------256
資料 2-1-8 地震情報・津波情報の種類と内容----------261
資料 2-2-1 報道機関一覧表----------268
資料 4-1-1 救助資機材一覧表----------269
資料 4-2-1 阪神・淡路大震災時の主な救護所設置場所一覧表（東灘～須磨区６区分） ----------270
資料 5-5-1 消防団の組織及び人員数----------271
資料 9-4-1 救援物資の集積・配送拠点及び臨時倉庫 ----------272
資料 9-4-2 防災拠点施設一覧----------273
資料 11-1-1 緊急通行車両の事前届出及び確認手続等要領（通達から抜粋） ----------282
資料 12-3-1 避難所における衛生確保指針----------285
資料 14-1-1 災害時等における安否不明者等の氏名等の公表方針 ----------286
資料 14-2-1 遺体安置所一覧----------290
資料 14-2-2 救助実施記録日計票----------292
資料 14-3-1 遺体埋火葬許可証----------293
資料 14-3-2 火葬台帳----------294
資料 15-2-1 ごみ収集・処理計画及び人員配置表 ----------295
資料 15-3-1 し尿及び汚泥収集処理計画及び人員配置 ----------296
資料 15-3-2 バキュームカー保有状況及び調達先 ----------296
資料 16-3-1 震災に伴う家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策指導指針----------297
資料 16-4-1 神戸海上保安部所属巡視船艇諸元 ----------299
資料 17-2-1 罹災証明書様式----------300
資料 17-2-2 災害の被害認定基準について（内閣府政策統括官（防災担当）通知） ----------305
資料 17-7-1 神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例 ----------307
資料 17-10-1 災害による使用料等の減免額----------312
資料 18-1-1 防災重点農業用ため池一覧----------315

■ 風水害対策編 ----------328

■ 応急対応計画 ----------330
資料 1-1-1 気象警報・気象注意報等の種類及び基準等 ----------330
資料 1-1-2 雨量観測所設置場所----------337
資料 1-1-3 量水標設置箇所及び水防団待機水位等 ----------339
資料 1-1-4 潮位計の設置箇所及び警戒潮位----------339
資料 1-1-5 水位観測表(様式)----------340
資料 1-1-6 神戸土木事務所所有量水標設置箇所及び氾濫注意水位（警戒水位）等 ----------341
資料 1-1-7 青野ダムただし書き操作要領----------342
資料 1-1-8 水防倉庫設置場所----------343
資料 5-3-1 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設等一覧 ----------344
資料 5-4-1-1 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 ----------351
資料 5-4-1-2 高潮浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 ----------376
資料 5-4-2-1 洪水浸水想定区域内地下街等(地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設)一覧 -----386
資料 5-4-2-2 洪水浸水想定区域外で連続施設から浸水する地下街一覧 ----------388
資料 5-4-2-3 高潮浸水想定区域外で連続施設から浸水する地下街一覧 ----------389

■ 土砂災害関連データ ----------390
資料 1-1 土砂災害に関する各種指定箇所----------390
資料 1-2 区域等の指定状況----------391
資料 2 土砂災害（特別）警戒区域一覧（急傾斜地の崩壊） ----------392

資料 3 土砂災害(特別)警戒区域一覧（土石流） ---------- 432
資料 4 土砂災害警戒区域一覧（地すべり） ---------- 443
資料 5-1 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区 ---------- 444
資料 5-2 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区） ---------- 449
資料 6-1 道路災害警戒地区の選定基準 ---------- 455
資料 6-2 道路災害警戒地区一覧表 ---------- 456
資料 7 既成宅地危険箇所の選定基準 ---------- 460

■ 大規模事故災害対策編 ----------461

■ 予防・応急対応計画 ----------463

資料 2-2-1 隣接市町における流出油駆除資材の保有状況 ---------- 463
資料 7-1-1 石油コンビナート等特別防災区域図 ---------- 464

■ 協定関連資料 ----------465

■ 締結協定担当課一覧 ----------467

■ 大都市との相互応援協定 ----------478

資料 1 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画 ---------- 478
資料 2 ２１大都市災害時相互応援に関する協定、同実施細目 ---------- 486
資料 3 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール ---------- 489
資料 4 １９大都市水道局災害相互応援に関する覚書、同実施細目 ---------- 497
資料 5 ２１大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書 ---------- 507
資料 6 ２１大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書 ---------- 506

■ 自治体との相互応援協定 ----------514

資料 1 災害時における相互応援協定（隣接市町） ---------- 514
資料 2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 ---------- 516
資料 3 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定 ---------- 518
資料 4 下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ ---------- 520
資料 5 神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定、同実施細目 ---------- 535
資料 6 神戸市及び静岡市災害時相互応援に関する協定書 ---------- 537
資料 7 神戸市、洲本市及び徳島市の災害時相互応援に関する協定書、同実施細目 ---------- 538
資料 8 神戸市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定、同実施細目 ---------- 540
資料 9 災害時における火葬等の相互応援に関する協定書（大阪市） ---------- 542
資料 10 災害時における火葬等の相互応援に関する協定書（京都市） ---------- 544

■消防組織にかかる応援協定 ----------546

資料 1 五都市消防相互応援協定 ---------- 546
資料 2 兵庫県広域消防相互応援協定 ---------- 548
資料 3 神戸市・芦屋市消防相互応援協定書 ---------- 550
資料 4 神戸市・西宮市消防相互応援協定書 ---------- 552
資料 5 神戸市・三田市消防相互応援協定書 ---------- 554
資料 6 神戸市・三木市消防相互応援協定書 ---------- 556
資料 7 神戸市・加古川市消防相互応援協定書 ---------- 558
資料 8 神戸市・明石市消防相互応援協定書 ---------- 560
資料 9 神戸市・宝塚市消防相互応援協定書 ---------- 562
資料 10 神戸市・淡路広域消防事務組合消防相互応援協定書 ---------- 565
資料 11 東京消防庁・神戸市航空機消防相互応援協定、同協定に関する覚書 ---------- 568
資料 12 神戸市・岡山市航空機消防相互応援協定、同協定に関する覚書 ---------- 572
資料 13 大阪湾消防艇相互応援協定、同協定に基づく覚書 ---------- 577
資料 14 船舶における消防活動等に関する業務協定 ---------- 580
資料 15 大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定 ---------- 583

■ 防災関連機関等との応援協定 ----------584

(1) 救助・医療体制等に関する機関との応援協定 ----------584

資料 1-1 災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市医師会との協定 ----------584
資料 1-2 災害時における応急歯科医療及び口腔ケアの協力に関する神戸市と神戸市歯科医師会との協定 -586
資料 1-3 災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市薬剤師会との協定 ----------588
資料 1-4 災害時医薬品集積センター等における業務協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定 ----------590
資料 1-5 災害時の医療救護活動における医薬品等の供給協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定 ----------592
資料 1-6 災害時の医薬品集積センターとしての一時使用に関する協定書 ----------594
資料 1-7 災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と兵庫県看護協会との協定 ----------596
資料 1-8 災害救助犬の出動に関する協定書、同実施細目 ----------598
資料 1-9 大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医薬品等の調達に関する協定書 ----------600
資料 1-10 大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医療機器等の調達に関する協定書 ----------601
資料 1-11 大規模災害時における医療用酸素の調達に関する協定書 ----------602
資料 1-12 大規模災害時における医療用衛生材料の調達に関する協定書（大阪衛生材料協同組合） ------603
資料 1-13 災害時における応急救護活動についての協定書（社団法人兵庫県柔道接骨師会） ----------604
資料 1-14 災害時における災害対応病院が実施する災害医療への対応等に関する協定（甲南医療センター、六甲病院、神戸労災病院、神鋼記念病院、川崎病院、神戸中央病院、済生会兵庫県病院、西市民病院、神戸医療センター、神戸掖済会病院、西神戸医療センター） ----------605
(2) 情報収集・伝達、広報等に関する機関との応援協定 ----------625
資料 2-1 災害時における放送要請に関する協定（NHK） ----------625
資料 2-2 緊急警報放送の要請に関する覚書（NHK） ----------626
資料 2-3 災害時における放送要請に関する協定（ラジオ関西、サンテレビ他） ----------628
資料 2-4 災害時等の緊急放送に関する協定書（ジェイコムウエスト） ----------630
資料 2-5 防災行政無線の再送信にかかる覚書（ジェイコムウエスト） ----------632
資料 2-6 災害時に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） ----------635
資料 2-7 災害時における情報の提供に関する覚書（近畿自動車無線協会） ----------637
資料 2-8 災害時等における無人航空機の運用に関する協定（一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会、株式会社日本インシーク、国土防災技術株式会社神戸支店、日本コンピューターネット株式会社） ----------638
資料 2-9 防災推進に関する協定書（株式会社フェリシモ)） ----------640
資料 2-10 防災啓発推進に関する協定書（ＮＰＯ法人プラス・アーツ)) ----------642
資料 2-11 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン） ----------643
資料 2-12 資料災害時における医療連携のための WEB 会議運用への協力に関する協定----------645
(3) 輸送・物資供給等に関する機関との応援協定 ----------647
資料 3-1 災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定（赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合） -647
資料 3-2 災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定（社団法人兵庫県トラック協会） -----649
資料 3-3 災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合） ----------651
資料 3-4 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター） ----------653
資料 3-5 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ナフコ） ----------657
資料 3-6 災害時の物資供給に関する協定書（合同会社西友） ----------661
資料 3-7 災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書（株式会社万代） ----------665
資料 3-8 災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書 ----------668
資料 3-9 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ファーストリテイリング） ----------670
資料 3-10 災害時における物資供給に関する協定書（コーナン商事株式会社） ----------671
資料 3-11 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ほっかほっか亭総本部） ----------674
資料 3-12 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社カインズ） ----------676
資料 3-13 緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ） ----------678
資料 3-14 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（近畿コカ・コーラボトリング株式会社） --681
資料 3-15 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（ダイドードリンコ株式会社） ----------682
資料 3-16 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（株式会社伊藤園） ----------683
資料 3-17 災害時における精米等の供給に関する協定書（兵庫六甲農業協同組合） ----------684
資料 3-18 災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書（株式会社ファミリーマート） ----------685
資料 3-19 災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書（株式会社ローソン） ----------687
資料 3-20 災害時における食料品等の供給等に関する協定書（スターフェスティバル株式会社） --------692
資料 3-21 災害救助用副食、調味料在庫業者一覧表（神戸市中央卸売市場） ----------696

資料 3-22 災害時における生鮮食品等の供給協力等相互応援に関する協定（各都市中央卸売市場）------ 697
資料 3-23 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（各都市中央卸売市場）---------- 698
資料 3-24 災害時における物資調達に関する協定書（コストコホールセールジャパン株式会社）-------- 700
資料 3-25 災害時におけるキッチンカー事業者による炊き出し供給等にかかる配車調整等に関する協定書
（一般社団法人フードトラック駆けつけ隊）----------706
資料 3-26 災害時におけるキッチンカー事業者による炊き出し供給等に関する協定書----------709
資料 3-27 災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定（セッツカートン株式会社）---------- 712
資料 3-28 災害時における畳の提供等に関する協定（５日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会）- 716
資料 3-29 災害時のテント等の供給に関する協定書（太陽工業株式会社） ---------- 717
資料 3-30 災害時における生活物資の供給等に関する協定書（パナソニックホールディングス株式会社） 723
資料 3-31 災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定（株式会社ユニオンアルファ）-----725
資料 3-32 災害時におけるコンテナモジュールの提供に関する協定（株式会社デベロップ）----------730
資料 3-33 災害時におけるムービングハウスの活用に関する協定（一般社団法人日本ムービングハウス）-735
資料 3-34 災害時における物資の供給及び施設の提供等に関する協定（イケア・ジャパン株式会社）-----740
資料 3-35 災害時における板硝子設備等の応急復旧作業に関する協定（兵庫県板硝子商工業協同組合）---745
資料 3-36 災害時における輸送業務に関する協定（一般社団法人兵庫県タクシー協会）---------- 750
資料 3-37 災害時等における船舶による輸送等に関する協定（神戸旅客船協会） ---------- 756
資料 3-38 災害時等における船舶による輸送等に関する協定（社団法人日本外航客船協会）---------- 760
資料 3-39 災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書(佐川急便株式会社)- 761
資料 3-40 災害時における物資搬送及び集積・配送拠点運営者の協力に関する協定書(日本通運株式会社) 763
資料 3-41 災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書(福山通運株式会社) 765
資料 3-42 災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書
（アート引越センター株式会社）----------767
資料 3-43 災害時における救援物資の輸送及び受入等に関する協定書
（一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク／株式会社上組）---------- 772
資料 3-44 災害時等におけるトイレ用凝固剤の提供に関する協定書（スターライト販売株式会社）------ 774
資料 3-45 災害時における物資集積拠点等の協力に関する協定書（株式会社ミラク）---------- 776
資料 3-46 感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定（白鶴酒造株式会社）---- 778
資料 3-47 感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定（菊正宗酒造株式会社）-- 779
資料 3-48 感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定（櫻正宗株式会社）------ 780
資料 3-49 感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の備蓄体制に関する協定
（サイバーエイド有限会社）---------- 781
資料 3-50 災害時における環境衛生関係物資の供給等に関する協定書（大日本除虫菊株式会社）-------- 782
(4) その他災害対応等に関する機関との応援協定----------788
資料 4-1 災害時における応急対策業務に関する基本協定（神戸市建築協力会等各各種協力会）--------- 788
資料 4-2 災害時における被災建築物の解体撤去及び緊急時の協力等に関する協定
（一般社団法人兵庫県解体工事業協会）---------- 790
資料 4-3 災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）----------792
資料 4-4 災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書
（国土交通省危機地方整備局）---------- 794
資料 4-5 災害時等における相互協力に関する協定書（西日本高速道路株式会社関西支社）---------- 797
資料 4-6 災害時等における相互協力に関する協定書（阪神高速道路株式会社） ---------- 802
資料 4-7 災害時等における相互協力に関する協定書（神戸市道路公社） ---------- 804
資料 4-8 災害時における災害応急対策業務に関する協定書（日本自動車連盟兵庫支部）---------- 808
資料 4-9 災害時における災害応急対策業務に関する協定書
（兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合） ---------- 810
資料 4-10 災害時における調査等の相互協力に関する協定書（公益社団法人土木学会関西支部）-------- 812
資料 4-11 災害時における復旧支援協力に関する協定書
（公益社団法人日本下水道管路管理業協会・神戸市下水道維持協会） ---------- 814
資料 4-12 大規模災害時における排水設備の応急復旧等に関する協定書
（神戸市管工事災害対策協力会）---------- 817
資料 4-13 大規模災害時における下水管路資材の供給等に関する協定書（積水化学工業株式会社）------ 820
資料 4-14 大規模災害時における下水道管路資材（排水設備他）の供給等に関する協定書
（前澤化成工業株式会社）---------- 823
資料 4-15 大規模災害時における避難所の排水設備等応急復旧に関する協定書
（神戸市教育委員会事務局） ---------- 825
資料 4-16 災害時における協力に関する協定（独立行政法人都市再生機構西日本支社）---------- 827

資料 4-17 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書
（独立行政法人住宅金融支援機構） ----------829
資料 4-18 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人プレハブ建築協会） ------831
資料 4-19 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人全国木造建設事業協会） --834
資料 4-20 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（一般社団法人日本木造住宅産業協会） --837
資料 4-21 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書
（公益財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部）----------839

資料 4-22 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書
（公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）----------841
資料 4-23 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書
（一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会）----------843
資料 4-24 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書
（公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部）----------845
資料 4-25 災害時における引船の協力に関する協定、同実施細目（協同組合神戸タグ協会） ----------847
資料 4-26 災害時等における応急対策の協力に関する協定（株式会社あかつき） ----------852
資料 4-27 災害時等における消防用水の確保に関する協定書（大阪広域生コンクリート協同組合） ------854
資料 4-28 協定書（食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点）（学校法人甲南学園、神戸学院、海星女子学院
神戸海星女子学院大学、学校法人行吉学園神戸女子大学）----------856
資料 4-29 協定書（食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点）（特定目的会社阪神御影インベストメント） -857
資料 4-30 協定書（食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点）（兵庫六甲農業協同組合） ----------859
資料 4-31 災害時における資機材等に関する協定書（株式会社アクティオ） ----------860
資料 4-32 災害時における動物救護活動に関する協定書（社団法人兵庫県獣医師会他） ----------863
資料 4-33 災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定（近畿地区連合獣医師会） ----------867
資料 4-34 災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定書
（一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会）----------869
資料 4-35 災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県栄養士会との協定
（公益社団法人兵庫県栄養士会)----------871
資料 4-36 災害時における協力に関する協定（神戸　西神オリエンタルホテル） ----------876
資料 4-37 災害時における相互協力に関する協定書（一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟） ----------878
資料 4-38 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟） 880
資料 4-39 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（株式会社アベストコーポレーション） --882
資料 4-40 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有馬温泉旅館協同組合） ----------884
資料 4-41 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（神戸市身体障害者施設連盟） ----------887
資料 4-42 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（神戸市知的障害者施設連盟） ----------889
資料 4-43 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有料老人ホーム神戸ゆうゆうの里） ----891
資料 4-44 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人芳友）----------893
資料 4-45 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
（国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センター） ----------896
資料 4-46 災害時における要援護者支援に関する協定（学校法人玉田学園） ----------898
資料 4-47 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（クオリティライフ株式会社） ----------900
資料 4-48 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
（桜商事株式会社･日本都市ホテル開発株式会社）----------902
資料 4-49 災害時における福祉避難所の設置，開設及び運営に関する覚書（神戸市立看護大学） --------904
資料 4-50 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
（一般社団法人神戸市介護老人保健施設協会）----------906
資料 4-51 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
（Arima Tourism&Ryokan Association 協同組合） ----------908
資料 4-52 緊急待避所としての一時利用に関する協定書（神戸国際会館） ----------911
資料 4-53 緊急待避所としての一時利用に関する協定書（神戸サンボーホール） ----------913
資料 4-54 緊急待避所としての一時利用に関する協定書（神戸セントモルガン教会） ----------915
資料 4-55 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（株式会社 PLACE） ----------917
資料 4-56 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書
（一般財団法人神戸市教育会館）----------919
資料 4-57 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（松岡不動産株式会社） ------921
資料 4-58 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（株式会社 Plan･Do･See） -----923
資料 4-59 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（学校法人行吉学園） --------925
資料 4-60 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（大成観光開発有限会社） ----927

資料 4-61 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書(一般財団法人兵庫県教育会館) 929
資料 4-62 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書
（株式会社都商事・パーソルラーニング株式会社） ---------- 931
資料 4-63 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（兵庫県市町村職員共済組合） 933
資料 4-64 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（創価学会）---------- 935
資料 4-65 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（立正佼成会）---------- 937
資料 4-66 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（神戸ポートピアホテル）---- 940
資料 4-67 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（兵庫県所有４施設）-------- 942
資料 4-68 帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書（ホテルオークラ神戸）------ 946
資料 4-69 帰宅困難者対策協力事業者認定通知書（デザイン・クリエイティブセンター神戸（KIITO)）-- 948
資料 4-70 帰宅困難者対策協力事業者認定通知書（公益財団法人市民文化振興財団中央文化センター）-- 951
資料 4-71 帰宅困難者対策協力事業者認定通知書（一般社団法人兵庫県私学総連合会）---------- 952
資料 4-72 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（帰宅支援ステーション）---------- 955
資料 4-73 災害時における警備及び誘導に関する協定書（綜合警備保障株式会社） ---------- 958
資料 4-74 災害時における神戸市と神戸市内郵便局との相互協力に関する覚書（神戸市内郵便局）------ 960
資料 4-75 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）---------- 962
資料 4-76 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書（兵庫県行政書士会）---------- 966
資料 4-77 災害時における神戸市所管施設の緊急災害対策調査業務に関する協定書
（一般社団法人関西地質調査業協会）---------- 968
資料 4-78 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社） ---------- 970
資料 4-79 災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定（一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会）-------- 973
資料 4-80 重油等単価協定書（兵庫県石油協同組合）---------- 975
資料 4-81 災害時における連携協力に関する協定書（日本弁護士連合会） ---------- 976
資料 4-82 災害時における電気自動車からの電力供給及び水の供給に関する協定書
（兵庫日産自動車株式会社及び日産プリンス兵庫販売株式会社、株式会社神戸酒心館） ------ 978
資料 4-83 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（三菱自動車工業株式会社）---------- 982
資料 4-84 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する覚書
（兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社他） ---------- 985
資料 4-85 災害時における支援活動に関する協定書(株式会社マツダオートザム北神) ---------- 992
資料 4-86 災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に
関する協定（株式会社インフォリッチ）---------- 995
資料 4-87 神戸市災害時におけるボランティア協定書（ライオンズクラブ国際協会）---------- 997
資料 4-88 神戸市災害ボランティアセンター情報センター及び区災害ボランティアセンターの設置・運営
に関する協定書（社会福祉法人社旗福祉協議会　各区社会福祉協議会） ---------- 1002
資料 4-89 災害時における物資供給体制構築の支援等に関する協定書
（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社） ---------- 1007
資料 4-90 防災減災連携に関する覚書（国立大学法人神戸大学） ---------- 1009
資料 4-91 災害対策の推進に関する協定書（国立大学法人東京大学生産技術研究所）----------1011
資料 4-92 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書（三井住友海上火災保険株式会社）---------- 1013
資料 4-93 神戸市と国立研究開発法人防災科学技術研究所との包括連携に関する協定書
（国立研究開発法人 防災科学技術研究所） ---------- 1015
資料 4-94 災害発生時における農地・農業用施設の復旧に関する基本協定
（兵庫県土地改良事業団体連合会） ---------- 1017
資料 4-95 災害時におけるゴルフ場施設の利活用に関する協定（垂水ゴルフ倶楽部）---------- 1019
資料 4-96 災害時における神戸須磨シーワールド・須磨海浜公園の利活用に関する協定
（神戸須磨 Parks+Resorts 共同事業体） ---------- 1021
資料 4-97 災害時等における法律相談等に関する協定書（兵庫県弁護士会）---------- 1024
資料 4-98 災害時等における被災者相談業務の実施に関する協定書（兵庫県司法書士会）----------1026
資料 4-99 災害時等におけるキャンピングカーの活用に関する協定（キャンピングカー株式会社）-------1030
資料 4-100 災害時等における支援活動に関する協定（セーバー技研株式会社）----------1036

■　共 通 編

■　共通編

■ 総則

資料 5-1 神戸市の気象要素データ

表 5-1-1　気象要素の月別平年値

観測地点：神戸地方気象台　　統計期間：1991～2020 年

要素	降水量	気温			風向・風速		日照時間
	(mm)	(℃)			(m/s)		(時間)
	合計	平均	最高	最低	平均	最多風向	合計
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30	30
１月	38.4	6.2	9.4	3.1	3.9	西	145.8
２月	55.6	6.5	10.1	3.4	3.6	西	142.4
３月	94.2	9.8	13.5	6.3	3.6	北	175.8
４月	100.6	15.0	18.9	11.4	3.6	東北東	194.8
５月	134.7	19.8	23.6	16.5	3.6	東北東	202.6
６月	176.7	23.4	26.7	20.6	3.5	西南西	164.0
７月	187.9	27.1	30.4	24.7	3.3	西南西	189.4
８月	103.4	28.6	32.2	26.1	3.6	南西	229.6
９月	157.2	25.4	28.8	22.6	3.8	東北東	163.9
１０月	118.0	19.8	23.2	16.7	3.7	東北東	169.8
１１月	62.4	14.2	17.5	10.9	3.5	東北東	152.2
１２月	48.7	8.8	12.0	5.7	3.9	西	153.2
年	1277.8	17.0	20.5	14.0	3.6	東北東	2083.7

表 5-1-2　気象要素の月別極値

観測地点：神戸地方気象台　　統計期間：最高・最低気温 1896 年 12 月～2024 年 9 月

要素名／月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
最 高 気 温(℃)	19.2	20.8	23.7	28.5	31.9	36.3	37.7	38.8	35.9	31.9	26.3	23.7	38.8
最 低 気 温(℃)	-6.4	-7.2	-5.0	-0.6	3.9	10.0	14.5	16.1	10.5	5.3	-0.2	-4.3	-7.2
月最深積雪(cm)	10.0	17.0	14.0	－	－	－	－	－	－	－	－	9.0	17.0

(注) 1897～1999 年８月 31 日の観測地点：神戸市中央区中山手通 7-14-1
(注) 月最深積雪 1897 年１月～2024 年９月

■　共通編

［総則］

表 5-1-3　気象要素の極値・順位表

観測地点：神戸地方気象台

要素名／順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
日最低 海面気圧(hPa)	945.9 (1961/9/16)	954.6 (1934/9/21)	957.0 (1912/9/23)	958.2 (2018/9/4)	962.7 (1959/9/26)	1897/1～ 2024/9
日降水量 (mm)	319.4 (1967/7/9)	270.4 (1938/7/5)	267.0 (2015/7/17)	262.8 (1945/10/9)	219.4 (1965/9/14)	1896/12～ 2024/9
日最大 10 分間降水量(mm)	36.5 (2012/4/3)	28.0 (1958/9/11)	25.0 (2020/7/8)	24.5 (2022/8/17)	24.5 (2018/9/4)	1937/1～ 2024/9
日最大 １時間降水量(mm)	87.7 (1939/8/1)	75.8 (1967/7/9)	63.5 (2022/7/12)	61.5 (1998/9/24)	60.8 (1938/7/5)	1897/1～ 2024/9
日最高気温の高い 方から(℃)	38.8 (1994/8/8)	38.0 (1994/8/7)	38.0 (1994/8/6)	37.7 (2002/7/24)	37.6 (2016/8/22)	1896/12～ 2024/9
日最低気温の低い 方から(℃)	-7.2 (1981/2/27)	-6.8 (1981/2/26)	-6.4 (1936/1/18)	-6.2 (1977/2/16)	-6.0 (1963/1/24)	1896/12～ 2024/9
日最小 相対湿度(%)	6 (2012/4/2)	7 (1950/5/14)	8 (1950/3/24)	10 (2012/3/29)	10 (2007/4/28)	1950/1～ 2024/9
日最大 風向・風速(m/s)	北東 33.4 (1950/9/3)	北北西 30.7 (2017/10/23)	南 30.0 (1965/9/10)	北北東 29.3 (1959/9/26)	北北西 28.6 (2017/10/22)	1897/1～ 2024/9
日最大瞬間 風向・風速(m/s)	南南東 48.5 (1965/9/10)	北東 47.6 (1950/9/3)	北北西 45.9 (2017/10/23)	北 43.6 (2017/10/22)	東 41.8 (2018/9/4)	1937/1～ 2024/9
月最深積雪(cm)	17 (1945/2/25)	16 (1931/2/10)	14 (1946/3/10)	12 (1907/2/11)	11 (1920/2/23)	1897/1～2024/9

資料 6-1-1 過去の地震データ

過　去　の　地　震

有史以来の神戸での地震についてその震源地、神戸での震度階級等を調査した。

その結果は、次のとおりである。

1925年以前の地震で、神戸市に影響を与えたと考えられる震度階級Ⅳ以上の地震は、別表１のとおりである。別表２は、1926年（神戸海洋気象台で大森式強震計による観測の実施開始年）以後で、神戸市での震度階級Ⅲ以上の地震である。

また、発生年の上段及び発生月日は西暦で、発生年の下段（　）書きは日本暦で表示した。

別表１で、

「神戸市での震度階級」は、日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、東京大学出版会　昭和50年）に記載されている震度階級マップによった。震度階級マップがない場合は、次の経験式により計算し、＊を付した。

（震度階Ⅴ）　$\log R_{v} = 0.5M - 1.85$

（震度階Ⅳ）　$\log R_{iv} = 0.41M - 0.75$

R　……求める震度階級範囲の半径　　M……マグニチュード

「地震番号」に付した＊１、＊２、＊３、はそれぞれの文献等による。

＊１は、新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、東京大学出版会　昭和62年）

＊２は、兵庫県災害史（昭和29年３月）

＊３は、寺島前神戸大学理学部教授より選定されたものである。

無印は、理科年表（丸善　平成６年版）

別表２については、

(1) 日本付近の地域・海域別の被害地震・津波地震の表及び震度分布図（気象庁　昭和58年３月）

(2) 地震月報（気象庁）

(3) 近畿・中国・四国の有感地震（大阪管区気象台　平成２年３月）

を参考にした。

■　共通編

［総則］

（別表１）

番号	発生年	発生 月日 時分	震央地域 地名	震央地域 北緯　東経	地震の規模（M）	神戸での震度階級	地震名	備考
*1 1	599 (推古７年)	5.28	大　和		7.0	＊ Ⅳ	—	奈良付近を震央とした場合
*1 2	684 (天武13年)	11.29 22.	室戸岬沖	32 1/4～33 1/4 135.5～135.0	8 1/4	＊ Ⅳ	—	
*3 3	701 (大宝元年)	5.12	京都府北部沿岸	35.6　135.4	7.0	＊ Ⅳ	—	
*3 4	734 (天平６年)	5.18	奈良県東南部	34.3　136.1	7.0	＊ Ⅳ	—	
5	745 (天平17年)	6. 5	岐阜県南西部	35.4　136.5	7.9	＊ Ⅳ	—	
6	827 (大長４年)	8.11	京都府南部	35.0　135 3/4	6.5～7.0	＊ Ⅴ	—	
7	868 (貞観10年)	8. 3	兵庫県南部	34.8　134.8	≧7.0	＊ Ⅴ	—	
8	887 (仁和３年)	8.26 16.	紀伊半島沖	33.0　135.3	8.0～8.5	＊ Ⅴ	—	
9	938 (天慶元年)	5.22 20～22	京都府南部	35.0　135.8	7.0	＊ Ⅳ	—	西宮付近までの震度階Ⅴ
10	976 (貞元元年)	7.22 16.	京都府南部	34.9　135.8	≧6.7	＊ Ⅳ	—	
*3 11	1038 (長暦元年)	1. 30	和歌山県東　部	34.3　135.6	6.7	＊ Ⅳ	—	
12	1070 (延久２年)	12. 1 夜　半	京都府南部	34.8　135.8	6.0～6.5	＊ Ⅳ	—	
*1 13	1096 (嘉保３年)	12.17 8.	遠州灘	33.75～34.25 137～138	8.0～8.5	＊ Ⅴ	—	
*1 14	1099 (承徳３年)	2.22 6.	紀伊半島沖	32.5～33.5 135～136	8.0～8.3	＊ Ⅳ	—	
15	1177 (治承元年)	11.26 2.	奈良県北部	34.7　135.8	6.0～6.5	＊ Ⅳ	—	
16	1185 (文治元年)	8.13 12.	滋賀県中部	35.0　135.8	7.4	＊ Ⅳ	—	
17	1317 (文保元年)	2.24 4.	京都府東部	35.0　135.8	6.5～7.0	＊ Ⅳ	—	
18	1331 (元弘元年)	8.15	紀伊水道	33.7　135.2	≧7.0	＊ Ⅳ	—	
19	1361 (正平16年)	8. 3 4.	紀伊半島沖	33.0　135.0	8 1/4～8.5	＊ Ⅴ	—	
20	1449 (宝徳元年)	5.13 8.	京都府南部	35.0　135 3/4	5 3/4～6.5	＊ Ⅳ	—	
21	1494 (明応３年)	6.19 12.	奈良県西部	34.6　135.7	6.0	＊ Ⅳ	—	
22	1498 (明応７年)	9.20 8.	遠州灘	34.0　138.0	8.2～8.4	＊ Ⅴ	—	
23	1510	9.21	奈良県西部	34.6　135.6	6.5～	＊	—	

番号	発生年	発生 月　日 時　分	震央地域 地名	震央地域 北緯　東経	地震の規模（M）	神戸での震度階級	地震名	備考
	（永正７年）	4.			7.0	Ⅳ		
24	1579 （天正７年）	2.25 10.	大阪府中部	34.7　135.5	6.0	＊ Ⅴ	—	
25	1586 （天正13年）	1.18 23.	福井県東部	36.0　136.9	7.8	＊ Ⅳ	—	
26	1596 （慶長元年）	9. 5 0.	京都府南部	34.65 135.6	7 1/2	Ⅴ	伏見地震	
27	1605 （慶長９年）	2. 3 20.	室戸岬沖	33.0　134.9	7.9	＊ Ⅳ	慶長地震	
28		2. 3 20.	房総半島 南東沖	33.5　138.5	7.9			
29	1662 （寛文2年）	6.16 12.	滋賀県西部	35.2　135.95	7 1/4～ 7.6	＊ Ⅴ	—	震度階級Ⅴは北区の一部
30	1707 （宝永４年）	10.28 14.	紀伊半島沖	33.2　135.9	8.4	Ⅴ	宝永地震	
*1 31	1711 （正徳元年）	12.20 15.	香川県北部	34.3　134.0	≒6.7	＊ Ⅳ	—	
32	1751 （宝暦元年）	3.26 14.	京都府南部	35.0　135.8	5.5～ 6.0	＊ Ⅳ	—	
33	1819 （文政２年）	8. 2 14.	滋賀県中部	35.2　136.3	7 1/4	＊ Ⅳ	—	
34	1830 （天保元年）	8.19 16.	京都府南部	35.1　135.6	6.5	＊ Ⅳ	—	
35	1854 （安政元年）	7. 9 2.	三重県西部	34.75 136.0	7　1/4	Ⅳ	—	
36	1854 （安政元年）	12.23 9.	遠州灘	34.0　137.8	8.4	Ⅴ	安政東海地震	
37		12.24 16.	紀伊半島沖	33.0　135.0	8.4	Ⅴ	安政南海地震	
*1 38	1864 （文久４年）	3. 6 1.	兵庫県中部	35.0　134.8	≒6 1/4	＊ Ⅳ	—	
39	189１ （明治24年）	10.28 6.38	愛知県 岐阜県	35.6　136.6	8.0	Ⅴ	濃尾地震	
40	1899 （明治32年）	3. 7 9.55	紀伊半島 南東沖	34.1　136.1	7.0	Ⅳ	—	
*2 41	1899 （明治32年）	7.28 19.19	六甲山	—	—	Ⅴ 有馬鳴動 この震度階級は＊２の文献による。		７月から約１年間六甲山地は鳴動が続いた。
42	1909 （明治42年）	8.14 15.31	滋賀県 姉川付近	35.4　136.3	6.8	Ⅳ～Ⅴ	江濃（姉川）地震	
43	1916 （大正５年）	11.26 15.7	明石海峡	34.6　135.0	6.1	＊ Ⅴ	—	
44	１925 （大正14年）	5.23 11. 9	但馬東部	35.6　134.8	6.8	Ⅳ	北但馬地震	
45	1923 （大正12年）	9. 1 11.58	関東南部	35.1　139.5	7.9	Ⅰ	関東大地震	

■　共通編

［総則］

番号	発生年	発生 月　日 時　分	震央地域 地名	震央地域 北緯　東経	地震の規模（M）	神戸での震度階級	地震名	備考
46	1927 （昭和２年）	3. 7 18.27	京都府北部	35.32　135.09	7.3	Ⅳ	北丹後地震	余震：震度階級Ⅲ１回
47	1936 （昭和11年）	2.21 10. 8	奈良県北部	34.35　135.43	6.4	Ⅲ	河内大和地震	
48		12.24 22.49	淡路島	34.34　135.02	4.4	Ⅲ	―	震源地：明石海峡
49	1938 （昭和13年）	1.12 0.12	紀伊水道南部	33.35　135.04	6.8	Ⅳ	―	
50	1940 （昭和15年）	1. 1 8.42	大阪湾	34.25　135.00	5.1	Ⅲ	―	
51	1940 （昭和15年）	11.18 21.47	和歌山県中部	33.56　135.25	6.3	Ⅲ	―	
52	1943 （昭和18年）	3. 4 19.13	鳥取県東部	35.26　134.13	6.2	Ⅲ	―	余震：震度階級Ⅲ1回
53		9.10 17.37	鳥取県東部	35.31　134.05	7.2	Ⅳ	鳥取地震	余震：震度階級Ⅲ２回
54	1944 （昭和19年）	7.29 16.13	兵庫県南東部	34.39　135.12	5.1	Ⅳ	―	震源地：西区付近
55		12. 7 13.35	紀伊半島南東沖	33.48　136.37	7.9	Ⅳ	東南海地震	
56	1945 （昭和20年）	1.13 3.38	三河湾	34.41　137.04	6.8	Ⅲ	三河地震	余震：震度階級Ⅲ1回
57	1946 （昭和21年）	12.21 4.19	紀伊半島南方沖	33.02　135.37	8.0	Ⅳ	南海地震	
58	1948 （昭和23年）	4.18 1.11	紀伊半島南方沖	33.17　135.37	7.0	Ⅲ	―	
59		6.15 20.44	和歌山県南部	33.45　135.24	6.7	Ⅳ	日高川地震	
60		6.28 16.13	福井県中部	36.10　136.12	7.1	Ⅲ	福井地震	
61	1949 （昭和24年）	1.20 22.24	兵庫県北部沿岸	35.37　134.32	6.3	Ⅲ	―	

＊神戸での震度階級は神戸海洋気象台の記録（『近畿・中国・四国の有感地震』）によるとＩであるが、我が国での特に顕著な被害地震であるので欄外に記載した。

（別表２）

番号	発生年	発生 月　日 時　分	震央地域 地名	北緯	東経	地震の深さ（km）	地震の規模（M）	最大震度	神戸での震度階級	地震名	備考
62	1950 （昭和25年）	4.26 16.04	和歌山県 南部	33° 57.2′N	135° 54.1′E	47km	6.5	4	3	－	
63		11. 6 2.37	四国沖	33° 21.0′N	134° 55.8′E	53km	6.7	4	3	－	
64	1952 （昭和27年）	2. 3 21.25	播磨灘	34° 39.5′N	134° 56.7′E	6km	4.5	3	3	－	震源地： 明石付近
65		7.18 1.09	奈良県	34° 27.2′N	135° 46.4′E	61km	6.7	4	4	吉野地震	
66	1961 （昭和36年）	5. 7 21.14	兵庫県 南西部	35° 02.9′N	134° 30.7′E	23km	5.9	4	3	－	
67		8.19 14.33	石川県 加賀地方	36° 06.7′N	136° 42.0′E	10km	7	4	3	北美濃地震	
68	1962 （昭和37年）	1. 4 13.35	和歌山県 南方沖	33° 39.0′N	135° 18.0′E	45km	6.4	4	3	－	
69		4.25 5.39	淡路島 付近	34° 31.3′N	134° 53.0′E	7km	4.5	3	3	－	震源地： 淡路島北部
70	1963 （昭和38年）	3.27 6.34	若狭湾	35° 48.9′N	135° 47.5′E	14km	6.9	5	3	越前岬沖 地震	
71	1965 （昭和40年）	7.20 13.04	大阪湾	34° 34.2′N	135° 03.8′E	9km	4.5	3	3	－	震源地： 淡路島北部
72	1968 （昭和43年）	4. 1 9.42	日向灘	32° 26.9′N	132° 26.2′E	22km	7.5	5	3	日向灘地震	
73	1969 （昭和44年）	9. 9 14.15	岐阜県美 濃中西部	35° 46.6′N	137° 04.6′E	3km	6.6	5	3	－	
74	1973 （昭和48年）	11.25 13.24	和歌山県 北部	33° 51.7′N	135° 25.9′E	54km	5.9	4	3	－	
75	1974 （昭和49年）	1.18 13. 3	兵庫県 南東部	34° 46.2′N	135° 04.6′E	13km	4.2	3	3	－	震源地： 西区付近
76		12. 6 20.57	和歌山県 南部	34° 02.1′N	135° 32.4′E	66km	4.6	3	3	－	
77	1984 （昭和59年）	5.30 9.39	兵庫県 南西部	34° 57.8′N	134° 35.4′E	17km	5.6	4	3	－	
78	1985 （昭和60年）	7.25 9.24	紀伊水道	33° 42.6′N	134° 44.4′E	51km	5.2	3	3	－	
79	1995 （平成７年）	1.17 5.46	大阪湾	34° 35.9′N	135° 02.1′E	16km	7.3	7	6	兵庫県 南部地震	淡路島及び阪神地域の一部で震度7 別図参照
80		1.17 5.49	大阪湾	34° 37.4′N	135° 04.3′E	13km	4.2	3	3	—	
81		1.17 5.49	兵庫県 南東部	34° 39.6′N	135° 06.9′E	12km	4.5	4	4	—	
82		1.17 5.50	兵庫県 南東部	34° 39.3′N	135° 07.8′E	13km	5.2	4	4	—	
83		1.17 5.52	兵庫県 南東部	34° 40.1′N	135° 08.7′E	15km	4	3	3	—	
84		1.17 5.53	兵庫県 南東部	34° 40.7′N	135° 09.0′E	9km	5	4	4	—	
85		1.17 7.38	兵庫県 南東部	34° 47.2′N	135° 26.5′E	12km	5.4	4	3	—	
86		1.17 8.30	淡路島 付近	34° 34.7′N	134° 59.9′E	16km	4.8	3	3	—	
87		1.17 8.58	淡路島 付近	34° 35.1′N	135° 00.3′E	19km	4.7	4	4	—	
88		1.17 9.19	兵庫県 南東部	34° 42.3′N	135° 12.2′E	15km	3.7	3	3	—	
89		1.17 12.25	大阪湾	34° 38.9′N	135° 07.6′E	16km	3.5	3	3	—	
90		1.17 13.05	兵庫県 南東部	34° 41.5′N	135° 10.2′E	15km	4.8	3	3	—	
91		1.17 23.03	兵庫県 南東部	34° 42.4′N	135° 12.4′E	14km	3.6	3	3	—	

■　共通編

［総則］

番号	発生年	発生 月　日 時　分	震央地域 地名	北緯	東経	地震の深さ（km）	地震の規模（M）	最大震度	神戸での震度階級	地震名	備考
92	1995 （平成７年）	1.18 0.51	兵庫県 南東部	34° 41.0′N	135° 10.5′E	16km	4.8	3	3	—	
93		1.18 5.25	兵庫県 南東部	34° 41.7′N	135° 10.9′E	15km	4.5	3	3	—	
94		1.18 6.50	兵庫県 南東部	34° 41.2′N	135° 09.9′E	13km	4.6	3	3	—	
95		1.19 5.12	兵庫県 南東部	34° 40.0′N	135° 09.5′E	11km	3.5	3	3	—	
96		1.19 10.36	兵庫県 南東部	34° 44.0′N	135° 16.7′E	11km	4	3	3	—	
97		1.20 15.38	兵庫県 南東部	34° 41.8′N	135° 12.3′E	15km	3.6	3	3	—	
98		1.21 21.12	淡路島 付近	34° 34.5′N	134° 59.6′E	13km	4.3	4	3	—	
99		1.23 6.02	播磨灘	34° 32.0′N	134° 54.1′E	16km	4.7	3	3	—	
100		1.23 21.44	兵庫県 南東部	34° 47.7′N	135° 18.7′E	16km	4.3	3	3	—	
101		1.25 23.15	兵庫県 南東部	34° 47.5′N	135° 18.2′E	15km	5.1	4	4	—	
102		1.28 8.　6	兵庫県 南東部	34° 41.4′N	135° 10.1′E	10km	2.8	3	3	—	
103		2.　2 16.19	兵庫県 南東部	34° 41.6′N	135° 08.3′E	18km	4.2	3	3	—	
104		2.18 21.37	淡路島 付近	34° 26.4′N	134° 48.8′E	16km	5	4	3	—	
105		9.　9 0.39	紀伊水道	33° 46.2′N	135° 09.7′E	54km	4.5	3	3	—	
106		9.12 6.30	兵庫県 南東部	34° 42.1′N	135° 11.7′E	13km	3.9	3	3	—	
107		10.14 2.04	大阪湾	34° 37.8′N	135° 06.6′E	15km	4.7	4	4	—	
108	1997 （平成９年）	5.14 2:37	兵庫県 南部	34° 44.4′N	135° 14.4′E	14km	M3.3	3	3		
109	1999 （平成11年）	7.15 19.25	大阪湾	34° 38.7′N	135° 08.1′E	13km	3.9	3	3	—	
110		8.21 5.33	和歌山県 北部	34° 01.8′N	135° 28.2′E	66km	5.6	5弱	3	—	
111	2000 （平成12年）	10.　6 13.30	鳥取県 西部	35° 16.4′N	133° 20.9′E	9km	7.3	6強	4	鳥取県 西部地震	
112		10.31 1.42	三重県 南部	34° 17.9′N	136° 19.2′E	39km	5.7	5弱	3	—	
113	2001 （平成13年）	3.24 15:27	安芸灘	34° 07.9′N	132° 41.6′E	46km	M6.7	6弱	3	芸予地震	
114		8.25 22.21	京都府 南部	35° 09.1′N	135° 39.6′E	8km	5.4	4	3	—	
115	2004 （平成16年）	9.　5 19.07	三重県 南東沖	33° 01.9′N	136° 47.8′E	38km	7.1	5弱	3		
116		9.　5 23.57	三重県 南東沖	33° 08.2′N	137° 08.4′E	44km	7.4	5弱	3	—	
117	2005 （平成17年）	2.14 0:22	兵庫県 南東部	34° 41.0′N	135° 08.2′E	13km	M4.1	3	3		
118	2008 （平成20年）	4.17 0:58	大阪湾	34° 36.5′N	135° 03.9′E	10km	M4.1	4	3		
119	2009 （平成21年）	2.18 6:47	岐阜県美 濃中西部	35° 39.7′N	136° 18.8′E	9km	M5.2	4	3		
120	2011 （平成23年）	1.28 22:48	兵庫県 南東部	34° 43.8′N	135° 16.0′E	6km	M3.6	3	3		
121	2013 （平成25年）	7.17 12:07	淡路島 付近	34° 34.4′N	135° 00.8′E	17km	M4.0	3	3		
122		4.13 5:33	淡路島 付近	34° 25.1′N	134° 49.7′E	15km	6.3	6弱	3	—	震源地： 淡路島北部

番号	発生年	発　生 月　日 時　分	震央地域 地名	北緯	東経	地震の深さ（km）	地震の規　模（M）	最大震度	神戸での震度階級	地震名	備考
123	2016 （平成28年）	10.21 14.07	鳥取県 中部	35° 22.8′N	133° 51.3′E	11km	6.6	6弱	3	―	
124	2018 （平成30年）	6.18 7.58	大阪府 北部	34° 50.6′N	135° 37.3′E	13km	6.1	6弱	4	―	阪神地域の一部で震度5弱
125	2024 （令和6年）	1.1 16.10	石川県 能登地方	37° 29.7′N	137° 16.2′E	16km	7.6	7	3	令和６年 能登半島地震	

注　この地震の表は、寺島前神戸大学理学部教授、神戸地方気象台（旧神戸海洋気象台）が作成した。

■　共通編
［総則］

資料 6-1-2 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の被害に関するデータ（神戸市）

１．兵庫県南部地震の特徴

①　神戸市を含む阪神地域で発生した大都市直下型地震であった（マグニチュード 7.3)。

②　深さ 16km という比較的浅い部分で発生し、長さ 50km ほどで、上下方向に地表近くから深さ 15km 程度の鉛直な長方形に近い破壊面ができ、大きなエネルギーが一挙に開放されるタイプで、地震の継続時間が短い反面、揺れの振幅が 18cm と観測史上最大になるという強い地震であった。このため、過去に経験したことのない大災害となった。(防災データベース(以下防災 DB という）総則資料 2-1 過去の地震)

２．被害の特徴

①　平成 17 年 12 月 22 日時点で、市内の死者 4,571 人、行方不明者２人、負傷者 14,678 人、家屋の全・半壊 122,566 棟、全・半焼 7,045 棟となるなど、関東大震災以来の大きな被害をもたらした。

②　大都市を直撃した地震のため、電気、上・下水道、ガス、電話などの被害が広範囲になるとともに、道路や鉄道も途絶されるなどライフラインに壊滅的な打撃を与えた。

③　古い木造住宅の密集した地域において、地震による広範囲な倒壊、火災が発生し、兵庫区、長田区などでは火災が同時多発した。

④　設計上、想定していた地震をはるかに上回る揺れのため、大規模構造物にも甚大な被害が発生した。

⑤　市役所(２号館)や病院、消防署等の施設が被害を受けたほか、市場、商店街、工場、事務所等の倒壊・焼失により、経済基盤に大きな影響を与えた。

３．神戸市の主な被害状況一覧　　(H17.12.22 時点)

被害区分		単位	被害状況	備考
人	死者	人	4,571	
	行方不明者	人	2	
	負傷者	人	14,678	
建物	全壊	棟	67,421	
	半壊	棟	55,145	
	全焼	棟	6,965	
	半焼	棟	80	
その他	がけくずれ	カ所	68	
	市立学校等	カ所	296	市立幼・小・中(分校舎を含む)・高・高専・外大
	病院	カ所	103	

被害区分		単位	被害状況	備考
の被害	道路	カ所	960	
	橋梁	カ所	74	
	河川	河川	53	
	公園	カ所	419	
	港湾	バース	239	大型岸壁のみ
	漁港	カ所	2	漁港数
	クリーンセンター	カ所	5	クリーンセンター数
	鉄道	カ所	9	鉄道数
	水道	戸	650,000	
	工業用水	カ所	82	工場数
	下水道		汚水管渠：約 63.5km、雨水幹線：約 9.5km、 処理場：東灘(機能停止)、中部(機能 50%以下)、西部(80%低下)	
	電話	回線	121,950	市内回線数 517,000 回線
	電気	軒	1,000,000	関西電力送配電㈱管内、一時の停電は除く
	ガス	軒	493,050	市内供給軒数 626,370 軒

（市災害対策本部調べ）

４．被害の概要

①　避難者数：236,899 人(599 避難所、平成７年１月 24 日最多)

②　火災発生件数：175 件(１月 17 日～27 日)

③　焼損延べ面積：約 82ha

④　宅地の被害、擁壁の損壊等：約 3,000 件

⑤　ライフラインの被害

	地震発生時の状況	復旧状況
水道	地震発生と同時に市街地を中心に断水	4/17 応急復旧完了
工業用水	地震発生と同時に臨海部の工場を中心に断水	4/10 応急復旧完了
下水道	地震発生と同時に市街地を中心に管路一部破損、処理場一部機能停止、一部機能低下	5/31 応急復旧完了東灘処理場を除き平成８年度末で復旧完了
電気	地震発生と同時に市街地を中心に停電	1/23 応急復旧完了
ガス	地震発生と同時に供給停止	4/11 復旧宣言
電話	地震発生と同時に市街地を中心に不通、約 12 万回線	1/31 復旧宣言

■　共通編

［総則］

道　　路	長田楠日尾線等の道路災害 960 件、東魚崎橋等の橋梁災害 74 件、道路への倒壊家屋約 8,000 件	
鉄　　道	地震発生と同時に全鉄道途絶	(全線復旧)北神急行電鉄：1/18、市営地下鉄：2/16、JR･在来線：4/1、新幹線：4/8、阪急電鉄：6/12、山陽電鉄：6/18、神戸電鉄：6/22、阪神電鉄：6/26、神戸高速鉄道：8/13、ポートライナー：7/31、六甲ライナー：8/23

⑥　社会福祉施設等の被害

ア　福 祉 事 務 所：灘福祉事務所、外壁及び柱等の主要構造部の亀裂により使用不能
その他の７福祉事務所、一部損壊

イ　保 護 施 設 等：　7 施設中、全壊２、　　一部損壊　5

ウ　保　　育　　所：158 施設中、全壊５、半壊４、一部損壊 123

エ　養　護　施　設：　13 施設中、　　半壊２、一部損壊　11

オ　母　　子　　寮：　9 施設中、全壊１、　　一部損壊　8

カ　児　　童　　館：102　館 中、全壊１、半壊１、一部損壊　94

キ　障害児・者施設：　41 施設中、全壊１、　　一部損壊　25

ク　老 人 ホ ー ム：　34 施設中、全壊１、　　一部損壊　31

ケ　生 活 文 化 会 館：　8　館 中、全壊１、　　一部損壊　7

コ　地域福祉センター：119 施設中、全壊１、　　一部損壊　77

サ　在宅福祉センター：　19 施設中、　　一部損壊　16

シ　老人いこいの家：　98 施設中、全壊３、半壊６、一部損壊　40

⑦　医療機関の被害

ア　市立病院

ⅰ　西市民病院：本館５階部分完全損壊、使用不能

ⅱ　中央市民病院：建物・設備大規模改修必要、医療機器被害大

イ　保健所：建物・外壁・柱亀裂、機器破損等

ウ　民間医療施設等

ⅰ　病院：112 病院のうち、全壊・全焼 4、半壊･半焼 8、被害軽微及び被害なし 100

ⅱ　診療所：1,363 機関のうち、全・半壊、全・半焼 259、被害軽微 926

ⅲ　歯科診療所：807 機関のうち、全・半壊、全・半焼 188、被害軽微 229

⑧　公衆浴場の被害：194 施設のうち、全壊・全焼 56、半壊 60、一部損壊 43

⑨　中央卸売市場及び公設市場の被害

ア　中央卸売市場

ⅰ　本場：一部損壊、一部建替必要

ⅱ　東部市場：一部使用不能、一部建替必要

イ　公設市場

ⅰ　長田は倒壊、使用不能

ⅱ　宇治川は被害甚大、補強工事必要

ⅲ　月見山及び西須磨は一部使用不能

ⅳ　灘及び鈴蘭台は被害なし

⑩　産業界の被害

ア　大手企業等

ⅰ　神戸製鋼所：設備被害総額約 740 億円、４月２日に高炉に火入れ、８，９月に本格稼動

ⅱ　川崎製鉄：神戸工場のカラー鋼板製造ラインに被害、復旧断念、撤退(震災前の計画より１年前倒し)

ⅲ　三菱重工：建物・クレーン・岸壁の損壊等被害総額数百億円

ⅳ　住友ゴム：神戸工場半壊、工場閉鎖、跡地は研究所集約の予定

イ　中小製造所

ⅰ　機械金属工業会：407 社のうち、全壊・全焼 72 社

ⅱ　集団化団地：29 団地・352 社のうち、全・半壊 5 団地・35 社、設備破損 3 団地・6 社

ウ　地場産業

ⅰ　ケミカル：日本ケミカルシューズ工業組合加盟 192 社のうち、全・半焼 158 社、長田・須磨区内関連企業約 1,600 社のうち全・半焼は約 80%

ⅱ　清酒：灘五郷酒造組合加盟 31 社のうち約 60%が、全・半壊、その他も設備被害甚大 14 社、約１割の企業が業務再開困難

ⅲ　洋菓子：中堅・大手は本社、工場、店舗等のいずれかが全・半壊

ⅳ　紳士服：神戸洋服商工業協同組合加盟 70 名のうち全・半壊 47 名

ⅴ　靴：神戸靴メーカー協同組合加盟６社のうち全・半壊５社

ⅵ　アパレル：ＫＦＡ加盟 49 社のうち全・半壊４社

ⅶ　真珠：日本真珠輸出組合加盟 97 社のうち全・半壊５社

エ　農漁業

ⅰ　塩屋漁港・垂水漁港等で護岸の滑動・陥没、道路の亀裂・陥没等の被害

ⅱ　水産業共同利用施設(のり加工場、採苗施設、給油施設)の損壊

ⅲ　農業用ため池堤体亀裂等、北区 87 件、西区 146 件

ⅳ　水路・パイプラインの一部破損 330 カ所、農道亀裂 25 件

オ　百貨店

ⅰ　そごう神戸店：本館２階北側部分圧壊、２階以上を撤去し復旧(９階建)。被害甚大

ⅱ　大丸神戸店：本館の半分は建替必要・本館西側及び新館は被害小

ⅲ　三宮阪急：被害甚大、建物撤去し撤退

ⅳ　神戸デパート：被害甚大、建物撤去し撤退

カ　市場・商店街：東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨の６区では、商店街に属する店舗の 33%、市場に属する店舗の 45%が全壊・半壊、一部損壊を加えるとほとんどの店舗が被害

キ　貿易業界：市内に拠点のある神戸貿易協会会員 489 社のうち全壊 57 社、半壊 50 社。神戸港での荷揚げ・船積みや交通網に支障、営業に大きな影響

ク　港湾運送・倉庫業界：神戸市内に拠点のある港湾運送事業者 135 社のうち、101 社において何らかの被害。また倉庫業者 145 社のうち、76 社 248 棟において何らかの被害。神戸港での荷揚げ、船積みや交通網に支障をきたしているため、営業に大きな影響

ケ　ホテル・旅館：主要ホテル内部損傷甚大

⑪　市営住宅の被害

ア　解体：34 棟・2,308 戸

イ　大規模補修：166 棟・6,664 戸
ウ　補修：452 棟・16,144 戸

⑫　港湾施設の被害
ア　岸壁：岸壁本体の滑動・傾斜、エプロン舗装の沈下・陥没
イ　埠頭用地：ヤード舗装の沈下・陥没、クレーン基礎の破損
ウ　防波堤・護岸：本体の沈下・傾斜・破損
エ　橋梁・高架道路：下部工の変位に伴う支承の損傷、橋脚の破損・鉄筋の露出
オ　上屋：沈下・傾斜・破損
カ　荷役機械：クレーン本体の脱輪・破損
キ　緑地：緑地護岸の滑動・傾斜、舗装の沈下・陥没
ク　海岸保全施設：防潮護岸の沈下、防潮堤の沈下・破損、水門・鉄扉損傷

⑬　下水道施設の被害
ア　下水処理場
ⅰ　東灘処理場：導水管路の破断、水処理施設の漏水等により処理不能
ⅱ　中部処理場・西部処理場：機能低下
イ　汚水管渠：一部損傷　約 63.5km(シールドの軽微なクラックは除く)
ウ　雨水幹線：一部損傷　約 9.5km

⑭　教育施設等の被害
ア　学校園：建替要 21 校園 27 棟、大規模改修要 10 校園 10 棟、中規模改修要 35 校園 47 棟、計 50 校園(延 66 校園)84 棟、小規模改修要・設備備品損傷等 245 校園２分校
イ　博物館等：博物館は被害大、小磯記念美術館及び青少年科学館は一部損傷
ウ　図書館：中央・旧館、長田は被害大
エ　公民館：一部損傷
オ　体育館
ⅰ　中央体育館：内外壁亀裂、天井吹音パネル落下等
ⅱ　ポートアイランドスポーツセンター：外周部陥没、競技場部分の沈下、水槽破損等
ⅲ　ポートアイランドホール：アリーナセンタースピーカー落下、床面損傷
ⅳ　東灘体育館等地区体育館：内外壁クラック及び外溝破損
ⅴ　市営球場：野球場ブロックべい倒壊、プールサイド亀裂
カ　文化財
ⅰ　国宝、国指定重要文化財
・旧神戸居留地十五番館：倒壊
・風見鶏の館(旧トーマス住宅)：煙突落下、屋根損傷、壁面亀裂
ⅱ　県指定重要有形文化財
・清盛塚石造十三重塔：五層以上倒壊
・山邑酒造㈱酒蔵及び山邑家住宅：全壊
ⅲ　市指定伝統的建造物
・旧アメリカ領事館舎：煙突落下・屋根損傷。
・キャセリン邸：煙突落下、屋根大破
ⅳ　歴史的建造物

・徳光院本堂：壁落下、床柱亀裂

⑮　市役所・区役所庁舎等市及び関係団体所管施設の被害

ア　市役所：２号館６階圧潰、５階以上を撤去し復旧（５階建）、その他壁面亀裂・窓ガラス破損、倉庫、書庫開閉不能等

イ　区役所：灘区庁舎外壁・柱等亀裂、一部使用不能

ウ　区民センター等：

ⅰ　六甲道勤労市民センター：被害大

ⅱ　勤労会館：外内部損壊

ⅲ　灘区民ホール：南側梁一部損壊・大ホール天井落下、その他 24 施設一郎損壊

エ　廃棄物処理施設

ⅰ　クリーンセンター：地盤沈下及び建物一部損傷

ⅱ　空缶リサイクルセンター：被害大、稼働停止

ⅲ　環境美化機動隊事務所：被害甚大、建物解体

ⅳ　その他事務所等一部損傷多数

オ　消防庁舎：生田・水上署及び青木出張所は建替必要、葺合署は大規模改修

カ　水道庁舎：東部センター：全壊、西部センター：一部類焼、垂水センター：一部損壊

キ　公園施設等

ⅰ　都市公園：1,226 公園のうち 419 公園（34％）で擁壁崩壊、舗装陥没、液状化、地割れ施設損傷等

ⅱ　自然公園：林道２カ所、ハイキングコース 48 コース等に一部被害

ク　商工貿易センター：給排水・空調設備等損壊、外周部陥没等

ケ　産業貿易展示館：汚水管一部損壊、ガラス破損多数、電気空調設備損壊

コ　産業振興センター：壁面一部落下・亀裂、天井・床一部水損、照明・音響設備一部破損等

サ　国際会館：７階部分圧潰、解体撤去

シ　地下街：交通センタービル５階部分圧潰・4 階以上解体撤去、さんちか被害軽微

ス　航空旅客ターミナル：固定橋使用不能、ポンツーンドルフィン損壊、建物外壁亀裂

セ　海上アクセス：ポンツーンドルフィン損壊、コンピュータ使用不能、整備工場破損

ソ　フェリーセンター：建物傾斜・外壁亀裂等

タ　航空貨物ターミナル：上屋損傷

チ　神戸港振興協会：ポートタワーの受水槽破損・渡り廊下亀裂、中突堤中央ビル外壁・柱亀裂等

ツ　神戸交通振興㈱：北野坂一番館ビルの傾斜、エレベーターシャフトのひずみ等

⑯　コンビナート等の被害

ア　屋外タンク：タンク本体の変形・座屈、不等沈下、タンクの基礎・地盤の沈下・亀裂・崩壊

イ　防油堤：亀裂、破損、開口

ウ　高圧ガス貯蔵タンク：２万トンＬＰＧタンクからの漏洩（７万人の避難勧告）

エ　地区護岸：傾斜、沈下、崩壊

⑰　その他

上記の直接的被害にとどまらず、避難所生活の長期化、それに伴う精神的疲労や子ども・高齢者、障害者等への心理的影響、学校等教育機能の低下、ライフラインの復旧の遅れ・交通渋滞などによる不便な生活の長期化や都市機能の低下、雇用の不安定化など市民の生活に対する震災の影響は

さまざまな面に現れた。

また、産業面においても、企業の市外への移転や被災による生産量の低下、港湾施設の被害に伴うコンテナ貨物の他港へのシフト、高速道路の寸断や復旧工事による交通容量の不足等により、神戸のみならず日本経済へ深刻な影響を及ぼした。

さらに、大量の災害廃棄物処理の長期化やこれに伴う環境への影響など、震災がもたらした被害は広範囲で多方面にわたる深刻なものとなった。

兵庫県南部地震　現地調査による震度７の分布

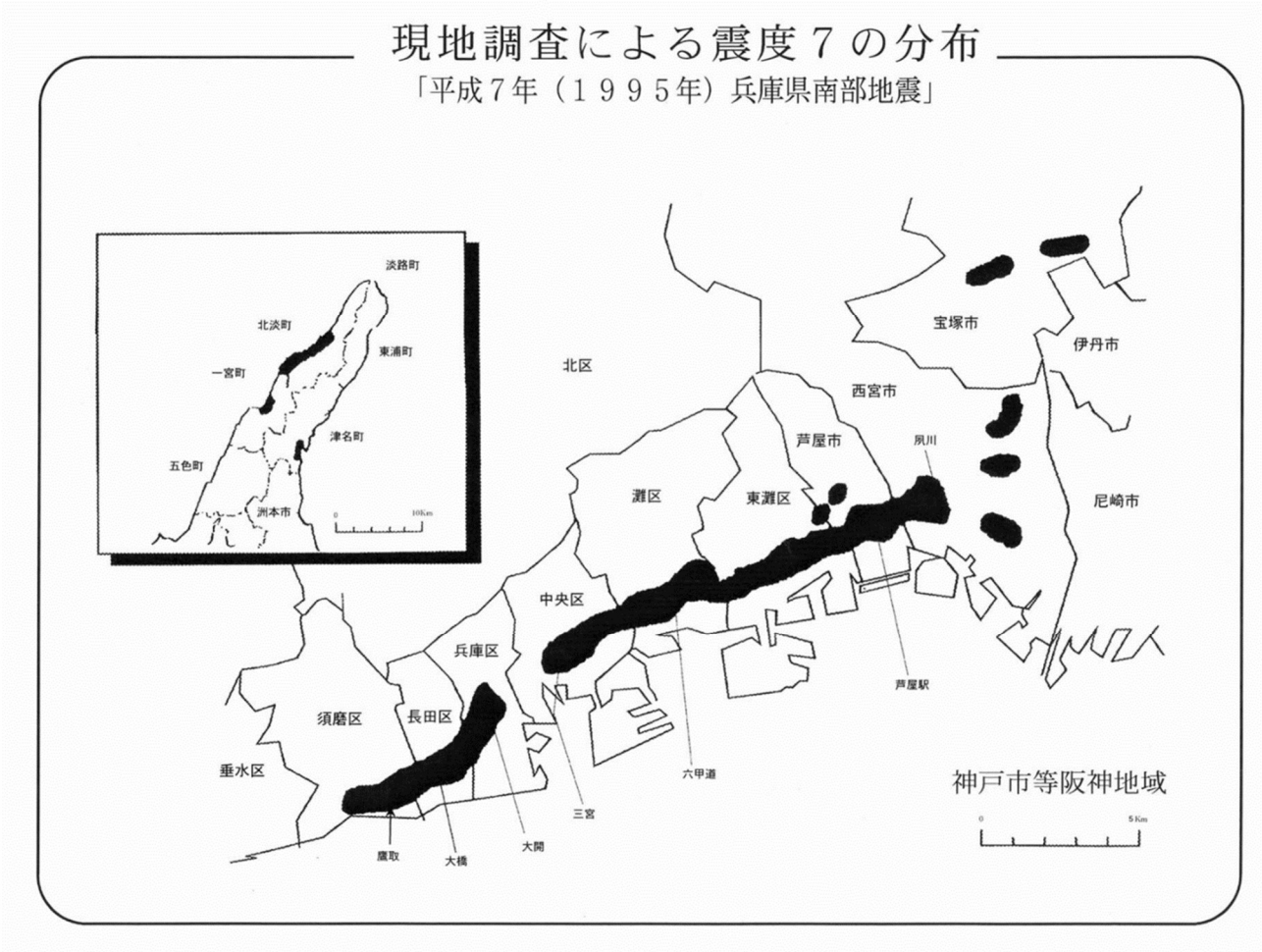

資料 6-1-3 兵庫県沿岸域における津波被害想定調査抜粋（兵庫県津波災害研究会）

平 成 12 年 3 月

兵庫県津波災害研究会

計算条件

計算格子間隔	3,600m，1,800m，600m，200m，100m，50m，25m
検討対象津波	①地震規模…M8.4(安政南海地震津波(1854年，M8.4)相当) ②震源位置…安政南海地震震源位置より東に約100km＝宝永地震震源位置 ③基本断層モデル…安政南海地震津波をモデルとした相田モデル (1981，Model20’，下図参照) 出典：佐藤良輔編著「日本の地震断層パラメータ・ハンドブック」pp.133
計算時間	６時間
計算時間間隔	0.6秒(計算の安定条件式を満足させるための時間)
粗度係数　n	n=0.025(s/m・)
計算潮位	朔望平均満潮位(H.W.L)　T.P.+0.8m(K.P.=+1.70m) ※神戸地区工事用基準面(K.P.)を採用
構造物条件	①神戸市港湾整備局により、水際線構造物の天端高の提供を得て、データ化 ②既設防潮施設のうち、検討対象とする鉄扉、陸閘、防潮水門については、神戸市港湾整備局提供資料により、施設規模、施設敷き高から選定 ・角落、制水扉、常時閉鎖されている施設は対象外 ・施設敷き高が『T.P.+3.0m(K.P.+3.9m)※』以下の施設を対象 ※T.P.+3.0m＝「予想最高津波高さ＋余裕高50cm」の値
津波評価	津波評価点における津波高さ時系列変化図　参照

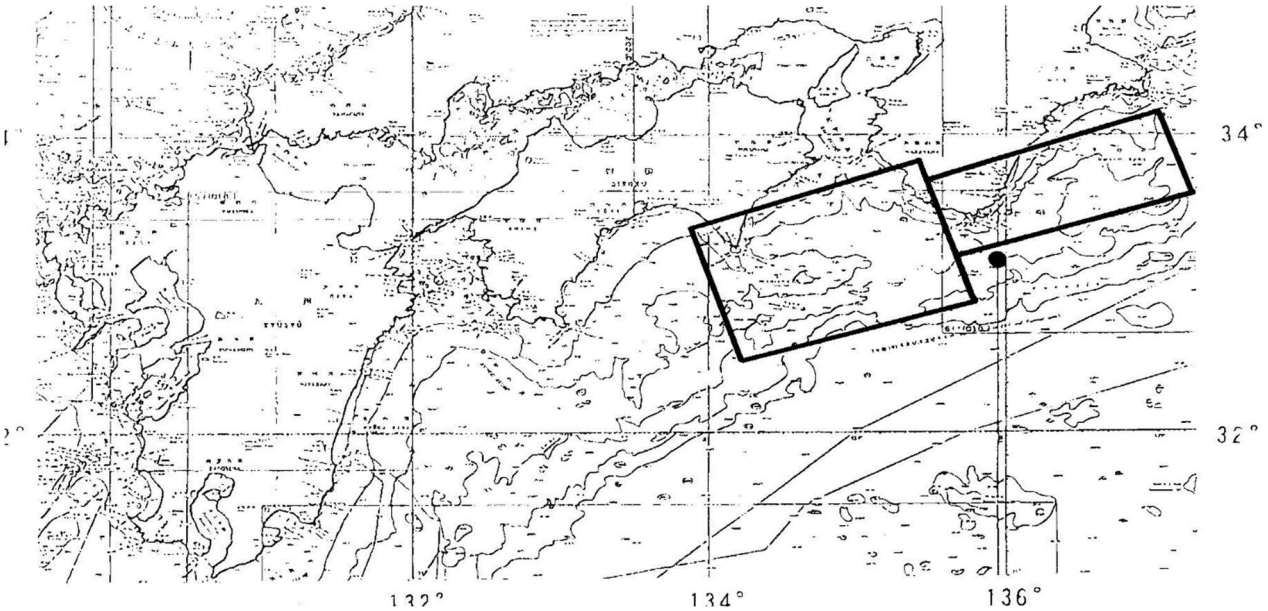

想定津波震源位置と断層モデル

■　共通編

［総則］

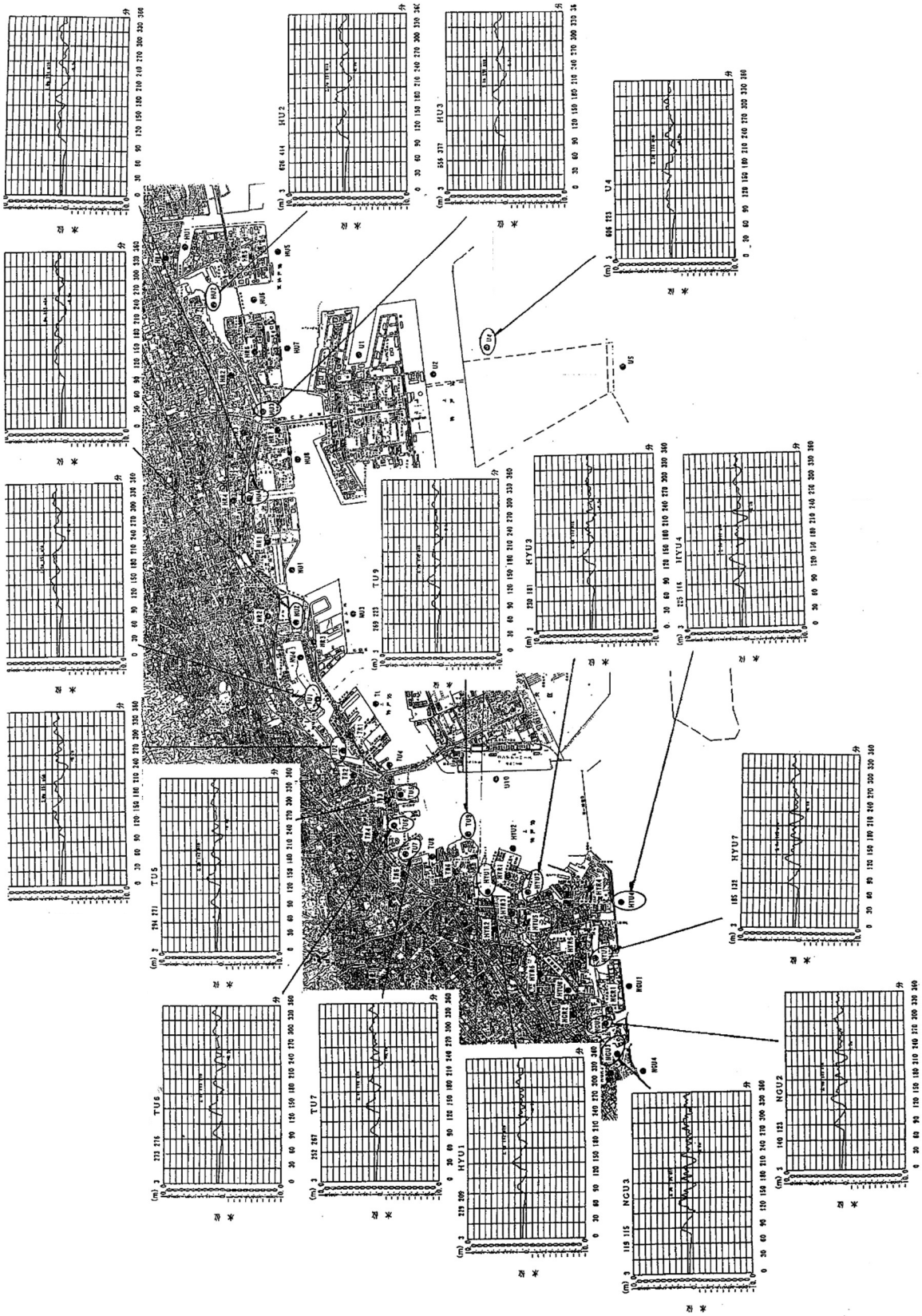

津波評価点における津波高さ時系列変化図

資料 6-1-4 東南海、南海地震に関する報告抜粋
（中央防災会議「東南海、南海地震に関する専門調査会」）

平成15年12月

１．被害の全体像

東南海・南海地震の同時発生（朝５時発生のケース）により、揺れ、地盤の液状化、津波、火災等により、東海地震に係る被害想定を大きく上回る極めて広域かつ甚大な被害が発生すると想定される。

建物全壊棟数は約33万棟～36万棟となり、水道、電気、ガス等ライフラインにも大規模な供給支障が発生し、地震発生の一週間後には約500万人の避難生活者が発生するものと想定される。また、多数の犠牲者も想定され、約１万２千人～１万８千人に及ぶ貴い人命が失われるおそれがある。

これらの建物被害、人的被害、生活支障等の被害は、東海地方や和歌山県・高知県など太平洋に面した地域を中心とし、内陸部や瀬戸内海、九州地方等も含め、非常に広域にわたって発生すると想定される。

２．被害の特徴

（１）極めて甚大な被害

上記１．の被害に加え、地域内で対応困難な重傷者は最大約３万６千人に達し、域外からの人命救助の支援や医療支援が必要となるほか、米（250万kg／日）や水（15,000kl／日）など大量の物資不足が発生すると想定される。

（２）非常に広域にわたる揺れ、津波の被害

強い揺れによる建物被害、人的被害は、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県等を中心に、東海地震とほぼ同規模の被害が広範囲で発生する。

さらに、高い津波による建物被害、人的被害は、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県等を中心に、東海地震の数倍に及ぶ極めて甚大な被害が広範囲で発生する。

地震発生時の応急活動も広域にわたって実施され、応援部隊の配備も国家的な観点から行う必要が生じる。

（３）広域に津波が来襲することによる多数の犠牲者

高い津波が極めて広い範囲に及ぶことにより、津波からの逃げ遅れによる死者数は約3,300人にのぼると想定される。しかし、住民の避難意識が低く、地震直後に津波からの迅速な避難が十分に行われなかった場合は、死者数は約8,600人にまで拡大すると想定され、津波避難に関する意識向上の徹底が必要であることが明らかになった。

（４）揺れによる建物被害に伴う多数の犠牲者

揺れによる建物被害に伴う死者数は最大約6,600人にも上ると想定され、建物耐震化の緊急的実施や建物の耐震性を踏まえた適切な避難行動等の必要性が明らかになった。

（５）地震と津波による複合災害

戦後の日本で発生した津波は、地震の揺れにより海岸の施設が損傷したところに来襲したものはないが、東南海・南海地震は海溝型地震であり、沿岸部では、強い揺れと大きな津波に襲われ甚大な被害が発生する。地震の揺れと液状化により海岸や河川堤防の損壊や水門の機能支障が発生するおそれがあり、その場合津波被害が拡大したり、地震の揺れに伴う建物の倒壊により下敷きになったところへ津波が来襲することにより死者数が増加するなど、地震と津波による複合災害に十分備える必要がある。

（６）甚大な経済的被害

東南海・南海地震の同時発生により直接被害、間接被害あわせて約57兆円の経済被害が発生することから、これらの経済的被害をできるだけ減少させるための予防対策等を国、地方公共団体等だけでなく、企業も含めて進める必要がある。

■　共通編

［総則］

東南海・南海地震に係る被害想定結果

○建物全壊棟数（朝５時のケース）

	東南海・南海地震	（参考）東海地震 （東海地震対策専門調査会）
揺れ	静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県等強い揺れが生じる地域を中心に、約170,200棟　※	静岡県、愛知県東部、山梨県南部等を中心に 約170,000棟
液状化	揺れの大きい地域や軟弱地盤を中心に、 約83,100棟	揺れの大きい地域や軟弱地盤を中心に、 約26,000棟
津波	三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県等の沿岸部を中心に、約40,400棟　※	静岡県、三重県等の沿岸部を中心に、約6,800棟
火災	（風速３ｍの場合）約13,200棟 （風速15ｍの場合）約40,600棟	（風速３ｍの場合）約14,000棟 （風速15ｍの場合）約50,000棟
崖崩れ	揺れの大きい地域を中心に崖崩れが発生し、 約21,700棟	揺れの大きい地域を中心に崖崩れが発生し、 約7,700棟
合計	（風速３ｍの場合）約328,600棟 （風速15ｍの場合）約356,100	（風速３ｍの場合）約230,000棟 （風速15ｍの場合）約260,000棟

※(参考)

・地震動による水門の閉鎖不能等を考慮した場合の津波による建物被害の増加は、約 16,300 棟

・震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合、地震の揺れによる建物被害の増加は約 32,300 棟

○ライフライン等

	東南海・南海地震	（参考）東海地震 （東海地震対策専門調査会）
水道	断水人口（発生直後）約1,600万人	断水人口（発生直後）約550万人
電気	停電人口（発生直後）約1,000万人	停電人口（発生直後）約520万人
ガス	供給支障人口（１週間後）約300万人	供給支障人口（１週間後）約290万人
交通施設	道路、鉄道等にも被害が発生し、一定期間利用困難となることも想定。港湾は、特に、液状化や津波による機能低下・停止が想定	
避難生活	地震発生の１週間後には約500万人の避難者	地震発生の１週間後には約190万人の避難者
物資不足	米は最大約250万ｋｇ、飲料水は最大約15,000ｋｌ、その他食料、毛布、肌着等が不足	米は最大約41万ｋｇ、飲料水は最大約5,500ｋｌ、その他食料、毛布、肌着等が不足
医療対応	地域内で対応困難な重傷者は最大で 約36,000人	地域内で対応困難な重傷者は最大で 約27,000人
その他	ブロック塀の倒壊やビルからの落下物等の被害、危険物・高圧ガス施設の被害、文化財の被害、津波による漁船・船舶、水産関連施設被害等	

○死者数（朝５時のケース）

	東南海・南海地震	（参考）東海地震 （東海地震対策専門調査会）
揺れ	約 6,600人　※	約 6,700人　※
液状化	死者は発生せず	死者は発生せず
津波	住民の避難意識の程度により 約 3,300～約 8,600人　※	住民の避難意識の程度により 約 400人～約 1,400人
火災	（風速　３ｍの場合）　約 100人 （風速 15ｍの場合）　約 500人	（風速　３ｍの場合）　約 200人 （風速 15ｍの場合）　約 600人
崖崩れ	約 2,100人	約 700人
合計	約 12,100人～約 17,800人　※	約 7,900人～約 9,200人

（過去の地震災害の実態を踏まえて推計）

※（参考）

・地震動による水門の閉鎖不能等を考慮した場合、津波による死者数の増加は、住民の避難意識の程度により約 1,400 人～約 3,200 人

・震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合の地震の揺れによる死者数の増加は、約 1,400 人

○死者数は、揺れ、津波、火災、崖崩れによる通常ケースの被害のみ定量的に算出したものであり、落下物等上記要因意外でも人的被害は発生する。

○また、海水浴シーズンにおける海水浴客の被害や、水産業関係者等が漁船等の確認のため海岸部に集まったときの被害など、特徴的なケースでは極めて甚大な被害が発生することも考えられる。

■　共通編

［総則］

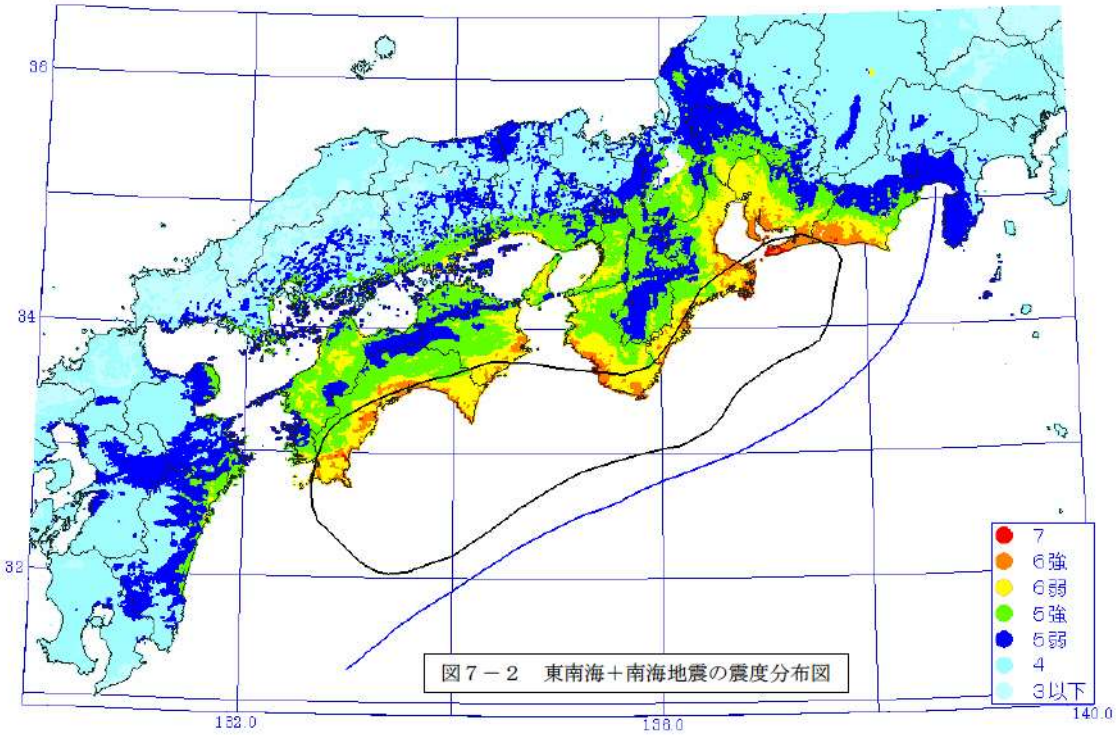

東南海＋南海地震の震度部分布図

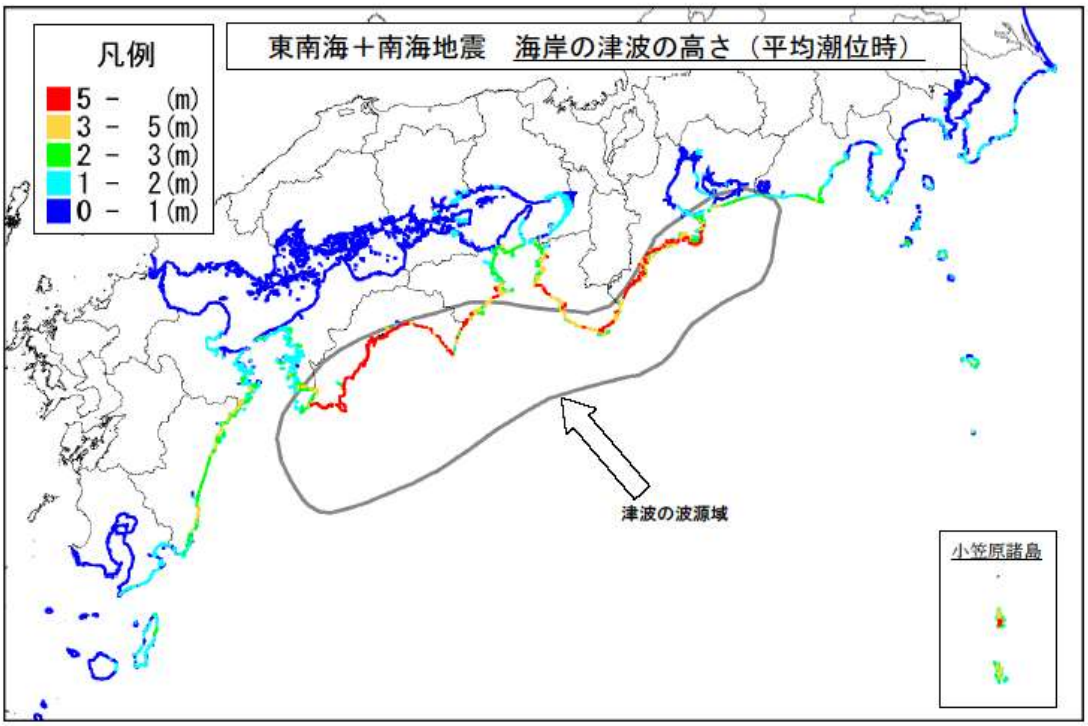

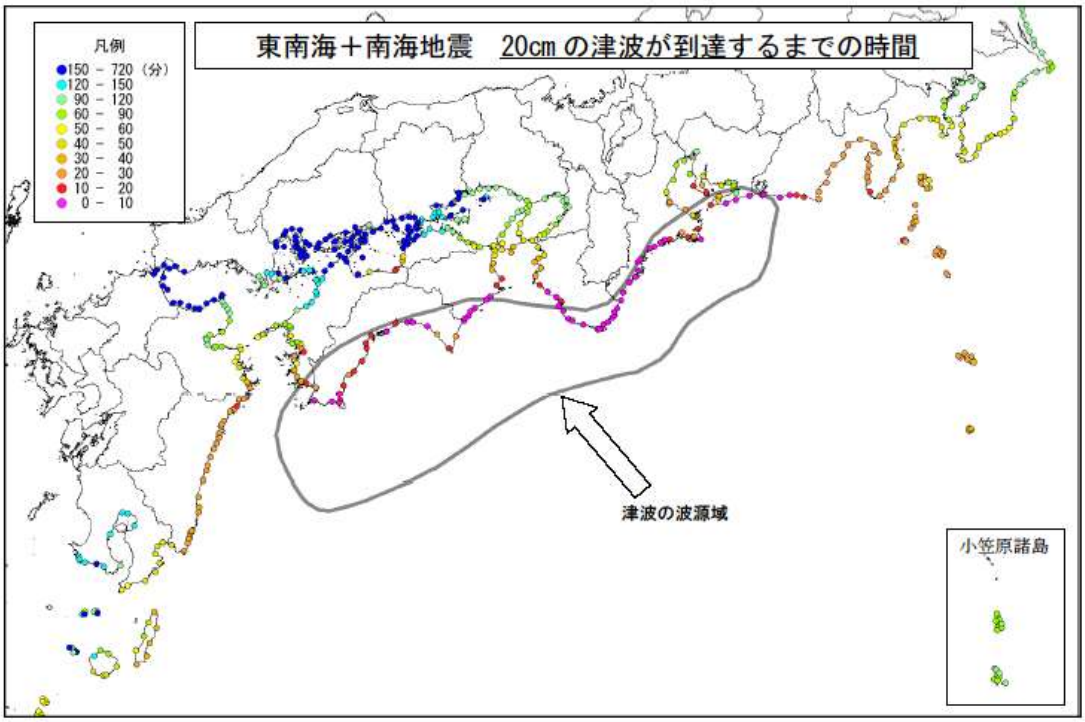
東南海＋南海地震　20cm の津波が到達するまでの時間
凡例
150 － 720（分）
120 － 150
90 － 120
60 － 90
50 － 60
40 － 50
30 － 40
20 － 30
10 － 20
0 － 10
津波の波源域
小笠原諸島

■　共通編

［総則］

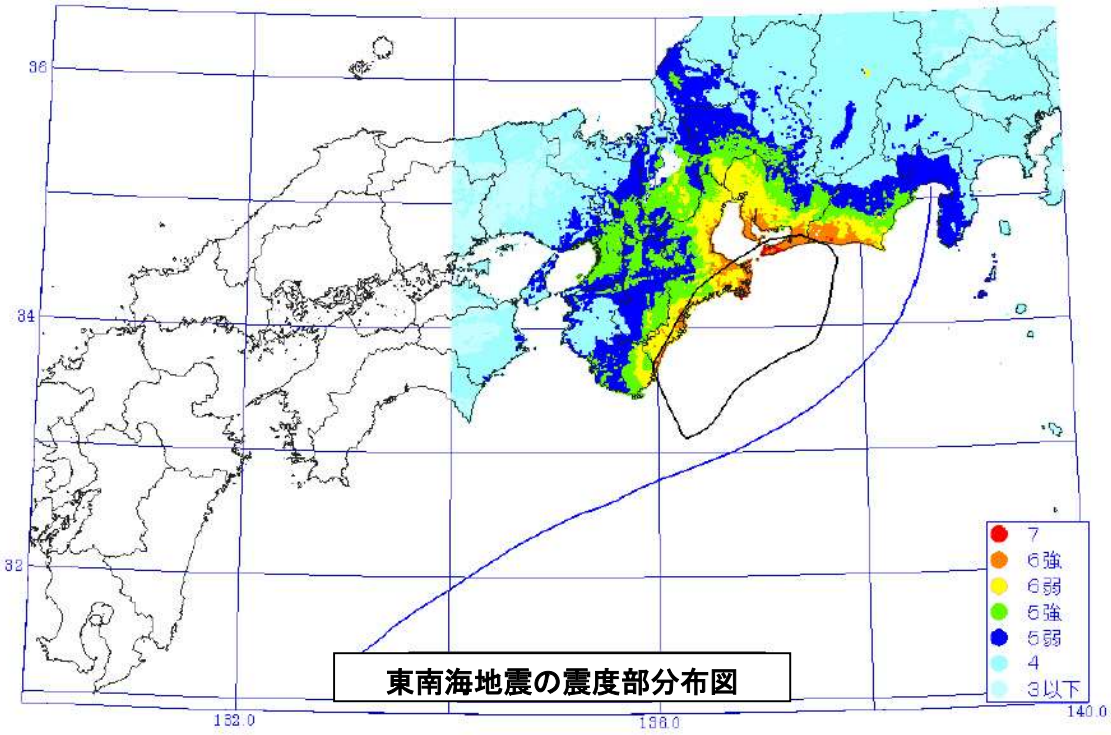
36
34
32
132.0
136.0
140.0
7
6強
6弱
5強
5弱
4
3以下
東南海地震の震度部分布図

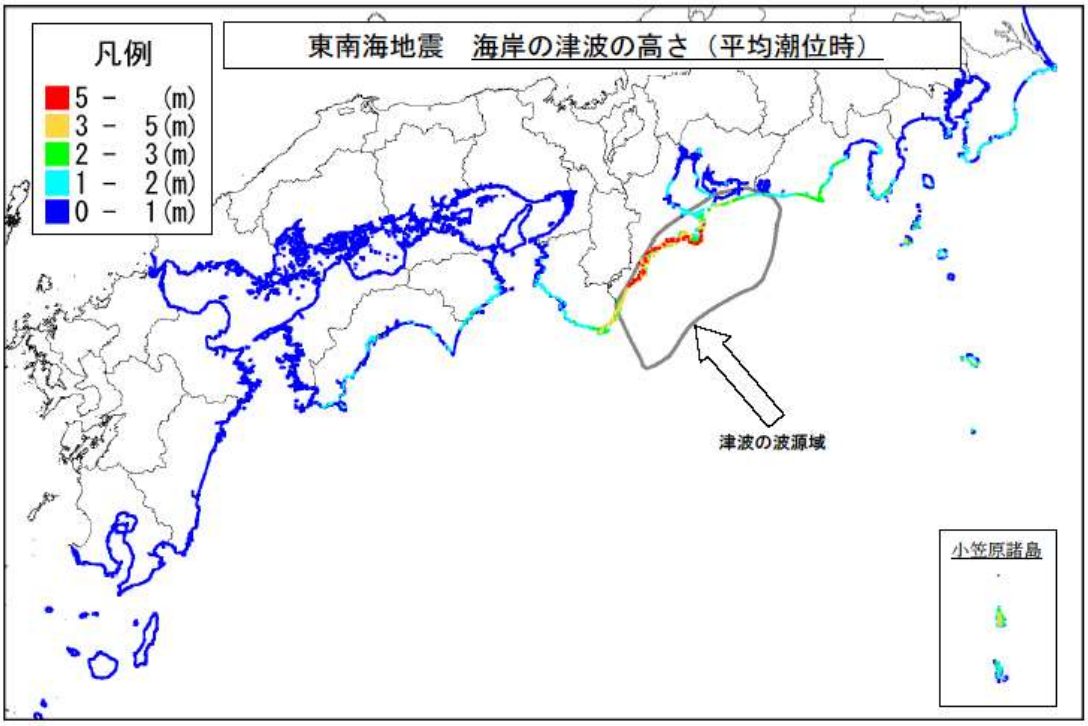
凡例
5 －　(m)
3 － 5(m)
2 － 3(m)
1 － 2(m)
0 － 1(m)
東南海地震　海岸の津波の高さ（平均潮位時）
津波の波源域
小笠原諸島

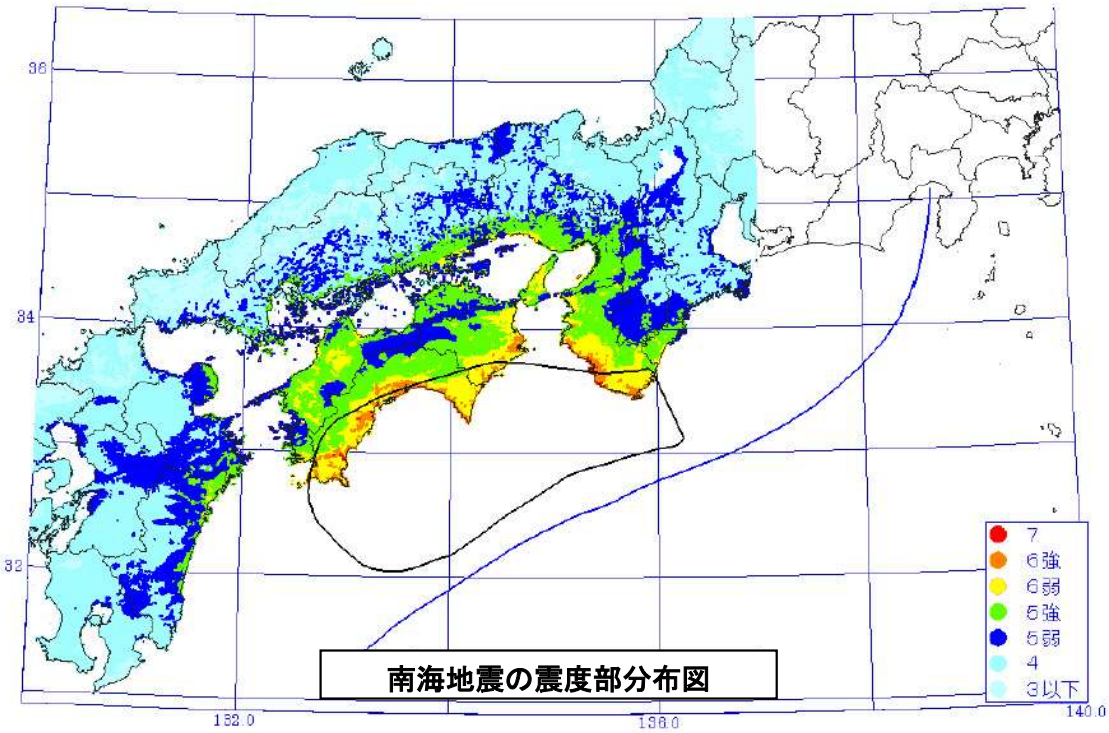
36
34
32
132.0
136.0
140.0
7
6強
6弱
5強
5弱
4
3以下
南海地震の震度部分布図

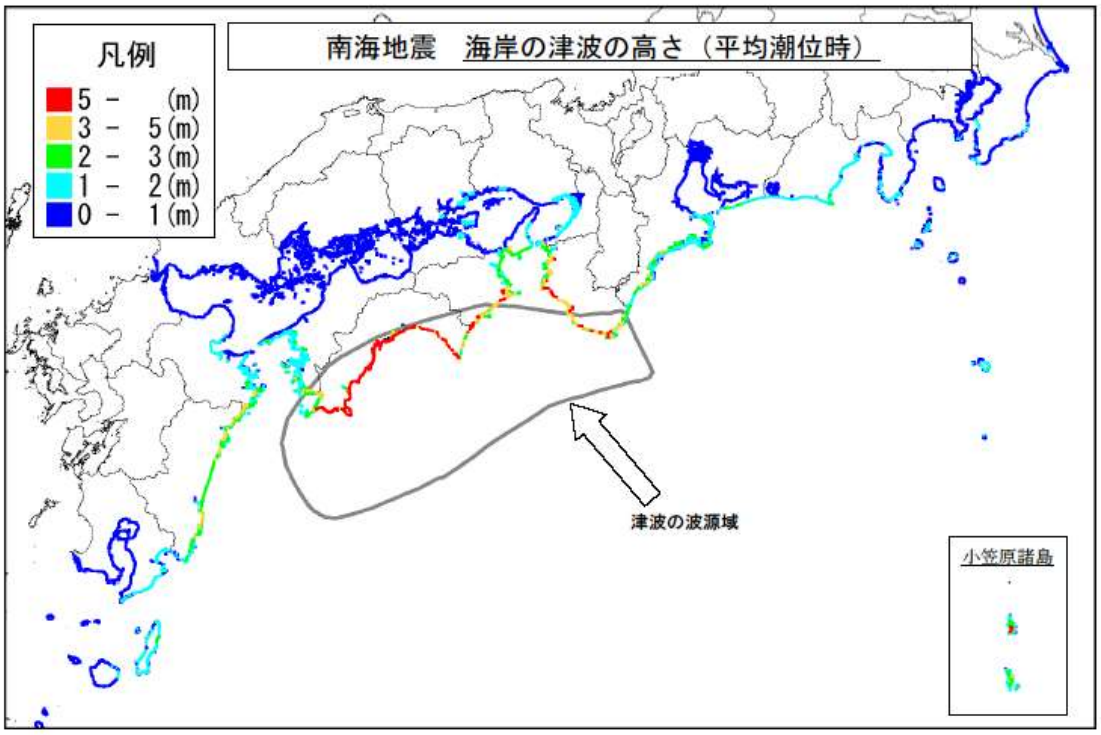
凡例
5 －　(m)
3 －　5(m)
2 －　3(m)
1 －　2(m)
0 －　1(m)
南海地震　海岸の津波の高さ（平均潮位時）
津波の波源域
小笠原諸島

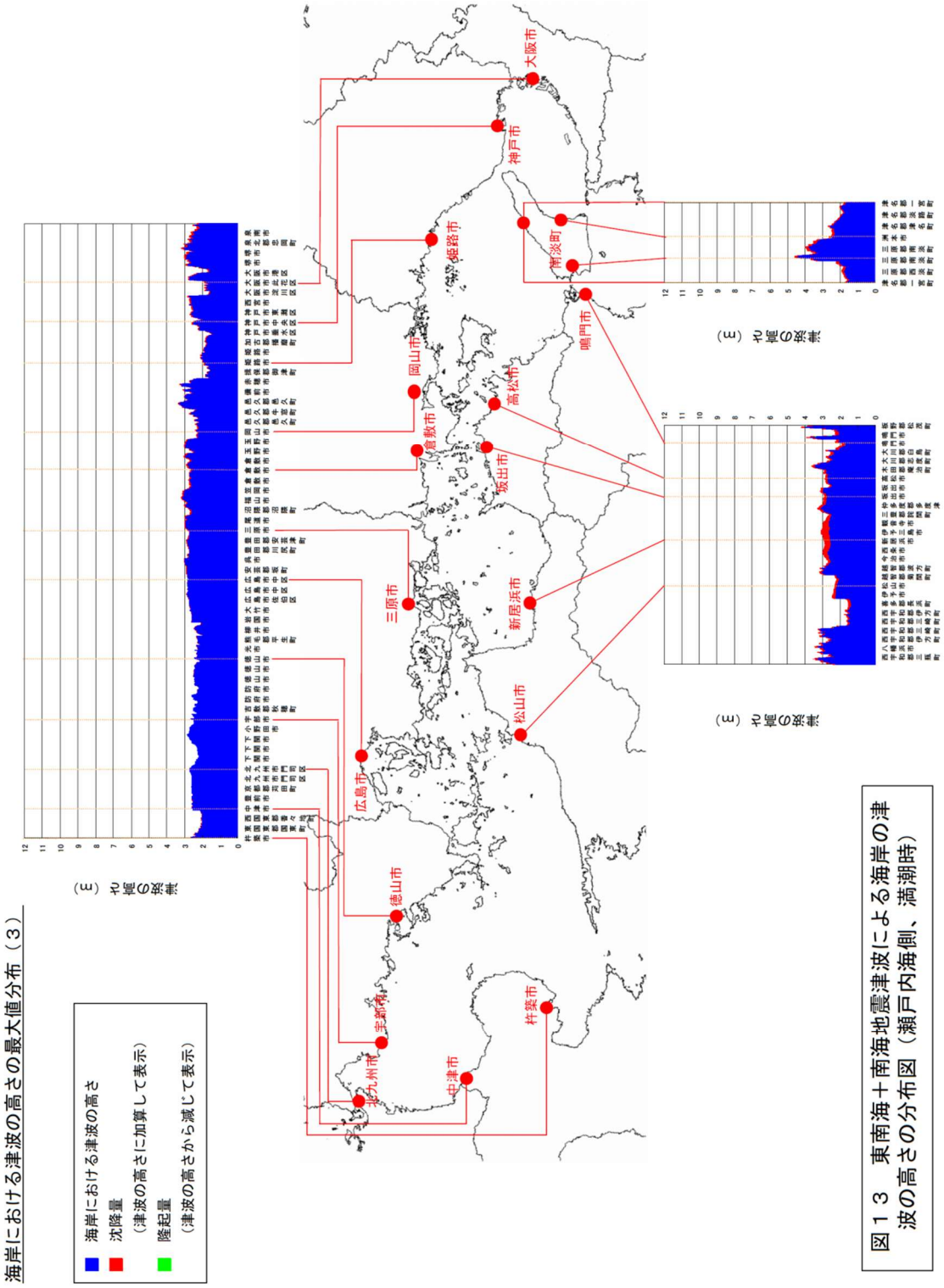

図１３　東南海＋南海地震津波による海岸の津波の高さの分布図（瀬戸内海側、満潮時）

資料 6-1-5 南海トラフ巨大地震想定（内閣府 中央防災会議）

平成 24 年 3 月、平成 24 年 8 月、平成 25 年 3 月

１．想定のケース・条件

（１）地震動

① 基本ケース：中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定したもの

② 東側ケース：基本ケースの強震動生成域を、やや東側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定したもの

③ 西側ケース：基本ケースの強震動生成域を、やや西側（トラフ軸から見て、トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定したもの

④ 陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの（兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定における地震動）

⑤ 経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定したもの

（２）津波

○基本的な検討ケース（計５ケース）

＜大すべり域、超大すべり域が１箇所のパターン【５ケース】＞

ケース①：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり」域を設定

ケース②：「紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

ケース③：「紀伊半島沖～四国沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

ケース④：「四国沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

ケース⑤：「四国沖～九州沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

○その他派生的な検討ケース（計６ケース）

＜大すべり域、超大すべり域に分岐断層も考えるパターン【２ケース】＞

ケース⑥：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）」を設定

ケース⑦：「紀伊半島沖」に「大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）」を設定

＜大すべり域、超大すべり域が２箇所のパターン【４ケース】＞

ケース⑧：「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を２箇所設定

ケース⑨：「愛知県沖～三重県沖」と「室戸岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を２箇所設定

ケース⑩：「三重県南部沖～徳島県沖」と「足摺岬沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を２箇所設定

ケース⑪：「室戸岬沖」と「日向灘」に「大すべり域＋超大すべり域」を２箇所設定

堤防については、津波が堤防を越えるまでは機能する場合と地震動（震度６弱以上）により堤防が地震発生から３分後に破壊されて機能しなくなる場合を想定する。

２．想定結果

（１）地震動

① 基本ケースの場合

伊豆半島より以東の震度がやや小さく、愛知県以西では震度が大きくなり、特に震度６弱以上の領域が広がっているが、震度の強い地域の全体的なパターンは類似している。震度７が想定される地域は、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県である。

② 東側ケースの場合

静岡西部から愛知東部、室戸岬等の強震動生成域の直上付近では、震度７の地域が見られる。震度７が想定される地域は、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、高知県である。

③ 西側ケースの場合

紀伊半島東部及び四国で震度が大きくなり、徳島県の紀伊水道西岸域や足摺岬付近で震度７の地域が見られる。震度７が想定される地域は、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県である。

④ 陸側ケースの場合

強震動生成域がそれぞれの地域の内陸直下にあることから、全体的に震度が大きくなり、震度６弱、震度６強の地域が大きく広がる。震度７が想定される地域は、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県である。

⑤ 経験的手法

経験的手法による震度分布では、神奈川県西部から鹿児島県にかけての広い範囲で震度６弱以上の揺れが見られる。震度７が想定される地域は、静岡県、愛知県、徳島県、高知県である。

（２）津波

ケース①：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」

○津波高（平均津波高）

［５m以上が想定される地域］：124 市町村（千葉県、東京都（島嶼部）、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県の 13 都府県）

［10m以上が想定される地域］：21 市町村（東京都（島嶼部）、静岡県、三重県、高知県、宮崎県の５都府県）

○浸水面積（１千 ha（ヘクタール）単位に四捨五入）

	浸水深				
	微弱以上	1.0m以上	2.0m以上	5.0m以上	10.0m以上
面積ha	約101千ha	約60千ha	約37千ha	約10千ha	約1千ha

浸水深が微弱（0.01～0.3m）以上で１千 ha（10km^2）以上の浸水面積が想定される市町村は 24 市町村（静岡県、愛知県、三重県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県の７都府県）

ケース②：紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」

○津波高（平均津波高）

［５m以上が想定される地域］：97 市町村（東京都（島嶼部）、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県の 11 都府県）

［10m以上が想定される地域］：14 市町村（三重県、和歌山県、高知県、宮崎県の４都府県）

○浸水面積（１千 ha（ヘクタール）単位に四捨五入）

	浸水深				
	微弱以上	1.0m以上	2.0m以上	5.0m以上	10.0m以上
面積ha	約91千ha	約54千ha	約33千ha	約9千ha	約1千ha

浸水深が微弱（0.01～0.3m）以上で１千 ha（10km^2）以上の浸水面積が想定される市町村は 19 市町村（愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県の７都府県）

ケース③：紀伊半島沖～四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」

○津波高（平均津波高）

［５m以上が想定される地域］：91 市町村（東京都（島嶼部）、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県の 13 都府県）

［10m以上が想定される地域］：26 市町村（和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県の４都府県）

○浸水面積（１千 ha（ヘクタール）単位に四捨五入）

	浸水深				
	微弱以上	1.0m以上	2.0m以上	5.0m以上	10.0m以上
面積ha	約88千ha	約54千ha	約33千ha	約9千ha	約1千ha

浸水深が微弱（0.01～0.3m）以上で１千ha（10km²）以上の浸水面積が想定される市町村は16市町村（三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県の６都府県）

ケース④：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」

○津波高（平均津波高）

［５m以上が想定される地域］：89市町村（東京都（島嶼部）、静岡県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県の11都府県）

［10m以上が想定される地域］：19市町村（和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県の４都府県）

○浸水面積（１千ha（ヘクタール）単位に四捨五入）

	浸水深				
	微弱以上	1.0m以上	2.0m以上	5.0m以上	10.0m以上
面積ha	約87千ha	約53千ha	約33千ha	約10千ha	約1千ha

浸水深が微弱（0.01～0.3m）以上で１千ha（10km²）以上の浸水面積が想定される市町村は18市町村（三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県の６都府県）

ケース⑤：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」

○津波高（平均津波高）

［５m以上が想定される地域］：91市町村（東京都（島嶼部）、静岡県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県の10都府県）

［10m以上が想定される地域］：21市町村（和歌山県、愛媛県、高知県、宮崎県の４都府県）

○浸水面積（１千ha（ヘクタール）単位に四捨五入）

	浸水深				
	微弱以上	1.0m以上	2.0m以上	5.0m以上	10.0m以上
面積ha	約91千ha	約57千ha	約37千ha	約13千ha	約2千ha

浸水深が微弱（0.01～0.3m）以上で１千ha（10km²）以上の浸水面積が想定される市町村は19市町村（三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県の６都府県）

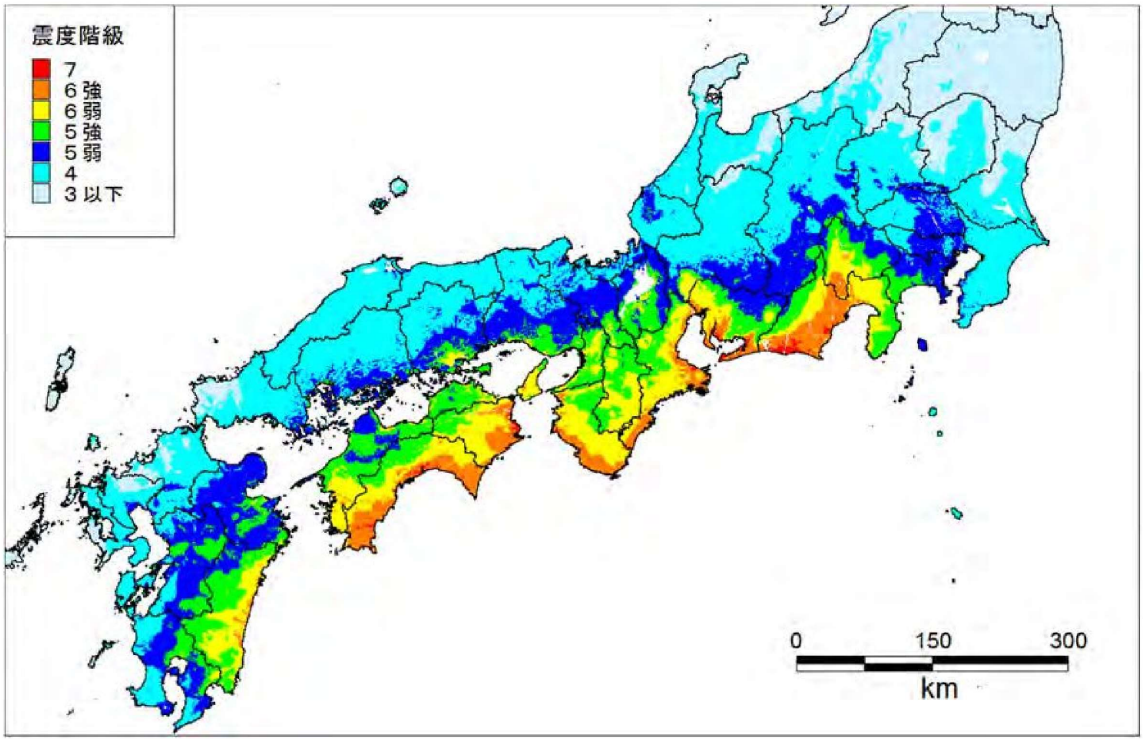

図　基本ケースの震度分布

■　共通編

［総則］

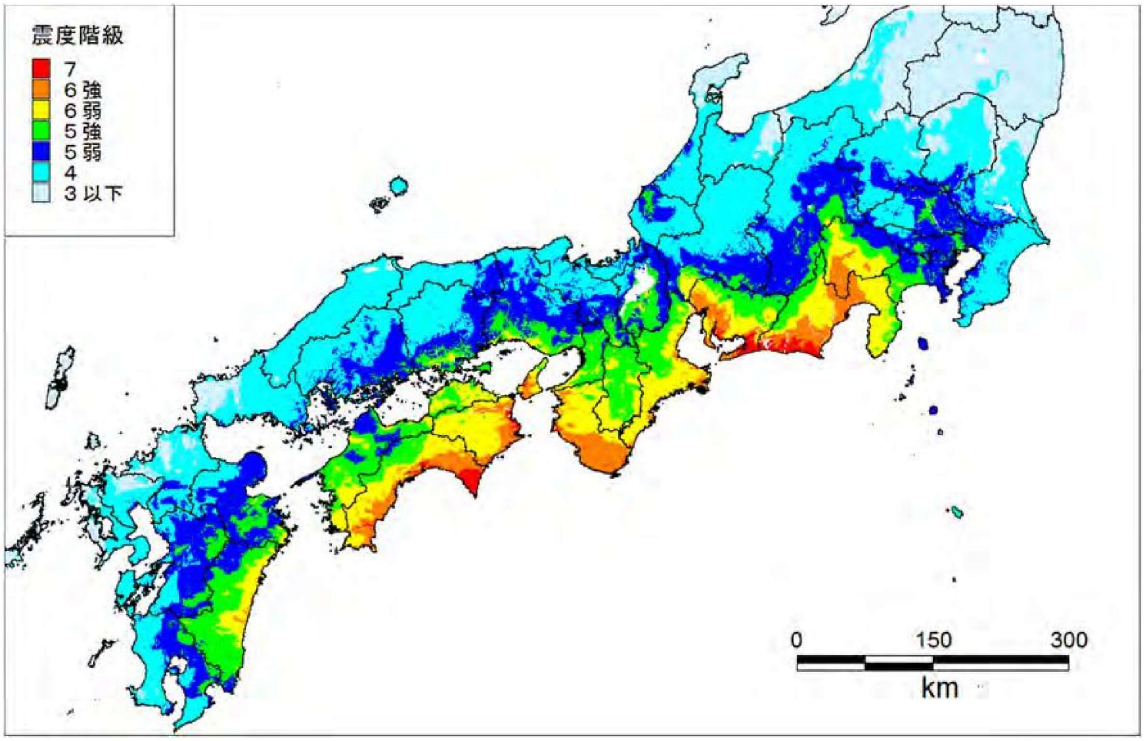

図　東側ケースの震度分布

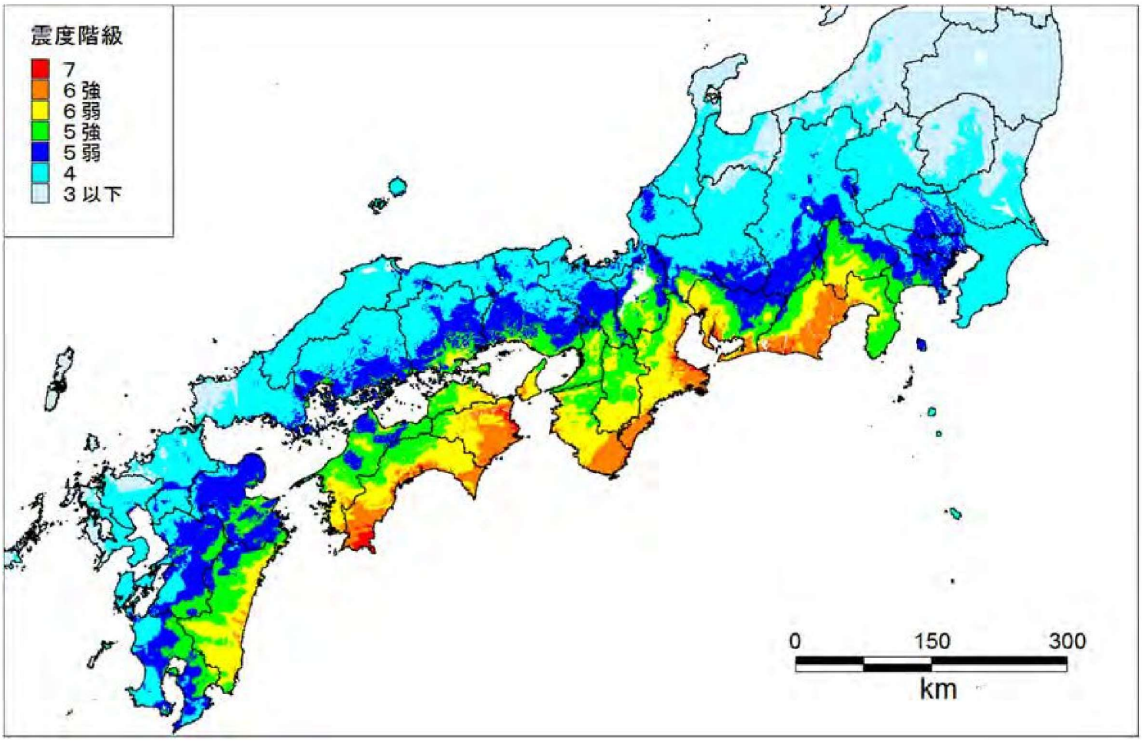

図　西側ケースの震度分布

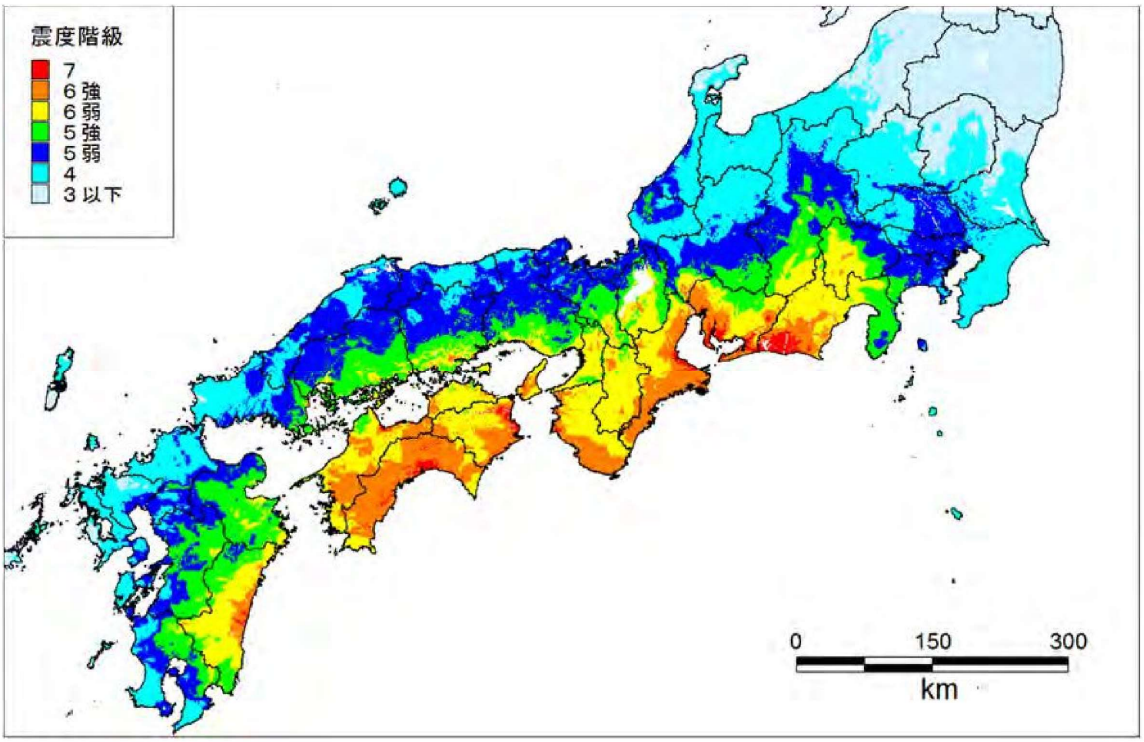

図　陸側ケースの震度分布

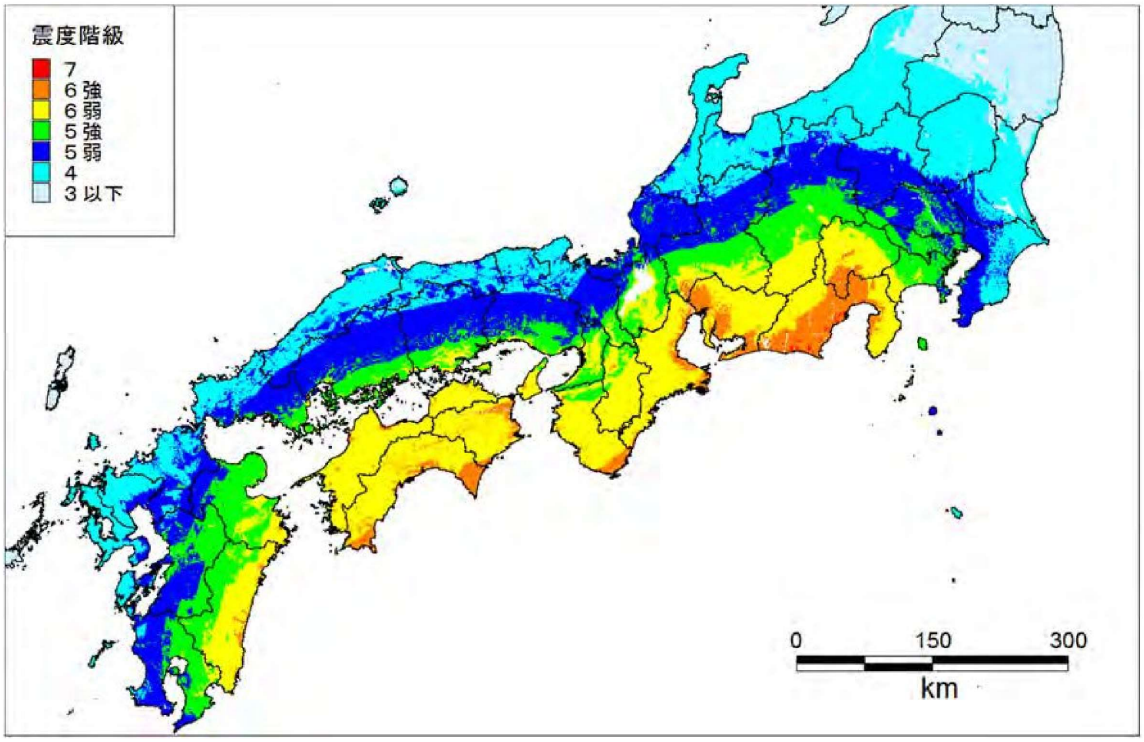

図　経験的手法による震度分布

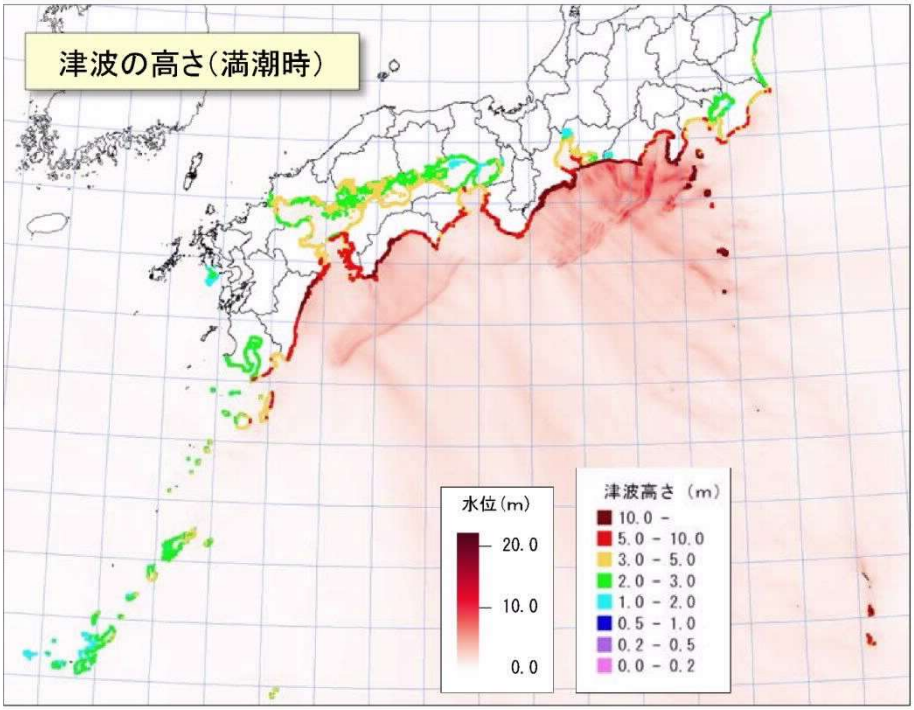

図　津波の高さ（満潮時）（ケース①）

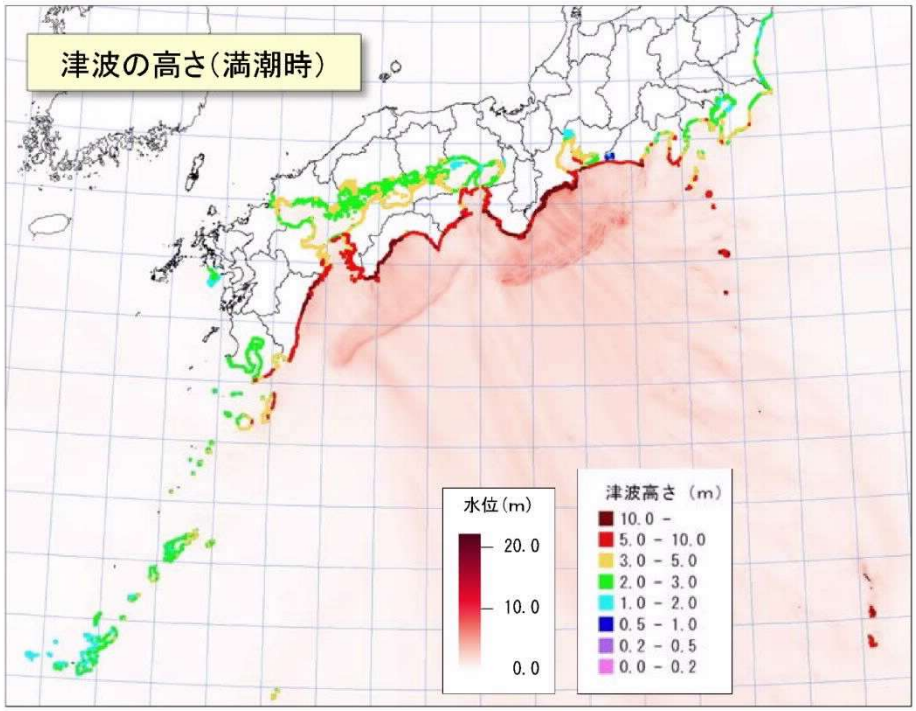

図　津波の高さ（満潮時）（ケース②）

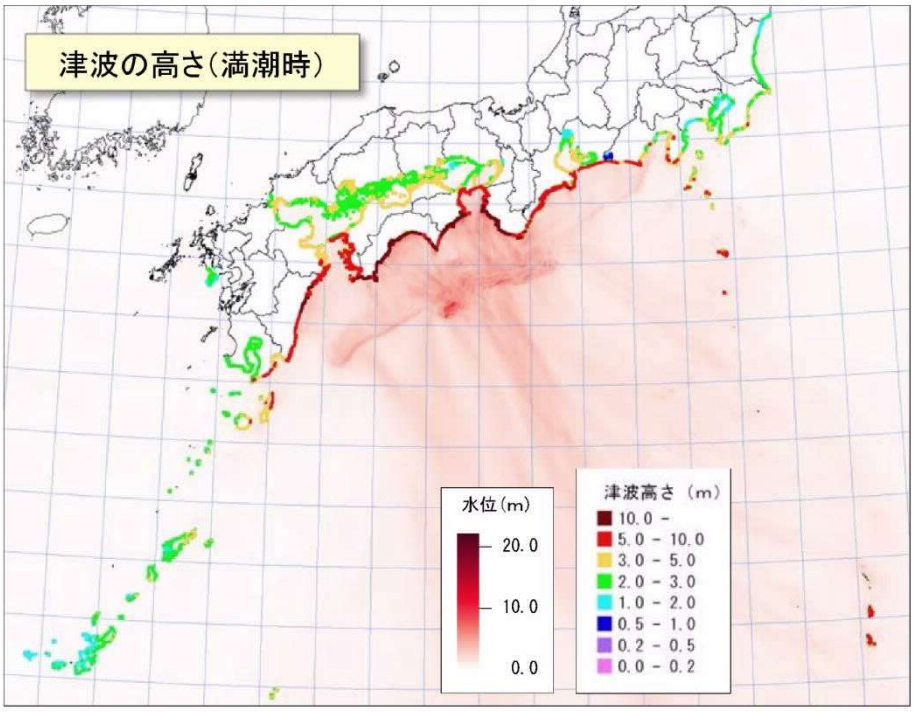

図　津波の高さ（満潮時）（ケース③）

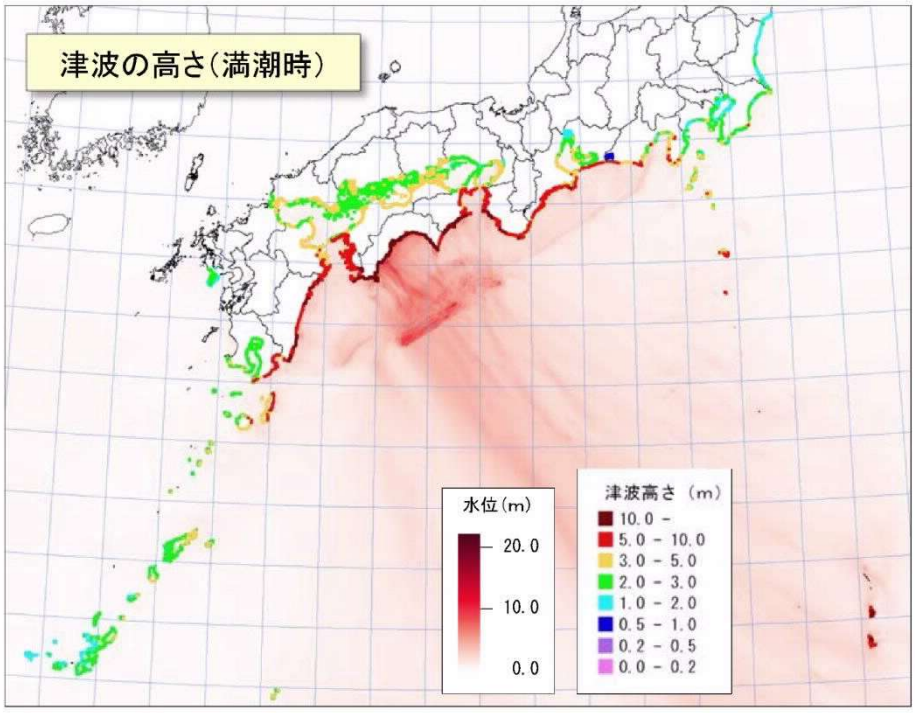

図　津波の高さ（満潮時）（ケース④）

■　共通編

［総則］

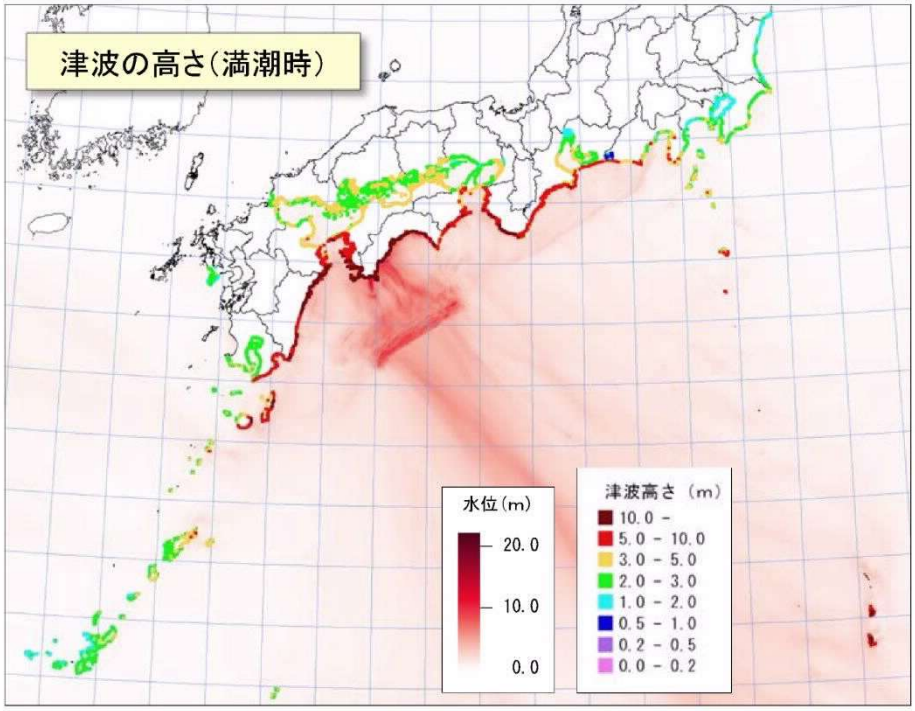

図　津波の高さ（満潮時）（ケース⑤）

資料 6-1-6 兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定（H26.6 兵庫県）

１　これまでの経緯

○　南海トラフを震源とする地震については、国において、最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波の検討が行われ、平成 24 年３月に震度分布・津波高が、８月に浸水想定図が示された。また、平成 24 年８月と平成 25 年３月には、国による被害想定が公表された（以下「国想定」という）。

○　本県では、国の検討結果を踏まえ、地震動による防潮堤等の沈下などを考慮した県独自の津波浸水シミュレーションを実施し、平成 25 年 12 月、平成 26 年２月に浸水想定図を公表した。

○　このたび、国想定を踏まえつつ、県独自の浸水想定を基礎にするなど地域特性を考慮した県独自の被害想定をとりまとめた。

２　被害想定の目的

○　南海トラフ巨大地震・津波がもたらす人的、物的被害等の状況を明らかにし、具体的な被害規模や被害軽減効果を示すことにより、県や市町の地震・津波対策の基礎資料とするとともに、県民の防災・減災に関する意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進する。

３　主な計算条件

（１）想定するシーン

季節や時刻によって被害の様相が異なるため、特徴的な３つのシーンを設定した。

発災季節・時刻	特徴
冬の早朝５時	多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害発生の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。
夏の昼間12時	木造建物内の滞留人口が一日の中で最も少ない時間帯。就業中や在校中の人が多く、海水浴客等海浜利用者も存在する。
冬の夕方18時	最も火気の使用が多く、火災の危険が高まる季節・時間帯。

（２）地震動

国の検討会が設定した地震動のケースの中で、兵庫県内各市町の最大震度が最も大きくなる「陸側ケース」を採用。

（３）津波

本県独自の津波浸水シミュレーション結果のうち、ケース１（越流時破堤・門扉開放）を採用。なお、ケース２を津波越流対策等に伴う効果を試算する際に使用した。

〔津波浸水予測のケース比較〕　　※一部閉鎖：耐震性があり自動で閉鎖可能な施設

ケース		防潮堤・河川堤防	防潮門扉・水門	越流の影響	備　考
県想定	1	あり（沈下あり）	※一部閉鎖	越流時破堤	被害想定に使用
	2	あり（沈下あり）	全て閉鎖	破堤なし	減災効果試算に使用
(参考)国想定		あり（沈下なし）	閉鎖	越流時破堤	

■　共通編

［総則］

【地表震度分布（国のデータを使用）】

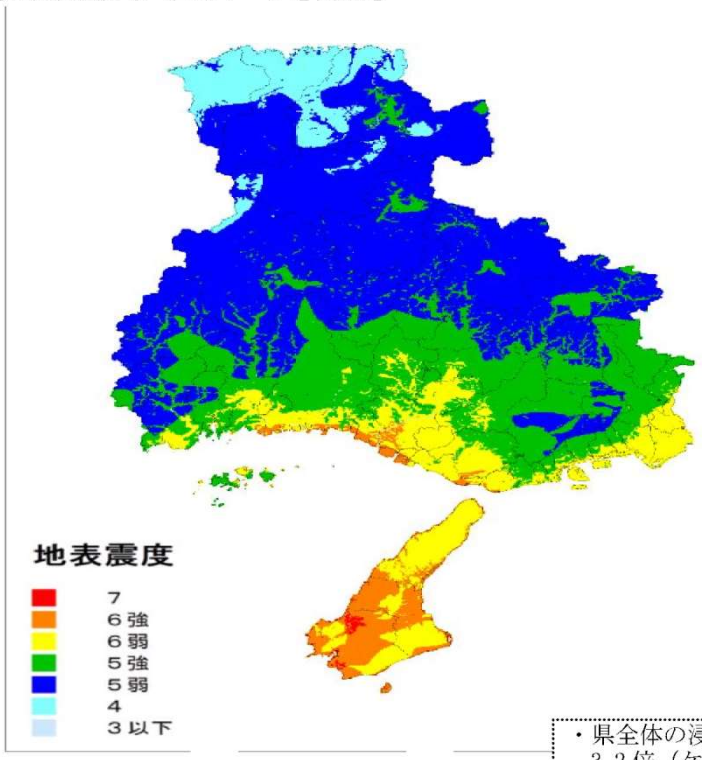

【主な市町の最大震度（最大値）】

震度	市　町　名
7	洲本市、南あわじ市
6強	神戸市、尼崎市、伊丹市、姫路市、明石市、高砂市、たつの市、淡路市、加古川市、播磨町
6弱	西宮市、芦屋市、相生市、赤穂市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、加西市、加東市、稲美町、太子町

【県独自の津波浸水予測結果（ケース１）】

・県全体の浸水面積は 6,141 ヘクタールと国想定の 3.2 倍（ケース１の場合）。
・神戸市が最高津波水位約 4 メートル、到達時間約 80 分、阪神地域が最高津波水位約 4 メートル、到達時間約 110 分、播磨地域が最高津波水位約 2～3 メートル、到達時間約 110 分となっている。

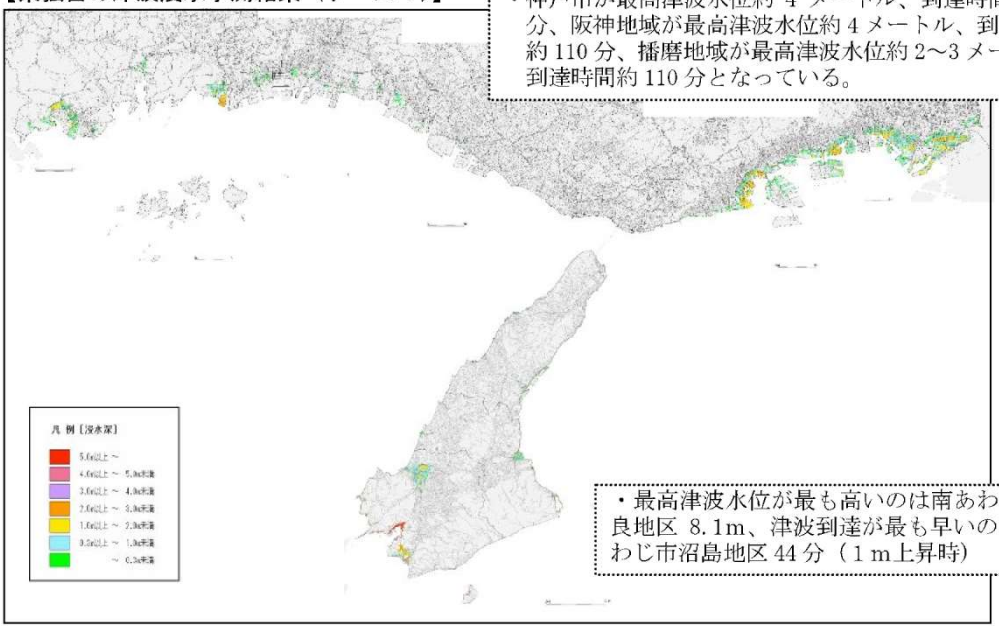

・最高津波水位が最も高いのは南あわじ市福良地区 8.1m、津波到達が最も早いのは南あわじ市沼島地区 44 分（１m上昇時）

４　兵庫県の被害想定の大要

（１）定量的想定（主なもの）

項目	冬の早朝5時発災	夏の昼間12時発災	冬の夕方18時発災
建物被害			
全壊（棟）	約37,200	約36,800	約38,500
（うち揺れ）	約32,000	約32,000	約32,000
半壊（棟）	約177,500	約177,600	約177,100
人的被害			
死者（人）	約23,100	約29,100	約27,450
（うち津波）	約21,100	約27,970	約25,520
負傷者（人）	約36,690	約33,880	約34,340
ライフライン被害	※電力、ガス、及び通信は、住民が当面帰宅することが困難で供給の早期再開の対象とならない「早期復旧困難地域」を除く ※携帯電話の不通ランクは、Ａ：非常につながりにくい、Ｂ：つながりにくい、Ｃ：ややつながりにくい		
上水道（断水人口）	最大約70万人（１日目）		
下水道（支障人口）	最大約195万人（２日目～１週間後）		
電力（停電軒数）	最大約113.5万軒（１日目）		
都市ガス（復旧対象戸数）	最大約7,000戸（１日目）　※供給停止戸数：約6万戸		
固定電話（不通回線数）	最大約57,000回線（１日目）		
携帯電話（不通ランク）	2市でランクＡ、39市町でランクＢ（１日目）		
交通施設被害			
道路被害（被害箇所数）	国道・県道・幅員３ｍ以上の市町道で約1,300箇所		
鉄道施設（被害箇所数）	約1,100箇所		
津波の越流状況			
防潮堤・河川堤防	津波越流延長　約50.2km		
生活への影響			
避難所生活者（ピーク時、人）	約153,900	約168,700	約165,600
（うち災害時要援護者）	約13,100	約13,100	約13,100
帰宅困難者（人）	－	約591,000	約412,000
孤立可能性のある集落	淡路地域で20箇所、約6,000戸		
長期湛水	尼崎市、西宮市において流入した水のうち約808万㎥が長期にわたり湛水		
対策必要量	（※3シーンのうち最大となる必要量を記載）		
物資（発災後1週間の総需要量）	食料：約403万食、飲料水：約406万リットル、毛布：約35万枚		
医療機能	入院需要：約7,300床		
応急仮設住宅	約36,100戸		
災害廃棄物	約430万トン		
直接被害額	※建物・家財、ライフライン、交通施設の復旧に要する費用、災害廃棄物の処理に要する費用		
	約5.6兆円	約5.5兆円	約5.6兆円

■　共通編

［総則］

建物被害		淡路地域を中心に34市町で発生し、全壊棟数は最大時（冬の夕方18時）で約38,500棟である。
	（想定手法）	○ 揺れ：阪神・淡路大震災など過去の実績から震度による全半壊率を用いて算出。 ○ 液状化：国が算出した液状化可能性指数（PL値）をもとに液状化面積率と全半壊率を用いて算出。 ○ 津波：東日本大震災の実績から津波浸水深による全半壊率を用いて算出。 ○ 急傾斜地崩壊：震度による急傾斜地の危険度ランクと崩壊確率、震度別全半壊率を用いて算出。 ○ 火災：揺れによる全壊率から出火率を算出し、延焼の有無を考慮して焼失棟数を算出。
人的被害		死者は、阪神、淡路地域や神戸市を中心に24市町で発生し、最大時（夏の昼間12時）で約29,100人となる。このうち、津波による死者が約28,000人と全体の約96%を占めている。
	（想定手法）	○ 揺れ：過去の実績に基づき建物全半壊棟数から算出。 ○ 津波：建物１・２階の滞留者を対象とし、避難率を70%（国想定の最悪ケースと同じ）と設定して、浸水深ごとの死者率を用いて算出。 ○ 急傾斜地崩壊：全壊棟数から算出。 ○ 火災：焼失棟数から算出。 ○ ﾌﾞﾛｯｸ塀等倒壊：震度による被害率を用いてﾌﾞﾛｯｸ塀等の被害件数を算出したのち、死傷者率を用いて算出 ○ 屋内収容物落下等：大破及び中破以下建物内の滞留人口に震度別死傷者率を乗じて算出。 ○ 交通人的被害：揺れによるﾊﾝﾄﾞﾙﾐｽを想定し、震度６強以上ｴﾘｱ通行走行自動車台数と事故発生率から算出。
ライフライン被害		断水（約70万人）や下水道支障（約195万人）、停電（約113.5万軒）、都市ガスの供給停止（約6万戸、うち復旧対象戸数約7千戸）、電話の不通（固定電話約5.7万回線）など、県域の広い範囲でライフラインの支障が生じる。
	（想定手法）	○ 上水道：浄水場への津波浸水はないと見込まれる。揺れによる配水管被害率から阪神・淡路大震災の実績により断水率を推計し算出（この断水率は停電率による影響も含めて考慮）。 ○ 下水道：津波浸水による処理場機能停止（躯体に損傷がなくても電気系統の支障などで機能停止になることを想定して少しでも浸水すれば機能停止することを基本とする）、停電による処理場の機能停止、揺れによる管路被害による機能支障による影響人口を合計して算出。 ○ 電力・都市ガス・固定電話：ライフライン企業による想定結果。 ○ 携帯電話：停電率と固定電話の不通回線率から、停電率と不通回線率の少なくとも一方が50%を超える場合にランクＡ、40%を超える場合にランクＢ、30%を超える場合にランクＣとして評価。
交通施設被害、津波の越流状況		交通施設被害は、路面の亀裂や陥没、浸水などの道路被害が約1,300箇所、線路の変形などの鉄道被害が約1,100箇所発生し、応急対策に支障が出る可能性がある。地震動による沈下を見込むと、海岸や河川では約50.2kmにわたり津波が防潮堤等を越えて流入する。
	〃	○ 交通施設被害については、道路・鉄道延長に東日本大震災の実績から設定した震度・浸水深別の被害率を乗じて算出。津波越流延長は県独自津波浸水シミュレーション結果によるもの。
避難所生活者		避難所生活者数は発災当日ピークとなり、約17万人に上る（夏の昼間12時）。避難所では、発災から１週間で、約403万食の食料、約406万リットルの飲料水が必要となる。
	〃	○ 発災当日に避難を要する人を、浸水地域外は阪神・淡路大震災の実績に準じて全半壊棟数と１棟あたり平均人員から算出。浸水地域は建物１・２階滞留者の全員が避難するものとして算出。避難所以外への避難率を考慮し、避難所生活者数を算出。避難所生活者の内数として人口比率から災害時要援護者数を算出。
帰宅困難者		都市部を中心に、主に公共交通機関の停止により約591,000人（夏の昼間12時）の帰宅困難者が発生する。
	〃	○ 震度５以上で公共交通機関が停止するものとし、就業者・通学者数などに居住地までの距離に応じ、東日本大震災の実績から設定した帰宅困難率を乗じて算出。
長期湛水		津波浸水区域のうち、尼崎市、西宮市の標高が満潮位より低い区域では、津波が収まっても水が引かず、取り残された人の救助や応急復旧・排水が必要になるほか、長期間生活できなくなる可能性がある。
	〃	○ 津波浸水区域のうちゼロメートル地帯（満潮位より低い地域）について満潮位まで湛水が発生するものとして湛水量を算出。
医療機能		入院が必要な被災者は約7,300人に上り、一部の被災市町の病院では収容し切れないため、広域的な患者搬送が必要となる。
	〃	○ 重傷者数の全て及び死者数の一定割合を入院需要として算出。
応急仮設住宅		住宅を失った被災者の住まいを応急仮設住宅で確保する場合には約36,100戸が必要となる。
	〃	○ 建物全半壊棟数に、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の供給実績から設定した割合を乗じて算出。
災害廃棄物		建物被害による災害廃棄物が全県で約430万トン発生する（冬夕方18時）。これは、兵庫県の年間一般廃棄物排出量約210万トンのほぼ２年分に相当する。また、津波による堆積物が大量に発生することが見込まれる。
	〃	○ 建物全壊棟数に阪神・淡路大震災の実績から設定した１棟あたりの平均ガレキ発生量を乗じて算出。
直接被害額		直接被害額（建物やライフライン・交通施設などの復旧・災害廃棄物処理に要する費用など）は最大時で約5.6兆円と推計される。これは、阪神・淡路大震災（約10兆円）の約６割、平成23年度県内総生産（実質）約20兆円の約３割に相当する。
	〃	○ 建物やライフライン・交通施設などの復旧・災害廃棄物処理に要する費用として、被害量に単位費用を乗じて算出。

■　共通編

［総則］

４　兵庫県の被害想定の大要

（２）被害の様相

①　時系列で見た兵庫県の状況　　※夏の昼間 12 時発災の場合

～発災直後～

○ 淡路地域で最大震度７、神戸市、阪神、播磨地域の広範囲にわたり最大震度６強の非常に強い揺れに襲われ、揺れは３分程度続く。建物被害は県内 34 市町に及び、淡路地域を中心に多くの建物が倒壊する。ゆっくりと繰り返す長周期の揺れにより、高層ビルでは階層が上がるにつれて揺れが大きくなり、エレベーターの閉じ込めや家具や什器などの転倒落下、場合によっては火災が起きる。

○ 約 1,300 箇所で路面の亀裂や陥没など道路被害が発生し、沿道の建築物の倒壊などによる道路閉塞箇所も多数にのぼる。淡路地域や神戸市、姫路市を中心に急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。

○ 埋立地や河口など水分を含んだ砂質の地盤では液状化が発生し、建物が大きく傾くなどの被害が起きる。

○ 神戸市、尼崎市、明石市など沿岸の住宅密集地域を中心に火災が発生し、初期消火が困難なことから延焼も起きる。

○ 沿岸市町では津波避難指示（緊急）、避難勧告の発令に伴い、住民が一斉に津波避難ビルや避難所への避難を始める。津波到来まで数十分程度の時間が見込まれることから、徒歩だけでなく、自動車で避難しようとする人もいて、渋滞などの交通混乱が生じる。

○ 停電（約 113.5 万軒）、ガス供給停止（約６万戸）、断水（約 70 万人）、下水道支障などライフラインの停止が広範囲に及ぶ。停電は全県下に及ぶ可能性もある。

○ 山陽新幹線全線、在来線が広範囲に不通になるほか、高速道路の一部区間も不通になる。

～津波の到来～（約 40 分後～）

○ 津波は、最も早い淡路地域（南あわじ市沼島地区）で約 40 分後、神戸市には約 80 分後に到達する。南あわじ市福良地区の 8.1mを筆頭に、淡路地域で約 3m～8m、神戸・阪神地域で約 4m、播磨地域で約 2～3mの津波が押し寄せる。

○ 防潮堤や堤防は地震動により沈下等の被害を受けており、約 50.2 ㎞にわたり津波が越流し、沿岸部が広く浸水する。

○ ７割程度の人は津波避難ビルや避難所などに逃れるが、全壊家屋内の閉じ込めや逃げ遅れによる死者が多数発生する。

○ 海岸では海水浴客等海浜利用者の避難で混乱が生じるほか、神戸市では地下鉄の一部の駅や地下街の一部が浸水する。

○ いったん避難所等に逃れた人の中には、津波の第一波が収まったのをうけて自宅や職場の状況を見に戻り、繰り返し来襲する第二波以降の津波に巻き込まれる人もいる。

○ 津波によって堆積した家屋のガレキや自動車などの可燃物の中に、漂流するうちに気化したガソリンなどが充満し、一部は引火して延焼が起きる。

～１日目～

○ 建物の倒壊、浸水、余震への恐怖、ライフラインの途絶などにより、多数の住民（発災当日がピークで約 17 万人）が避難所へ押し寄せる。

○ 帰宅困難者が、神戸市の約 24 万人など全県で約 59 万人発生し、観光地やターミナル駅で混乱が生じる。

○ 揺れや浸水の被害により営業できない小売店が発生するほか、営業を継続している店舗でもすぐに在庫がなくなり、入荷の見通しが立たない。

○ 事業所の被災、ライフライン途絶や港湾被害、全国的な燃料不足などにより、事業所における生産活動の停止が広範囲で生じる。

～２日目～

○ 救出・救助活動、消火活動が本格化するが、全国的な被害発生により十分な応援が得られない。

○ 津波が収束したあとには、海底から巻き上げられたヘドロなどの津波堆積物や放置自動車などが大量に残っており、断水や資機材・人員の不足からその除去は容易に進まない。このため、日常生活や、応急復旧作業の車両通行に支障が生じる。

○ 避難所で夜を明かした人は全県で約 17 万人。神戸市、阪神、淡路地域、播磨臨海部などでは避難所で食料や飲料水が不足する。

○ 負傷者の治療や津波避難ビルへ待避している人の救出、遺体収容作業が本格化し、被災地内の病床だけでは足りず、患者の広域搬送が本格化する。

○ 住民が帰宅することが当面困難で早期復旧の対象外となった地域を除き、多くの地域で停電が解消するが、断水や下水道支障（約 195 万人）の多くは継続する。

○ 津波が収束するが、阪神地域のゼロメートル地帯では自然排水できず、浸水が継続する。取り残された住民の救助や堤防等の応急復旧、排水が開始される。

○ 本震で液状化が起こったところでは地盤が傷んでおり、比較的小さな余震によっても建物被害が生じるおそれがある。

～１週間後～

○ 多数の遺体が収容され、県内の火葬能力を超える。
○ 津波による行方不明者の捜索は難航することが予想され、建物の撤去など市街地の本格的な復旧が遅れることが見込まれる。
○ 停電は概ね解消するが、断水が一部（約 16 万人）で続くほか、下水道支障が広範囲で継続する。
○ 避難所生活者の減少には時間がかかり、食料や飲料水の調達が必要となる。
○ 電力の復旧や、基幹交通網の仮復旧など物流の回復により、民間企業の生産活動の再開に向けた動きが本格化する。

～１ヶ月後～

○ 断水が一部（約 1.7 万人）で継続するものの、下水道の支障が概ね解消し、また、早期復旧困難地域を除き、電力、ガス、通信が復旧するなど、ライフラインが概ね回復する。
○ 応急仮設住宅への入居が始まる。また一部の避難所が閉鎖される。
○ 倒壊した建物の撤去作業が本格化するが、それにより、災害廃棄物が、県内のほぼ２年分の一般廃棄物排出量に相当する約 420 万トン発生する。

② 各地域の被害状況

地域	被害の状況
神戸地域	・最大震度６強の強い揺れに襲われるとともに、沿岸部には約80分後に最高津波水位約４ｍの津波が到来する。 ・昼間人口が多く、夏の昼間12時に発災した場合には、約9,340人の死者が発生し、そのほとんどは津波によるものである。 ・公共交通機関を利用して遠方から通勤・通学する人が多いことから、夏の昼間12時に発災した場合には市内で約24万人の帰宅困難者の発生が見込まれる。 ・神戸市営地下鉄海岸線の複数の駅や、ＪＲ神戸駅に近接する地下街が浸水する恐れがある。 ・ポートアイランドでは津波によりアクセスが一時制限される。
阪神地域	・尼崎市・伊丹市の一部で最大震度６強となるなど、強い揺れに襲われるとともに、沿岸部には約110分後に最高津波水位約４ｍの津波が到来する。 ・市街地が浸水し、夏の昼間12時に発災した場合には、約15,480人もの死者が発生し、そのほとんどは津波によるものである。 ・尼崎市、西宮市のゼロメートル地帯では、津波収束後も浸水が継続し長期湛水の恐れがあり、多数の住民が取り残される可能性がある。 ・公共交通機関を利用して遠方から通勤・通学する人が多いことから、夏の昼間12時に発災した場合には、尼崎市、西宮市を中心に約23万人の帰宅困難者が発生する。
播磨地域	・最大震度６強が見込まれる明石市、加古川市、高砂市を中心に、東播磨地域での建物被害が大きく、建物総数の約16％が全壊または半壊の被害を受ける。 ・約110分で最高津波水位２～３ｍの津波が到来し、市街地の浸水が想定される姫路市、相生市、赤穂市などにおいて約1,400人（夏の昼間12時）の津波による死者が見込まれる。
但馬地域 丹波地域	・最大震度５強の揺れにより、数十人程度の負傷者が発生するほか、揺れや液状化による建物被害（大半は半壊）が見込まれる。 ・水道管の被害が多く見込まれ、豊岡市、朝来市、篠山市、丹波市で断水人口が合わせて約6,200人に上るほか、４市以外に養父市、香美町、新温泉町も含めた下水道支障人口が約900人となるなど、ライフライン被害が生じる。
淡路地域	・全域で震度６弱以上、最大震度７の強い揺れにより、建物被害が大きく、淡路３市の建物総数の約４割が全壊または半壊の被害を受ける。 ・建物倒壊による人的被害も県下で最も多く、冬早朝５時発災の場合、死者が約1,100人と、全県の建物倒壊による死者の約60％が淡路地域で発生する。 ・想定される津波水位が県内で最も高く、津波による死者は、淡路３市で約1,710人（冬早朝５時）～約1,920人（夏昼間12時）に上る。 ・発災時にアクセス経路が寸断され孤立する可能性がある集落は約20箇所、約6,000戸に及ぶ。そのほとんどが海岸沿いの漁業集落である。

５　各被害想定項目の概要

以下では、人的被害が最も多い夏の昼間 12 時発災を基本のシーンとし、想定項目ごとの詳細を示す。

（１）建物被害

大きな横揺れにより耐震基準を満たしていない家屋を中心に多数の建物が倒壊する。神戸市や淡路地域、姫路市などの急傾斜地や林地では土砂災害が発生するほか、尼崎市、西宮市、神戸市、姫路市を中心に、液状化により建物が大きく傾くなどの被害が生じる。

火気器具からの出火などにより火災が発生し、尼崎市や神戸市、明石市などの住宅密集地を中心に延焼による被害が生じる。なお、火災については、火気の使用が多い冬の夕方 18 時の出火が多く、火災による全焼棟数は約 2,200 棟と、夏の昼間 12 時の場合（約 410 棟）の約５倍となる。

揺れによる被害を免れた建物も津波による被害を受ける。津波浸水深 50 ㎝以上（床上浸水に相当）の区域には約 51,200 棟の建物が存在し、浸水深１ｍ以上で木造建築物の多くが半壊、浸水深２ｍになると多くが全壊する。

揺れ、火災、土砂災害、液状化、津波による建物被害を合わせると、県内全域 34 市町で、全壊約 36,800 棟、半壊約 177,600 棟となる。このうち、震度７が想定され、津波水位が高い南あわじ市や洲本市で特に被害が大きく、県全体の全壊被害の約半数（約 18,000 棟）を占める。阪神や播磨地域の沿岸市町も、揺れや津波の影響により被害が大きい。

揺れによる全半壊は約 141,000 棟に上るが、住宅や事業所の耐震化が推進されれば大幅に被害が軽減する。また、津波による全半壊は約 35,700 棟と想定されるが、防潮水門閉鎖や津波越流対策が実施されれば大幅に被害が軽減する。

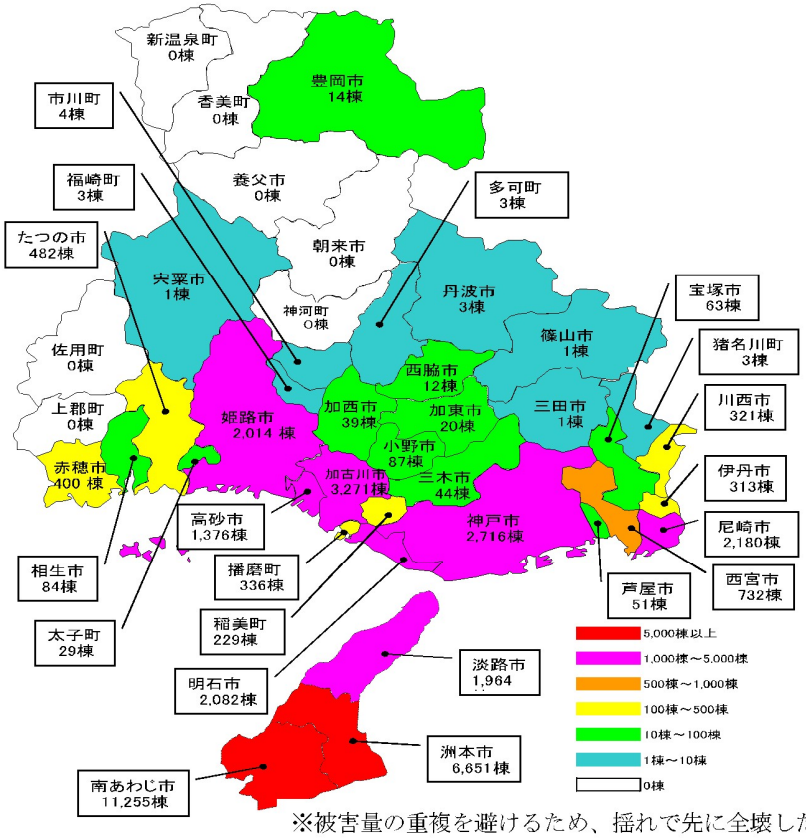

図：夏昼間 12 時発災の場合の全壊棟数分布

※被害量の重複を避けるため、揺れで先に全壊した建物は津波被害算出時の対象外としている。

図：夏昼間 12 時発災の場合の原因別全壊棟数

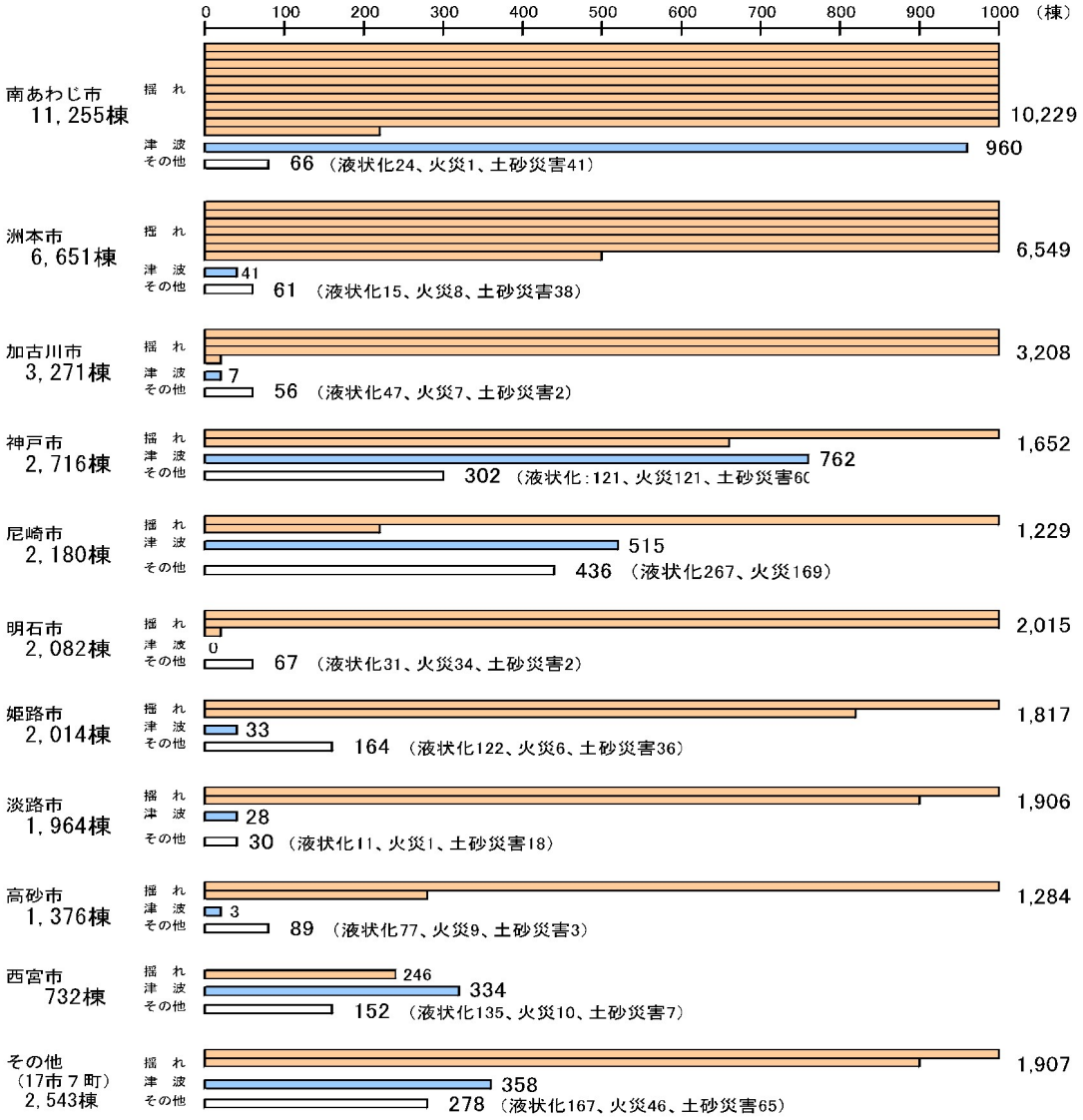

図：浸水深 50 cm以上の建物数

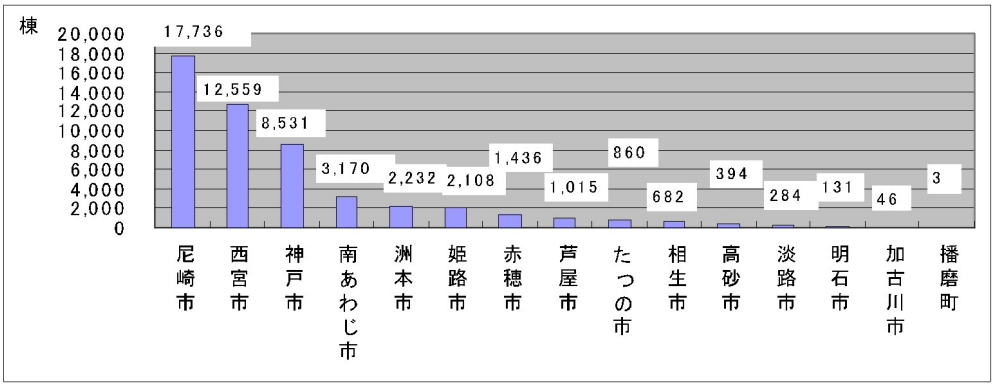

※浸水深 50 cm以上：床上浸水に相当

（２）人的被害

強い揺れで倒壊した建物や屋内で落下･転倒してきた家具等の下敷きとなり､死傷者が発生する。建物等の下敷きになり自力脱出が困難で、火災に巻き込まれる人もいる。揺れによる死傷者が最も多いのは冬の早朝であるが、平日の昼間は、就業中の人が多く、事業所の耐震化や、コピー機・ロッカー等什器の固定などの対策が重要となる。

地震発生後、最も早い淡路地域の約 40 分後を皮切りに、約 80 分後に神戸、約 110 分後に阪神、播磨地域に津波が到来する。沿岸市町では浸水深 30 cm以上の区域の建物１・２階に約 143,000 人が滞留しており、浸水深 30 cm以上になると人的被害が発生し始める。浸水深 1m以上の区域に残っている人は津波に巻き込まれればほとんどが死亡すると考えられることから、逃げ遅れによる多くの死傷者が出る。

揺れ、火災、土砂災害、津波などによる死者は、24 市町で約 29,100 人に及ぶ。このうち津波によるものが約 28,000 人、揺れによるものが約 1,050 人、火災によるもの等が約 50 人であり、死者の 96%は津波が原因である。浸水域に昼間の人口が多い神戸市や、尼崎市、西宮市で特に被害が大きく、３市で全体の約 85%(約 24,700 人)を占める。

なお、死者数は津波の避難率が 70%として算定しており、発災時の混乱や渋滞などで避難が遅れた場合にはこれを超える人的被害が生じる可能性がある。一方、全員が早期避難すれば死者数は大幅に減らすことができるが、避難率が向上すれば、建物の中・上層階や津波避難ビルに一時的に避難して取り残される人が増えるため、多数の要救助者に対応する必要がある。

また、これとは別に、夏の昼間、瀬戸内海側の海には一日平均約５万人、ピーク時では約 20 万人もの海水浴客等が存在し、避難しなければ津波に巻き込まれる恐れがある。特に多くの海水浴客が集まる須磨海岸や淡路島の海水浴場では、多数の海水浴客が一斉に避難することによる混乱や二次的な事故の発生も考えられるため、迅速・的確な情報伝達と避難誘導が必要になる。

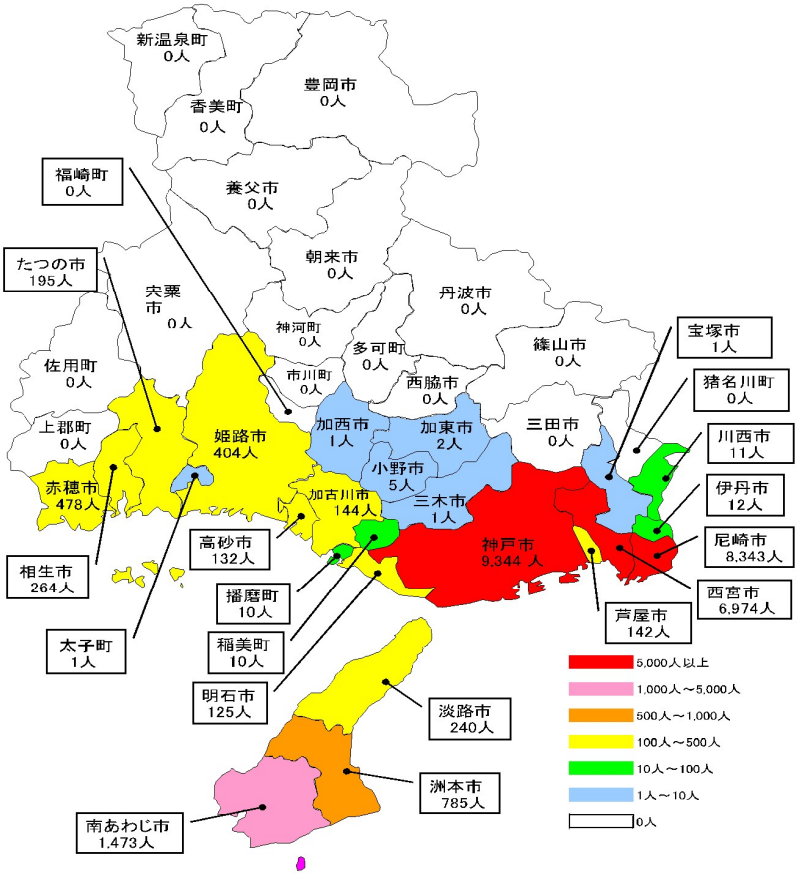

図：夏昼間 12 時発災の場合の死者数分布

図：夏昼間 12 時発災の場合の原因別死者数

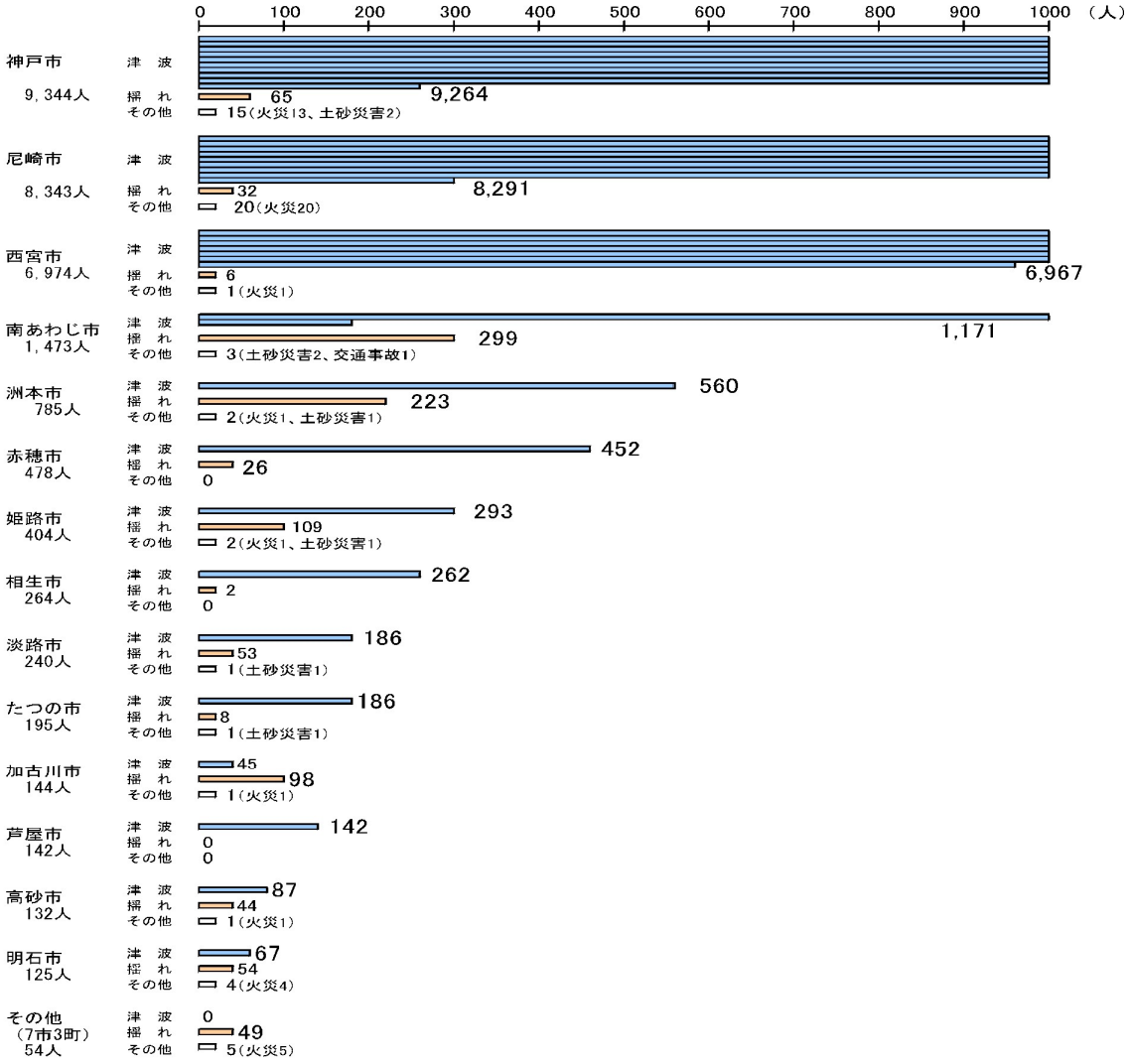

図：浸水深 30 cm以上の建物 1･2 階滞留者（昼間）

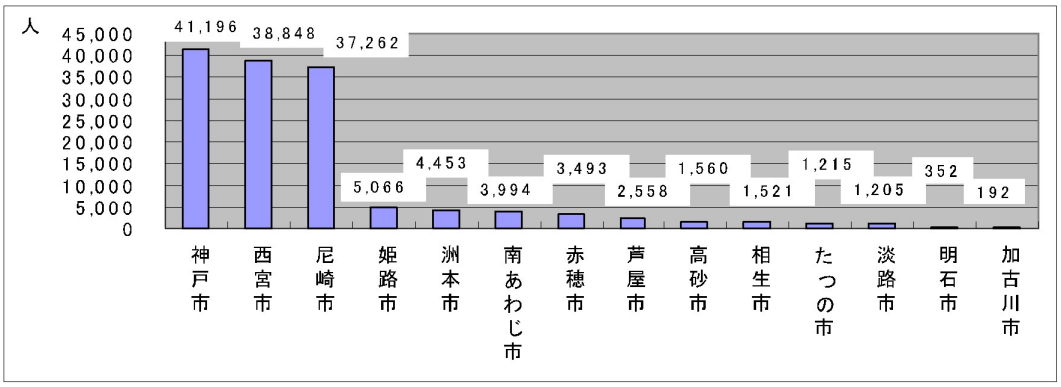

※浸水深 30 cm以上：人的被害が生じ始める深さ

（３）生活支障

①　ライフライン被害

【上水道】

浄水場の浸水被害は生じないとみられるが、揺れによる管路破損などにより、発災当日の断水人口が約 70 万人に及ぶと見込まれ、備蓄や応急給水での対応が必要となる。断水人口は１ヶ月後でも約 1.7 万人と想定され、仮設配管での給水等により生活用水を確保する必要がある。なお、津波遡上により海水が河川に流入することで一時的な取水制限が行われる可能性がある。

（主な地域の状況）
・淡路地域では断水率が 60%を超える。
・断水率 20%以上の市町･･･西宮市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、太子町、洲本市、南あわじ市、淡路市

【下水道】

沿岸市町の処理場が浸水により運転できなくなるほか、管路被害により、発災翌日で約 195 万人（処理人口の 38%）の人が影響を受ける。下水道支障の応急対応には概ね１ヶ月を要すると見込まれる。下水処理場等の浸水対策として、止水壁・止水扉等の整備が必要となる。

（主な地域の状況）
・処理場の浸水による下水道支障が生じる市町･･･神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、赤穂市、洲本市、南あわじ市、淡路市

【電力】

電線や変電設備等の被害のほか、需給バランスが不安定になるため、県北部も含めて県内全域で停電が発生する可能性があり、発災当日に約 113.5 万軒が停電となる。復旧には、早期復旧困難地域（建物の全半壊などにより住民が当面帰宅することが困難で早期復旧の対象外となる地域）を除き、１週間程度を要すると見込まれる。

【都市ガス】

建物の全半壊や、二次災害防止のためのガス供給の停止措置により、約６万戸でガス供給が停止する。復旧には、早期復旧困難地域（建物の全半壊などにより住民が当面帰宅することが困難で早期復旧の対象外となる地域）を除き、１週間程度を要すると見込まれる。

【通信】

固定電話は停電や屋外設備の被害などにより発災当日で約 5.7 万回線が不通となる。携帯電話は停電や通信規制などにより、発災当日は淡路地域で非常につながりにくくなるほか、県全域でつながりにくくなる。

	１日目	２日目	１週間後	１ヶ月後
上水道（断水人口）	約70万人	約42万人	約16万人	約1.7万人
下水道（支障人口）	（算出困難）	約195万人	約192万人	約4千人
電力（停電軒数）	約113.5万軒	約4.0万軒	0軒	0軒
都市ガス（復旧対象戸数） ※供給停止戸数：約6万戸	約7,000戸	約6,000戸	0戸	0戸
固定電話（不通回線数）	約57,000回線	約51,000回線	約6,000回線	0回線
携帯電話（不通ﾗﾝｸ：市町数）	A:2、B:39	A:2、B:1	－	－

※電力、固定通信及びガスの被害については、各ライフライン企業による想定結果による
※下水道支障の発災当日については、市区町単位での電力被害が不明のため算出困難
※電力、固定通信及びガスは、早期復旧困難地域を除く
※携帯電話の不通ランクは、Ａ：非常につながりにくい、Ｂ：つながりにくい、Ｃ：ややつながりにくい

②　交通施設被害（道路、鉄道）

道路については、約 1,300 箇所で路面の亀裂や陥没、浸水などの被害が生じるほか、沿道建築物の倒壊などによる道路閉塞が多数発生することが想定される。緊急物資の輸送や復旧作業のための車両通行が早期に必要とされることから、補完ルートの設定も含めた緊急輸送道路ネットワークの強化や沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

鉄道は、約 1,100 箇所の架線や電柱被害、線路の被害が生じると見込まれる。なお、南海トラフ巨大地震の震源は本県から離れているため、強震動が到達するまでの間に、緊急地震速報等により、列車は運行停止に向け減速を開始していると想定される。列車停止後、速やかに乗客を避難誘導することが必要となる。

③　避難所生活者数

発災当日は、地震による倒壊や津波による流出などの被害を受けて自宅に住めなくなる人が出るほか、津波警報の発表に伴う避難勧告、避難指示（緊急）を受けて、約 17 万人が避難所へ向かう。

避難勧告等が解除されれば、安全性が確認された人は自宅に戻るため、避難所生活者は減少するが（発災３日目以降を想定）、自宅の安全確認に日数を要するほか、余震への恐怖や津波による堆積物の影響などにより、早期に自宅に戻ることができるのは一部に限られる。また、尼崎市や西宮市の、満潮位よりも標高が低い地域（ゼロメートル地帯）では、津波が収束した後も浸水が解消せず、発災当日に堅固な建物の３階以上に留まった人々が発災１週間後までに救出されるなどして、新たに避難所に向かう人も出る。

このため、避難所生活者は、発災１週間後で約 12 万人、１ヶ月後で約６万人と、減少には日数を要することが見込まれ、長期湛水区域の早期解消や、既存賃貸住宅の活用などにより早期に住まいの確保を図る必要がある。

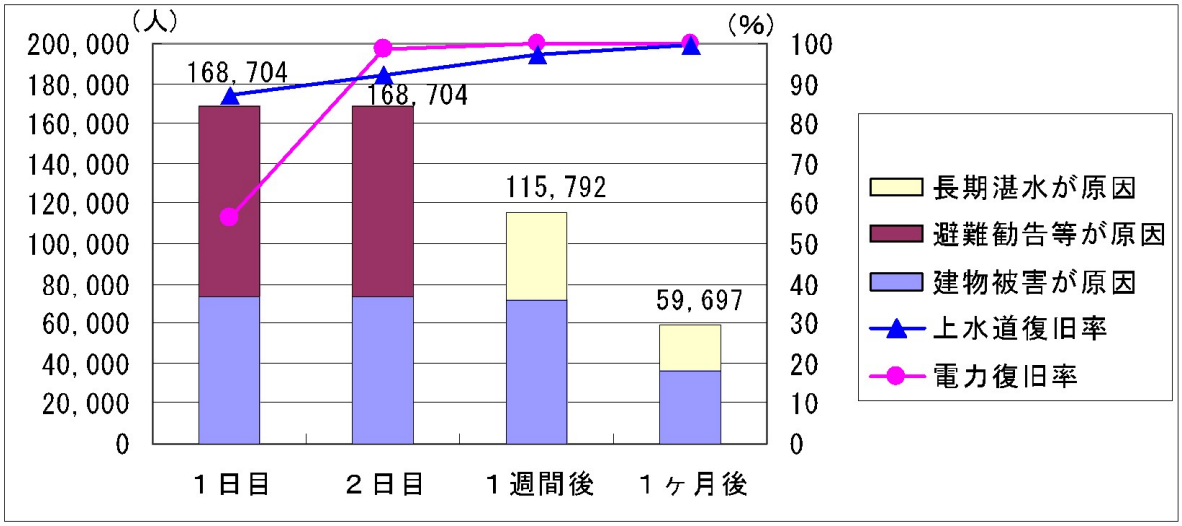

図：夏昼間 12 時発災の場合の避難所生活者数並びに電力及び上水道復旧率の推移

④　災害時要援護者

高齢者や障害者などの災害時要援護者のうち、発災時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、あらかじめ本人やその家族を交えて地域の避難支援組織等で作成した個別支援計画等に基づき、家族や支援者の支援を得て避難行動を開始する。

支援組織等への個人情報提供に同意しなかった人など事前に個別支援計画の策定ができていない避難行動要支援者や、建物倒壊等による負傷により自力避難が困難となる者など、自力避難が困難となる人も想定される。これらの人についても、自主防災組織、消防団や近隣住民などにより可能な限り避難支援を実施することとなるが、津波到来までの時間的制約などから、逃げ遅れるおそれが高まる。

避難後に、乳幼児や妊産婦、外国人なども含めた何らかの配慮が必要な災害時要援護者は、下表のとおりと見込まれる。

乳幼児向けの粉ミルクやほ乳瓶・紙おむつ、高齢者向けの大人用紙おむつなどの物資の確保のほか、外国人に対する多言語による情報伝達などが必要となる。

障害のある人や難病患者などは、一般の避難所では十分な医療・福祉サービスが受けられず、また周囲への気兼ねなどから、心身の不調が増大したり、安全性が確認されていない自宅に戻ったりする可能性があることから、福祉避難所の確保とともに、必要に応じて医療機関等への移送ができるような体制の整備が必要となる。

単位（人）	1日目	2日目	1週間後
０歳児	約1,300	約1,300	約1,000
１～３歳児	約3,900	約3,900	約2,900
要介護３～５	約2,200	約2,200	約1,700
身体障害者１級・２級	約200	約200	約200
知的障害者重度	約500	約500	約400
精神障害者１級	約200	約200	約100
難病患者	約900	約900	約700
妊産婦	約1,300	約1,300	約1,000
外国人	約2,600	約2,600	約2,100

※災害時要援護者が人口に占める割合から避難所生活者数における内訳を推計。なお、属性間の重複がある。

⑤　避難所必要物資量

避難所における主な物資の需要量は、発災から１週間で、食料が約 403 万食、飲料水が約 406 万リットルとなる。食料については、発災直後は多数の避難者に対応するためにアルファ化米やパンとなることも想定されるが、栄養の偏りが生じないよう、可能な限り栄養バランスへの配慮や適温食の提供を行う必要がある。また、避難所生活者だけではなく、在宅被災者でライフライン支障等により生活に支障を来している人にも、食料や水などを提供することが必要になる。

物資は全国的な不足が予想されることから、公的備蓄に加え、家庭での食料・飲料水の備蓄を促進するとともに、民間企業との協定等の活用、広域的な緊急輸送・搬送体制の強化を図る必要がある。

		各時点の需要量			１日目～１週間後の総需要量
		１日目	２日目	１週間後	
各時点の必要量	食料（食）	約602,000	約602,000	約413,000	約4,026,000
	飲料水（ﾘｯﾄﾙ）	約607,000	約607,000	約417,000	約4,061,000
	粉ミルク（ｸﾞﾗﾑ）	約182,000	約182,000	約136,000	約1,227,000
	子供紙おむつ（枚）	約42,000	約42,000	約31,000	約281,000
	大人紙おむつ（枚）	約13,000	約13,000	約10,000	約91,000
	おしり拭き（枚）	約166,000	約166,000	約124,000	約1,118,000
最大時点の必要量	毛布（枚）	約349,000			
	トイレ（基）	約2,400			
	ほ乳瓶（本）	約1,400			

⑥　帰宅困難者

震度５弱以上の地域では公共交通機関に影響が生じ、全県で約 59 万人の帰宅困難者が発生する。このうち、公共交通機関を利用して遠方から通勤・通学する人が多い神戸市が約 24 万人、尼崎市と西宮市の２市で計約 15 万人と、３市で全体の約 70%を占める。

路上や駅等で膨大な滞留者が発生した場合、救助・救出、消火などの応急対策活動が妨げられる恐れがあるほか、公共交通機関の復旧が遅れれば帰宅困難者の解消に数日間を要することも考えられ、水や食料、トイレなどの確保が課題になる。また、徒歩帰宅者の中には事故に遭ったり体調不良を訴える者も出てくる可能性がある。このため、一斉帰宅を抑制するための職場での備えや一時滞在場所の確保、徒歩帰宅の支援などが必要となる。

⑦　医療機能

重傷者及び死者の一部（入院後亡くなる場合を想定）による入院需要は全県で約 7,300 床であり、このうち神戸市、尼崎市、西宮市、洲本市、南あわじ市の５市で約 5,300 床を占める。

県内全市町の医療機関の対応可能病床数を単純に合計すれば病床数は充足するが、尼崎市、西宮市、洲本市、南あわじ市など一部の市町で病床不足が生じることから、消防や自衛隊による市町域を超えた広域搬送が必要になる。

⑧　遺体対応

約 29,100 体の火葬をするには、県内のみの火葬場余剰能力では約 130 日を要するため、県外での火葬や、土葬、仮埋葬などにより対応する必要性が生じる。

⑨　ゼロメートル地帯の長期湛水

津波浸水区域のうち、尼崎市、西宮市では、満潮位よりも標高が低い地域（ゼロメートル地帯）が広がっており、津波収束後も約 620ha の地域で浸水が継続すると見込まれる。影響人口は約 66,500 人、満潮位時の湛水量は、尼崎市で 553 万㎥、西宮市で約 255 万㎥の合計約 808 万㎥と推計される。

この地区の浸水深は５m未満であるため、３階以上の堅固な建物にとどまれば、命は助かるものの、そこからの速やかな脱出が困難になる可能性がある。

また、この湛水量を国土交通省の各地方整備局が保有する 30 ㎥／分の排水能力を有するポンプ車で排水した場合、延べ 188 日・台を要し、尼崎市内の湛水量を県管理の排水機場（東浜第１等、排水能力合計 163 ㎥／秒）で排水した場合には 10 時間を要する。

浸水が解消しない状況で、取り残された住民の救出が必要になることも考えられるため、ゴムボートの活用など適切な救出方法を検討しておく必要がある。

防潮堤等の機能が発揮され、また防潮門扉を確実に閉鎖できれば浸水範囲が低減できることから、防潮堤の津波越流対策や沈下対策、日常的な防潮門扉の閉鎖訓練・点検が必要である。また、湛水期間をできる限り短くするため、防潮堤等の応急復旧を速やかに行うとともに、ポンプ場の耐震化・浸水対策や迅速な排水が必要となる。

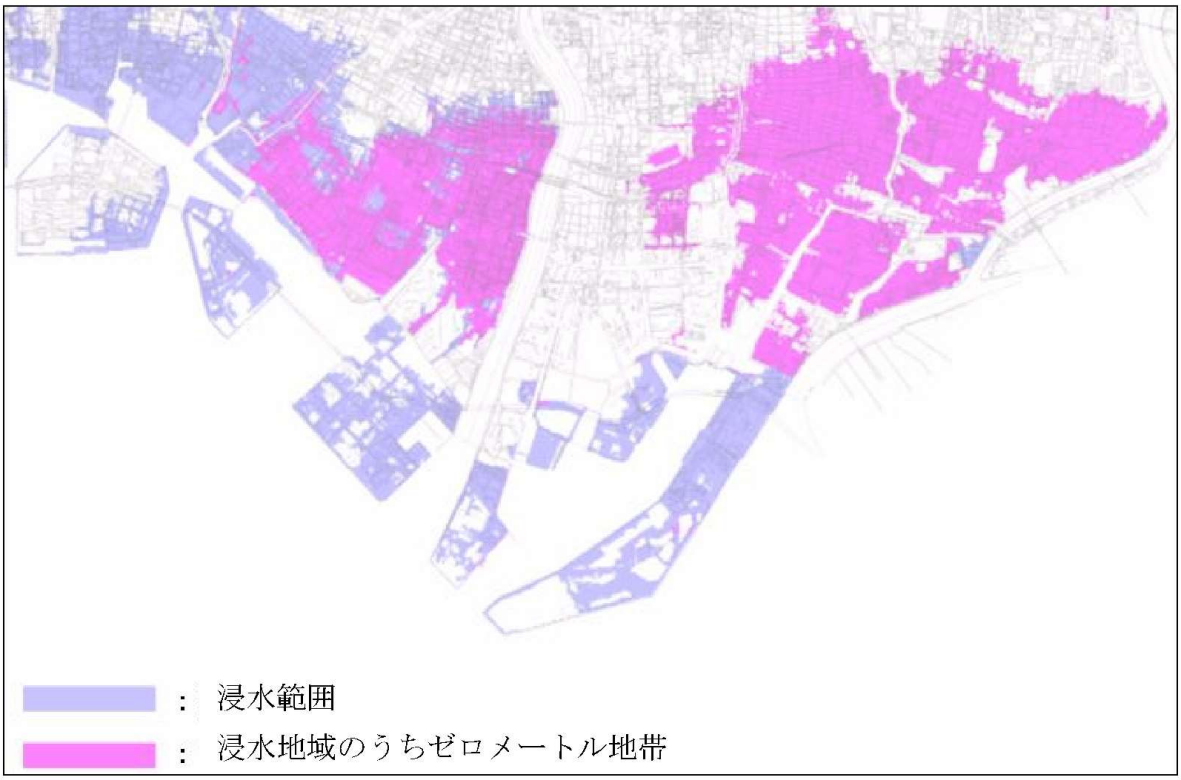

⑩　応急仮設住宅

阪神・淡路大震災における実績から、建物被害に伴う応急仮設住宅の必要数は約 36,100 戸と見込まれ、その建設には約 110 日間を要すると想定される。
避難所生活の早期解消のため、既存賃貸住宅等の活用なども含めた多様な住まい確保対策が必要となる。

（４）災害廃棄物

揺れによる建物や家財の損壊、火災による焼失、津波による流失等で、災害廃棄物が全県で約 420 万トン発生する。これは兵庫県の年間一般廃棄物排出量約 210 万トンのほぼ２年分に相当する。このうち５割を超える 215 万トンが淡路地域で発生すると見込まれる。また、これに加えて津波による土砂や泥状物等の堆積物が大量に発生すると見込まれる。
災害廃棄物の広域処理体制の円滑な運用、民間事業者との連携、分別・リサイクルの実施による迅速かつ効果的な処理が求められる。

（５）直接被害額

建物やライフライン・交通施設などの復旧や災害廃棄物処理に要する費用など「資産等の被害」は約 5.5 兆円と推計される。これは、阪神・淡路大震災（約 10 兆円）の約６割、平成 23 年度県内総生産（実質）約 20 兆円の約３割に相当する。

項目	被害額（億円）
建物・家財等	約48,000
ライフライン・交通施設等	約6,000
災害廃棄物処理	約1,000

（６）施設等の被災可能性

ここでは、本県の地域特性や施設等の立地状況等を踏まえ、発災時の被災の可能性や想定される被害の様相等をまとめた。

①　孤立可能性のある集落

津波や土砂災害等によりアクセスが寸断される可能性のある集落は、洲本市で５箇所、南あわじ市で 15 箇所の計 20 箇所、約 6,000 戸となっている。洲本市の農業集落１箇所以外は海岸沿いの漁業集落である。

発災時には、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信手段（全集落で確保済）やヘリの発着場、つり下げが可能な地点（地形上困難な集落を除いて設定済）を活用するなど確実な救援を行う必要がある。また、孤立した場合に備えて、自主防災組織や各家庭において、食料、飲料水、医薬品等の備蓄を進める必要がある。

②　病院・警察・消防

病院、警察、消防で震度６強以上、最大浸水深 50 ㎝以上に立地する施設数は下表のとおりとなっている。このうち、災害拠点病院については、震度６強以上の地域及び最大浸水深 50 ㎝以上の地域にそれぞれ１つずつ立地している。

施設における耐震性の確保を図るとともに、津波警報解除後の速やかなアクセスの確保や、発電施設や備蓄物資等をできるだけ高い階に置いておくなど、機能支障を最低限に止めるための対策が必要となる。

	震度６強以上の地域	最大浸水深が50㎝以上の地域
病院	15	13
警察	4	1
消防	12	6

※それぞれの地域内の数は重複している（以下同じ）。

③　危険物・コンビナート施設

可燃性・毒性高圧ガスタンク及び石油コンビナート等特定事業所内の大規模タンクはいずれも浸水深３ｍに満たない地域にあるため、タンク本体に津波による被害が発生する可能性は小さい。

また、県内の可燃性・毒性高圧ガスタンクは、国の耐震設計基準の対象設備については全て基準に適合している。石油類の屋外貯蔵タンクは、規模の大小を問わず耐震性を確保することが求められており、神戸市内においては、耐震改修を要する容量 500kl 以上のタンクは平成 29 年３月末までに全て改修済みである。

このうち、浮屋根構造を持つ大規模な石油タンクでは、長周期地震動により石油があふれ出し、あるいは屋根の摩擦による出火が発生する場合があるが、神戸市内には浮屋根構造を持つ大規模な石油タンクは存在しない。

	震度６強以上の地域	最大浸水深が50cm以上の地域
高圧ガス第１種製造所	88	24
石油コンビナート等特定事業所	14	2

④　文化財

県内の約 1,000 の文化財の一部は強震動のエリアや浸水域内に存在することから、倒壊、転倒・落下防止、浸水対策などが必要となる。

	震度６強以上の地域	最大浸水深が50cm以上の地域
文化財	73	27

※文化財･･･国・県指定文化財（有形）、国登録文化財、県登録文化財

⑤　ため池

県内のため池数は約 22,000 箇所で全国一多く、特に約半数を占める淡路地域では震度７、震度６強のエリアに多数のため池が存在する。地震動による堤防の決壊が発生すると、下流域の宅地、公共施設、農地等へ甚大な被害が発生する可能性があることから、耐震調査やその結果に基づく計画的な対策及び改修が必要である。

■　共通編

［総則］

⑥　港湾

本県では１県民局・県民センターあたり最低１カ所以上の耐震強化岸壁が完成しており、耐震強化岸壁の被災は比較的小さい。しかし、接続する水域で、コンテナや貨物の流失、船舶の座礁、転覆、流出、ガレキの浮遊や、上屋倉庫、荷役機械の損傷等が発生する可能性がある。

港湾機能回復のため、漂流物の回収などの早期啓開作業や、航行可能ルートの確認、施設の応急復旧などが必要となる。

⑦　漁船・船舶、水産関連施設

漁船や船舶が津波で陸上に乗り上げた場合、衝突被害や危険物の流出・発火等の恐れがある。

本県の瀬戸内海区には約 5,800 隻の漁船があり、津波高が 1.5mを超えると被害が発生するとされていることから、それまでに沖合待避や陸上の安全な場所への引き揚げが必要となる。また、のり、わかめ、魚介類等の養殖イカダが流出し、ガレキと化して浮遊することが想定される。

漁船以外にも、土運船やプレジャーボートなどの小規模船舶も多く、係留が不十分なものは津波により市街地まで流入し、建物等に被害が生じる可能性もあることから係留強化対策が必要である。

⑧　地下空間（地下鉄・地下街）、人工島

神戸市営地下鉄海岸線の複数の駅が浸水区域内にあり、神戸高速鉄道の駅も一部浸水区域に近接しているほか、ＪＲ神戸駅に近接している地下街も浸水区域内にあり、浸水のおそれがある。このため、係員による駅入口の止水板・連絡通路の止水扉の設置や、津波到来までの適切な避難誘導が必要となる。

神戸市都心部の沖には、ポートアイランド及び神戸空港島があり、これらには空港、ヘリポート、災害拠点病院など災害対応のための多様な機能が立地している。これら人工島については、神戸大橋、港島トンネルの両側が津波浸水域となっていることから、浸水防止対策及び早期啓開対策が不可欠となる。

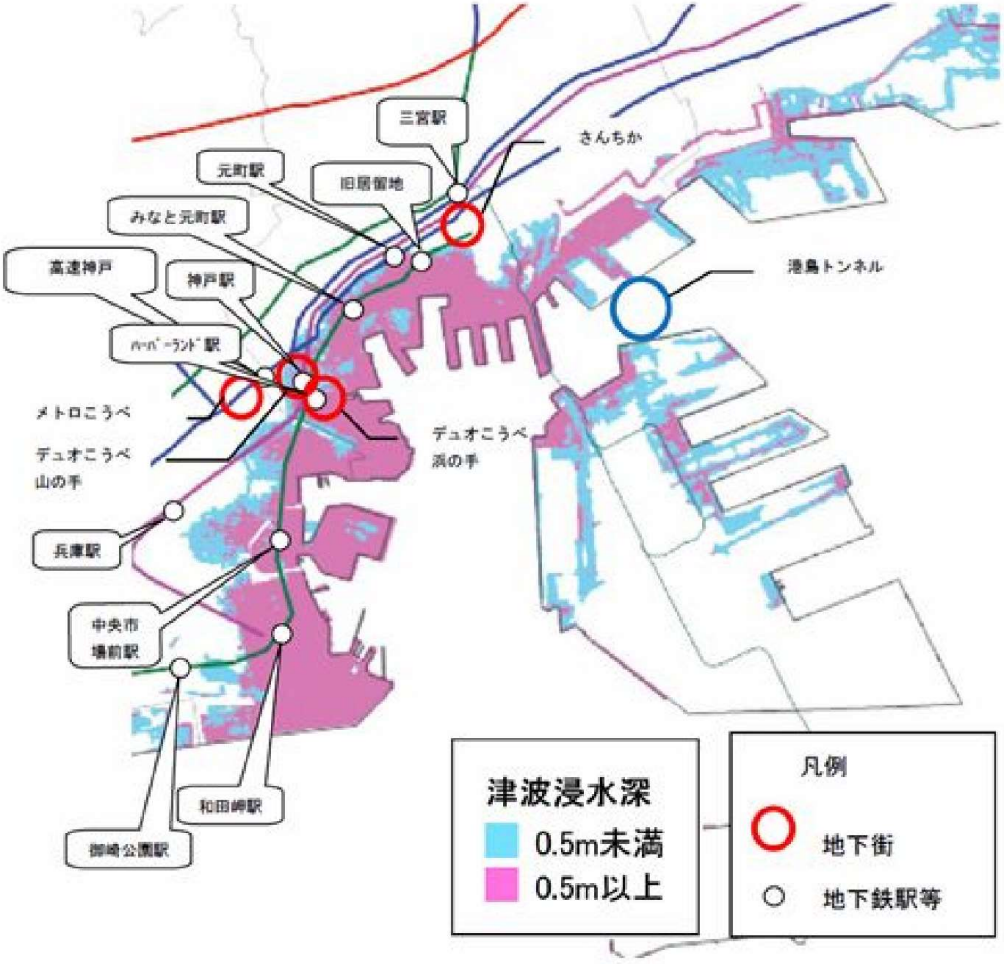

図：地下鉄駅及び地下街の所在地

６　南海トラフ巨大地震による神戸市の浸水想定・被害想定

			全市	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区
最大震度			－	６弱	６弱	６弱	６弱	５強	６弱	６弱	６強	６強
最高津波水位（TP+,m）			－	3.3	3.2	3.9	3.6	－	2.7	3.0	2.6	－
最短到達時間（分）			－	110	109	91	89	－	88	85	83	－
浸水深別浸水面積（ha）（ケース１）		全体	1,586	639	115	447	310	－	45	21	8	－
		0.3m以上	1,234	502	58	350	277	－	24	16	7	－
		1.0m以上	569	190	7	168	186	－	6	8	4	－
		2.0m以上	100	27	3	38	27	－	1	2	2	－
		3.0m以上	0	0	0	0	0	－	0	0	0	－
建物全半壊棟数	冬5時	全壊棟数	2,798	213	40	198	530	6	127	78	751	855
		半壊棟数	25,026	3,835	717	2,158	4,304	314	1,955	1,421	5,123	5,199
	夏12時	全壊棟数	2,716	213	41	197	528	7	117	77	691	845
		半壊棟数	25,040	3,835	717	2,158	4,305	314	1,956	1,421	5,134	5,200
	冬18時	全壊棟数	3,109	217	50	203	555	8	174	89	927	886
		半壊棟数	24,980	3,835	717	2,158	4,300	314	1,948	1,420	5,093	5,195
人的被害	冬5時	死者	3,334	1,285	28	475	1,268	0	59	111	54	54
		負傷者	4,711	1,120	112	333	616	52	290	244	952	992
		重傷者	766	325	11	80	157	0	30	21	60	82
	夏12時	死者	9,344	2,012	101	3,137	3,834	0	95	86	46	33
		負傷者	5,902	1,711	270	1,321	1,047	33	290	122	422	686
		重傷者	1,331	459	68	361	265	1	52	17	40	68
	冬18時	死者	7,209	1,750	75	2,167	2,891	0	88	96	88	54
		負傷者	5,782	1,647	224	1,040	950	32	298	161	566	864
		重傷者	1,133	412	48	260	226	1	44	19	48	75
上水道	１日目	断水率	2.9%	3.1%	0.7%	2.9%	2.2%	0.1%	2.1%	0.9%	3.0%	8.3%
		断水人口	44,707	6,488	944	3,826	2,339	147	2,090	1,563	6,618	20,692
	２日目	断水率	2.0%	2.5%	0.6%	2.3%	1.9%	0.1%	1.7%	0.8%	2.1%	4.8%
		断水人口	30,705	5,160	835	2,941	1,999	147	1,739	1,286	4,572	12,026
	１週間後	断水率	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.3%	0.0%	0.3%	0.1%	0.5%	1.6%
		断水人口	7,878	1,092	109	604	342	0	300	211	1,143	4,077
	１ヶ月後	断水率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
		断水人口	396	0	0	0	0	0	0	1	43	352
下水道	２日目	支障人口割合	49.8%	98.7%	98.7%	89.1%	98.7%	0.9%	98.7%	58.9%	2.1%	2.0%
		支障人口	743,245	198,652	126,335	112,793	100,402	1,936	96,846	97,065	4,393	4,822
	１週間後	支障人口割合	49.6%	98.3%	98.3%	88.7%	98.3%	0.9%	98.3%	58.7%	2.1%	2.0%
		支障人口	740,076	197,794	125,785	112,305	99,968	1,936	96,426	96,648	4,393	4,822
	１ヶ月後	支障人口割合	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%
		支障人口	1,535	417	265	236	211	0	203	202	0	0
電力 早期復旧困難地域（津波浸水深が2m以上の地域）分は含まない。	１日後	停電件数	8,242	107	32	4,298	218	0	20	52	2,346	1,169
		停電率	1.1%	0.1%	0.0%	4.9%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	2.4%	1.1%
	１週間後	停電件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	１ヶ月後	停電件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		停電率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定電話 早期復旧困難地域（津波浸水深が2m以上の地域）分は含まない。	１日目	不通回線数	13,258	3,810	134	3,367	2,662	14	220	614	1,660	776
		不通回線率	4.81%	8.84%	0.86%	6.84%	9.25%	0.04%	1.33%	1.87%	5.12%	3.34%
	１日後	不通回線数	11,932	3,429	121	3,031	2,396	12	198	553	1,494	698
		不通回線率	4.33%	7.96%	0.77%	6.16%	8.32%	0.04%	1.20%	1.68%	4.61%	3.00%
	１週間後	不通回線数	1,850	572	0	505	399	0	33	92	249	0
		不通回線率	0.67%	1.33%	0.00%	1.03%	1.39%	0.00%	0.20%	0.28%	0.77%	0.00%
	１か月後	不通回線数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		不通回線率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	早期復旧困難エリア	不通回線数	1,921	253	21	570	925	0	61	92	0	0
		不通回線率	0.70%	0.59%	0.13%	1.16%	3.21%	0.00%	0.37%	0.28%	0.00%	0.00%
ガス 早期復旧困難（全半壊建物）分を含まない。	１日目	供給停止戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		停止率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	１日後	供給停止戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		停止率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	１週間後	供給停止戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		停止率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	１か月後	供給停止戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		停止率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	早期復旧困難戸数	供給停止戸数	12,830	4,026	16	4,260	4,309	0	76	100	43	0
		停止率	2.0%	4.4%	0.0%	5.5%	7.8%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%
避難所避難者	冬5時	１・２日目	24,490	7,274	553	2,365	4,614	102	1,326	1,155	3,651	3,450
		１週間後	14,134	2,009	412	2,033	1,328	99	737	708	3,461	3,347
		１ヶ月後	7,286	1,036	212	1,048	684	51	380	365	1,785	1,725
	夏12時	１・２日目	44,115	8,290	954	16,831	8,440	104	1,516	1,010	3,529	3,441
		１週間後	13,441	2,184	410	1,641	959	101	716	724	3,368	3,338
		１ヶ月後	6,930	1,126	212	846	494	52	369	373	1,737	1,721
	冬18時	１・２日目	37,744	7,946	839	11,615	7,101	106	1,538	1,085	3,986	3,528
		１週間後	14,309	2,128	441	1,788	1,072	103	812	739	3,804	3,422
		１ヶ月後	7,375	1,097	227	921	552	53	419	381	1,961	1,764

（出典）南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーション（平成 26 年２月 17 日、兵庫県）
南海トラフ巨大地震津波被害想定（平成 26 年６月、兵庫県）

資料 6-1-7 地震発生の季節に関する想定

兵庫県南部地震は冬期に発生したが、地震発生の季節によって災害事象は変化すると考えられる。冬期の場合と夏期の場合での災害事象、対応等の主な相違点、及び対策の基本方針を表 6-1-7-1 に示す。

表 6-1-7-1　地震発生の季節条件を変えた災害想定

	阪神･淡路大震災(冬期)	災害想定	対策の基本方針
①死者の発生	・市内の死者は、4,571 人。(H12 年 1 月 11 日時点) ・死亡原因として、家屋倒壊による圧死・窒息死、焼死、高速道路の倒壊による転落死が多かった。 ・死者の年齢構成は、半数以上を 60 歳以上の高齢者が占めていた。	・死者の発生に季節変動は見られないと考えられる。但し、夏期に地震が発生し、津波が発生した場合は、須磨海岸等の海水浴場客の津波による死者が発生する可能性がある。	・迅速な情報伝達体制 ・東南海・南海地震防災対策推進計画による津波避難対策の推進
②救急医療	・寒さのため老人等の衰弱がみられた。 ・風邪、肺炎等が流行した。 ・伝染病の発生危険度は比較的低かった。	・夏期に地震が発生すると老人や病人等は暑さによる体力の消耗が激しくなり、また伝染病の発生も考えられる。	・災害時医療システムの整備 ・避難所等の衛生管理 ・避難所や仮設住宅の冷房対策
③火災延焼	・石油ストーブや電気ストーブ等暖房器具 からの出火が見られ、また朝食の準備中のガスコンロの火が可燃物に着火し出火したケースが多くあった。 ・冬期は空気が乾燥状態にあり、延焼危険度が高かった。	・冬期に比べ、夏期は暖房器具等の火気使用機会が少ないことから、出火危険度は低いと考えられる。 ・風力、風向等の気象条件によっては延焼危険度が高まり、焼失面積が拡大する。また、市民の避難行動へ大きな影響を与え、人的被害にもつながる。	・耐震性貯水槽の整備等震災火災に対する消防力強化 ・交通規制等による緊急車両通行確保 ・市民や地域の初期消火能力の強化 ・延焼遮断帯や大規模公園の整備促進 ・沿道不燃化の促進 ・危険物取扱施設の防災体制の強化
④避難生活	・冬期であったため、避難生活は寒さとの戦いであった。 ・避難者の暖房機器のニーズや電気、ガスの復旧ニーズが高かった。	・夏期に地震が発生すると、暑さとの戦いになることが考えられる。その結果、高齢者や病人等は、暑さによる体力の消耗が激しく、また伝染病等の発生も考えられ、避難後に病人が多く発生する可能性がある。	・避難所開設・運営システムの整備 ・高齢者・障害者等要援護者の避難対策策定 ・避難所情報システムの整備
⑤救援物資	・暖房機器(ストーブ・毛布等)が多く搬入された。 ・冬着(セーター・冬物下着等)が多く搬入された。 ・弁当等腐敗の進行が比較的遅かった。	・夏期は高温多湿のため、食中毒の可能性が高く、生鮮食料品、弁当等の取扱が困難となる。 ・梅雨時期での救援物資の野積みに対し、雨対策が必要となる。	・弁当等主食の調達・配分・保管システムの整備 ・救援物資受入れ・配分システムの整備

資料 6-1-8 地震発生の時間に関する想定

兵庫県南部地震は早朝に発生したが、地震発生の時間によって発生する災害事象や応急対応が異なってくる。

地震発生の時刻が役所の勤務時間内か勤務時間外かによって、行政の対応に大きく影響する。また昼間か夜間かによって、市民の居場所、都市の活動形態、人的被害の発生場所や発生形態等が異なる。人や物の流れで見ると、朝夕の交通ラッシュ時間か否かによっても人的、物的被害の発生場所、発生量に大きく影響を与える。

行政の災害対応に大きな影響を与えると考えられる地震発生時間について、早朝期（市役所の勤務時間外）、昼間期（市役所の勤務時間内）の場合の災害事象、対応等の相違点を表 6-1-8-1 に示す。

表 6-1-8-1　地震発生の時間条件を変えた災害想定

	阪神・淡路大震災（早朝期）	災害想定	対策の基本方針
[1] 人的被害 ① 死傷者の発生	●市内の死者は、4,571 人（H12 年 1 月 11 日時点）。 ●死亡原因は、家屋倒壊による圧死・窒息死、焼死、高速道路の倒壊による転落死が多かった。 ●死者の年齢構成は、半数以上を 60 歳以上の高齢者が占めていた。 ●市内の負傷者は、14,678 人（H12 年 1 月 11 日時点）。 ●負傷の原因は、家屋倒壊や家具の転倒、室内の落下物等によるものであった。	●昼間に地震が発生した場合、都心地区等の非木造建築物（RC 造・SRC 造）の崩壊倒壊により、事業所等建物内の死者が多数発生する可能性がある。 ●木造家屋倒壊による死者数は、昼間人口ベースになり、また外出している可能性があることから、今回に比較して減少する可能性はある。しかし、死者の高齢者の割合は依然として高くなると考えられる。 ●昼食、夕食時の火気使用時間帯に地震が発生した場合、火災発生件数が多くなり、また地震発生後の風速、風力の条件によっては、火災の延焼速度が速くなることが予測され、火災からの逃げ遅れ等による焼死者が発生する可能性がある。 ●観光客等の死者が、今回より多く発生する可能性がある。 ●新幹線、地下鉄等交通施設の崩壊による死者が増加する可能性がある。 ●朝夕の交通ラッシュ時間帯では、高架道路や橋梁の崩壊により車両が落下し、死者が増加することが考えられる。駅構内やコンコース内、地下街等の崩壊による死者が多く発生する可能性がある。 ●地下街やデパート等集客施設内において、避難に際してパニックが生じ、圧死者が発生する可能性がある。死亡原因としては、圧死、窒息死がほとんどを占め、火災状況によっては焼死が多くなる。 ●死者の年齢構成は、都市が活動している時間帯であり、死者発生要因や場所が多岐にわたること等から、高齢者に加えて若年層や中高年層の死者の割合も、地域によっては高くなると考えられる。 ●港湾部において、旅客の乗降中に地震が発生した場合は旅客に、また港湾荷役作業中に発生した場合は作業員に死傷者が多く発生する可能性がある。<br　さらに、津波が発生した場合、船舶の被害等も発生する可能性がある。また夏期には須磨海岸等の海水浴場客の津波による危険も考えられる。 ●以上のように、昼間期に地震が発生した場合は、災害要因が多岐にわたることから、阪神・淡路大震災と比較すると圧倒的に死者数は増加し、負傷者数も圧倒的に増加するほか、発生場所も広域にわたると考えら	○木造家屋の耐震診断と耐震強化 ○木造老朽密集地域の更新 ○木造住宅の不燃化促進（防火地域の指定見直し） ○道路・橋梁・地下街等の土木構造物の耐震強化 ○消防力の強化 ○家具の転倒防止等家庭内防災対策の推進強化 ○人命救助体制の強化 ○高齢者、障害者等要援護者への支援体制の整備 ○災害時救急医療システムの強化 ○トリアージ等の災害時救急システム整備 ○災害時医療情報システムの整備 ○応急手当、心肺蘇生術等の市民習得促進 ○看板等の落下防止、自動販売機・ブロック塀等の転倒防止策の強化

	阪神・淡路大震災(早朝期)	災害想定	対策の基本方針
		れる。 　また、負傷の原因は今回に加え、事務所等被害建物内での負傷の他、新幹線・地下鉄等の損壊等交通施設被害によるものやガラス片、看板の落下や自動販売機、ブロックべいの転倒等が考えられる。	
② 帰宅困難者		●地震により交通機関が不通になり、帰宅の手段を失った市外からの就業者や観光客等が帰宅困難者となることが考えられる。 　こうした帰宅困難者は、交通機関の復旧等交通手段が確保できるまでは、市内に残留することになる。	○帰宅困難者の実態把握 ○帰宅困難者の避難対策の検討 ○帰宅困難者への災害時情報システムの整備 ○帰宅困難者の収容施設の確保
［2］ 物的被害 ① 建物・土木構造物被害	●全壊建物 67,421 棟 　半壊建物 55,145 棟 ●阪神高速道路の崩壊、高架橋の倒壊等激甚な被害が発生した。	●建物や土木構造物の地震動による被害は、地震発生の時間による変動はないが、地震の特性によって被害の現われ方が異なることが考えられる。	○木造家屋の耐震診断と耐震強化 ○木造住宅の不燃化促進(防火地域の指定見直し)
② ライフライン被害	●電気、ガス、上下水道、工業用水道、通信等のライフライン施設に甚大な被害が発生、災害対応及び市民生活に大きな影響を与えた。	●電気、ガス、上下水道、工業用水道、電話等のライフライン施設被害は、地震発生の時間による変動は見られない。しかし、昼間期に地震が発生すると、就業者や観光客等の安否の確認や見舞等の電話需要が被災地内外で高まり、今回以上の電話の輻輳状態が発生するおそれがある。 ●ライフライン被害の把握や初動対応は、昼間に地震が発生した場合は、各機関とも勤務時間中であり、職員の参集の必要がなく、今回より迅速に対応できるが、各機関の物的・人的被害の状況によっては、被災職員の救出が第一義になることなどから、むしろ今回より情報収集や初動対応に時間がかかる場合も考えられる。	○ライフラインン施設の耐震強化、液状化対策 ○被害情報、復旧情報等のライフライン情報システムの整備 ○ライフライン復旧システムの整備 (夜間の対応) ○災害時における市民や企業の防災意識の向上 ○飲料水、食料等の備蓄体制の整備
③ 港湾被害	●港湾施設の被害は、186 の公共岸壁のうち 177 施設に及び、このほか周辺道路やエプロン、ふ頭用地の陥没・クレーンや倉庫の倒壊、液状化による土砂流出等による被害が発生し、船舶の接岸が不可能になり、港湾機能が停止した。	●港湾機能が活動中の時間帯に地震が発生した場合、接岸している船舶及び荷揚げ作業等の人的・物的被害、乗降中の旅客への被害、また岸壁崩壊等により、車両が港湾内に転落することによって船舶の接岸に支障を及ぼし、応急対応期の港湾活用に影響が出ると考えられる。 　さらに津波が発生した場合は、港湾施設及び港湾機能へ与える被害は重大なものとなる可能性がある。	○港湾施設の耐震強化、液状化対策の強化 ○港湾・沿岸地域の津波対策促進 ○港湾区域・沿岸地域・海水浴場等の津波情報伝達システムの整備
④ 道路被害	●道路被害は 960 カ所、橋梁被害 74 カ所発生し、阪神高速道路の崩壊等により道路交通機能はマヒした。	●道路構造物の被害は、地震発生の時間による変動は見られない。しかし、昼間に地震が発生すると、早朝期とは大きく異なり、道路上の交通量が圧倒的に多いことから、道路渋滞がより深刻化し、また、車両の落下、転倒等により人的被害や火災等の災害が多数発生することが予想される。 　この災害事象は、幹線道路の交通規制や復旧活動にも甚大な影響を与えることが考えられる。	○道路施設の耐震強化 ○災害時道路啓開体制の強化 ○災害時交通規制体制の強化 ○災害に強い道路ネットワーク整備 ○交通信号自動起動型発電システムの整備
⑤ 鉄道施設被害	●各鉄道機関とも始発前、あるいは始発直後に被災したことから、施設や車両被害は甚大なものであったが、乗客等の人的被害は軽微なものであった。 ●駅施設も無人であったこと	●昼間に地震が発生すると、各交通機関とも運行中であることから、線路や高架橋、橋梁、トンネル等の構造物被害による脱線、転覆、高架橋からの車両転落等により甚大な被害が発生する可能性がある。 　特に、新幹線車両の高架橋からの転落は、乗客のみならず転落した沿線地域への影響も甚大なものがある。	○駅舎、高架橋、地下鉄、トンネル等交通施設の耐震強化 ○駅舎、地下鉄、トンネル内での避難救出計画・体制の整備 ○災害時交通利用者への情報伝達システムの整備

■　共通編

［総則］

	阪神・淡路大震災(早朝期)	災害想定	対策の基本方針
	から、神戸市内では人的被害は出ていない。	また、地下鉄や新幹線等のトンネル内での車両脱線事故では、救出作業に手間取り、さらに復旧に長時間を要することが考えられる。	
⑥ 医療施設被害	●建物被害・情報機能の被害による障害に加え、早朝であり、医療機関の体制が弱かったところに多数の負傷者が運び込まれ、災害後の医療体制に大きな支障が生じた。	●医療施設の被害は、地震発生の時間による変動は見られない。 　しかし、地震発生が昼間期であれば、多くの医者や看護師等医療関係者が病院等に勤務中であり、夜間に比べて迅速に応急対応ができる可能性が高い。 　反面、手術や各種検査、治療行為中における医療事故発生の可能性が考えられる。	○市立病院等基幹医療施設の耐震強化 ○医療施設の災害時対応マニュアルの整備 ○災害時医療情報システムの整備 ○災害時救急医療システムの整備 ○救急医薬品、医療資機材の備蓄整備
⑦ 危険物被害	●危険物施設の被害は、4,614施設のうち715施設に及んだが、危険物施設からの出火はなかった。	●工場、大学、研究所、病院等で、危険物取扱施設が稼動中の時間に地震が発生した場合は、施設からの漏洩、出火、爆発等二次災害の発生危険が増大することが考えられる。 　この危険物災害によって、避難や消防活動等への影響は甚大なものになる可能性がある。	○危険物取扱施設の耐震強化 ○臨海埋立部の液状化対策強化 ○危険物取扱施設の災害時対応マニュアルの整備 ○特殊化学災害に対する消防力の強化 ○危険物取扱施設の災害時情報システムの整備
⑧ コンピュータ被害	●ほとんどのコンピュータが稼働していなかったことから、機器の転倒や落下による被害及び建物倒壊等によるハード面の被害に集中した。	●都市活動を支えているコンピュータが稼働している時間帯に地震が発生すると、今回発生したハード面の被害に加え、稼働中のプログラムやデータの破損等ソフト面の被害が起きる。被災したプログラムやデータのバックアップがない場合は、復旧までに長時間を要することになる。	○コンピュータ施設の耐震強化 ○転倒防止対策等コンピュータ機器の耐震強化 ○バックアップ等コンピュータシステムの耐震化 ○データのバックアップ体制の強化
[3] 災害事象と応急対策 ① 火災の発生	●まだそれほど火気を使用していない時間であったが、地震直後に59件の同時多発火災が発生。また地震発生から当日の24時までに109件、地震発生から10日間で175件の火災が発生した。 ●消防隊、消防水利の不足、交通渋滞による消防車両走行障害等により、約82haが焼失した。	●地震発生時刻が火気使用の昼食時間帯であった場合、出火件数が今回より増加する可能性がある。特に、今回の震災では発生しなかったが三ノ宮駅、神戸駅周辺など飲食店等火気使用施設が多く立地する商業集積地域での出火が考えられる。 ●臨海部の工業地帯では、工場が稼働中であることから、化学薬品火災や危険物火災等の発生危険度も高まる。	○耐震性防火水槽の整備等震災火災に対する消防力強化 ○市民や地域の初期消火体制の強化 ○延焼遮断帯や大規模公園の整備促進 ○沿道不燃化の促進 ○危険物取扱施設の防災体制の強化 ○ライフラインによる火災発生の防止
② 消防活動	●地震直後に発生した同時多発火災に対し、消火栓の使用不能による水不足、渋滞等による交通障害等により、消火活動は困難を極め、消防力を超えた火災発生に対し、消火するのに長時間を要した。 ●多くの一般市民による消火	●消火栓や防火水槽等の消防水利は、昼間に地震が発生した場合も今回と同様な被害が発生すると考えられる。また交通渋滞等による消防車両の通行障害は今回を上回り、地震発生直後の同時多発火災への消火活動は、より困難な状況になることが予想される。 ●市民による消火活動は、住宅地では昼間であることから地域に男手は少なく、今回のような市民による消火活動は期待しにくい。	○耐震性防火水槽の整備等震災火災に対する消防力強化 ○市民や地域の初期消火体制の強化 ○延焼遮断帯や大規模公園の整備促進 ○沿道不燃化の促進 ○危険物取扱施設の防災体制

	阪神・淡路大震災(早朝期)	災害想定	対策の基本方針
	活動が行われた。 ●地震発生と同時に 119 番受信専用回線は飽和状態となり、その後も火災通報、緊急要請等市民からの 119 番通報は止むことなく続き、司令課管制室は対応困難な状態になった。 ●地震発生時間には、消防職員の 23%にあたる 305 名が消防局、消防署で勤務しており、防災指令第３号の非常招集により消防職員は、地震発生２時間後に 50%、５時間後には 90%が参集した。 ●消防ヘリコプターは、交通機関の途絶、ポートアイランドの液状化による職員の到着遅れやヘリポートの液状化等により、地震発生から３時間 30 分後に情報収集に飛び立った。 ●救急活動も交通渋滞による現場到着の遅れ、受入れ病院自身の被災等困難な状況の中で、市民の協力や他都市からの応援、警察、自衛隊との連携による活動を行った。	●昼間に地震が発生すると、一般住宅に加え、事業所等からも火災及び救急事案が多く発生することが予想されるため、今回を上回る火災、救急、救助等の通報が地震発生直後から集中し、その対応はより困難な状況になると考えられる。しかし、昼間は、消防局、各署所にはほとんどの職員が勤務中であることから参集を待たずに出動でき、消防ヘリコプターも夜間に比べ、迅速に初動対応できると考えられる。 ●緊急要請は被害状況が多岐にわたり、件数・規模とも今回を大きく上回ることが予想されることから、消防隊の活動は今回以上に困難な状態になることが予想される。	の強化 ○交通規制による緊急車両通行路の確保
③ 市職員の参集	●ほとんどの職員が自宅におり、また職員自らも被災していることから、職場への参集に時間がかかった。	●昼間に地震が発生した場合は、ほとんどの職員が勤務時間帯であることから、地震発生直後に人員の確保ができる。	○市職員災害対応マニュアルの整備 ○災害時動員システムの整備 ○災害時初動体制の整備
④ 市職員の被災状況	●住宅の崩壊や火災等により、多くの職員が自宅等で被災した。	●昼間に地震が発生すると、勤務時間帯であることから、多くの市職員は勤務先で被災することになる。 ●職員の自宅建物や被災家族の安否調査が必要となる。	○市施設の耐震診断の実施 ○市役所、区役所等市庁舎施設の耐震強化 ○事務家具・機器の転倒防止等職場内防災対策の強化 ○職員家族の安否確認システム(勤務時間内地震発生時)
⑤ 市職員の初動対応	●多くの職員が地震発生時間には自宅におり、職員自身も被災したことから参集が遅れ、行政及び防災関係機関の初動対応に遅れが出た。	●勤務時間内に地震が発生した場合は、市庁舎や防災関係機関施設の崩壊等に伴う職員や来訪者等の生き埋めや火災等からの救出救護に、多くの職員があたることから、市役所等行政が実施する初動体制は、行政施設の被害状況等により、必ずしも地震発生直後に応急対応が開始されるとは限らない。	○勤務時間内初動対応マニュアルの整備 ○職員に対する応急手当、心肺蘇生等の研修
⑥ 交通渋滞	●交通量は少なかったが、以後被災者の自家用車及び救援救護等の交通量が増大し、また交通規制が遅れたこと、及び道路被害による交通容量の減少等により交通渋滞が発生した。	●昼間は早朝と比較して道路交通量、また路上駐車車両も圧倒的に多いことから、地震発生直後から多くの幹線道路で交通渋滞が発生する可能性がある。 　また、高架道路からの車両の転落など今回を上回る道路障害物も交通渋滞を加速させる要因となり、緊急車両等の通行障害が多くの道路で発生する可能性がある。	○災害時交通規制の強化 ○市民に対する災害時車両利用自粛に関するＰＲ ○違法駐車取締の強化 ○災害時道路啓開体制の強化
⑦ 救出救護活動	●消防機関や警察、自衛隊等の機関や地域の住民自らも生き埋め者の救出や負傷者の処	●昼間に発生する地震では、交通渋滞や救出救護にあたる機関の人的被害が問題となり、夜間の地震では情報収集や参集、応援部隊や医薬品等の到着遅れ等の問	○防災福祉コミュニティの育成強化 ○市民に対する応急手当、心肺

■　共通編

［総則］

	阪神・淡路大震災（早朝期）	災害想定	対策の基本方針
	置、搬送等を行ったが、あまりにも膨大な事案が発生したこと、的確な活動を行うための情報が得られなかったことなどから、救出救護に支障が生じた。	題が発生する可能性がある。	蘇生術の普及 ○災害時救急医療システムの強化 ○応援の早期要請
⑧ 避難所の開設・運営	●被災した市民の多くは、近隣の学校施設に避難した。 ●ほとんどの学校は無人であり、即刻に避難所を開設することができた。	●学校が授業を行っている時間帯で地震が発生すると、各学校施設には児童、生徒がいることから、まずこの児童、生徒の安全確保が第一義になり、避難所機能への切替えに混乱を生じる可能性があり、教職員が避難所開設、運営に関われるまでに時間がかかることが考えられる。	○地震時の避難システムの策定 ○避難圏域の設定等指定避難場所の見直し ○地震発生時間別避難所開設・運営システムの整備 ○避難所運営に関する役割分担（市職員・教職員・防災福祉コミュニティ・ボランティア）
⑨ 避難生活	●ほとんどの被災世帯は家族が一緒であった。	●昼間に地震が発生すると、多くの家族が離散している状況にあり、この家族の安否確認や避難先の確認等の情報が必要となる。	○地震発生時間別避難所開設・運営システムの整備 ○高齢者・障害者等要援護者の避難対策の策定 ○避難所情報システムの整備

資料 6-1-9 地震災害の特に注意を要する事項

阪神・淡路大震災では発生していない災害事象で、今後考えられる地震災害において特に注意を要する事項を、災害事象ごとに以下に示す。

① 人的被害

ア 死傷者の発生

死傷者が最も多く発生する可能性があるのは、季節でみると、冬期の暖房機器の使用時期と、大阪湾の地震等で津波の発生が予測される夏期の海水浴場等と予想される。また、冬期は風が強いことも延焼火災を増幅させることから、死者が増加することが考えられる。時間帯でみると火気使用時間である昼食または夕食時、そして夕方の交通ラッシュ時間も道路や駅等鉄道施設で多くの死者が発生する可能性がある。

また、都市が活動している昼間の時間帯に地震が発生した場合は支障が多く発生する可能性が高く、建物・施設被害、落下物や転倒により屋内、屋外にわたり死傷者が多く発生し、また発生場所も広範囲にわたることが考えられる。さらに、昼間は交通量が多く、地震直後からの交通渋滞により救急車等緊急車両の通行障害が発生し、救急医療活動に大きな障害が起きる可能性がある。

イ 帰宅困難者の発生

就業者の帰宅困難者が多く発生する可能性があるのは、平日の昼間の時間帯に地震が発生した場合であり、三ノ宮や神戸駅周辺等都心業務地区に集中することが考えられる。また観光客が多く発生する夏や秋の観光シーズンには、観光地区やコンベンション施設に集中すると考えられる。

② 物的被害

ア 建物・土木構造物被害

長周期の地震波が襲ってくる海洋性地震が発生すると、今回構造的な被害が軽微であった超高層建築物等建物の固有周期が長い構造物に与える影響など、今回とは異なった建築物や土木構造物の被害が考えられる。また、臨海部では津波による浸水被害が予想される。

イ ライフライン被害

長周期の地震波が襲ってくる海洋性地震が発生すると、液状化現象により地下埋設物に影響を与え、埋設管や施設等の浮き上がり等、今回とは異なった被害が考えられる。また、地震後の復旧体制を考えると、夜間に地震が発生した場合の初動対応が問題となる。

ウ 港湾施設被害

地震による被害として、港湾施設等の被害や液状化現象と津波による施設被害が考えられる。

港湾機能が作動中の時間帯に地震が発生した場合、着岸している船舶及び港湾施設等への物的被害や車両の海中への転落等が発生する可能性がある。

エ 道路の被害

朝夕のラッシュ時間帯に地震が発生し、道路構造物に被害が発生すると、車両の落下、火災等甚大な被害が発生する可能性がある。

また、海洋性地震等長周期の地震波が襲った場合、湾岸部の液状化現象による被害や長スパンの高架橋等への被害が考えられる。

オ　交通施設の被害

朝夕のラッシュ時間帯に地震が発生し、鉄道施設構造物や駅舎等に被害が発生すると、乗客に激甚な人的被害が発生することが考えられる。

カ　医療施設の被害

医療施設の物理的被害に加え、この被害をカバーする医者や看護師等の人的条件が大きく、医療スタッフが少ない夜間に地震が発生した場合が問題となる。

キ　危険物被害

臨海部の工場、大学、研究所、病院等の危険物施設が稼働中の時間帯で地震が発生した場合、液状化現象による施設被害に伴う出火、爆発等の発生が大きな問題となる。

また、海洋性地震等長周期の地震が発生した場合、液状化現象による地下埋設物の浮き上がりや、タンクのスロッシング（水面がうねる現象）等による災害が予想される。

ク　コンピュータ被害

コンピュータが稼動している昼間に地震が発生すると、転倒や落下等のハード面の被害に加え、プログラムやデータの破壊等のソフト面の被害が発生する可能性があり、情報伝達や応急対応に大きな影響を与えることが考えられる。

③　災害事象と応急対策

ア　火災の発生

冬期の昼間あるいは夕刻の火気使用時間で、かつ風が強い場合は、地震火災の最もリスクが高い条件となる。

イ　消防活動

今回の震災のような夜間、早朝に発生した場合は、職員の参集が困難となり初動対応が問題となること、また、昼間に発生した場合は、交通渋滞が夜間に比べ激化することから、緊急車両の通行障害はさらに条件が悪くなり、消防活動のネックになることが考えられる。

さらに、海洋性地震等長周期の地震が発生した場合は、地下に埋設された消火栓や貯水槽等の液状化現象による浮き上がりが予想され、水利の確保に支障が出ることが予想される。

ウ　市職員の参集

今回のように勤務時間外に発生した場合、職員の参集に時間がかかる可能性がある。

エ　市職員の被災状況

職員の被災という面では、勤務時間外であれば自宅やその他の場所で被災するため、職員の被災状況の把握に時間がかかる一方、勤務時間内であれば多く職員が職場で被災することから、被災状況の把握は比較的迅速に行うことができる。

オ　初動対応

勤務時間内であれば被災職員の救出も加わり、必ずしも地震発生直後に応急対応できるとは限らない。

カ　交通渋滞

朝夕のラッシュ時間帯に地震が発生した場合が最もリスクが高い。

キ　救出救護活動

昼間に発生する地震では、交通渋滞や救出救護にあたる機関の人的被害が問題となり、夜間の地震では情報収集や参集、応援部隊や医薬品等の到着遅れ等の問題が発生する可能性がある。

ク　避難所の開設・運営

児童、生徒が学校にいる昼間の時間帯の方が、夜間に発生する場合と比べると問題が多いと考えられる。

ケ　避難生活

地震発生の季節による条件が大きな影響を与え、今回の冬期の地震では寒さとの戦いになり、夏期の地震では暑さとの戦いになる。

また、梅雨の時期は、寒暖の気候条件に加え湿度が加わることから、食物の腐敗等避難生活上の環境条件は、さらに厳しくなると考えられる。

コ　救援物資

梅雨時期においては、腐敗等救援物資の管理上の問題が発生することが考えられる。

資料 6-2-1 過去に発生した風水害一覧

	概　　要	被　害				
		人的被害			家屋	
		死　者	負傷者	行方不明	全　壊	半　壊
		人	人	人	戸	戸
室戸台風 (S 9.9.21)	高知県東部から徳島県、淡路島を経て、神戸市中央部を通過。 阪神間は高潮と暴風雨のため海岸地帯は浸水に見舞われた。	6	23	－	102	98
梅雨前線豪雨 (S 13.7.3～5)	梅雨状態の上に５日に 269 ミリの豪雨が降った。六甲山系では山津波を伴い岩石・流木･土砂の流出が著しく全市にわたり道路、耕地の埋塞、橋梁の流失が続出した。	616	1,011	－	2,213	6,440
ジェーン台風 (S 25.9.3)	硫黄島付近に発生し、室戸岬東方から神戸を通過。室戸台風と類似した経路を取り同程度、同性質の被害(風害と高潮、浪害)をひきおこした。神戸では港湾施設の被害が特に大きかった。	1	17	－	135	932
ケイト台風 (S 26.7.1～2)	四国の南西部に、横断して神戸の北を通過。 被害は主として降雨によるもので神戸では２日０時から９時まで降り､その間５～８時の間に88.4ミリの強雨があったため水害が起こった。	1	6	1	3	－
台風第２号 (S 28.6.7)	熊本県に上陸、九州を横断し、播磨灘で分裂して、低気圧となったが停滞していた梅雨前線とあいまって西日本に被害が増大した。	2	2	－	12	2
台風第 13 号 (S 28.9.25)	潮岬をかすめ志摩半島を経て東海地方に上陸。 神戸は台風の中心からはずれたにもかかわらず、平均 20 メートル内外の強風が長時間吹き、家屋にかなりの被害を受けた。	1	29	－	280	484
梅雨前線豪雨 (S 29.6.30)	25～26 日にかけて、すでに本邦南岸に 100 ミリの雨が降っており、加えて低気圧の北上に伴って北上した梅雨前線は関東以西に大雨を降らせた。被害は、九州・四国・近畿全域にわたった。	5	13	1	20	24
台風第 16 号 (S 35.8.29)	高知附近に上陸後、岡山･鳥取から日本海へ去った。神戸では風による被害は少なく、むしろ台風と共に北上した雨域が停滞し、局地的に豪雨をふらせ、これによる被害が大きかった。	4	5	－	36	38

状況						気象状況					備考
被害			道路崩壊	橋梁流失	堤防決壊	潮位（T.P上）	最低気圧	最大風速	最大瞬間風速	雨量	
流失	床上浸水	床下浸水									
戸	戸	戸	ヵ所	ヵ所	ヵ所	cm	hPa	m/sec	m/sec	mm	
－	2,547	7,919	－	－	－	232	954.6	22	33	81	
1,410	22,940	56,712	69	52	11	－	－	－	－	461.8	1時間最大雨量 60.8ミリ
39	587	2,682	70	5	44	194	964	33.4	47.6	209	
3	1,462		15	34	16	－	994	15.8	22.0	117.5	
－	35	876	24	9	34	－	995.4	18	24	101.7	
－	85	1,504	24	8	35	－	979.5	26.8	40	169.4	
－	574	7,951	17	6	29	－	－	－	－	190.8	1時間最大 52.5ミリ 24時間 175.8ミリ
4	1,836	1,735	150	60	－	166	991.2	19.0	27.5	205.3	

■　共通編

［総則］

	概　　要	被　害				
		人的被害			家屋	
		死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊
		人	人	人	戸	戸
梅雨前線豪雨 (S36.6.24～27)	県下南部に大雨が降り、総雨量では472.1ミリと昭和13年豪雨の461.8ミリを上まわったが、1時間当りの降雨量が13年の60.8ミリに比べ44.7ミリだったため被害は遥かに少なかった。しかし傾斜地における宅地造成工事中の崖崩れ、土砂流出による局地的被害が大きかった。	26	33	3	135	253
第2室戸台風 (S 36.9.16)	九州南端から室戸岬、洲本西側を経て西宮付近を通過，北東に進んで去った。規模は室戸台風より大であったが、神戸では台風の中心の西半径に入ったこと、降雨量が比較的少なく、台風中心通過時と満潮時との間に多少のずれがあったりして、被害は比較的少なくてすんだ。しかし、高潮の影響はさけられず港湾地帯、海岸付近で浸水をみるに至った。	1	4	－	20	33
台風第20号 (S 39.9.25)	四国を横断し兵庫県と岡山県の県境付近に上陸、神戸市の北部を通過した。満潮時に近接していたことと強烈な南風によって、ジェーン台風を上回る高潮が来襲し、港湾埋立等の公共施設を始め臨海地帯の家屋、工場等が甚大な被害を受けた。	2	28	－	136	373
台風第23･24号 (S 40.9.10～17)	台風23号に引き続き前線の影響による豪雨、台風24号と8日間の長きにわたった。台風23号によってもたらされた高潮による臨海地帯の大被害を始め、強風と豪雨によって家屋、農産物、公共施設等に甚大な被害を受け、その範囲は、市全域におよんだ。	2	91	－	330	1,616
昭和42年7月豪雨 (S 42.7.9)	台風7号くずれの低気圧に刺激されて、西日本に停滞していた梅雨前線は7月9日朝から活発な活動をはじめ、同日夜までに各地に記録的な集中豪雨を降らせた。この集中豪雨は、九州北西部を襲った後、低気圧の進路に沿って雨域を次第に、中国、四国、近畿、東海と拡め、被害は東へ進むにつれ、大きくなった。本市は、9日午後4時頃になって雷をともなう集中豪雨にみまわれ、市内全域にわたって甚大な被害をうけた。9日の雨量は319.4㎜を記録した。 この猛烈な豪雨のために市内は、河川の氾濫により広範囲にわたり、浸水、山手地帯では、急激な出水等による崖くずれ、家屋の倒壊等が生じ、甚大な被害の発生をみた。	84	35 (重傷)	8	361 (流失を含む)	376
昭和47年梅雨前線大雨 (S 47.6.7～8)	台湾の北方に発生した低気圧が台風3号くずれの温帯低気圧の勢力を吸収し、気圧の谷の東進とあいまって発達しながら北東進した。これにともなって本州南海上に南下していた梅雨前線が次第に北上した。これとともに南方海上の暖湿気流が舌状に本州に流れこんできたので、前線の活動が活発となり、市内では8日5時頃から7時過ぎまで強い雨が続き、神戸での時間雨量は42㎜となった。そのため、局地的に傾斜地において崖崩れ、土砂流出による被害が生じた。	3	5	－	7	－

状況						気象状況					備考
被害			道路崩壊	橋梁流失	堤防決壊	潮位(T.P上)	最低気圧	最大風速	最大瞬間風速	雨量	
流失	床上浸水	床下浸水									
戸	戸	戸	ヵ所	ヵ所	ヵ所	cm	hPa	m/sec	m/sec	mm	
11	2,989	16,380	580	62	－	－	－	－	－	472.1	
－	1,662	12,910	87	5	－	230	945.9	27.0	39.2	136	
15	4,178	3,016	63	1	－	218	985.7	26.8	41.3	45.7	
－	2,722	1,262	230	21	－	163	972.1	30.0	48.5	537.9 (9月9～17日)	
－	7,759	29,762	87	37	29	－	－	－	－	319.4	1時間最大雨量 75.8ミリ
－	51	861	209	－	－	－	－	－	－	80.7	

資料 6-2-2 洪水浸水想定区域

平成 27 年７月の水防法改正に基づき、兵庫県により新たな「洪水浸水想定区域図」等が作成された（令和２年５月に神戸市内公表完了）。

＜公表された内容＞

①洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨。1000 年以上に１回程度の確率）
②浸水継続時間（避難が困難となる浸水深（50cm 以上）が継続する時間）
③家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水等により家屋が流出、倒壊の恐れがある範囲）
④洪水浸水想定区域（計画規模降雨。100 年に１回程度の確率）

兵庫県が公表している洪水浸水想定区域が存在する河川は、以下のとおりである。

（河川の計画規模降雨及び想定最大規模降雨）

①東灘区　※市外河川
　芦屋川※
　高橋川(他３支川)、天上川(他１支川)、住吉川(他１支川)、西獺川、天神川
②灘区
　石屋川(他１支川)、高羽川、都賀川、西郷川(他３支川)
③中央区
　生田川(他４支川)、鯉川
④兵庫区・長田区
　宇治川、新湊川(他４支川)
⑤北区
　美嚢川、志染川、淡河川、武庫川(他 10 支川)
⑥須磨区
　妙法寺川(他２支川)、千森川(他１支川)
⑦垂水区
　塩屋谷川、福田川(他３支川)、山田川
⑧西区
　明石川(他５支川) 、草谷川
　瀬戸川(他１支川)※ 、喜瀬川※

その他図面については、兵庫県総合治水課のホームページを参照のこと。
想定最大規模降雨（https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/page.html）
計画規模降雨（https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/keikakukibo.html）

①東灘区洪水浸水想定区域図

【計画規模降雨】

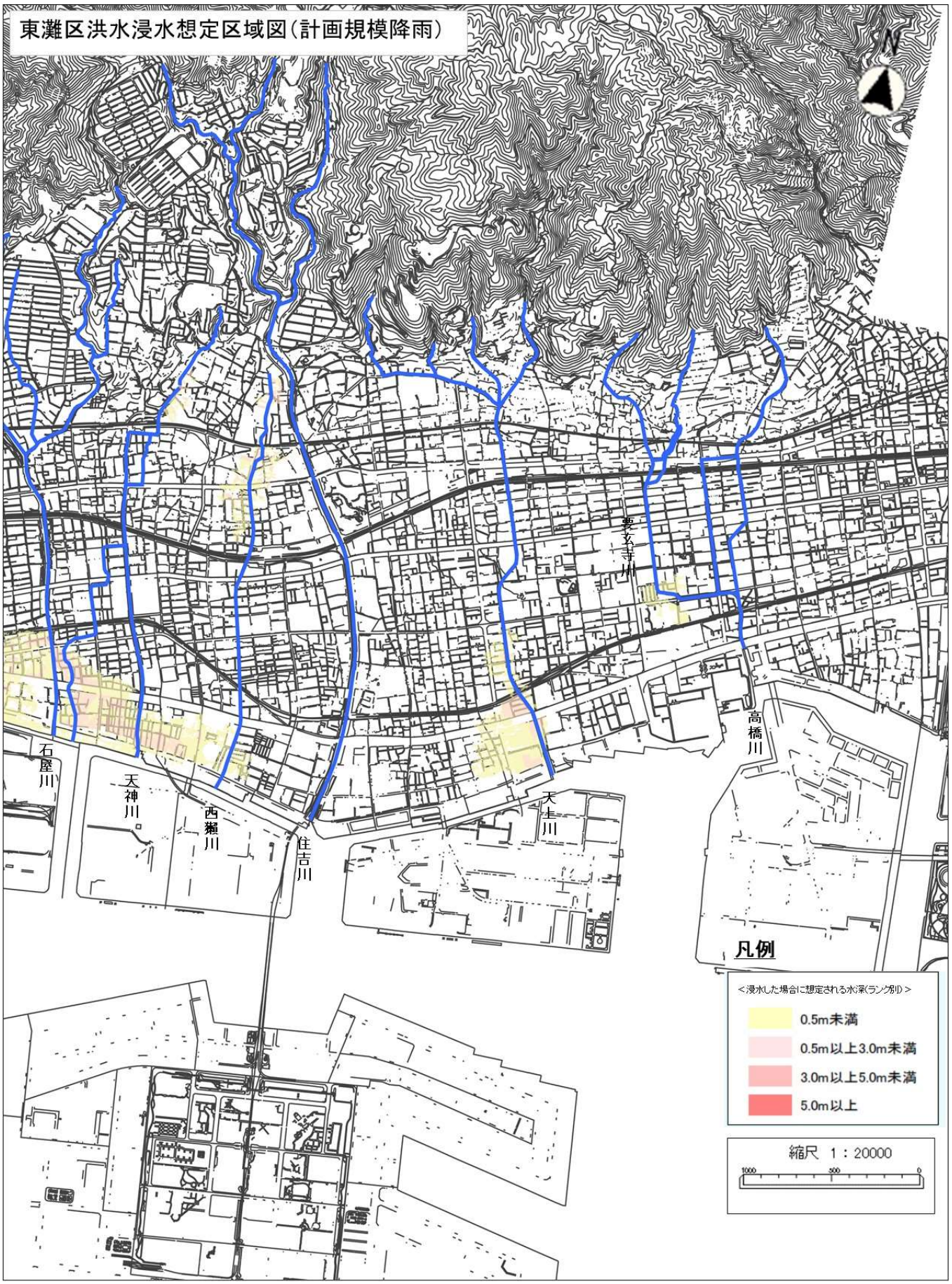

■　共通編

［総則］

【想定最大規模降雨】

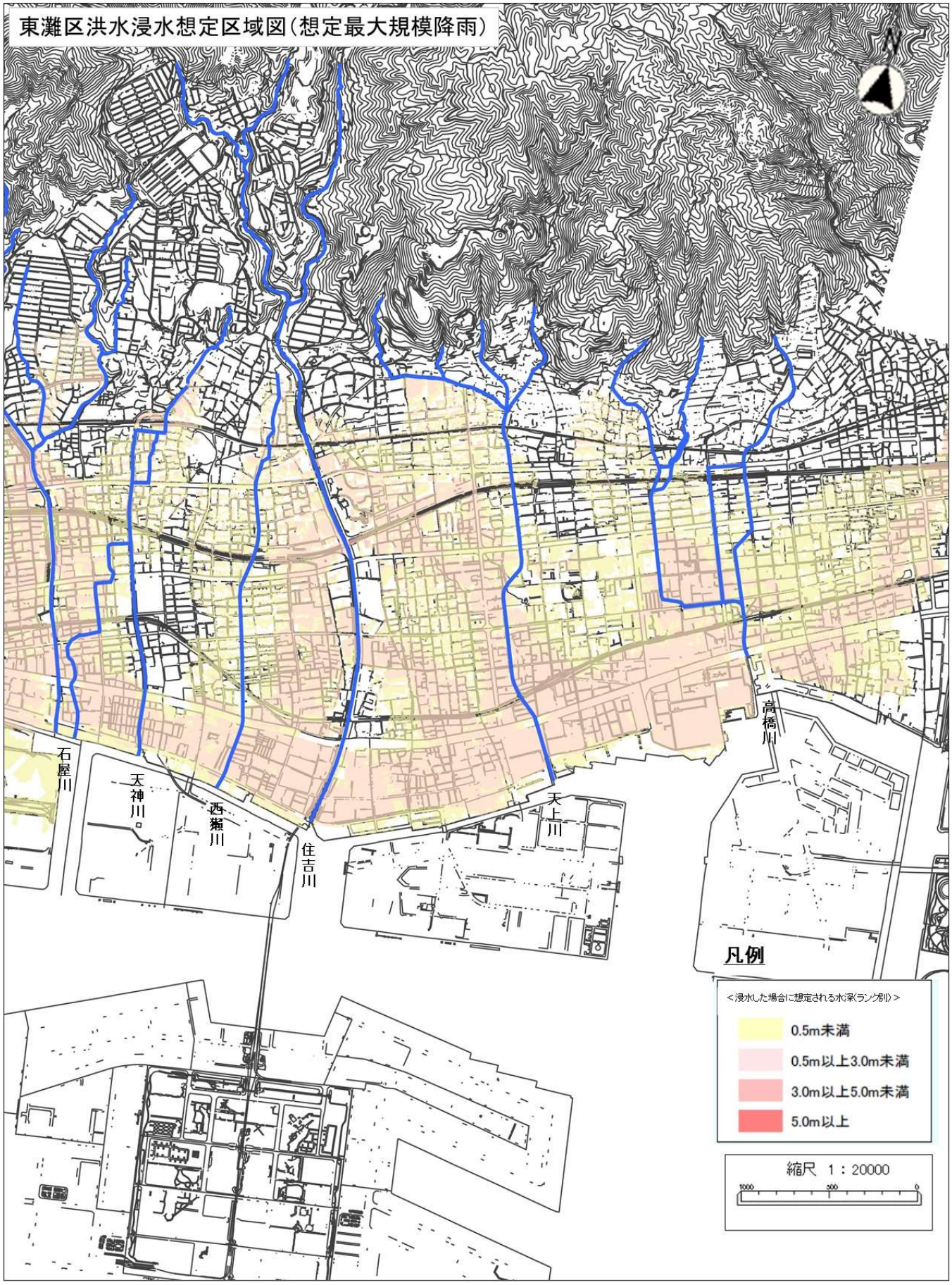

②灘区洪水浸水想定区域図

【計画規模降雨】

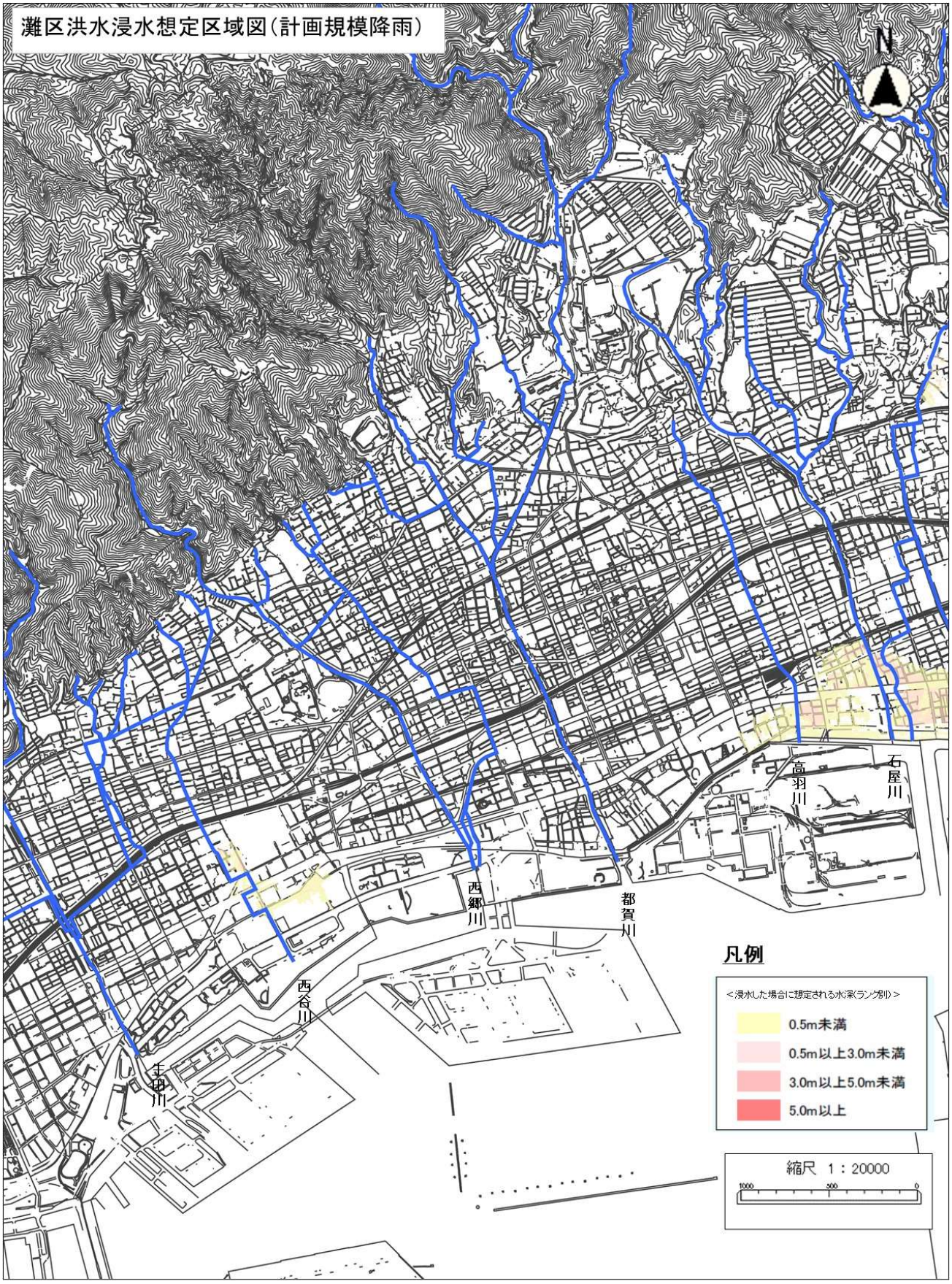

■　共通編

［総則］

【想定最大規模降雨】

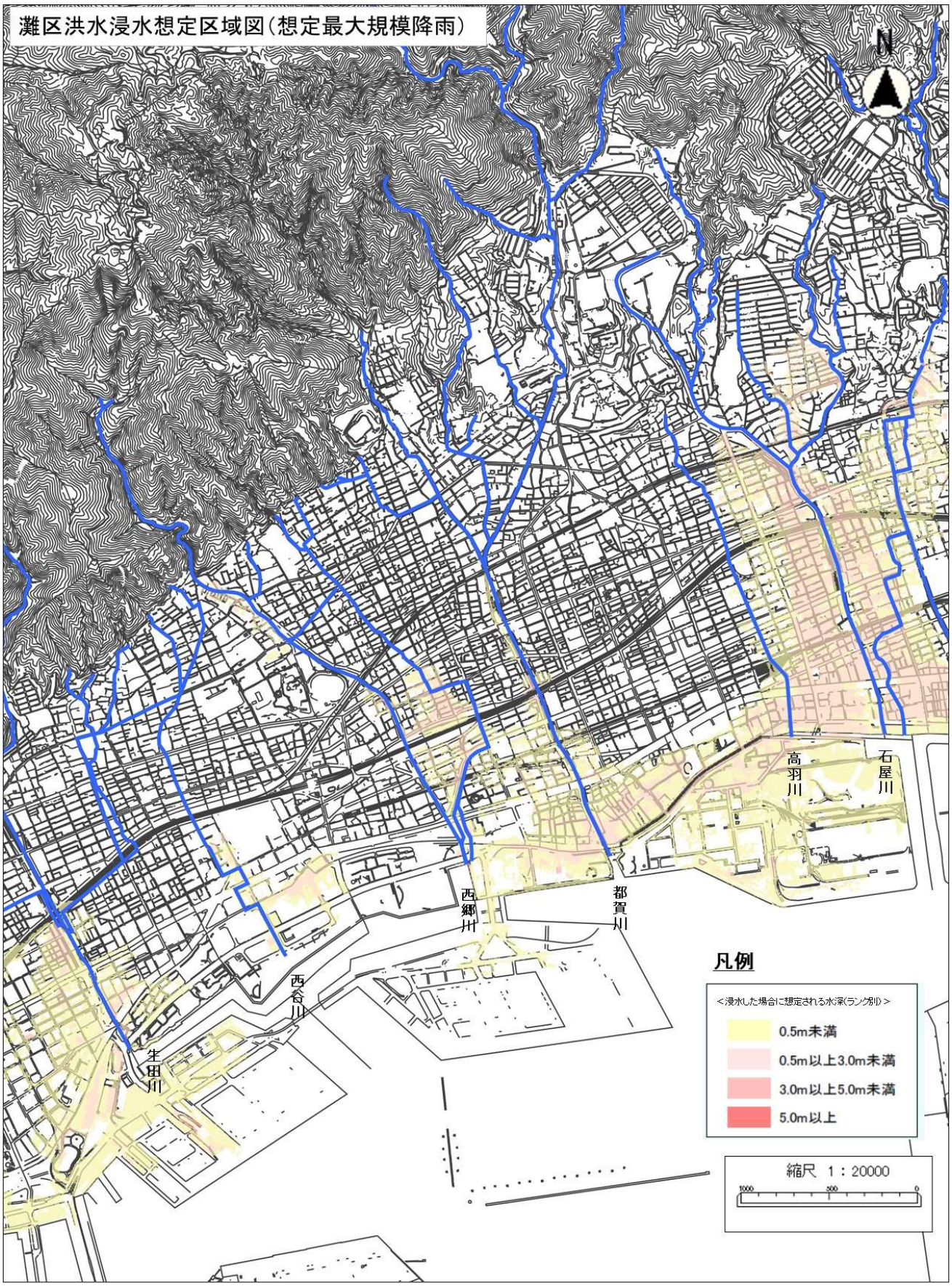

③中央区洪水浸水想定区域図

【計画規模降雨】

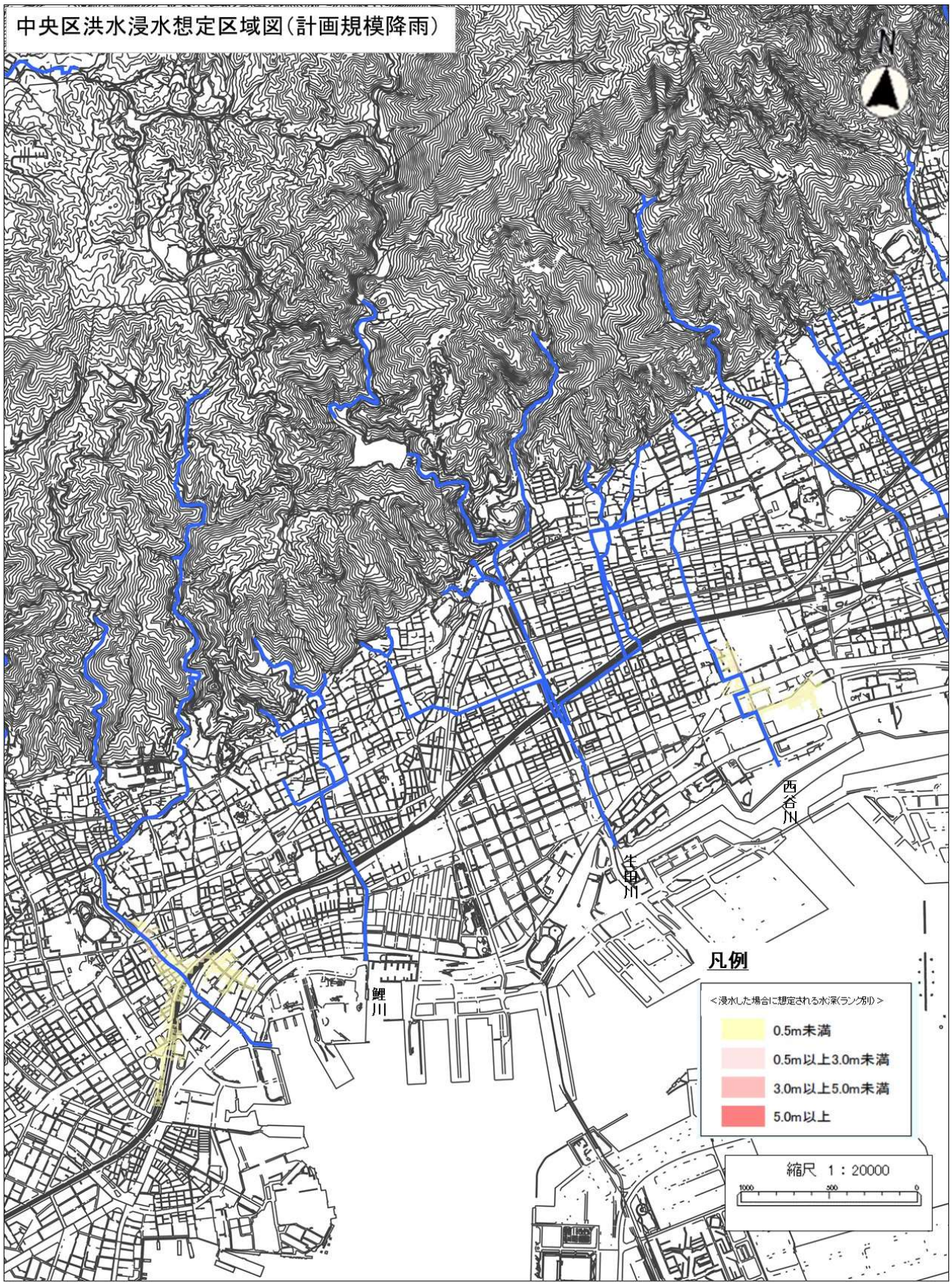

■　共通編

［総則］

【想定最大規模降雨】

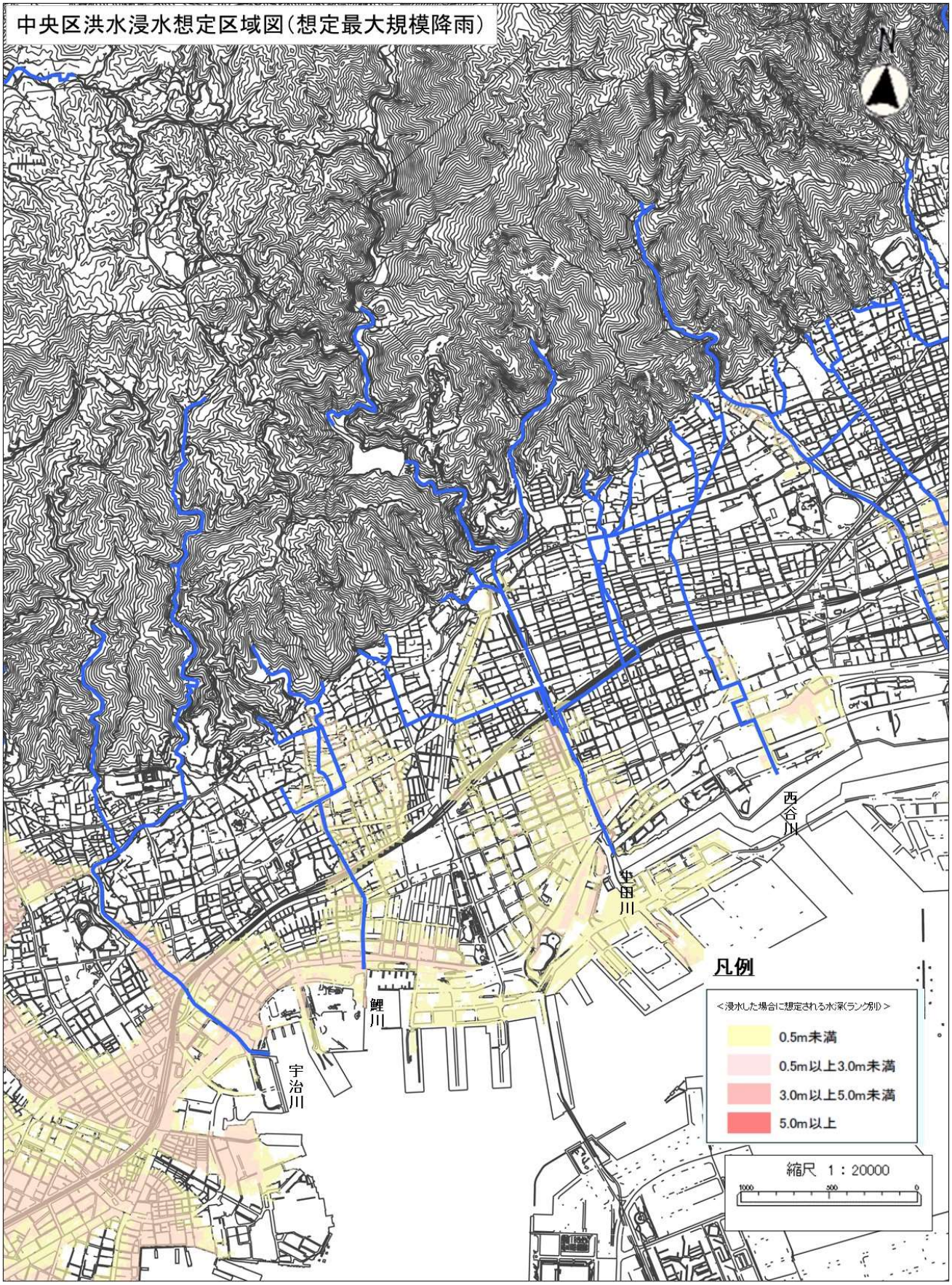

④兵庫区洪水浸水想定区域図

【計画規模降雨】

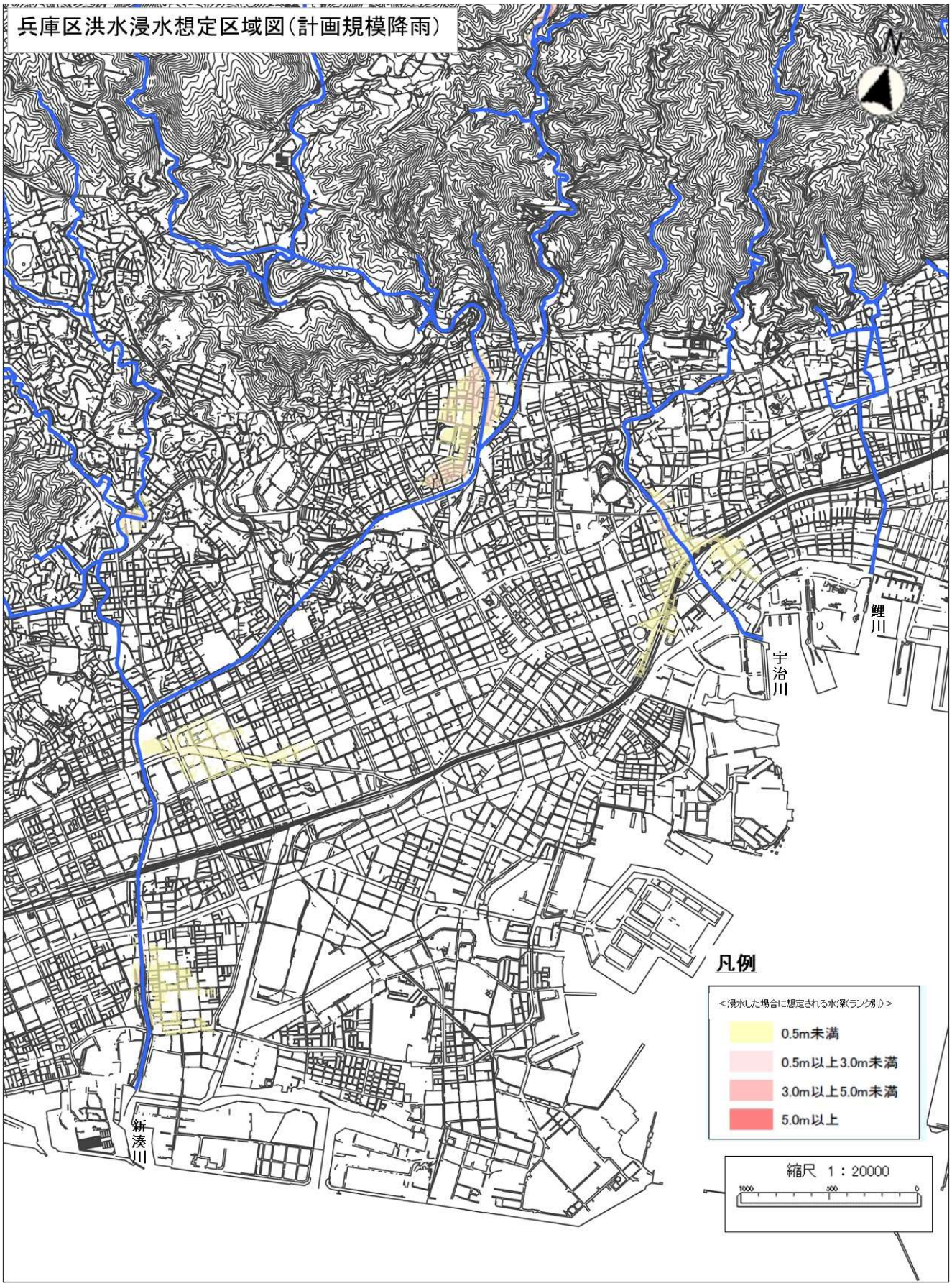

■　共通編

［総則］

【想定最大規模降雨】

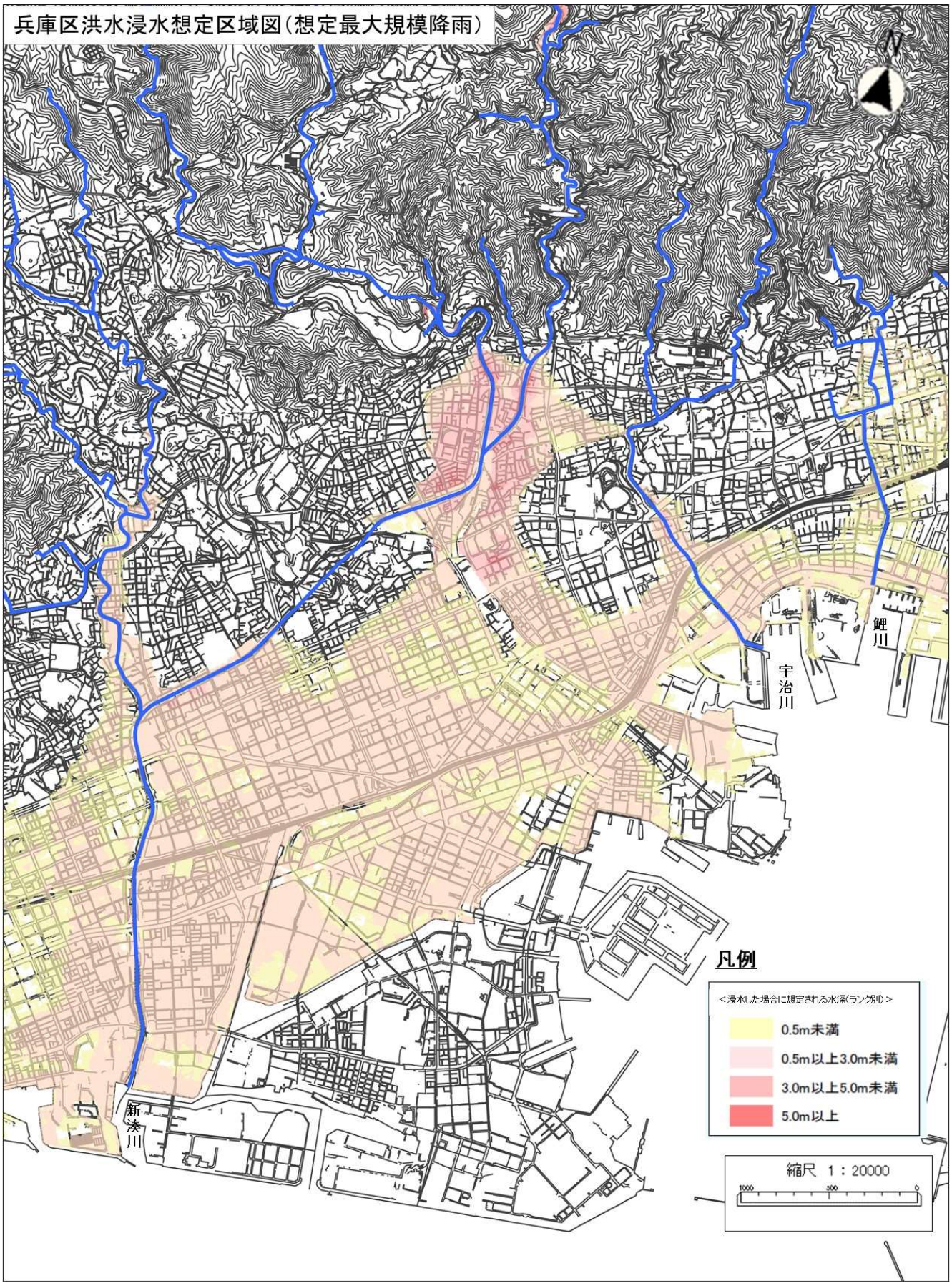

⑤長田区洪水浸水想定区域図

【計画規模降雨】

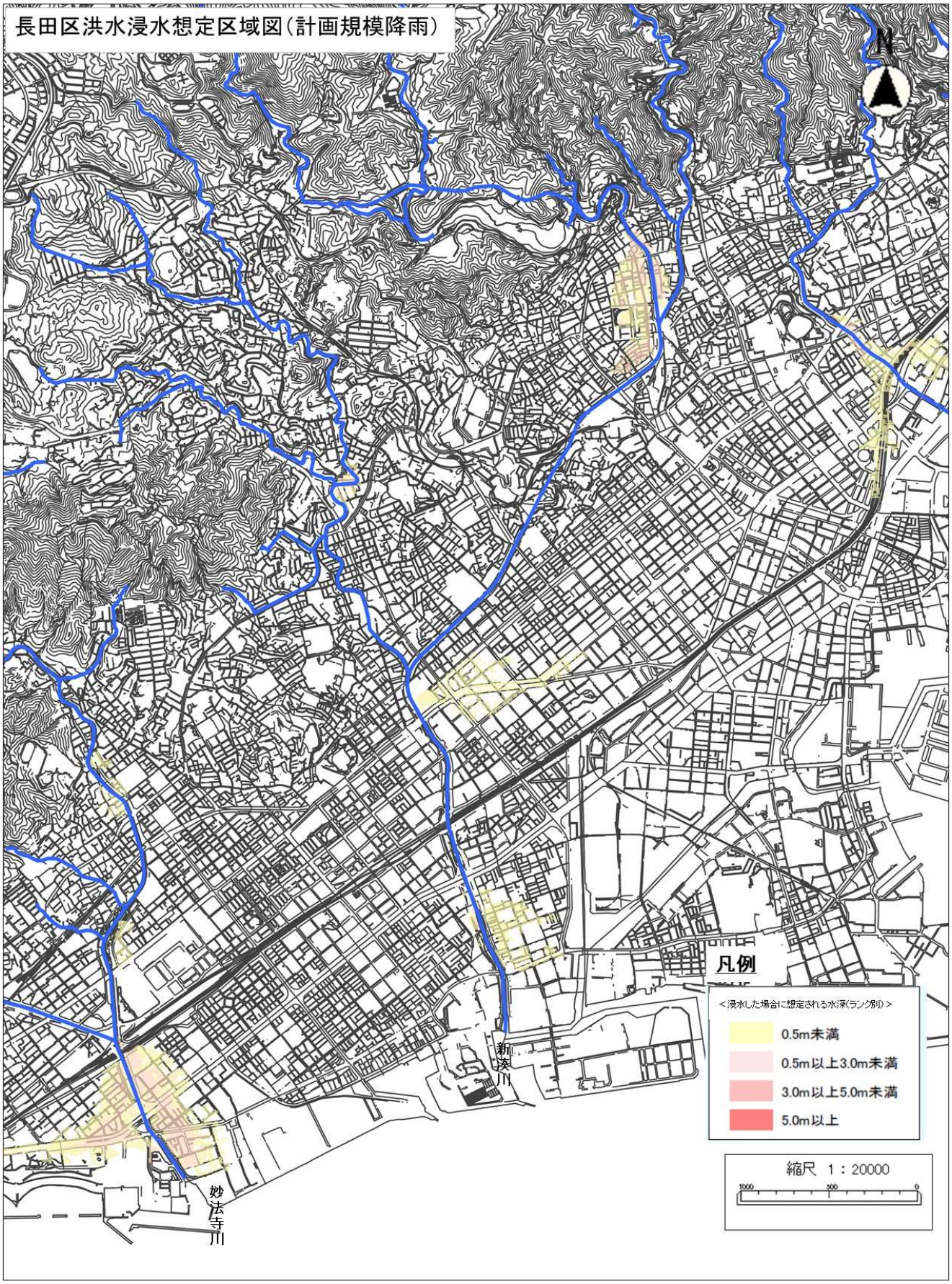

■　共通編

［総則］

【想定最大規模降雨】

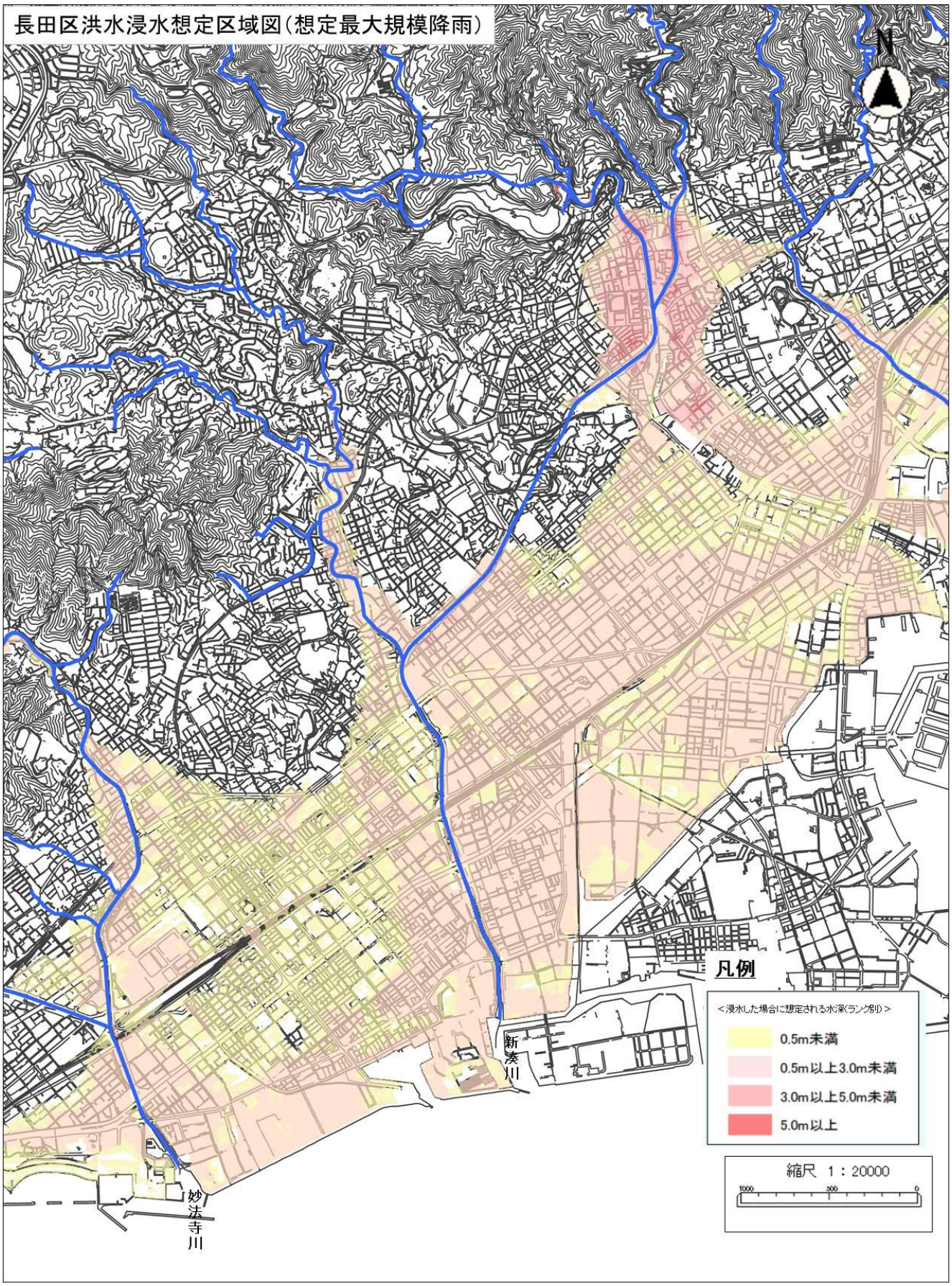

⑥北区洪水浸水想定区域図
【計画規模降雨】

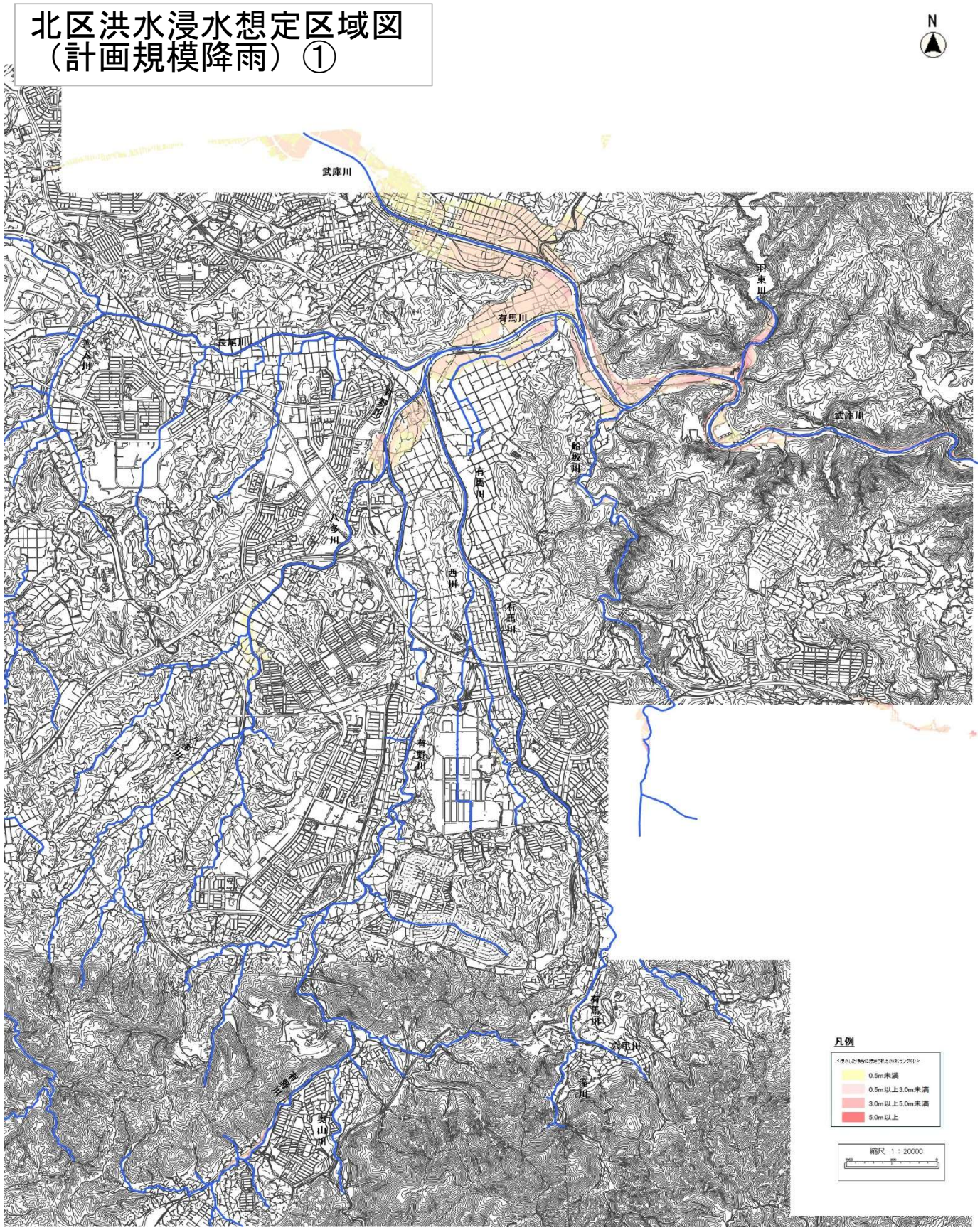

北区洪水浸水想定区域図（計画規模降雨）②

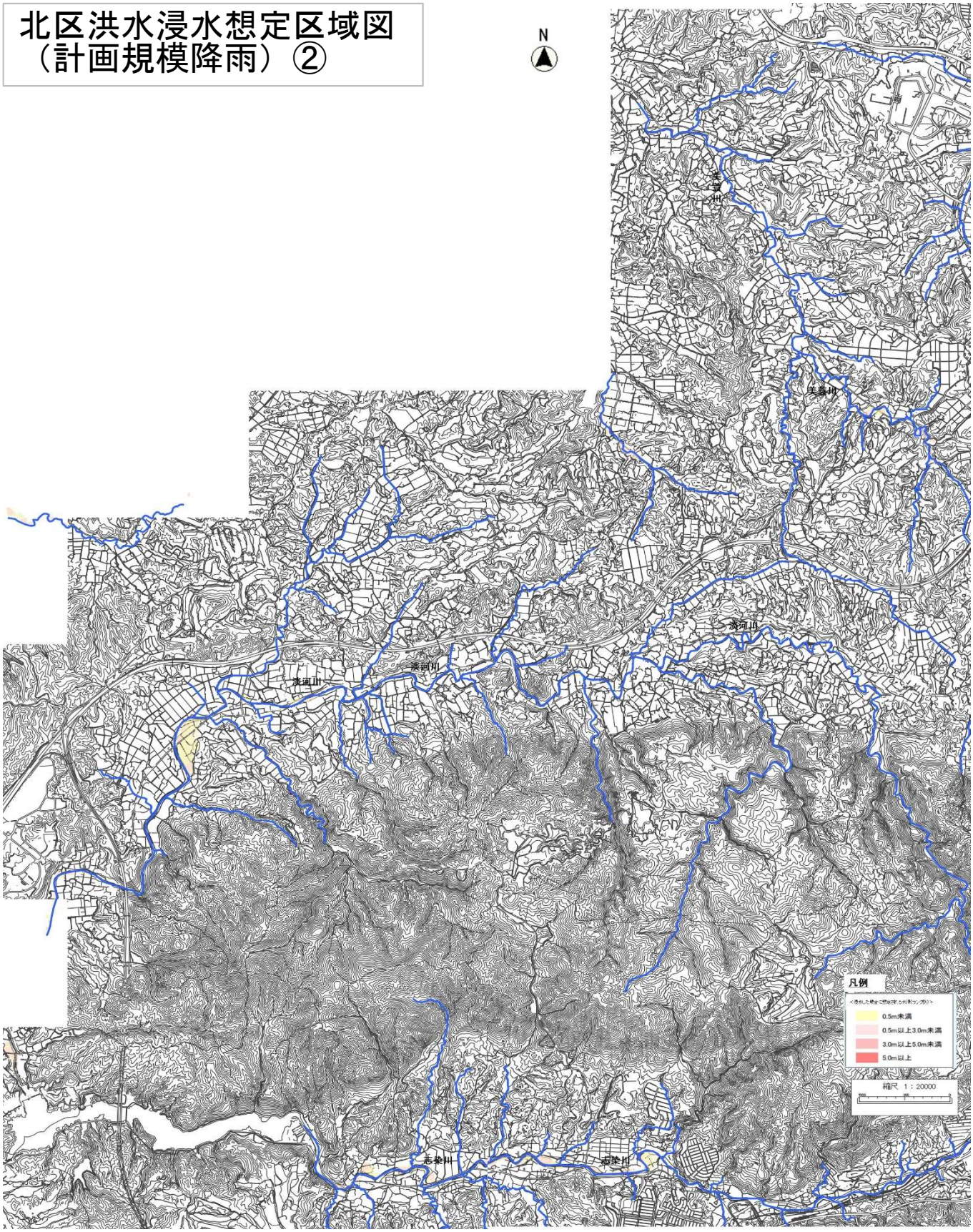

【想定最大規模降雨】

北区洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）①

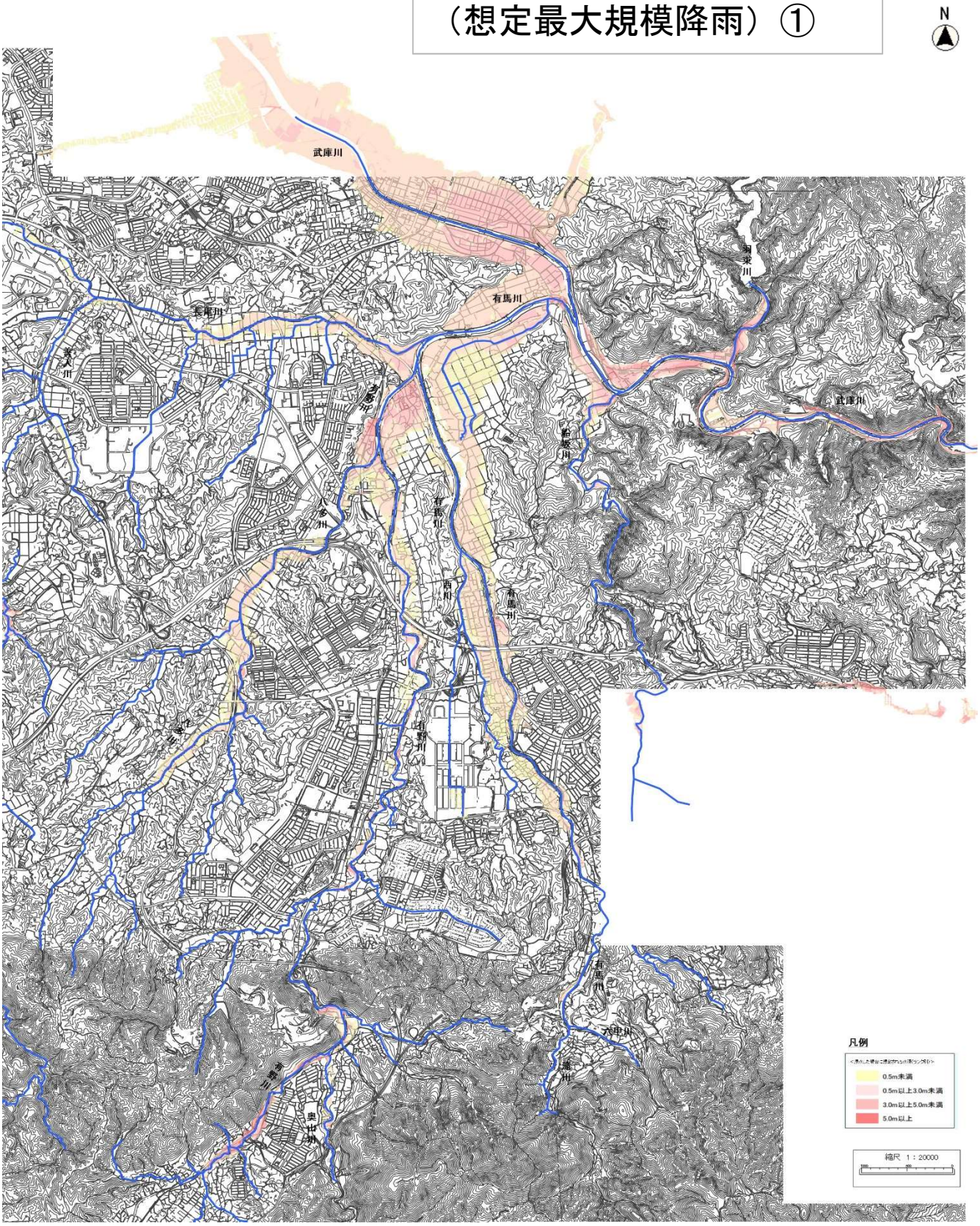

北区洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）②

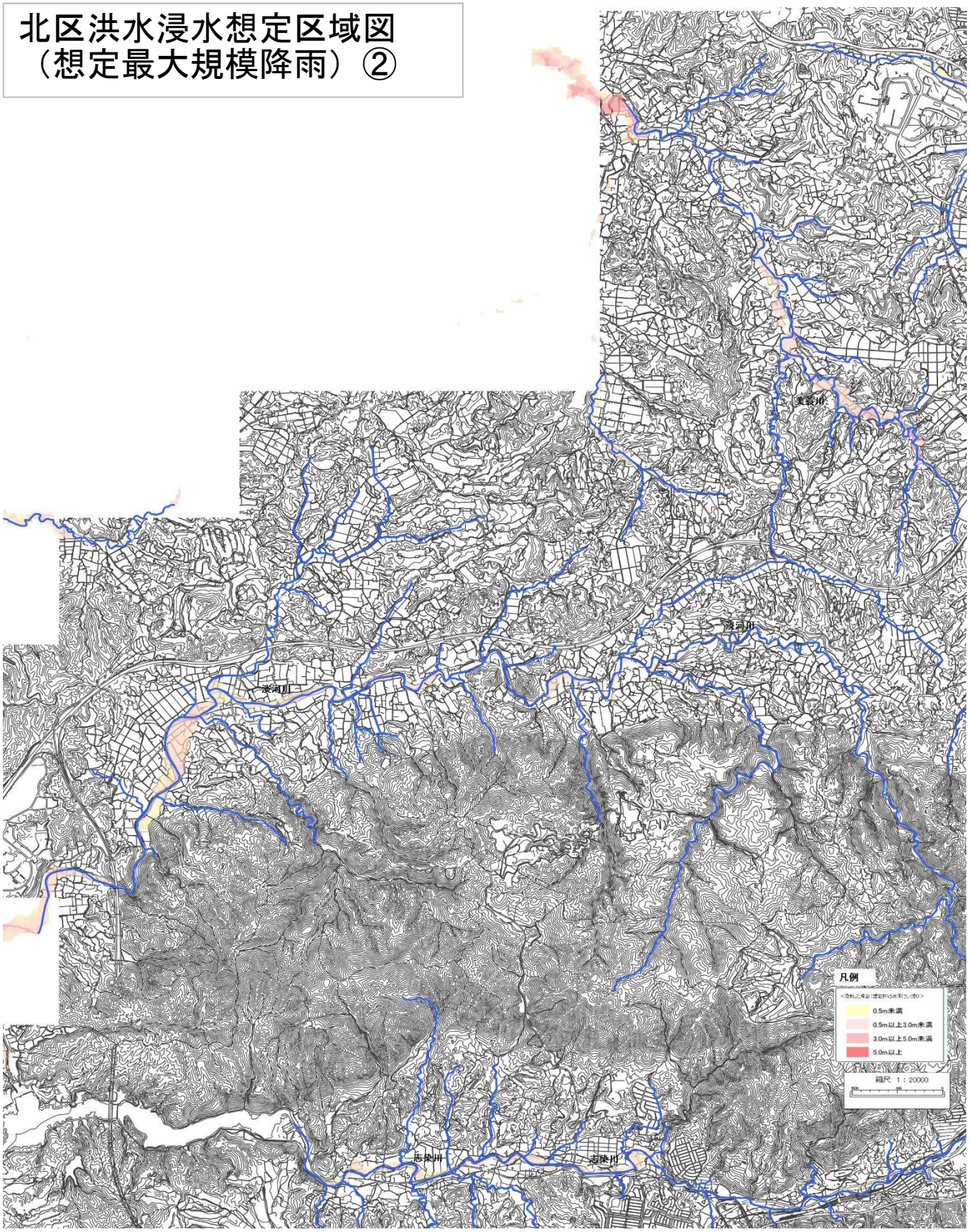

⑦須磨区洪水浸水想定区域図

【計画規模降雨】

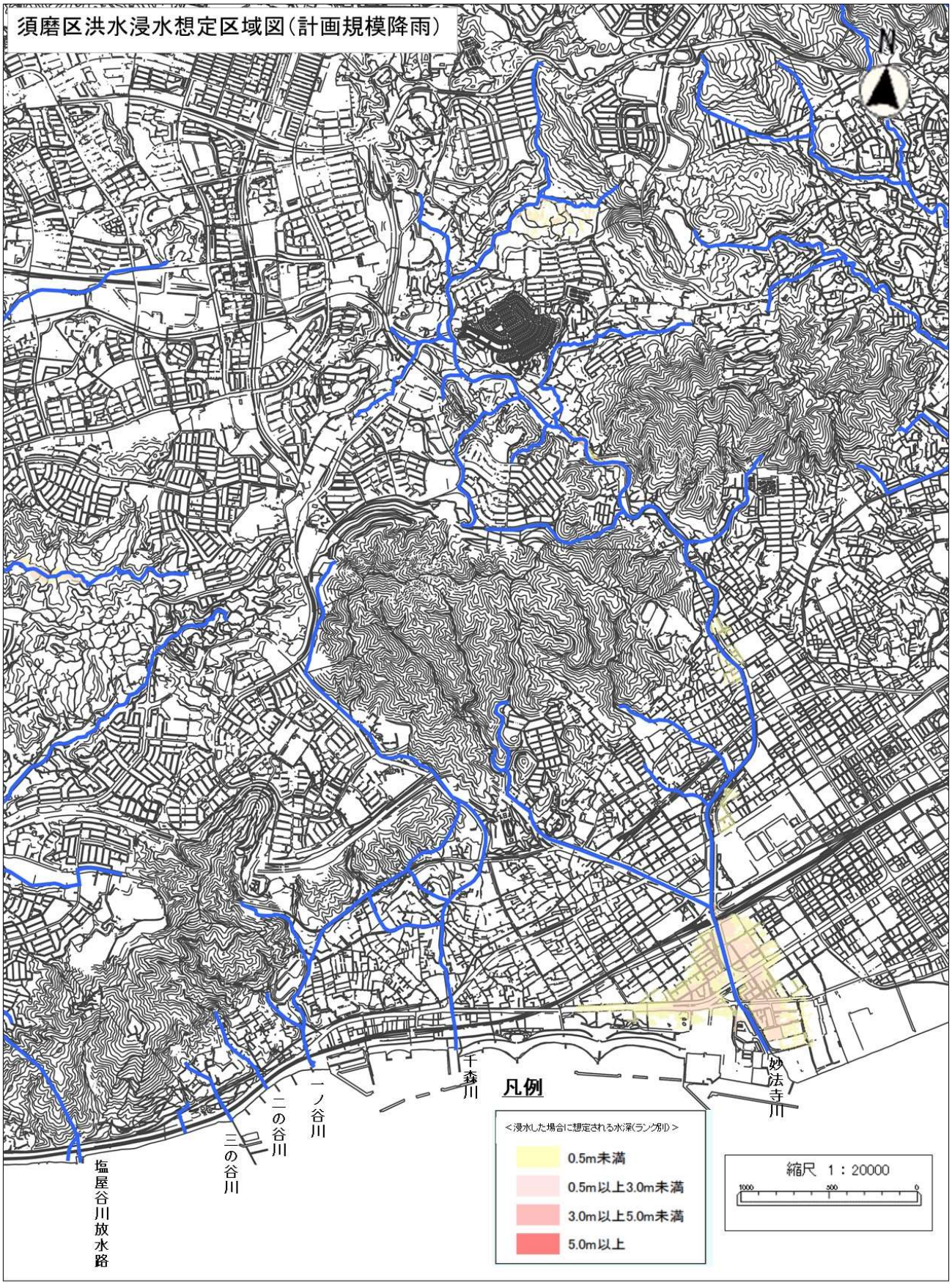

■　共通編

［総則］

【想定最大規模降雨】

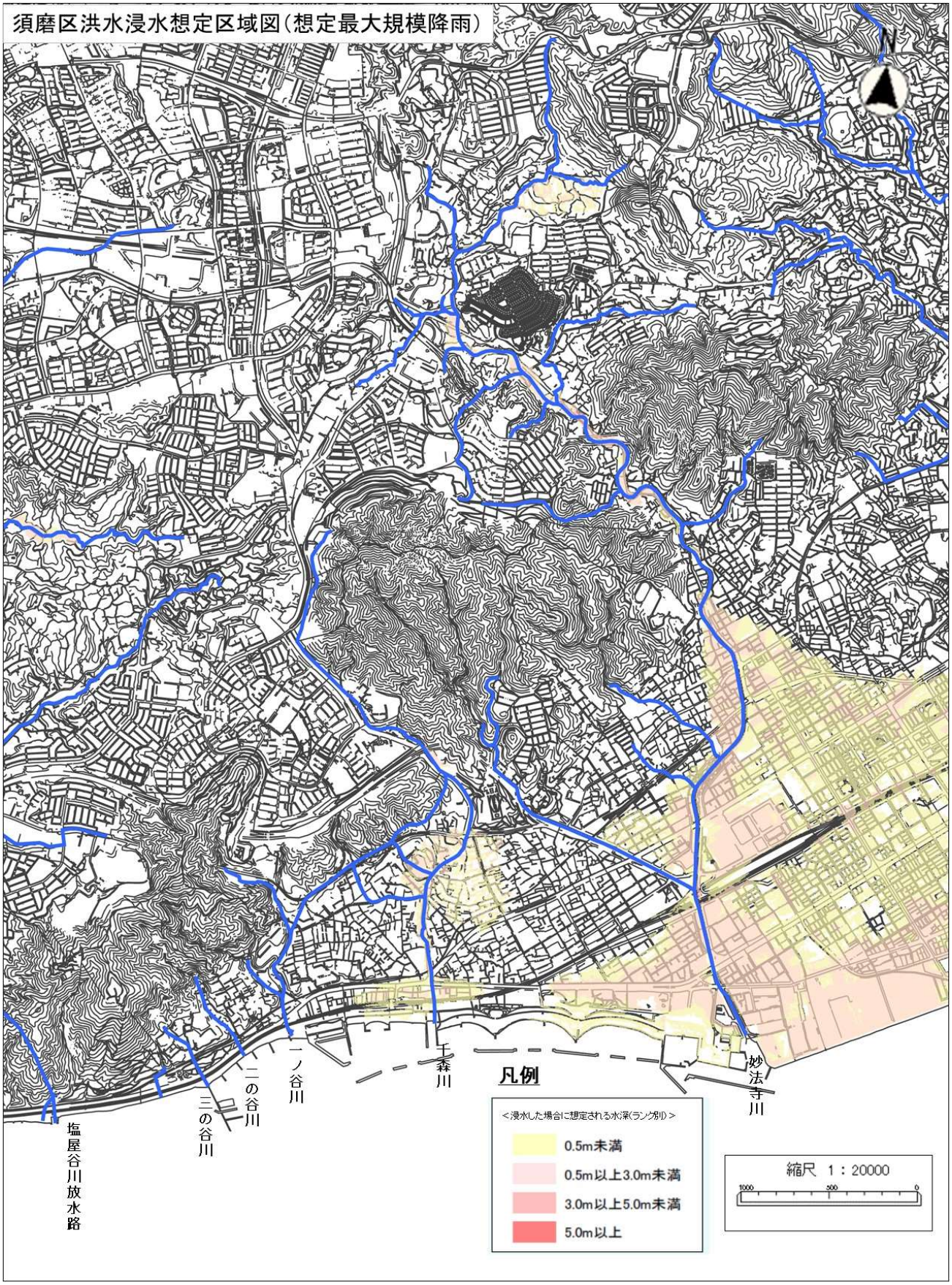

⑧垂水区洪水浸水想定区域図

【計画規模降雨】

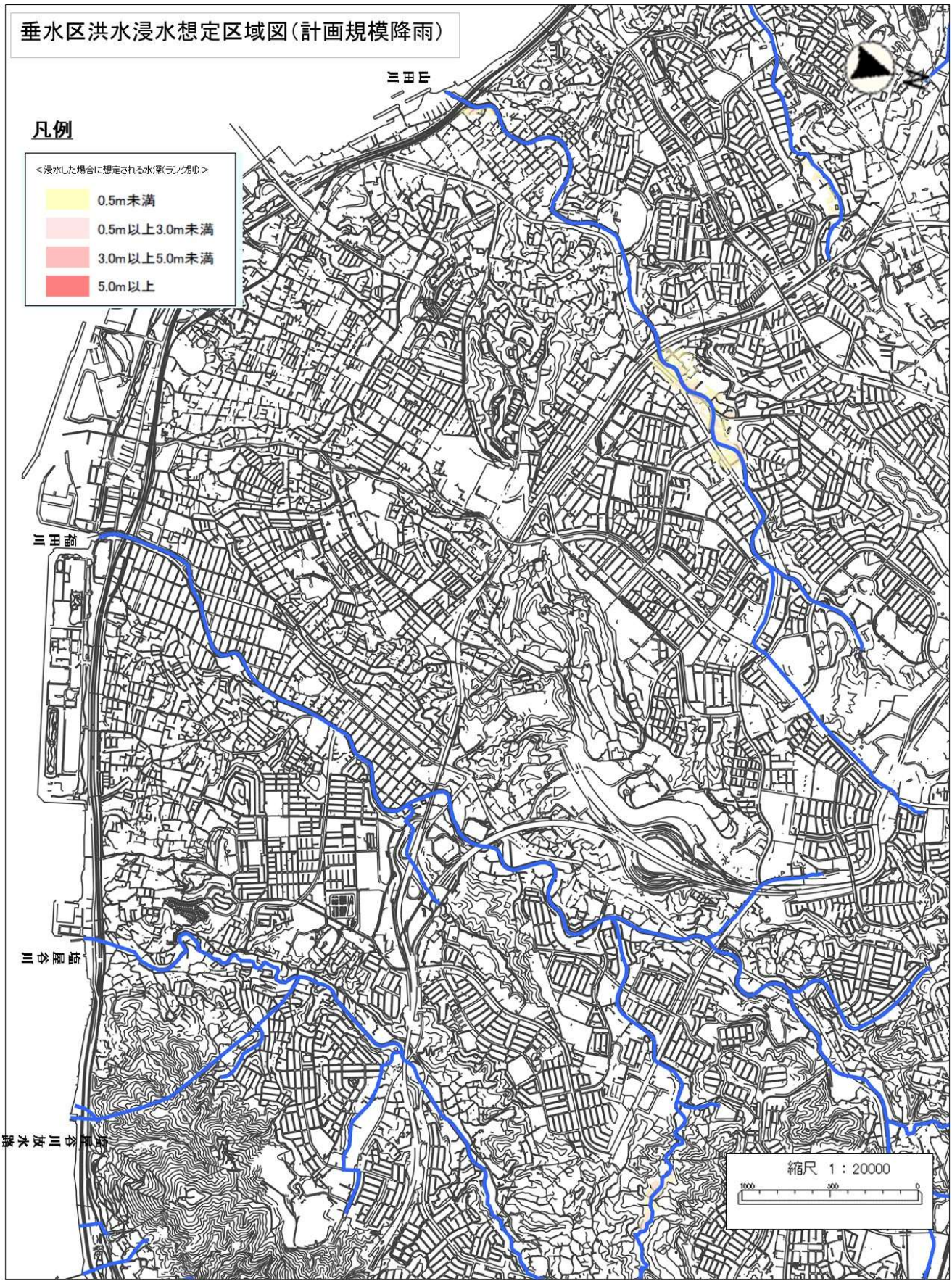

■　共通編

［総則］

【想定最大規模降雨】

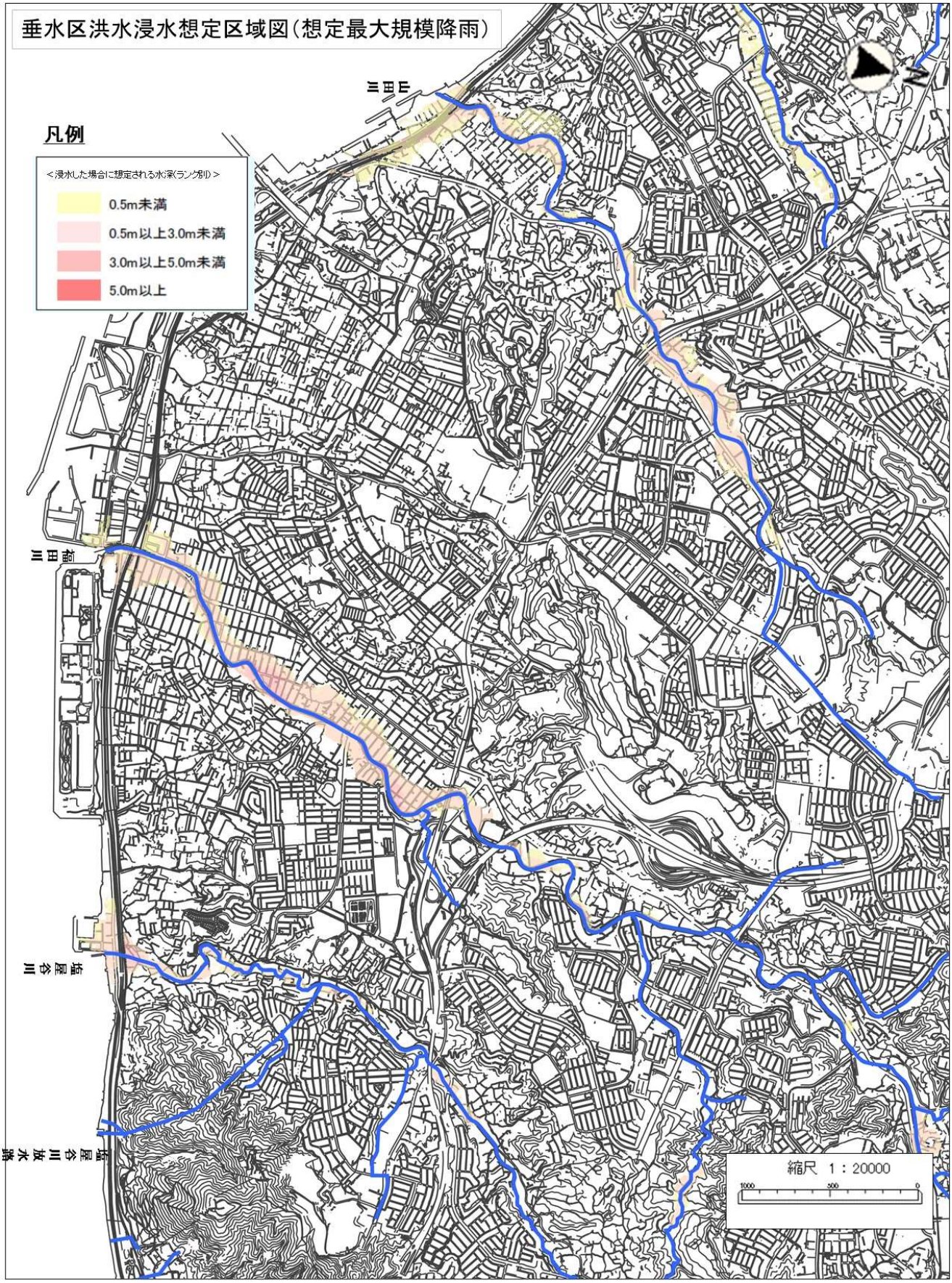

⑩西区洪水浸水想定区域図

【計画規模降雨】

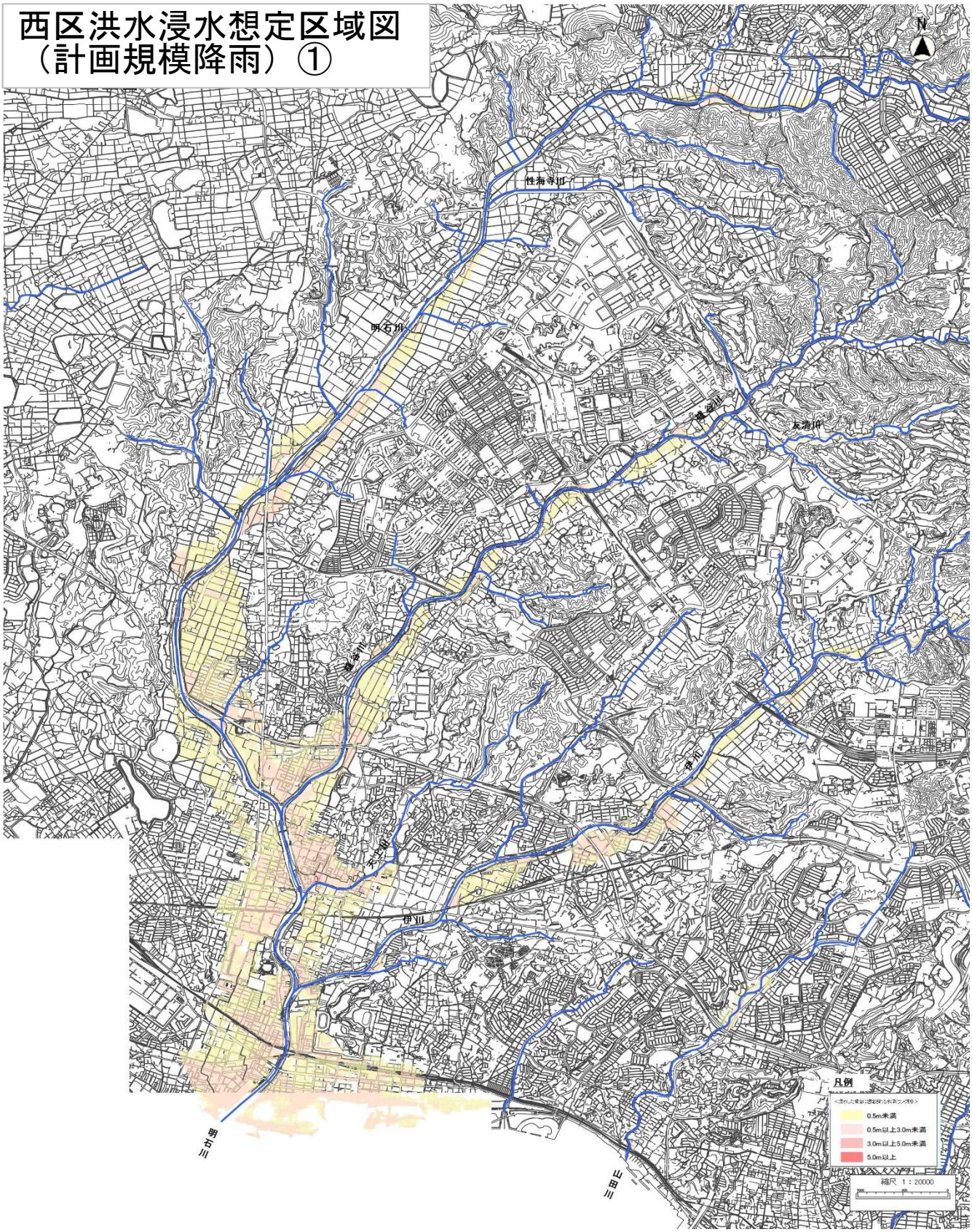

西区洪水浸水想定区域図（計画規模降雨）②

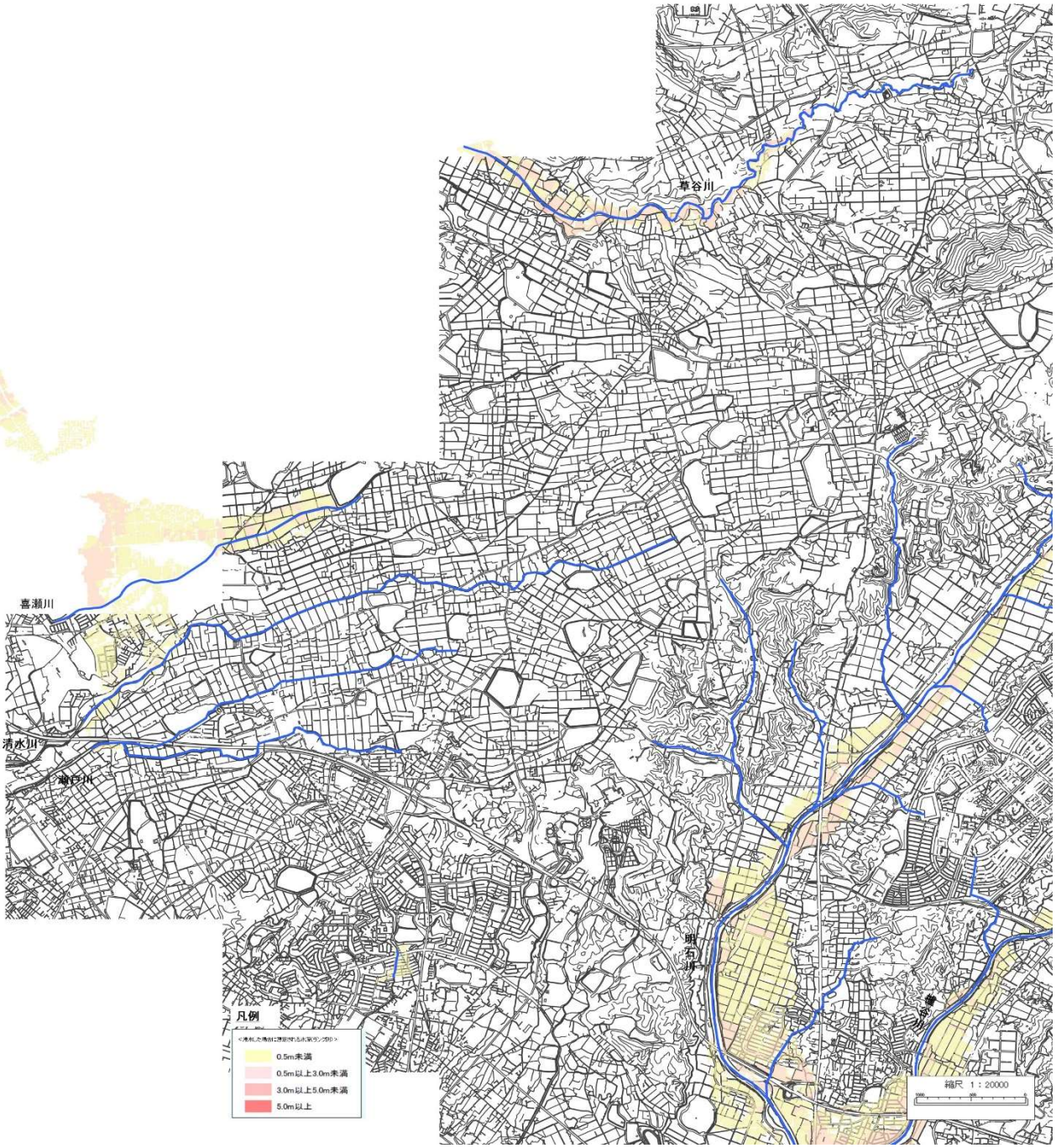

【想定最大規模降雨】

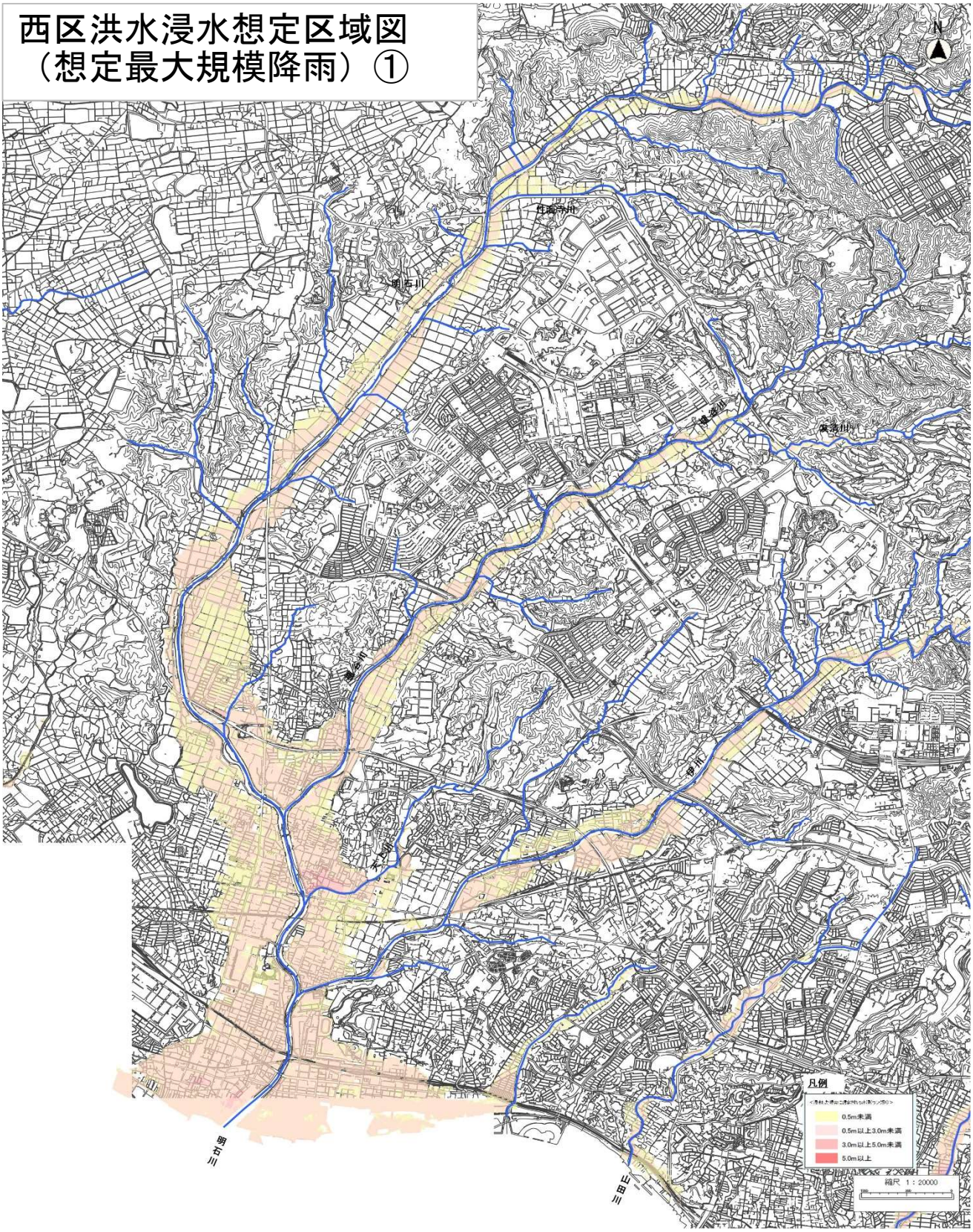
西区洪水浸水想定区域図
（想定最大規模降雨）①
N
明石川
凡例
0.5m未満
0.5m以上3.0m未満
3.0m以上5.0m未満
5.0m以上
縮尺 1：20000

西区洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）②

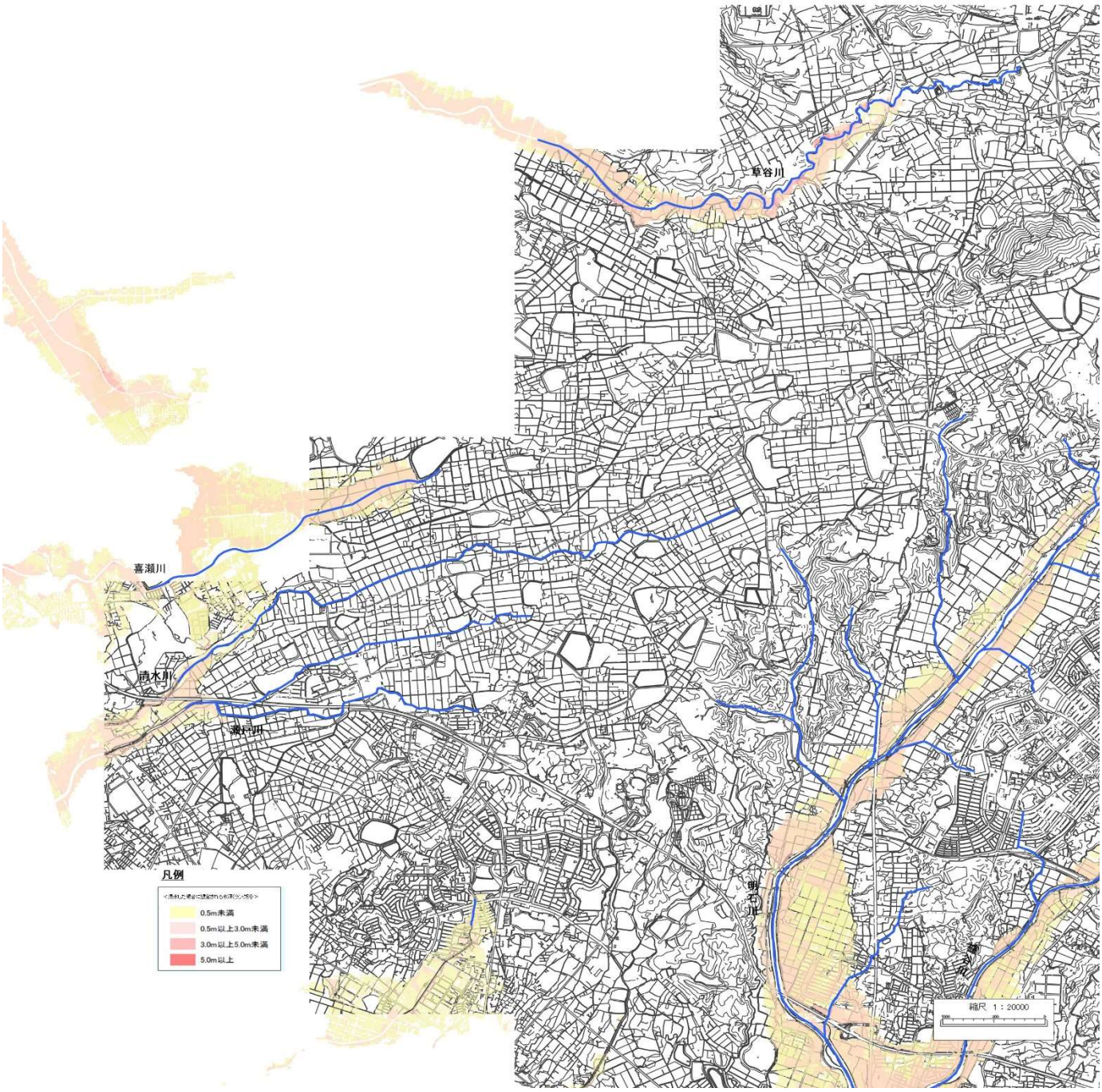

資料 6-2-3　高潮浸水想定区域

令和４年６月に水防法に基づき、兵庫県により「想定し得る最大規模の高潮」による「高潮浸水想定区域」と「浸水継続時間」が公表された※。

（１）公表された内容

１．高潮浸水想定区域（想定し得る最大規模の高潮。大阪湾周辺を通過する確率は 500 年から 4000 年に１回程度（経路を考慮しない中心気圧の確率評価））

２．浸水継続時間（避難が困難となる浸水深（50cm 以上）が継続する時間）

※兵庫県は「想定し得る最大規模の高潮」による「高潮浸水想定区域」を水防法指定前に先行して、令和元年９月に公表していた（令和４年６月と同じ区域設定）。

（２）各種前提条件

１．台風の中心気圧が我が国既往最大規模（910hＰａ：室戸台風規模）で一定（上陸しても勢力を保ち続ける）。

２．潮位偏差が最大となるような台風経路を設定

３．高潮と同時に河川の洪水を考慮

４．全ての防潮堤・堤防や水門・陸閘等は、設計条件を超えた段階で破壊

※別途、堤防等が破壊しないと仮定した場合も作成している。

高潮浸水想定区域については、以下を参照のこと。

神戸市情報マップ
（https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal）
兵庫県 CG ハザードマップ
（http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/）

■　共通編

［総則］

高潮浸水想定区域図（東灘区から兵庫区）

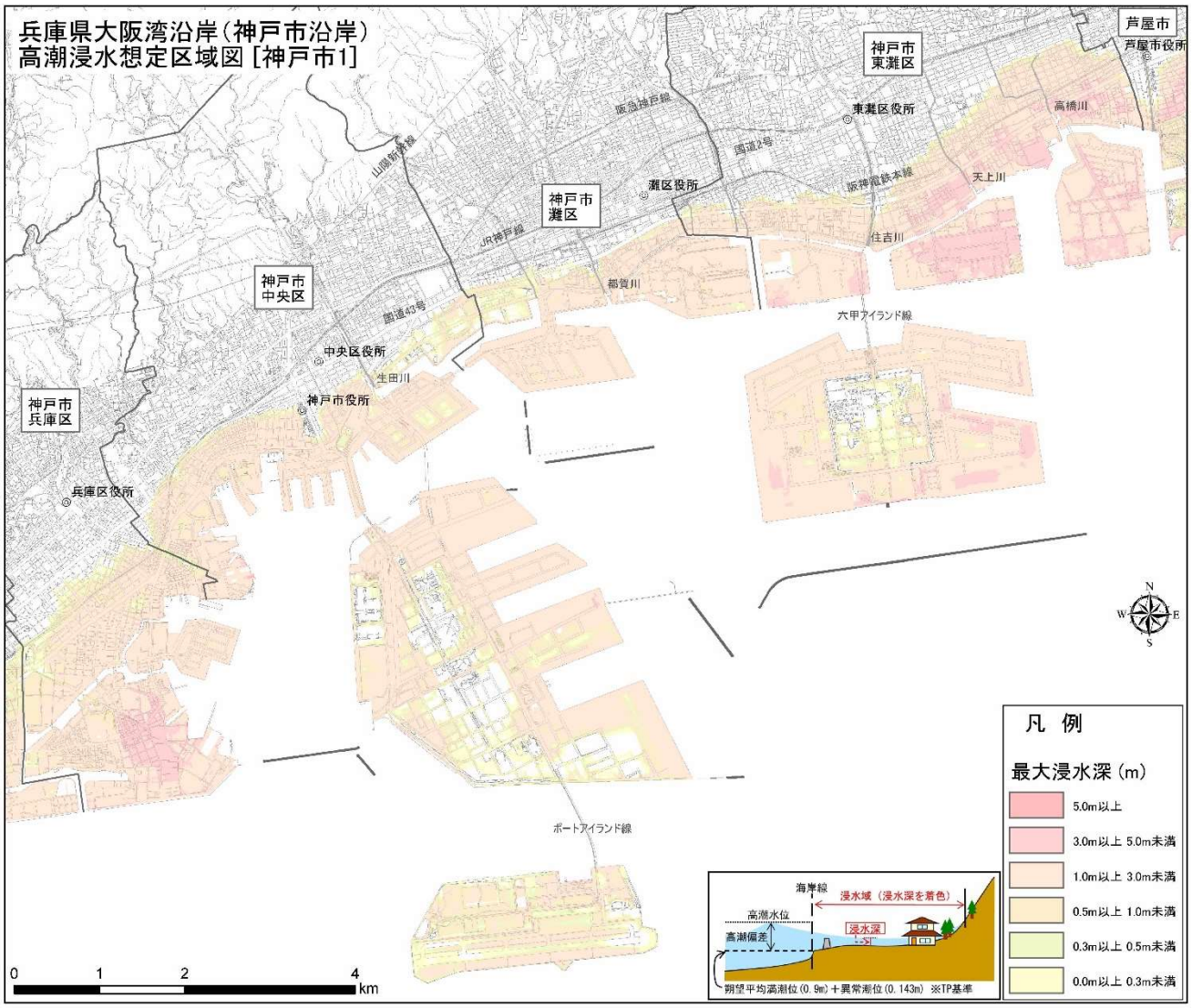

高潮浸水想定区域図（長田区から垂水区）

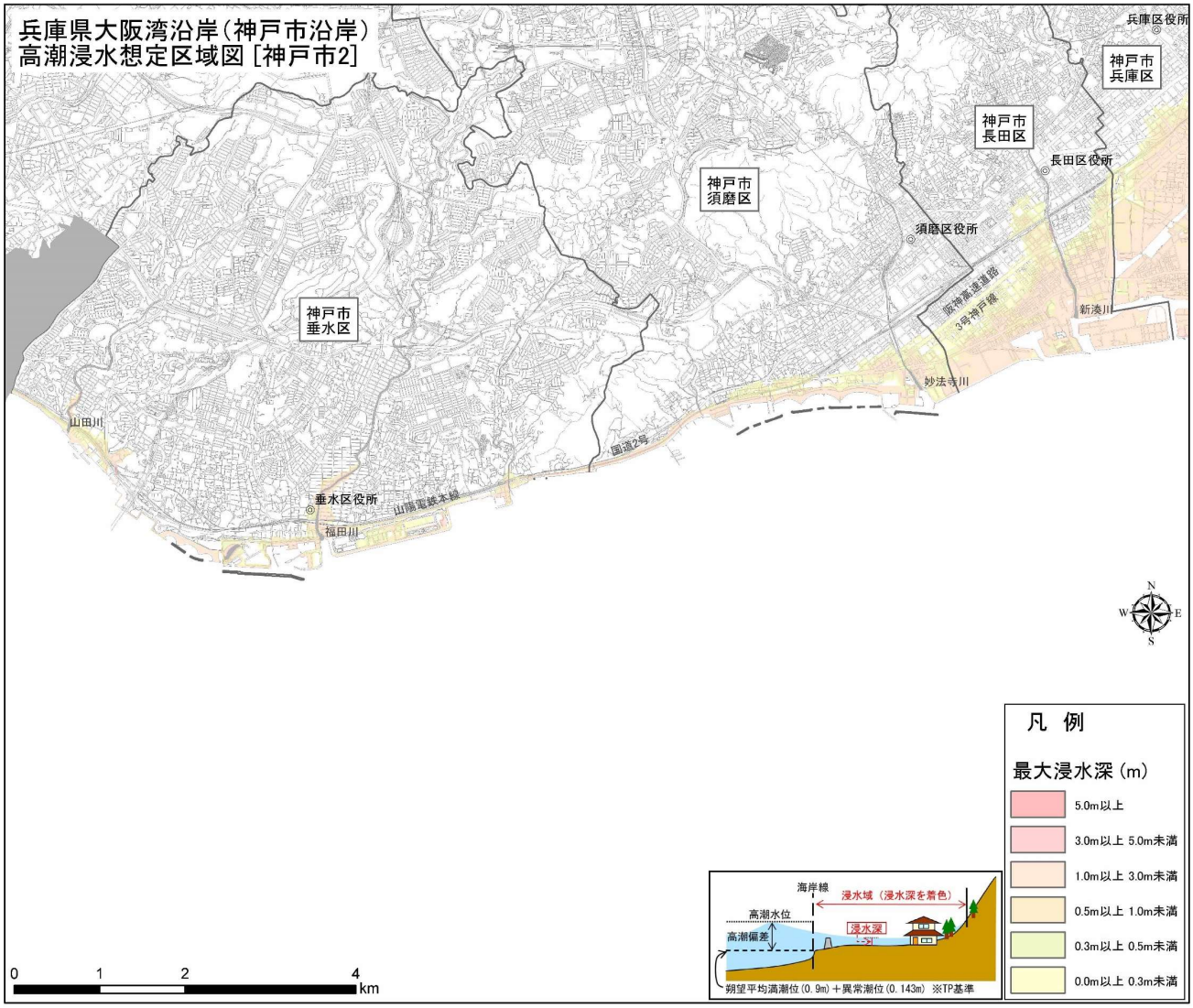

■ 防災組織計画

資料 1-1 神戸地方気象台との覚書に基づく臨時観測施設の設置予定場所一覧

神戸地方気象台は、地震や風水害等の災害により、神戸地方気象台の敷地内にある観測施設において気象観測を継続できない場合に、下記の施設の敷地内に臨時の観測施設を設置することができるよう、各施設と覚書を締結している。

施設名	住所
神戸市消防局 市民防災総合センター	神戸市北区ひよどり北町３丁目１番地
神戸市看護大学	神戸市西区学園西町３丁目４番地
神戸大学六甲台キャンパス （工学研究科）	神戸市灘区六甲台町１番1号

資料 3-3-1 神戸市防災指令規程

昭和43年4月1日
訓令甲第1号

(趣旨)
第１条　この訓令は，神戸市防災指令(別表第１号及び第２号の表種類の欄に掲げる指令をいう。第３条の２第１項を除き，以下「防災指令」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義等)
第２条　この訓令において「職員」とは，本市に常時勤務する職員及びその他の職員のうち市長が定める職員とする。
２　市長の事務部局の職員以外の職員については，次条の規定に基づき市長が発令した防災指令は，それぞれの任命権者が発令したものとみなす。
３　この訓令において「局等」とは，局，局に属しない室，区役所，行政委員会の事務局，監査事務局及び市会事務局とする。
(防災指令の発令及び解除)
第３条　市長は，本市の地域に災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合において防災上必要があると認めるときは，全職員又はその都度指定する局等の職員に対し防災指令を発令する。
２　市長は，災害の発生，継続又は拡大の危険がなくなったと認めるときは，防災指令を解除する。
３　前２項の防災指令の発令及び解除については，必要に応じ，市長に代行して危機管理監が行うことができる。
(防災連絡会議)
第３条の２　防災指令（別表第１号の表に規定する神戸市地域防災計画に基づくものに限る。）の発令及び解除並びに気象情報，被害状況等の収集，伝達等について協議するため，防災連絡会議を危機管理監が必要に応じて開催するものとする。
２　防災連絡会議は，危機管理監が指定する者をもって構成する。
(防災指令の種類，発令基準等)
第４条　防災指令の種類，発令基準，配備につくべき職員及びその活動内容は，別表のとおりとする。
(防災活動)
第５条　局等の長は，防災指令が発令されたときは，前条の配備につくべき職員を指揮し防災活動を実施しなければならない。
２　配備につくべき職員は，上司の命に従い，直ちに防災活動を実施しなければならない。
３　局等の長は，第１項の規定に基づき防災活動を実施したときは，職員の配備状況を直ちに危機管理監を通じて市長に報告しなければならない。
(防災指令の伝達)
第６条　防災指令は，神戸市地域防災計画及び神戸市国民保護計画の定めるところにより職員に迅速かつ正確に伝達するものとする。
(職員の心構え)
第７条　前条の規定により伝達を受けた職員は，第４条の配備につくべき職員以外の職員であっても，状況によってはいつでも防災活動に従事できるよう心がけていなければならない。
(配備計画の作成)
第８条　局等の長は，防災指令が発令された場合における職員の配備計画を作成し，毎年５月末日までに，危機管理監に提出しなければならない。
(待機手当)
第９条　防災指令の発令により災害待機を命ぜられた職員に対して，災害待機手当を支給する。
(配備職員への旅費の支給等)
第10条　防災指令の発令により配備につこうとし，又は配備の終了により帰宅しようとする職員（以下「配備職員」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には，旅費を支給することができる。
(1)　通勤に利用する交通機関の運行又は運航が終了していることを理由として，当該通勤利用交通機関以外の交通機関を利用する場合
(2)　通勤に利用する交通機関が途絶していることを理由として，当該交通機関以外の交通機関を利用する場合
(3)　前２号に掲げるもののほか，所属長が必要と認める場合
２　配備職員について，次の各号のいずれかに該当する場合においては，タクシーの利用を認めることができる。
(1)　交通機関の運行又は運航が終了している場合
(2)　交通機関が途絶している場合

(3)　前２号に掲げるもののほか，所属長が必要と認める場合
３　配備職員が自動車，原動機付自転車その他の原動機付の交通用具を使用した場合において，前項各号のいずれかに該当するときは，車賃を支給することができる。
(施行細目の委任)
第11条　この訓令の施行に関し必要な事項は，危機管理監が定める。
附　則
この訓令は，昭和43年4月1日から施行する。
附　則(昭和45年7月27日訓令甲第8号)
この規程は，昭和45年7月23日から施行し，昭和45年6月1日から適用する。
中略
附　則(令和3年3月31日訓令甲第8号)　この訓令は，令和3年4月1日から施行する。

別表（第４条関係）
(1)　神戸市地域防災計画に基づくもの

種類	発令基準	配備につくべき職員	活動内容
連絡員待機指令	気象庁の予報又は警報に基づき，いまだ防災指令第１号を発令するには至らないが，今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき。	局等の長があらかじめ定め，又は必要があると認める場合にその都度定める職員(以下「指定職員」という。)	気象庁の予報又は警報，防災指令等の局等への部内伝達
防災指令第１号	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第２条第13号に規定する警戒宣言が発せられ，本市の区域内に相当な影響があると予想されるときその他の災害が発生するおそれがあるが発生の時期，災害の規模等の予測が困難なとき。	指定職員	防災のための警戒及び情報の収集
防災指令第２号	本市の区域内における震度が５弱若しくは５強の地震が発生したとき，兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたときその他の災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。	指定職員	予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急措置
防災指令第３号	本市の区域内における震度が６弱以上である地震が発生したとき，兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報(気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第５条に規定する津波特別警報をいう。）があつたときその他の大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。	全職員	この表の防災指令第２号の項に規定する活動内容

(2)　神戸市国民保護計画に基づくもの

種類	発令基準	配備につくべき職員	活動内容
連絡員待機指令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第１項に規定する緊急対処事態（以下「緊急対処事態」という。）又は同法第１条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）につながる可能性のある情報があるとき。	指定職員	緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる可能性のある情報、防災指令等の局等への部内伝達
防災指令第１号	市外において緊急対処事態又は武力攻撃事態等につながる被害の情報があるとき。	指定職員	緊急対処事態又は武力攻撃事態等への警戒及び情報の収集
防災指令第２号	本市以外の地方公共団体が国民保護対策本部を設置すべき都道府県又は市町村として武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第25条第２項の規定による指定の通知（以下「指定の通知」という。）を受けたとき又は本市の区域内において緊急対処事態若しくは武力攻撃事態等につながる軽微な被害の情報があるとき。	指定職員	予想される緊急対処事態若しくは武力攻撃事態等に対処するための準備処置又は発生した被害に対する応急措置
防災指令第３号	本市が指定の通知を受けたとき又は本市の区域内において緊急対処事態若しくは武力攻撃事態等につながる重大な被害の情報があるとき。	全職員	この表の防災指令第２号の項に規定する活動内容

資料 3-4-1 神戸市災害対策本部条例

昭和38年4月1日
条例第　3　号

（趣　旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第６項の規定に基づき、神戸市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部長等）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（　部　）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑　則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-4-2 神戸市災害対策本部看板及び車旗等

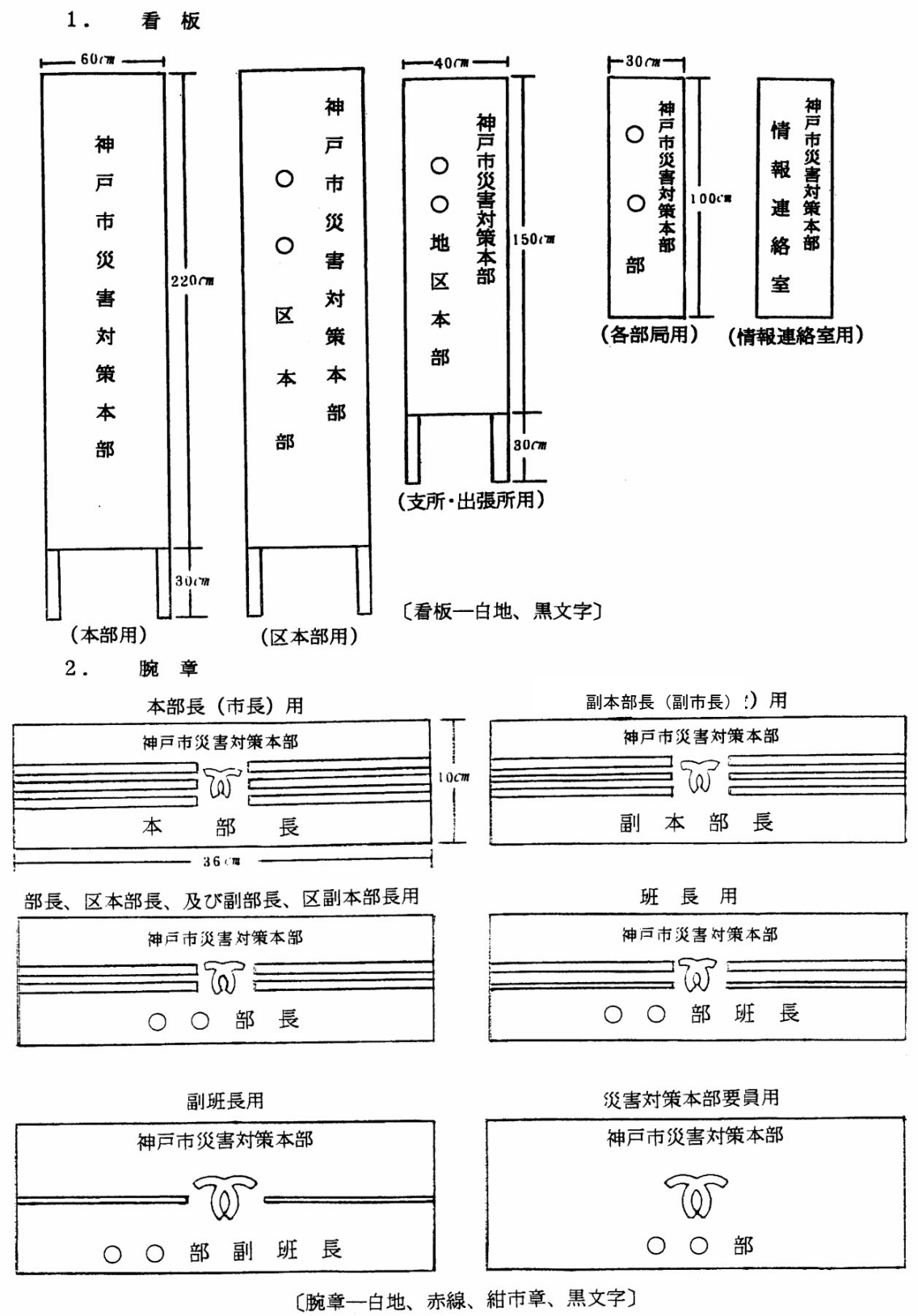

神戸市災害対策本部車旗等

3.　車　旗

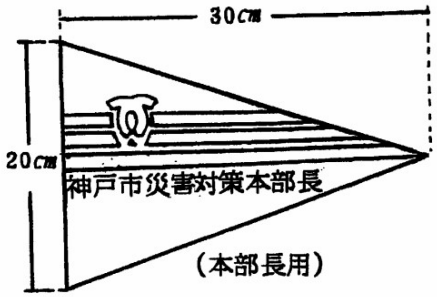

（本部長用）

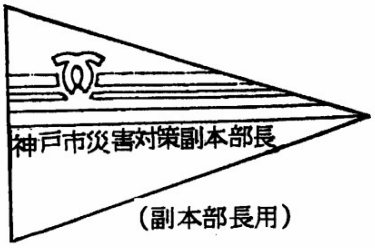

（副本部長用）

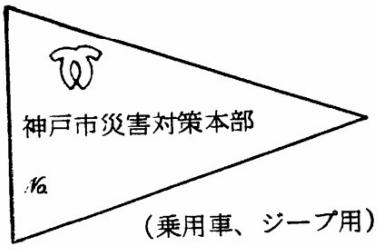

（乗用車、ジープ用）

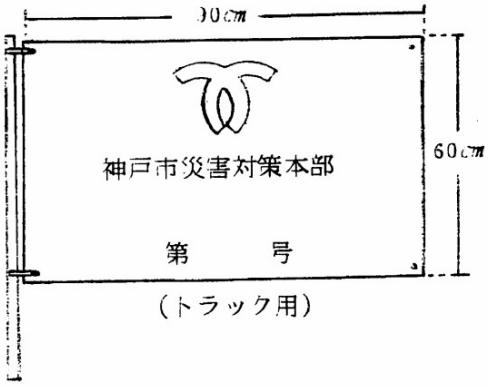

（トラック用）

〔車旗―黄地、赤線、紺文字、紺市章〕

4.　標　旗

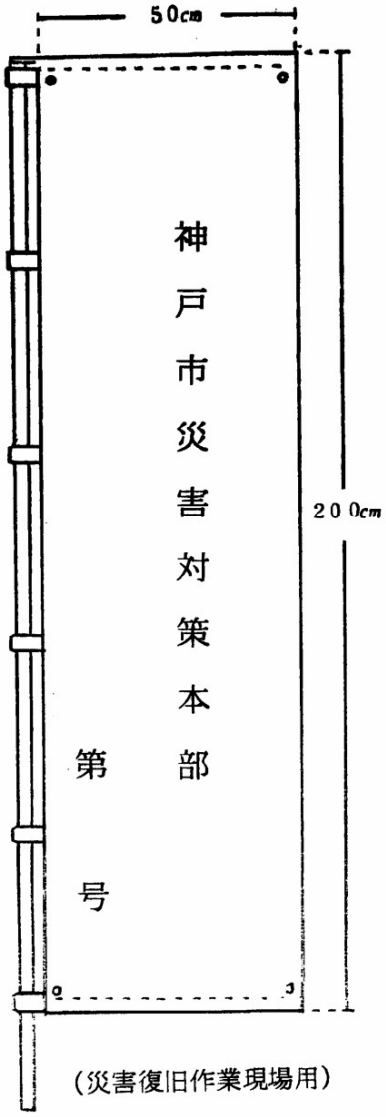

（災害復旧作業現場用）

〔標旗―白地、黒文字〕

資料 3-4-3 神戸市区行政の総合調整に関する規則

昭和48年３月31日
規　則　第99号

第１章　総則
(目的)
第１条　この規則は，区役所，局及び事業所その他の行政機関が担当する区における事務事業について，その計画，実施，管理及び運営に関する相互の連絡調整を円滑にして，市及び区の行政の総合化を図り，もつて市民の福祉及び利便の増進と行政効果の向上に資することを目的とする。
(副市長の指揮監督)
第２条　副市長は，前条の目的を達成するため，区長，局の長及び事業所長その他の行政機関の長を指揮監督する。
(最大努力義務)
第３条　区長，局の長及び事業所長その他の行政機関の長は，互いに協力し，第１条の目的を達成するため，最大限の努力をしなければならない。

第２章　区長
(措置の要請)
第４条　区長及び北神担当区長(以下「区長等」という。)は，その所管区域内における重要な事務事業の計画，実施等について，関係のある局の長又は事業所その他の行政機関の長に対し，意見を述べ，必要な措置の要請ができるほか，資料の提出及び説明を求めることができる。
２　区長等は，前項の措置の要請をしようとする事項のうち，必要があると認めるものは，あらかじめ行財政局長に協議するものとする。
３　第1項の措置の要請を受けた者は，これを尊重し，速やかに必要な措置を講じなければならない。
(副市長への報告)
第５条　区長等は，前条第1項の規定により措置の要請をした事項については，これを副市長に報告しなければならない。
(報告の聴取)
第６条　区長等は，第4条第1項の規定により，措置の要請をした事項について当該局の長，事業所長その他の行政機関の長に対し，報告又は報告書の提出を求めることができる。
第７条　削除
(協議)
第８条　局の長は，その所管する主要な事務事業に関し計画を策定するときは，あらかじめ関係区長等と協議しなければならない。
２　事業所長その他の行政機関の長は，その所管する主要な事務事業の実施について，あらかじめ区長等と協議しなければならない。
(予算)
第９条　区長等は，局の長に対し，その所管区域内における事務事業について，予算の要望をすることができる。
２　局の長は，前項の要望を予算計上するよう努めなければならない。

第３章　区総合調整会議
(区総合調整会議の設置)
第10条　第1条の目的に資するため，各区に神戸市区行政総合調整会議(以下「会議」という。)を置く。
(組織)
第11条　会議は，各区における区域を所管する区長等，福祉事務所長，環境局事業所長，建設局建設事務所長，都市局の関係課長，消防署長及び水道局各水道管理事務所長をもつて構成する。
２　区長等は，必要があると認めるときは，前項の構成員以外の者を会議に参加させ，その意見又は説明を聞くことができる。
(会議)
第12条　会議は，区長等が主宰する。
(審議事項)
第13条　会議は，各区における事務事業について，第1条の目的を達成するため，必要な総合調整を行うほか，次に掲げる事項について協議するものとする。
(1)　生活環境の確保に関すること。
(2)　事務事業の総合調整に関すること。
(3)　区民の要望及び相談に関すること。
(4)　災害等緊急時における応急対策等の総合調整に関すること。

(5)　前各号に付随する事務に関すること。
(審議事項の通知)
第14条　会議の構成員(区長等を除く。)は，会議に提出しようとする事項について，あらかじめ件名その他必要な事項を区長等に通知しなければならない。
(遵守義務等)
第15条　会議の構成員は，協議が整つた事項を遵守しなければならない。
２　区長等は，会議において審議した事項及び審議の結果を行財政局長及び事案に関係のある局の長に通知しなければならない。
(庶務)
第16条　会議の庶務は，区役所総務部まちづくり課が行う。

第４章　雑則
(施行の細目)
第17条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が定める。
２　会議の運営について必要な事項は，区長等が定める。

附　則
この規則は，昭和48年4月1日から施行する。
附　則(昭和48年8月1日規則第66号)
この規則は，昭和48年8月1日から施行する。
附　則(昭和50年3月31日規則第170号)
この規則は，昭和50年4月1日から施行する。
附　則(昭和51年3月31日規則第106号)
この規則は，昭和51年4月1日から施行する。
附　則(昭和58年4月1日規則第1号)
この規則は，昭和58年4月1日から施行する。
附　則(平成2年3月31日規則第97号)抄
(施行期日)
1　この規則は，平成2年4月1日から施行する。
附　則(平成3年4月1日規則第5号)
この規則は，公布の日から施行する。
附　則(平成4年5月1日規則第10号)
この規則は，公布の日から施行し，この規則による改正後の神戸市区行政の総合調整に関する規則の規定は，平成4年4月1日から適用する。
附　則(平成6年4月1日規則第7号)
この規則は，公布の日から施行する。
附　則(平成8年4月1日規則第7号)抄
(施行期日)
1　この規則は，公布の日から施行する。
附　則(平成9年4月1日規則第5号)抄

(中略)

(施行期日)
第1条　この規則は，平成31年4月1日から施行する。
附　則(令和元年8月9日規則第18号)
この規則は，令和元年8月13日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。
(1)　略
(2)　第3条，第4条，第7条，第9条，第11条及び第13条の規定　令和元年8月26日
附　則(令和2年3月16日規則第63号)
この規則は，公布の日から施行する。
附　則(令和2年3月31日規則第101号)
この規則は，令和2年4月1日から施行する。

■ 予防計画

資料 2-2-1 神戸市防災行政無線の運用等に関する規程

平成3年6月1日
訓令甲第3号

目次

第1章　総則
第2章　無線局等
第3章　運用
　第1節　通則
　第2節　災害時における運用
　第3節　運用の習熟
第4章　無線局等の管理
第5章　補則
附則

第1章　総則

（目的）
第1条　この訓令は，本市の防災行政無線の管理及び運用に関し，電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）その他の関係法令に定めるもののほか，必要な事項を定め，防災行政無線の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

（用語の定義）
第2条　この訓令において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　防災行政無線　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他の法令に基づき災害予防，災害応急対策，災害復旧その他の防災に関する事務（以下「防災行政事務」という。）を遂行するために使用することを主たる目的として行う無線による通信の体系をいう。
(2)　無線通信　防災行政無線による通信をいう。
(3)　無線設備　防災行政無線に属する無線電話（制御器を含む。）その他電波を送り，又は受けるための電気的設備をいう。
(4)　無線局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
(5)　固定局　一定の固定地点の間の無線通信を行う無線局をいう。
(6)　移動局　陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。
(7)　統制局　無線通信の運用を総合的に管理し，及び統制するため，市役所庁舎内に開設する無線局をいう。
(8)　中継局　無線通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
(9)　端末局　統制局及び中継局以外の固定局をいう。

第2章　無線局等

（無線局の配置場所等）
第3条　無線局の呼出名称，種別，配置場所（移動局にあっては，常置場所）等は，危機管理監が定める。

（無線局の管理者）
第4条　統制局に統制局管理者，無線局に無線局管理者を置き，無線局の運用管理を掌理する。

（統制局管理者）
第5条　統制局管理者は，すべての無線局の運用を総括する。
2　統制局管理者は，危機管理監の職にある者をもって充てる。

（無線局管理者）
第6条　無線局管理者は，その管理に属する無線局の運用管理を掌理する。
2　無線局管理者は，危機管理監が定める。

（無線従事者）
第7条　無線設備の操作を行わせるため，無線局に無線従事者を置く。
2　無線従事者は，無線局管理者が法第41条の規定により総務大臣の免許を受けた者の中から選任し，及び解任する。
3　無線局管理者は，無線従事者を選任し，又は解任したときは，様式第1号による無線従事者選任・解任届を統制局管理者に提出するものとする。

（運用責任者）
第8条　無線局に正副2名の無線局運用責任者(以下「運用責任者」という。)を置く。
2　運用責任者は，無線局管理者がその所属職員の中から選任する。この場合において，無線局管理者は，その所属職員の中に無線従事者がいるときは，当該職員を運用責任者として選任するものとする。
3　無線局管理者は，運用責任者を選任し，又は変更したときは，様式第2号による運用責任者選任・変更届を統制局管理者に提出するものとする。
4　運用責任者は，次に掲げる業務を行うものとし，運用責任者以外の者(第6項の規定により指名を受けた者を除く。)は，これを行ってはならない。
(1)　無線設備の取扱い及び操作に関すること。
(2)　無線設備の維持管理に関すること。
(3)　法その他の関係法令及びこの訓令に基づき実施すべき業務その他無線局の運用に関すること。
5　運用責任者は，無線局の有効かつ適正な運用に努めなければならない。
6　無線局管理者は，運用責任者が事故のため無線局の運用に支障をきたすときは，臨時に無線設備を取り扱う者を指名するものとする。この場合において，指名を受けた者は第4項に掲げる業務を行うものとする。

第3章　運用

第1節　通則

（無線通信の原則）
第9条　無線通信は，防災行政事務及び一般行政事務に関するものでなければならない。
2　無線通信は，簡単かつ明瞭に行わなければならない。

（運用時間）
第10条　無線局は，常時運用するものとする。

（通信の系統）
第11条　防災行政無線に次の各号に掲げる通信系統を設け，それぞれ当該各号に掲げる無線通信を行うものとする。
(1)　多重系　統制局と中継局相互間の無線通信
(2)　同報系　統制局や中継局から同時に複数の端末局へ通報する無線通信

（無線通信の種類）
第12条　無線通信は，次の各号に掲げる種類に区分し，その意義は，それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。
(1)　普通通信　平常時に行う行政事務に関する無線通信をいう。
(2)　緊急通信　非常災害若しくは緊急事態が生じたとき又はそのおそれのあるときに普通通信の全部又は一部を制限して行う無線通信をいう。
(3)　非常通信　法第52条第4号及び第74条第1号の無線通信をいう。
(4)　試験通信　無線通信の状態又は無線設備の作動状態を試験するための感度又は明瞭度の照会を

行う任意の相手方との無線通信をいう。

（秘密の保持）
第13条　無線通信の業務に従事する者は，その職務上知り得た秘密を漏らし，又は窃用してはならない。

第2節　災害時における運用

（無線通信の優先順位）
第14条　無線通信が互いに競合する場合においては，その優先順位は，次の各号に掲げる順序によるものとする。
(1)　非常通信
(2)　緊急通信
(3)　その他の無線通信

2　緊急通信が互いに競合する場合においては，その優先順位は，次の各号に掲げる順序によるものとする。
(1)　人命の救助に関すること。
(2)　堤防，道路等の決壊に関すること。
(3)　異常な降雨又は出水に関すること。
(4)　前3号に掲げる事項に準ずる事項に関すること。

（無線通信の統制）
第15条　統制局管理者は，災害が発生し，又は発生するおそれがあるときは，当該災害に係る無線通信を優先させるため，必要に応じて無線通信の統制を行うことができる。この場合において，統制局管理者は，緊急の場合を除き，その旨を事前に周知しなければならない。

第3節　運用の習熟

（熟知義務）
第16条　統制局管理者は，無線局の適正な運用を図るため，無線局管理者及び運用責任者が運用に必要な事項を熟知するよう努めなければならない。
2　統制局管理者は，前項の目的を達成するため，無線通信の訓練を実施するものとする。
3　無線局管理者は，その管理する無線局の運用方法等について所属の関係職員に周知しなければならない。

第4章　無線局等の管理

（無線設備の管理）
第17条　無線局管理者は，無線設備の状況を把握し，無線局が常に良好な機能を果たせるよう管理しなければならない。
2　統制局管理者は，無線設備について，定期又は臨時に必要な点検を行うものとする。
3　無線局管理者は，無線設備に故障その他異常を発見したときは，直ちに必要な措置を講じるとともに統制局管理者にその旨を報告しなければならない。

第18条　削除

（業務書類等）
第19条　無線局（移動局を除く。）には，法第60条及び電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第38条第1項に規定する次に掲げる書類等を備え付けなければならない。
(1)　免許状
(2)　無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた無線局にあっては，最近の再免許の申

請に係るもの及び無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号。以下「免許規則」という。)第18条の2の規定により提出を省略した工事設計書と同一の記載内容を有する工事設計書の写し)

(3)　免許規則第12条(免許規則第25条第1項において準用する場合を含む。)の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(再免許を受けた無線局にあっては，最近の再免許後における変更に係るもの)

2　移動局には，前項第１号の免許状を常置場所に備え付けるとともに，施行規則第38条第3項の証票をその無線設備のある場所に備え付けるものとする。

(無線業務日誌等)

第20条　運用責任者は，無線業務日誌を記録するものとする。

2　前項の規定による無線業務日誌の記録は，様式第3号による無線業務日誌送信履歴及び様式第4号による無線業務日誌日累計に記載することによって行うものとする。

第5章　補則

(施行細目の委任)

第21条　この訓令の施行に関し必要な事項は，統制局管理者が定めるものとする。

附　則

(施行期日)

1　この訓令は，平成3年6月1日から施行する。

(行政無線の運用等に関する規程の廃止)

2　神戸市行政無線の運用等に関する規程(昭和47年6月訓令甲第4号)は，廃止する。

附　則(平成4年4月1日訓令甲第1号)

この訓令は，平成4年4月1日から施行する。

附　則(平成5年4月1日訓令甲第2号)抄

この訓令は，公布の日から施行する。

附　則(平成15年3月31日訓令甲第6号)

この訓令は，平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成16年3月31日訓令甲第4号)

この訓令は，平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月31日訓令甲第6号)抄

(施行期日)

1　この訓令は，平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成22年9月30日訓令甲第1号)抄

この訓令は，平成22年10月1日から施行する。

附　則(平成24年3月31日訓令甲第　号)抄

この訓令は，平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

第　　号
年　　月　　日

統制局管理者
　危機管理監　　様

長

無線従事者選任・解任届

	選任・解任の別			
	選任・解任年月日			
	資格			
	免許証番号			
	無線従事者免許の年月日			
	ふりがな 氏名			
	無線設備の操作に関する業務経歴の概要			
	従事する無線局の免許番号，名称及び無線設備の設置場所			
	選任・解任する理由			

様式第2号（第8条関係）

第　　号
年　　月　　日

統制局管理者
　危機管理監　　様

長

運用責任者選任・変更届

		新	旧	
	ふりがな 氏名			
	変更理由 （選任時は不要）			
	備考			

■　共通編

［予防計画］

様式第3号（第20条関係）

無線業務日誌（送信履歴）

年　　月　　日

無線局名

無線周波数　　MHz

空中線電力　　無線従事者氏名

電波形式　　資格

服務時間　　免許番号

回数	開始時刻	終了時刻	通信時間	呼出局	放送種別	放送音源
(回)	(時:分:秒)	(時:分:秒)	(秒)		(相手局)	

合計

平常呼出回数	回	時間	分	秒
緊急呼出回数	回	時間	分	秒
音声通話回数	回	時間	分	秒
ポーリング回数	回	時間	分	秒
合計				

様式第4号（第20条関係）

無線業務日誌（日累計）

年　　月　　日

無線局名

無線周波数　　MHz

空中線電力　　無線従事者氏名

電波形式　　資格

服務時間　　免許番号

制御器名	回数	平常時間	緊急時間	音声通話時間	ポーリング時間
	(回)	(時:分:秒)	(時:分:秒)	(時:分:秒)	(時:分:秒)

合計

平常呼出回数	回	時間	分	秒
緊急呼出回数	回	時間	分	秒
音声通話回数	回	時間	分	秒
ポーリング回数	回	時間	分	秒
合計				

資料 2-2-2 神戸市防災行政無線通信実施要領

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この要領は、神戸市防災行政無線の運用等に関する規程（平成３年６月訓令第３号）第２１条の規定に基づき、本市の防災行政無線の通信方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号の定めるところによる。

(1) 操作卓　無線操作室に設置する無線通信の操作を行う設備をいう。

(2) 屋外拡声子局　同報系端末局であり、屋外に設置し無線通信により音声情報を受信し、モータサイレンや拡声器により情報伝達するための設備をいう。

(3) 戸別受信機　　屋内に設置し無線通信ににより音声情報を受信し、屋内で情報伝達するための装置をいう。

(4) ファクシミリ　同報系により図書を送受信するための設備をいう。

第２章　運　用

（無線通信の原則）

第３条　無線通信を行う者は、適正かつ有効な運用を図るため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 無線通信は、簡潔かつ明瞭に行うこと。

(2) 無線通信は、正確に行うものとし、無線通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正すること。

(3) 無線通信を行う際は、他に無線通信していないことを十分に確かめてから実施すること。

第３章　防災行政無線の運用

（防災行政無線の運用）

第４条　同報系の無線通信は、次の通り行うものとする。

(1) 屋外拡声子局及び戸別受信機への無線通信は、操作卓から送信することにより行う。

(2) ファクシミリによる無線通信は様式第１号による送付書（以下、「送付書」という）を送付する図書に添付して送信するものとする。ただし、緊急の場合は送付書を省略できるものとする。

第５条　防災行政事務に関する無線通信は、防災行政事務以外の無線通信に優先するものとする。

第６条　無線通信の相手先は、別表第１の通りとする。

第４章　訓練支援

（訓練放送）

第７条　防災福祉コミュニティ等が実施する防災訓練等を支援するため、統制局の運用責任者は様式第２号の申込書による申請があった場合、その申請内容を確認し申込者と詳細協議の上で、防災行政無線の無線通信による放送を実施するものとする。

第５章　試験通信

（試験通信）

第８条　運用責任者は、６カ月に１回以上試験通信を行い、正常な通信の確保に努めなければならない。

附　則

この要領は、平成３年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

種別		単位	説明
拡声子局	一括	全市	全市の拡声子局全て
		区単位	各区の拡声子局全て
	海岸部	全市	全市の海岸部に設置した拡声子局
		区単位	各区の海岸部に設置した拡声子局（北区、西区を除く）
	広域避難場所	全市	全市の広域避難場所に設置した拡声子局
		区単位	各区の海岸部の拡声子局（北区、西区を除く）
	山麓部		山麓部に設置した拡声子局（全市）
	駅前		駅前地区に設置した拡声子局（全市）
	個別		特定の拡声子局１局又は数局
戸別受信機	一括	全市	全市の戸別受信機全て
		区単位	各区の戸別受信機全て
	海岸部	全市	全市の海岸部に設置した戸別受信機
		区単位	各区の海岸部に設置した戸別受信機（北区、西区を除く）
	避難所	全市	全市の避難所(指定収容避難所、福祉避難所、緊急待避所)に設置した戸別受信機
		区単位	各区の避難所(指定収容避難所、福祉避難所、緊急待避所)に設置した戸別受信機
	山麓部	全市	全市の山麓部に設置した戸別受信機
		区単位	各区の山麓部に設置した戸別受信機
	防災福祉コミュニティ	全市	全市の防災福祉コミュニティに設置した戸別受信機
		区単位	各区の防災福祉コミュニティに設置した戸別受信機
	消防団	全市	全市の消防団に設置した戸別受信機
		区単位	各区の消防団山麓部に設置した戸別受信機
	行政機関	全市	全市の行政機関等に設置した戸別受信機
		区単位	各区の行政機関等消防団山麓部に設置した戸別受信機
FAX	区役所 建設事務所	全市	全区役所及び全建設事務所
		区単位	各区に属する区役所及び建設事務所

様式第１号（第５条関係）

ファクシミリ送付書

年　　月　　日　　時　　分

送信先

様

送信枚数　　枚（送付書を含む。）

件名及び通信事項

発信元

担当者

FAX番号

■　共通編

［予防計画］

様式第２号（第８条関係）

一斉指令依頼書

課長	係長	係

危機管理監（統制局管理者）　様

所 属 名		依頼番号	第　　号
担当者名		依頼年月日	年　月　日
希望日時	年　月　日　時　分頃		

希望指令種別	□音声	□全市一斉〔全庶務担当課、全区役所、全建設局建設事務所、全消防署〕 □区役所一斉（固定系）〔全区役所〕 □建設事務所一斉〔全建設事務所〕 □消防一斉〔全消防署〕 □水防関係部局〔危機管理・市民参画推進・保健福祉・建設・消防の庶務担当課、全区役所、全建設局建設事務所、全消防署〕 □任　意
	□FAX	□区役所一斉〔全区役所〕 □建設事務所一斉〔全建設局建設事務所〕 □任　意

・希望する該当欄に　　を入れること。
・任意の局を希望する場合は、空欄に希望する局を記入すること。

指令内容の原稿を添付すること。（FAXの場合は、ﾌｧｸｼﾐﾘ送付書を添付すること。）

危機管理室処理欄		主　幹	主　査	処　理	受　付
	受付日時				
	指令日時				
	備　考			受令確認	依頼課

一斉指令依頼内容									
（発令者）									
		局		課		から			
（受令者）									
					へ				
（件名）									
							について連絡します。		
（内容）									
（くりかえし）								以上	

資料 2-2-3 市有通信施設一覧

１．有線通信施設

施設の名称	所轄	設置場所
加入電話施設	西日本電信電話株式会社	防災関係各機関、各部局、各事業所等
市庁舎庁内電話施設及び庁内放送施設	行財政局	市庁舎内
防災情報システム施設	消防局	危機管理局、消防局、航空機動隊、各消防署、各署出張所等
消防専用電話施設	〃	消防局、市民防災総合センター、航空機動隊、各消防署、各署出張所等
消防専用ファクシミリ施設	〃	消防局、市民防災総合センター、航空機動隊、各消防署、各署出張所
交通事業用電話施設	交通局	交通局
市会事務局内放送施設	市会事務局	市会事務局

２．無線通信施設

系統名	局種	数量	設置場所・形状
消防無線	固定局	7	市役所1号館・鉢伏中継所・畑山中継所・東クリーンセンター・雌岡中継所・摩耶中継所・鈴蘭中継所
	基地局	20	市役所４号館(3)・市役所1号館(2)・鉢伏中継所・畑山中継所・東クリーンセンター・雌岡中継所・摩耶中継所・鈴蘭中継所・淡河中継所・神戸市道路公社(2)・阪神高速道路(7)・本州四国連絡高速道路
	陸上移動局（260M）	471	車載(232)・可搬(23)・携帯(216)
	陸上移動局（400M）	568	携帯(568)
	陸上移動局（150M）	19	車載(6)・携帯(12)・卓上(1)
	携帯基地局	2	鉢伏中継所・畑山中継所
	航空機局	3	航空機動隊(3)
	航空局	8	携帯(7)・ヘリポート(1)
	携帯局	12	航空機動隊(9)・市役所４号館(3)
	船舶局	2	水上消防署(2)

資料 2-2-4 防災行政無線（同報系）拡声受信子局設置場所一覧

No.	名称	設置場所	設置目的						
			海岸部	河川流域	山麓部	緊急避難場所（屋外）	帰宅困難対策	避難所	その他
1	渦が森小学校	東灘区渦森台１丁目１２－１　渦が森小学校内			○	○		○	
2	南魚崎駅前	東灘区魚崎西町１丁目　緑地帯内	○						
3	瀬戸公園	東灘区魚崎南町１丁目２　瀬戸公園グラウンド駐車場入口	○	○		○			
4	浜公園	東灘区魚崎南町２丁目１０　浜公園内	○	○					
5	東水環境センター	東灘区魚崎南町２丁目1-２３　東水環境センター内	○	○					
6	西浜公園	東灘区魚崎南町４丁目７　西浜公園内	○						
7	交通局魚崎車庫	東灘区魚崎浜町３２-２　神戸市交通局魚崎営業所内	○						
8	川井公園	東灘区魚崎北町２丁目７　川井公園内	○	○					
9	石屋川公園	東灘区御影石町１丁目　石屋川公園内	○	○					
10	御影小学校	東灘区御影石町３丁目１－１　御影小学校内	○	○		○		○	
11	東部第２工区	東灘区御影浜町	○						
12	上中公園	東灘区御影本町６丁目９　上中公園内	○	○					
13	向洋町西２丁目（労働者休憩所）	東灘区向洋町西２丁目１０　労働者休憩所ピアハウス六甲１敷地内	○						
14	ＲＩ向洋西４丁目	東灘区向洋町西４丁目	○						
15	向洋町西６丁目	東灘区向洋町西６丁目	○						
16	六甲アイランド小学校（向洋中学校）	東灘区向洋町中２丁目７　六甲アイランド小学校内	○					○	
17	ＲＩシティヒル東緑地	東灘区向洋町中４丁目	○						
18	六甲アイランド公園	東灘区向洋町中５丁目　六甲アイランド公園内	○						
19	向洋小学校	東灘区向洋町中６丁目　向洋小学校内	○					○	
20	マリンパーク	東灘区向洋町中９丁目　マリンパーク内	○						
21	東部スラッジセンター屋上	東灘区向洋町東２丁目１－１　神戸市建設局東部スラッジセンター屋上	○						
22	向洋町東２・３丁目	東灘区向洋町東３丁目	○						
23	向洋町東４丁目	東灘区向洋町東４丁目	○						
24	住吉公園	東灘区住吉宮町３丁目４　住吉公園テニスコート北側	○			○			
25	神大附属中等教育学校	東灘区住吉山手５丁目１１－１　神大附属中等教育学校内			○	○		○	
26	西谷公園	東灘区住吉山手８丁目５　西谷公園内			○				

■　共通編

［予防計画］

No.	名称	設置場所	設置目的						
			海岸部	河川流域	山麓部	緊急避難場所（屋外）	帰宅困難対策	避難所	その他
27	御旅公園	東灘区住吉南町１丁目２　御旅公園内	○	○					
28	住吉浜公園	東灘区住吉浜町　住吉浜公園内	○						
29	ＪＲ住吉駅前	東灘区住吉本町１丁目２　ＪＲ住吉駅北側タクシー乗場内		○	○		○		
30	森公園	東灘区森南町２丁目１０　森公園内			○	○			
31	神楽町公園	東灘区深江南町１丁目５　神楽町公園内	○						
32	見附公園	東灘区深江南町３丁目６　見附公園内	○						
33	東部市場	東灘区深江浜町１－１　神戸市中央卸売市場東部市場内	○						
34	県立東灘高校	東灘区深江浜町５０番　兵庫県立東灘高校内	○					○	
35	大日公園	東灘区深江本町３丁目１　大日公園内	○						
36	本山第二小学校	東灘区西岡本１丁目３－１　本山第二小学校内			○	○		○	
37	サンシャインワーフ神戸	東灘区青木１丁目２－３４　サンシャインワーフ神戸内	○						
38	内浜公園	東灘区青木３丁目４　内浜公園内	○	○					
39	本庄中央公園	東灘区青木４丁目３　本庄中央公園内	○	○		○			
40	本山南中学校	東灘区田中町４丁目１２－１　本山南中学校内				○		○	
41	小寄公園	東灘区本山南町４丁目４　小寄公園内	○	○		○			
42	中野南公園	東灘区本山南町７丁目１　中野南公園内	○	○	○				
43	王子公園	灘区王子町２丁目１　王子公園内			○	○		○	
44	六甲道南公園	灘区桜口町４丁目　六甲道南公園内				○	○		
45	新在家南公園	灘区新在家南町２丁目２　新在家南公園内	○						
46	西郷小学校	灘区大石東町６丁目２－１　西郷小学校内	○					○	
47	南町公園	灘区大石南町２丁目７　南町公園内	○						
48	大和公園	灘区中郷町５丁目１　大和公園内			○	○			
49	神戸大学鶴甲第１キャンパスグラウンド	灘区鶴甲１丁目２－１　神戸大学鶴甲第１キャンパス　グラウンド内			○	○		○	
50	灘浜緑地	灘区灘浜東町　灘浜緑地内	○						
51	浜田南公園	灘区浜田町４丁目２　浜田南公園内	○	○					
52	西郷川河口公園	灘区摩耶海岸通２丁目１　西郷川河口公園内	○			○			
53	摩耶埠頭	灘区摩耶埠頭　神戸港休憩所ピアハウス敷地内	○						
54	摩耶運動公園	灘区摩耶埠頭　摩耶運動公園内	○						

No.	名称	設置場所	設置目的						
			海岸部	河川流域	山麓部	緊急避難場所（屋外）	帰宅困難対策	避難所	その他
55	神戸大学六甲台第１キャンパスグラウンド	灘区六甲台町２－１　神戸大学六甲台第１キャンパス　グラウンド内			○	○		○	
56	六甲風の郷公園（六甲道北公園）	灘区六甲町１丁目３　六甲風の郷公園（六甲道北公園）内				○			
57	六甲山小学校	灘区六甲山町北六甲４５１２－４２　六甲山小学校内			○			○	
58	三ノ宮駅前	中央区雲井通８丁目１　ＪＲ三ノ宮駅北側タクシー乗り場内					○		
59	下山手公園	中央区下山手通８丁目１７　下山手公園内		○	○				
60	元町駅前	中央区元町高架通１　ＪＲ元町駅南東側歩道内（元町駅交番付近）					○		
61	しおさい公園	中央区港島１丁目　しおさい公園内	○						
62	神戸学院大学	中央区港島１丁目１－３　神戸学院大学内	○					○	
63	港島北公園（ポートアイランド北公園）	中央区港島２丁目　ポートアイランド北公園内	○						
64	港島４・５丁目	中央区港島５丁目	○						
65	中埠頭駅東	中央区港島６丁目　ポートライナー中埠頭駅東	○						
66	港島７丁目	中央区港島７丁目	○						
67	港島８丁目	中央区港島８丁目　ピアハウスポーアイ２敷地内	○						
68	港島９丁目	中央区港島９丁目	○						
69	ＰＩ－ＵＲ５２号棟	中央区港島中町３丁目１　ポートアイランド住宅５２号棟　屋上部	○						
70	神戸商工会議所	中央区港島中町６丁目１	○						
71	ポートアイランド南公園	中央区港島中町８丁目　南公園内	○						
72	港島南町３・４丁目	中央区港島南町４丁目	○						
73	みなとのもり公園（神戸震災復興記念公園）	中央区小野浜町３　みなとのもり公園内	○			○			
74	京橋ポンプ場	中央区新港町１－１１　神戸市建設局京橋ポンプ場内	○						
75	神戸空港島西緑地	中央区神戸空港　神戸空港島西緑地内	○						
76	神戸空港海上アクセスターミナル	中央区神戸空港１０　神戸空港海上アクセスターミナル内	○						
77	神戸駅前	中央区相生町３丁目　市立ＪＲ神戸駅前自転車駐車場内		○			○		
78	三宮フェリーセンター屋上	中央区新港町３－７　神戸三宮フェリーターミナル屋上	○						
79	湊小学校	中央区東川崎町１丁目４－１　湊小学校内	○					○	
80	神戸モザイク	中央区東川崎町１丁目６　高浜岸壁北側	○						

■　共通編

［予防計画］

No.	名称	設置場所	設置目的						
			海岸部	河川流域	山麓部	緊急避難場所（屋外）	帰宅困難対策	避難所	その他
81	中央図書館（大倉山公園）	中央区楠町７丁目２－１　中央図書館（大倉山公園内）		○	○	○		○	
82	メリケンパーク	中央区波止場町　メリケンパーク内	○			○			
83	みなと公園	中央区波止場町１　みなと公園内	○						
84	磯上公園	中央区八幡通２丁目１　磯上公園内	○			○			
85	なぎさ公園	中央区脇浜海岸通１丁目２　なぎさ公園内	○	○		○			
86	ＨＡＴゆめ公園	中央区脇浜海岸通３丁目３　ＨＡＴゆめ公園内	○			○			
87	ＪＲ兵庫南駅前広場	兵庫区駅南通５丁目１　ＪＲ兵庫駅前キャナルタウン広場内				○	○		
88	キャナルタウン兵庫駅南公園	兵庫区駅南通５丁目２　兵庫駅南公園内				○			
89	神戸検疫所	兵庫区遠矢浜町１番１号　厚生労働省神戸検疫所内	○						
90	遠矢浜公園	兵庫区遠矢浜町２５‐１　遠矢浜公園野球場内	○						
91	会下山公園	兵庫区会下山町３丁目２１　会下山公園内			○	○			
92	菊水公園	兵庫区菊水町３丁目１　菊水公園内		○	○	○			
93	吉田中学校	兵庫区吉田町１丁目５－１　吉田中学校内	○					○	
94	金平町公園	兵庫区金平町１丁目　金平町公園内	○						
95	御崎公園	兵庫区御崎町１丁目２－１　御崎Ｕビル敷地内	○			○			
96	御崎本町公園	兵庫区御崎本町１丁目１　御崎本町公園内	○						
97	兵庫区役所	兵庫区荒田町１丁目２１－１　兵庫区役所内		○	○	○			
98	佐比江公園	兵庫区佐比江町８－５　佐比江公園内							○
99	浜山小学校	兵庫区材木町４－２　浜山小学校内	○					○	
100	三石公園	兵庫区三石通１丁目１　三石公園南側植込内	○						
101	明親小学校	兵庫区須佐野通４丁目１－１９　明親小学校内	○					○	
102	水木小学校	兵庫区水木通９丁目１－８　水木小学校内		○				○	
103	西出町公園	兵庫区西出町２丁目２　西出町公園内	○						
104	兵庫大開小学校	兵庫区大開通４丁目１－３９　兵庫大開小学校内						○	
105	夢野台公園	兵庫区滝山町　夢野台公園内			○	○			
106	兵庫埠頭港湾グランド	兵庫区築地町３　兵庫突堤グラウンド内	○						
107	中央卸売市場	兵庫区中之島１丁目１　中央卸売市場南側植込内（中之島交番東）	○						

No.	名称	設置場所	設置目的						
			海岸部	河川流域	山麓部	緊急避難場所（屋外）	帰宅困難対策	避難所	その他
108	キャナルプロムナード	兵庫区中之島２丁目１　キャナルプロムナード植込内	○						
109	東出町公園	兵庫区東出町２丁目１２　東出町公園内	○						
110	浜中町公園	兵庫区浜中町２丁目１８　浜中町公園内	○						
111	本町公園	兵庫区本町１丁目２　本町公園内	○						
112	里山町公園	兵庫区里山町６３９－１１　里山町公園内			○				
113	和田宮公園	兵庫区和田宮通５丁目５　和田宮公園内	○						
114	夢野中学校	兵庫区鵯越町１０-１　夢野中学校内			○	○		○	
115	鵯越墓園南	北区山田町下谷上字中一里山１２－１　鵯越墓園臨時墓参りバスターミナル内			○	○			
116	山田小学校	北区山田町中字長尾サ１　山田小学校内		○	○			○	
117	鵯越墓園北	北区山田町藍那字手垣　鵯越墓園北門墓参専用駐車場内			○	○			
118	山田出張所	北区松が枝町２丁目１－４　山田出張所内		○	○				○
119	淡河八幡神社	北区淡河町勝雄字宮ノ前５４　淡河八幡神社駐車場内		○	○				
120	淡河久保垣消防団庫	北区淡河町淡河字久保垣７４３番地　淡河久保垣消防団庫内		○	○				
121	中山市民公園	北区淡河町中山字東前田４４３－１　中山市民公園内		○	○				
122	淡河出張所	北区淡河町木津字尾通５４　淡河出張所内		○	○				○
123	好徳小学校	北区淡河町野瀬４８７　好徳小学校内		○	○			○	
124	長尾出張所	北区長尾町宅原３１９－２　長尾出張所内			○				○
125	東大池公園	北区東大池２丁目３　東大池公園内		○	○				
126	塩田住宅	北区道場町塩田２８５６－１　市営塩田住宅内		○	○				
127	道場出張所	北区道場町塩田字下溝尻１４１８　道場出張所内		○	○				○
128	生野自治会館	北区道場町生野２８５　生野自治会館内		○	○			○	
129	天神ノ元公園	北区道場町日下部字天神ノ元１６５３　天神ノ元公園内		○	○				
130	平田自治会館	北区道場町平田字谷口５５３　平田自治会館内		○	○			○	
131	鈴蘭公園	北区南五葉５丁目１　鈴蘭公園内			○	○			
132	吉尾公会堂前駐車場	北区八多町吉尾字中筋１５１４　吉尾公会堂前駐車場内		○	○				
133	東川原公園	北区八多町中１１３６　東川原公園内		○	○				
134	有馬の工房	北区有馬町１０１９　有馬の工房内		○	○				

■　共通編

［予防計画］

No.	名称	設置場所	設置目的						
			海岸部	河川流域	山麓部	緊急避難場所（屋外）	帰宅困難対策	避難所	その他
135	有馬出張所	北区有馬町字中ノ畑２４１－１　有馬出張所内		○	○				○
136	長楽公園	長田区野田町５丁目１	○						
137	西部市場	長田区苅藻通７丁目１－２０　神戸市中央卸売市場西部市場北側植込内	○	○					
138	苅藻島クリーンセンター	長田区苅藻島町３丁目１２－２８　神戸市環境局苅藻島クリーンセンター内	○						
139	二葉公園	長田区二葉町７丁目１　二葉公園内	○						
140	新湊川公園	長田区細田町１丁目１　新湊川公園内		○		○			
141	ＪＲ新長田駅前広場	長田区若松町４丁目２　ＪＲ新長田駅前広場ロータリー内				○	○		
142	駒ケ林中学校	長田区若松町７丁目１－２３　駒ケ林中学校内				○		○	
143	水笠通公園	長田区水笠通２丁目　水笠通公園内				○			
144	南尻池公園	長田区東尻池町６丁目３　南尻池公園内	○	○					
145	駒ケ林公園	長田区南駒栄町１　駒ケ林公園内	○						
146	真陽小学校	長田区二葉町１丁目５－５　真陽小学校内	○	○				○	
147	三ツ星ベルト屋上部	長田区浜添通４丁目1-２１	○	○					
148	西代蓮池公園	長田区蓮池町　西代蓮池公園内			○	○			
149	須磨浦公園東	須磨区一ノ谷町５丁目２　戦の濱碑東	○		○	○			
150	須磨海づり公園	須磨区一ノ谷町５丁目地先　須磨海づり公園内	○		○				
151	妙法寺川公園	須磨区権現町２丁目１　妙法寺川公園内			○	○			
152	須磨ヨットハーバー	須磨区若宮町１丁目３　海浜公園第一駐車場内	○	○		○			
153	須磨海岸東	須磨区須磨浦通１丁目１　須磨海浜公園内（トイレ北側）	○	○		○			
154	須磨海岸中（赤灯台）	須磨区須磨浦通１丁目１　須磨海浜公園内（赤灯台付近）	○	○		○			
155	須磨海岸西（須磨海岸中央広場）	須磨区須磨浦通２丁目２　須磨海岸中央広場北西	○						
156	須磨駅東	須磨区須磨浦通４丁目９　須磨海岸内	○		○				
157	須磨駅西	須磨区須磨浦通６丁目８	○		○				
158	千歳公園	須磨区千歳町２丁目１　千歳公園内				○			
159	下中島公園	須磨区大池町５丁目１　妙法寺川左岸公園内		○		○			
160	鷹取駅北公園	須磨区大池町５丁目７　鷹取駅北公園内				○			
161	須磨離宮公園	須磨区東須磨１－１　須磨離宮公園内			○	○			

No.	名称	設置場所	設置目的						
			海岸部	河川流域	山麓部	緊急避難場所（屋外）	帰宅困難対策	避難所	その他
162	塩屋漁港	垂水区塩屋町１丁目４　塩屋漁港内	○		○				
163	塩屋中学校	垂水区塩屋町字大谷　塩屋中学校内			○	○		○	
164	アジュール舞子　※１子局でスピーカ３本	垂水区海岸通　アジュール舞子内	○			○			
165	マリンピア神戸	垂水区海岸通１２　阿波（ＯＵＲ）の森公園内	○			○			
166	矢元台公園	垂水区狩口台２丁目７　矢元台公園内			○	○			
167	星陵台中学校	垂水区星陵台４丁目３－３　星陵台中学校内			○			○	
168	西舞子六神社	垂水区西舞子１丁目５－７　舞子六神社敷地内	○						
169	垂水駅前広場	垂水区日向１丁目４　垂水駅前広場内	○				○		
170	平磯１丁目	垂水区平磯１丁目１－６５　神戸市建設局西水環境センター垂水処理場屋上	○		○	○			
171	垂水健康公園	垂水区名谷町字丸尾　垂水健康公園内							○
172	岩岡出張所	西区岩岡町岩岡字西場９２２－１　岩岡出張所内							○
173	琴ノ橋公園	西区玉津町高津橋　琴ノ橋公園内		○					
174	玉津中学校	西区玉津町今津万願寺３６４　玉津中学校内		○				○	
175	玉津第二幼稚園	西区玉津町新方字南方４５２－３　玉津第二幼稚園内		○					
176	神出出張所	西区神出町田井字蔵垣内５０　神出出張所内							○
177	櫨谷出張所	西区櫨谷町長谷字光松７１－１　櫨谷出張所内		○	○				○
178	平野出張所	西区平野町宮前字上松１４８　平野出張所内		○					○

■　共通編

［予防計画］

資料 2-2-5 防災行政無線同報系の放送内容文案

１．避難情報：山麓部での土砂災害等による警戒レベル３～５（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）等を放送する。

（１）　警戒レベル３（高齢者等避難開始）の発表

こちらは、ぼうさいこうべ

神戸市から災害警戒本部からのお知らせ

本日〇時〇分、【神戸市内】の土砂災害警戒区域に「警戒レベル３（高齢者等避難）」を発令しました。

この区域にお住まいの避難に時間がかかる方と、避難を支援する方は避難を始めてください。

＜繰り返し＞

以上、神戸市からお知らせしました。

（２）　警戒レベル４（避難指示）の発表

こちらは、ぼうさいこうべ

神戸市災害警戒本部からのお知らせ

本日〇時〇分、【神戸市内】の土砂災害警戒区域に「警戒レベル４（避難指示）」を発令しました。

この区域にお住まいの方は、ただちに危険な場所から全員避難をしてください。

＜繰り返し＞

以上、神戸市からお知らせしました。

（３）　警戒レベル５（緊急安全確保）の発表

こちらは、ぼうさいこうべ

神戸市災害警戒本部からのお知らせ

本日〇時〇分、【神戸市内】の土砂災害警戒区域に「警戒レベル５（緊急安全確保）」を発令しました。

この区域にお住まい方は、ただちに、少しでもがけや沢から離れた建物や部屋に移動してください。

＜繰り返し＞

以上、神戸市からお知らせしました。

（４）　解除

こちらは、ぼうさいこうべ

神戸市からお知らせします。

〇時〇分、【神戸市内】の土砂災害警戒区域に対し、発令していた警戒レベル３（高齢者等避難）・警戒レベル４（避難指示）・警戒レベル５（緊急安全確保）は解除しました。

引き続き、自宅周辺の様子や気象の変化にご注意ください。

＜繰り返し＞

以上、神戸市からお知らせしました。

２．津波情報：大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合に放送する。第一報は、自動放送される。

（１）　大津波警報発表（第一報（自動放送））

（サイレン）

大津波警報。大津波警報。（東日本大震災クラスの津波がきます。）

直ちに、高台に避難してください。

（２）　津波警報発表（第一報（自動放送））

（サイレン）

津波警報が発表されました。海岸付近の方は、高台に避難してください。

こちらは、ぼうさいこうべです。

（３）　津波注意報発表（第一報（自動放送））

（サイレン）

津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。

こちらは、ぼうさいこうべです。

（４）　大津波警報・津波警報・津波注意報発表（続報を流す場合）

（サイレン）

こちらは、ぼうさいこうべです。

神戸市から海岸周辺の皆さんにお知らせします。

○時○分、神戸市内で最大震度○の地震が発生し、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報（津波警報・津波注意報）が発表されました。

海岸の近くにいる人は、今すぐ、なるべく山の方に向かって避難してください。今すぐに海岸から離れてください。津波は何回も到達することがあり、後から到達する津波の方が大きくなる場合もあります。当分の間、海岸や川の河口付近には、決して近づかないでください。

＜繰り返し＞

以上、神戸市からお知らせしました。

（５）　大津波警報・津波警報・津波注意報解除

こちらは、ぼうさいこうべ

神戸市からお知らせします。

○時○分に発表されていました大津波警報（津波警報・津波注意報）は解除されました。

大津波警報（津波警報・津波注意報）は解除されましたが、しばらくの間、ご注意ください。

＜繰り返し＞

以上、神戸市からお知らせしました。

３．緊急情報：大規模災害における延焼情報・ガス漏れ情報等の際に、住民に対して放送する。

（１）　発表

こちらは、ぼうさいこうべ

神戸市（○○消防署・○○区役所）から
○○区○○町○○丁目～○○丁目付近の住民の皆さんにお知らせします。
○○区○○町○○丁目～○○丁目付近で大規模なガス漏れが発生しています。爆発の危険がありますので、火気は使用しないでください。また、○○町○○丁目以北又は○○町以南にすみやかに避難してください。
〈繰り返し〉
以上、神戸市（○○消防署・○○区役所）からの連絡を終わります。

（２）　解除
こちらは、ぼうさいこうべ
神戸市（○○消防署・○○区役所）からお知らせします。
○○区○○町○○丁目～○○丁目付近で発生していたガス漏れは処置されました。それに伴う避難勧告は解除します。
避難勧告は解除されましたが、なお、しばらくの間、ご注意ください。
〈繰り返し〉
以上、神戸市（○○消防署・○○区役所）からの連絡を終わります。

４．安心情報：大災害時に、住民の混乱を防ぐために放送する。兵庫県南東部で震度５弱以上の地震が発生した場合の第一報は自動放送される。

こちらは、ぼうさいこうべ
神戸市から、只今発生した地震について、お知らせします。
○時○分に、○○付近を震源とする大きな地震が発生しました。神戸市内でも、○○区で、震度○、○○区で震度○を観測しており、市内○部を中心に相当の被害が発生していると思われます。
神戸市では直ちに災害対策本部を設置し、最善の対応を行っていきます。市民の皆さんは、周辺の皆さんと協力しながら、冷静な行動をお願いします。
（また、海岸部では津波が発生する可能性がありますので、念のため、海岸部には近づかないでください。）
〈繰り返し〉
以上、神戸市からの連絡を終わります。

資料 3-2-1 神戸市災害受援計画各種関連様式

（様式1-表）

受援シート 兼 応援要請シート

業務	緊急業務	ピーク時期	応急期

業務名	○○に関する業務（中工程名称を入力）
担当課	○○局△△課
業務概要	・・・・・ ・・・・・
応援者が行う具体的な業務	・・・・・のうち、現地での＊＊＊＊＊を実施。 市職員とペアで＋＋＋＋＋を実施。
備考	

■応援者について

応援者必要人員数	神戸市（内部応援）	他都市	有償・委託	無償・ボランティア
	0人	0人	0人	0人
推奨資格及び求める能力・職歴等	現地作業員：＊＊＊＊資格 市職員とペア活動：資格要件なし			
協定等の締結先	○○社と災害時の◇◇に関する協定			

■現場対応環境

活動拠点	○○局△△課　事務所
代替拠点	
必要な資機材等（準備済み）	地図・スケール・バインダー
その他資機材（必要に応じて購入）	PC・タブレット

■関係機関・団体等の連絡先

組織（部署）名称	電話番号	メールアドレス	備考（担当等）
○○社　（協定企業）	000-000-0000	・・・・@aaa.com	○○さん

■指揮調整

指揮命令者（正）		（副）	
受援担当者（正）		（副）	

※　水色枠は平時に入力しておき、災害時には必要に応じた修正を行う
※　応援要請時には、黄色枠に必要事項を入力して応援受入本部へ送付する

■　共通編

［予防計画］

（様式1-うら）

受援シート 兼 応援要請シート

■応援受入れ前業務チェックリスト

応援要請の手順に関するチェックリスト	□（例）人事課への応援要請の連絡
	□（例）情報共有体制の確認（会議・朝礼等）
	□（例）応援要請期間の決定
	□
活動環境の確保応援受入体制に関するチェックリスト	□（例）資機材等の準備
	□（例）下記応援活動に必要な情報の入力
	□（例）集合場所：〇〇
	□

■応援活動に必要な情報（応援要請時に記入）

携行品（持ち込み資機材）	PCとスマホは必ず持参 野営の場合は寝袋持参
被害状況（ライフライン含む）	主要な幹線道路は通行可能。住宅道は一部通行不可。 水道復旧済み・ガスは復旧していない
対応状況	0月0日から着手開始。 ＋＋＋については作業完了。
宿泊情報	宿泊施設の手配は貴組織でお願いします

※　水色枠は平時に入力しておき、災害時には必要に応じた修正を行う

※　応援要請時には、黄色枠に必要事項を入力して応援受入本部へ送付する

（様式２）

年　　月　　日

応援受入本部　宛

各部・区本部

受援状況報告書

業務名			
担当課			
応援機関名			
人数		期間	年　月　日　～　年　月　日
業務名			
担当課			
応援機関名			
人数		期間	年　月　日　～　年　月　日
業務名			
担当課			
応援機関名			
人数		期間	年　月　日　～　年　月　日
業務名			
担当課			
応援機関名			
人数		期間	年　月　日　～　年　月　日

報告者（部署・氏名）	部署：		
	氏名：		
電話番号（内線）		FAX番号	
E-mail			

※　各部・区本部で応援要請を行った場合は適時報告する
※　応援受入本部からの調査依頼に基づき報告する

■　共通編
［予防計画］

（様式３）

年　　月　　日

応援受入本部　宛

各部・区本部

現況人員（応援可能人員）報告書

現況人員数	人	
応援可能な職種・人数	職種	人数
	事務職員	人
	技術職員(土木)	人
	技術職員（建築）	人
	技術職員（機械）	人
	技術職員（電気）	人
応援可能な期間	開始（必須）　　年　　月　　日	
	終了（目安）　　年　　月　　日	
備　考		

報告者（部署・氏名）	部署：		
	氏名：		
電話番号（内線）		FAX番号	
E-mail			

※　応援受入本部からの調査依頼に基づき報告する

（様式４）

年　　月　　日

各部・区本部　宛

応援受入本部

受入決定通知書

業務名	＝受援シートの同項目とリンク		
担当課	＝受援シートの同項目とリンク		
指揮命令者（正）	＝受援シートの同項目とリンク	（副）	＝受援シートの同項目とリンク
受援担当者（正）	＝受援シートの同項目とリンク	（副）	＝受援シートの同項目とリンク

神戸市職員（内部応援）

所属	人数	職種・資格	応援期間	集結場所・時間

他の行政機関

機関名	人数	職種・資格	応援期間	集結場所・時間

民間企業・ボランティア等

機関名	人数	職種・資格	応援期間	集結場所・時間

※　受援要請に対し、受入が決定すれば適時通知する

資料 3-3-1 被災市町村応援職員確保システムに関する要綱

被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱

目次

第１章　総則
第２章　被災市区町村応援職員確保システムの基本的な事項
第３章　発災時における被災市区町村応援職員確保システムに係る対応等
第４章　被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣
　第１節　被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第１段階支援）
　第２節　全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第２段階支援）
　第３節　独自申出による応援職員の派遣
第５章　総括支援チームの派遣
第６章　その他
別　表

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである被災市区町村応援職員確保システム（以下「システム」という。）について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。

（２）地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第１条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。

（３）地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第４条第１項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。

（４）地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。

（５）被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。

（６）関係省庁とは、内閣府及び消防庁をいう。

（７）関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。

（８）関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。

（９）関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。

(10) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。

(11) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

(12) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をい

う。

(13) 総括支援チームとは、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第２章　被災市区町村応援職員確保システムの基本的な事項

（基本的な事項）

第３条　システムの基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）システムは、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。

（２）システムは、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。

（３）システムに基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。

（４）システムに基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。

（ア）災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、システム以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、システム以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。

（イ）被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。

（５）前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。

（ア）最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第１段階支援」という。）とし、第１段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第１段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第２段階支援」という。）。

（イ）第１段階支援においては、対口支援方式により応援職員を派遣すること。

（ウ）第１段階支援及び第２段階支援においては、都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。

（６）第４号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

（関係機関の連携）

第４条　関係機関及び総務省は、システムに基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第３章　発災時における被災市区町村応援職員確保システムに係る対応等

（情報の収集及び共有）

第５条　総務省は、震度６弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

２　総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

３　第１項及び前項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

４　被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

（被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握）

第６条　被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

（１）災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

（２）前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（３）総括支援チームの派遣の必要性

（４）前３号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

２　被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

３　前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

（被災市区町村応援職員確保調整本部の設置）

第７条　総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第５条第１項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

2　確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
3　確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、関係省庁及び関係都道府県並びに関係団体を通じて地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。
4　第１項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
5　確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第１項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

（被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置）
第８条　確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。
（１）第１段階支援に関する調整
（２）前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告
（３）現地における情報収集
（４）現地において収集した情報の確保調整本部への報告
（５）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整
2　確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
3　確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
4　総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
5　関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
6　総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
7　関係都道府県は、現地調整会議が設置されない場合においても、必要に応じて確保調整本部と調整の上、第１段階支援に関する調整を行うものとする。
8　確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第１項の規定による調整等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第４章　被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第１節　被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第１段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第９条　被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

２　前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（１）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（２）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（対口支援団体の決定）

第10条　現地調整会議は、前条第１項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成するものとする。

２　現地調整会議は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援の案を作成するものとする。

（１）総括支援チームの派遣の状況

（２）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況

（３）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間

（４）対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数

（５）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績

（６）災害時相互応援協定等の締結状況

（７）前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

３　現地調整会議は、確保調整本部に対し、第１項の規定により作成した対口支援の案を速やかに報告するものとする。

４　現地調整会議は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援の案を作成することが困難である場合には、確保調整本部に対し、その旨を速やかに報告するものとする。

５　確保調整本部は、前項の規定による報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整につ

いては全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（１）別表の応援優先順位欄の順位

（２）第２項各号に掲げる事項

6　確保調整本部は、第３項に規定する現地調整会議からの報告及び前項に規定する確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体を決定するものとする。

7　確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第２項第２号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに連絡するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

8　被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

9　確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（対口支援団体等による応援職員の派遣）

第11条　対口支援団体は、前条第７項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

2　対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第２項第２号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

（１）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整

（２）交通手段、宿泊場所、必要な装備に関することその他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供

（３）前２号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等

3　対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

4　対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。

（１）応援職員のニーズ等の把握

（２）前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣

（３）被災市区町村の職員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、システム以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有

（４）応援職員に関する受援体制の確保に関する助言

（５）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

５　対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し事前にその旨を連絡するものとする。

（第１段階支援に関するその他の事項）

第12条　対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

２　被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

３　被災地域ブロック幹事都道府県は、第１項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第２節　全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第２段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条　対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し第２段階支援の必要性について連絡するものとする。

２　前項の規定による第２段階支援の必要性の連絡は、第９条第２項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

３　被災都道府県は、第１項の規定による第２段階支援の必要性の連絡に対し、第１段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し第２段階支援の必要性について連絡するものとする。

４　前項の規定による第２段階支援の必要性の連絡は、第９条第２項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における応援職員派遣団体の決定）

第14条　確保調整本部は、前条第３項の規定により第２段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、応援職員を派遣する都道府県又は指定都市を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（１）別表の応援優先順位欄の順位

（２）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（３）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（４）前３号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

２　確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

３　確保調整本部は、第１項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条　前条第１項の規定により応援職員の派遣の決定を受けた都道府県及び指定都市は、応援

職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第２項各号に規定する調整等を行うものとする。

２　前条第１項の規定により応援職員の派遣の決定を受けた都道府県及び当該都道府県と一体的支援を行う市区町村並びに指定都市は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

３　前条第１項の規定により応援職員の派遣の決定を受けた都道府県及び指定都市は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し事前にその旨を連絡するものとする。

（第２段階支援に関するその他の事項）

第16条　被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第１項及び第３項並びに第14条第２項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第３節　独自申出による応援職員の派遣

（独自申出による応援職員の派遣の調整）

第17条　地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第１段階支援及び第２段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

２　前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

（１）応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（２）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

３　関係団体は、第１項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

４　確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

５　確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

第５章　総括支援チームの派遣

（災害マネジメント総括支援員等の登録）

第18条　総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

２　総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。

３　災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

（総括支援チームの派遣の要請等）

第19条　被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前にあっては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

２　被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

３　第１項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

４　対口支援団体は、第２項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。

５　確保調整本部は、第１項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

６　確保調整本部は、第１項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。

７　確保調整本部は、第５項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。

８　確保調整本部は、第５項又は第６項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、関係団体を通じて、地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

（総括支援チームの派遣）

第20条　確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

２　確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

３　確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

４　確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し事前にその旨を連絡するものとする。

第６章　その他

（被災都道府県による支援）

第21条　被災都道府県は、被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、応援職員の派遣に関する支援（対口支援団体との連携を含む。）及び被災市区町村が行う災害マネジメントに関する支援（総括支援チームが派遣されている場合には、当該総括支援チームとの連携を含む。）を行うものとする。

２　被災都道府県は、対口支援団体の決定後に当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整を行う場合には、対口支援団体と協議の上行うものとする。

（応援職員の派遣に関する留意事項）

第22条　地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（１）活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。

（２）派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

（応援職員の派遣に関する費用の負担）

第23条　システムに基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

（平常時における対応）

第24条　総務省は、平常時に、システムに基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、関係省庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

２　関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

３　地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第２項第４号から第６号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

（訓練の実施）

第25条　総務省は、発災時におけるシステムの円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

（要綱の見直し）

第26条　総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

（その他）
第27条　この要綱に定めるもののほか、システムに関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附　則
この要綱は、平成30年３月23日から施行する。

附　則
この要綱は、平成31年３月28日から施行する。

■　共通編

［予防計画］

（別表）

地域ブロック		北海道東北ブロック(A)	関東ブロック(B)	中部ブロック(C)	関西ブロック(D)	中国・四国ブロック(E)	九州ブロック(F)
都道府県		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
	指定都市	札幌市、仙台市、新潟市	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市	静岡市、浜松市、名古屋市	京都市、大阪市、堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡市、熊本市
応援優先順位		①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A

資料 5-1-1 防災福祉コミュニティ結成地区

消防署	結成地区
東灘	本山第一・魚崎・東灘・本庄・福池・渦が森・住吉・御影・御影北・本山第二・本山南・本山第三・六甲アイランド
灘	六甲山・高羽・灘中央・岩屋・上野・八幡・摩耶・都賀・河原・なぎさ・原田・成徳・篠原・鶴甲・西郷・灘南部
中央	籠池・東川崎・雲中・旧居留地・北野・橘・中央ふきあい・生田川・下山手・春日野・小野柄・宮本・諏訪山・若菜・二宮・山の手・脇の浜
兵庫	明親・里山・平野・熊野・東山・菊水・ひよどり・湊山・浜山・兵庫大開・荒田・和田岬・川池・中道・福原･西橘・水木・入江
北	生野高原・八多・筑紫が丘・有馬・広陵・泉台・南五葉・大沢・淡河・有野・藤原台・道場・北五葉・藍那・大池・長尾・唐櫃・星和台鳴子・鹿の子台・有野台・ひよどり台・花山・山田・甲緑・北神星和台・君影・桜の宮・小部東・大原･桂木・小部・鈴蘭台・箕谷・谷上
長田	真陽・丸山・長田・会陽・若松・真野・五位の池・重池・池田・名倉・長楽・二葉・番町・志里池北部・長田庄山・野田北部・宮川・新長田北・みすが御蔵
須磨	高倉台・友が丘・板宿・若草・菅の台・若宮・神の谷・松尾・横尾・白川・多井畑・妙法寺・南落合・竜が台・東須磨・西落合・大黒・東落合・西須磨・花谷・北須磨
垂水	多聞南・塩屋・舞子・高丸・多聞東・多聞台・本多聞・福田・霞ケ丘・上高丸・東垂水・垂水・神陵台・つつじが丘・狩口台・舞子台・星陵台・桃山台・千代が丘・小東山・西脇・塩屋北・名谷・乙木・舞多聞
西	岩岡・神出・月が丘・春日台・糀台・竹の台・井吹台・狩場台・桜が丘・北山・枝吉・樫野台・玉津・出合・高津橋・西神工業会・美賀多台・押部谷東・櫨谷・太山寺・伊川谷・有瀬・長坂・平野・井吹西・押部谷・学園東町・学園西町・神戸ハイテクパーク・高和
水上	港島

令和６年４月１日時点１９２地区

資料 5-1-2 神戸市消防団条例抜粋・同条例施行規則抜粋

神戸市消防団条例抜粋（R4. 4.1　施行）

昭和58年10月14日条例第23号

（趣　旨）

第１条　この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）18条第１項の規定に基づき消防団の設置、名称及び区域について、法第19条第２項の規定に基づき消防団員の定員について並びに法第23条第１項の規定に基づき消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（消防団の設置、名称及び区域）

第２条　神戸市に消防団を置く。

２　消防団の名称及び区域は、別表第１のとおりとする。

（非常勤の消防団員）

第３条　消防団に非常勤の消防団員を置く。

２　消防団員は、次のように区分する。

(1)　基本団員(緊急対応団員以外の消防団員をいう。)

(2)　緊急対応団員(災害の現場における消火、人命の救助、救急、避難誘導、警戒区域の設定、群衆の整理、飛火の警戒、搬出物品の保護等の業務及び消防団長又は支団長が特に必要があると認める業務を行う消防団員をいう。)

（定員）

第４条　消防団員の定員は、4,000人(緊急対応団員の定員は、200人)とする。

（服務の根本基準）

第11条　消防団員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

２　消防団員は、その職の信用を傷つけ、又は消防団員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　消防団員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

４　消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる行動を行ってはならない。

（出動）

第12条　消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災、地震その他の災害の発生を知ったときは、規則で定める災害発生区域の区分に応じ、規則で定める消防団員は、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

別表第１（第２条関係）

名　　称	区　　域
神戸市東灘消防団	神戸市東灘消防署管轄区域一円
神戸市灘消防団	神戸市灘消防署管轄区域一円
神戸市中央消防団	神戸市中央消防署管轄区域一円
神戸市兵庫消防団	神戸市兵庫消防署管轄区域一円
神戸市北消防団	神戸市北消防署管轄区域一円
神戸市長田消防団	神戸市長田消防署管轄区域一円
神戸市須磨消防団	神戸市須磨消防署管轄区域一円
神戸市垂水消防団	神戸市垂水消防署管轄区域一円
神戸市西消防団	神戸市西消防署管轄区域一円
神戸市水上消防団	神戸市水上消防署管轄区域一円

■　共通編
［予防計画］

神戸市消防団条例施行規則抜粋（R4.4.1　施行）

昭和58年10月14日条例第46号

（趣　旨）

第１条　この規則は、神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（各消防団の消防団員の定員）

第２条　各消防団の消防団員（消防団長を含む。以下同じ。）の定員は、別表のとおりとする。

（服務規律）

第６条　消防団員は、法令又は条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 常に水火災の予防に努めるとともに、水火災、地震その他の災害に際しては、消防団の使命を自覚して職務を遂行すること。
(2) 常時招集に応じることができるように準備しておくこと。
(3) 職務のためであっても、みだりに建物そのほかの物件を損壊しないこと。
(4) 長期にわたって住所を離れる場合には、消防団長にあっては市長に、その他の消防団員にあっては消防団長に届け出ること。
(5) 消防団の施設、機械器具等を、消防長の定めるところにより、適正に保管し、使用すること。
(6) 貸与を受けた物品等を適正に保管し、使用すること。
(7) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動又は他人の争訟若しくは紛議に関与しないこと。
(8) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附を募集し、又は営利行為を行わないこと。

（出動）

第７条　条例第12条の規定により災害が発生した場合に出動する消防団員の範囲は、次の各号に掲げる災害発生地の区分に応じ、当該各号に定める消防団員とする。

(1) 北消防団及び西消防団の区域内　災害発生地をその区域に含む支団に所属する消防団員
(2) 水上消防団の区域内　水上消防団に所属する消防団員
(3) 前２号に規定する消防団以外の区域内　災害発生地をその区域に含む分団に所属する消防団員

２　消防団長は、前項に定めるもののほか、消防長又は消防署長の命令があるときは、所属の消防団員に対し、消防団、支団又は分団の区域外への出動を命ずることができる。

別表（第2条関係）

消防団	定員
神戸市東灘消防団	150人
神戸市灘消防団	150人
神戸市中央消防団	170人
神戸市兵庫消防団	150人
神戸市北消防団	1,360人
神戸市長田消防団	150人
神戸市須磨消防団	150人
神戸市垂水消防団	170人
神戸市西消防団	1,430人
神戸市水上消防団	120人
計	4,000人

資料 5-3-1　地区防災計画一覧

１．災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づく地区防災計画の規定（防コミ連携型）

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
魚崎地区防災計画	魚崎町防災福祉コミュニティ	東灘区魚崎南町、魚崎中町、魚崎北町、魚崎西町、甲南町	令和 6 年 9 月
住吉地区防災計画	住吉地区防災福祉コミュニティ	東灘区住吉南町、住吉宮町、住吉東町、住吉浜町	平成 29 年 8 月
福池地区防災計画	福池小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区甲南町 1～3 丁目、魚崎北町 1、5 丁目、魚崎中町 1 丁目 1・2・3・6、本山南町 4、5、9 丁目、北青木 2 丁目 6・7・8・9、北青木 3～4 丁目	平成 29 年 8 月
御影小学校区地区防災計画	御影小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区御影本町、御影中町、御影塚町、御影石町	平成 29 年 8 月
本山第一地区防災計画	本山第一小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区岡本５～６丁目、岡本１～２丁目、岡本７（うち１～９番・13 番１～18 豪）、田中町１～２、本山北町２～３、本山町田辺、本山中町３～４、本山北町５～６、本山北町４（うち４番１～３号・５番２３～２５号・９番１６～２７号・10～11 番・12 番４～12 号・14 番 38 号（38－１号を除く。）～49 号）、本山町岡本（梅林）、本山町北畑	令和 6 年 10 月
本山第二地区防災計画	本山第二小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区西岡本、岡本、田中町	平成 29 年 8 月
本山第三地区防災計画	本山第三小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区甲南台、本山町中野、本山町森、森北町 1～7 丁目、本山中町 1～2 丁目、森南町 1～3 丁目、本山北町 1 丁目、4 丁目（但し 4 番 1～3 号、5 番 23～25 号、9 番 16～27 号、10～11 番、12 番 4～12 号、14 番 38～49 号を除く）	平成 29 年 8 月
本山南地区防災計画	本山南小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区北青木２丁目 10 番、本山南町 1～3 丁目、6～8 丁目	令和 6 年 11 月
六甲アイランド CITY 地区防災計画	六甲アイランド CITY 防災福祉コミュニティ	東灘区向洋町中	平成 29 年 8 月
渦が森地区防災計画	渦が森小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区渦森台、鴨子ヶ原、住吉山手、住吉台、本山町田中	平成 29 年 10 月

■　共通編

［予防計画］

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
本庄地区防災計画	本庄小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区青木 1～6 丁目、北青木 1 丁目、北青木 2 丁目 1～5 番、深江北町 5 丁目、深江浜町、深江本町 3～4 丁目、深江南町 2～5 丁目	平成 29 年 11 月
東灘小学校区地区防災計画	東灘小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区本庄町 1～3 丁目、深江北町 1～4 丁目、深江本町 1～2 丁目、深江南町 1 丁目	平成 29 年 12 月 令和 1 年 8 月
御影北小学校区地区防災計画	御影北小学校区防災福祉コミュニティ	東灘区御影石町 4 丁目、御影 1～3 丁目、御影郡家 1～2 丁目、御影中町 2、4、6、8 丁目、御影山手 1～6 丁目、住吉山手 4 丁目（うち 12 番 50 号、13 番 1～12 号、17 番）鴨子ケ原1丁目、3（うち32 番）	令和 1 年 8 月
高羽地区防災計画	高羽防災福祉協議会	灘区高羽町 1～5 丁目、楠丘町 1～6 丁目、高徳町 1～6 丁目、寺口町、一王山町、土山町、高羽字瀧の奥	平成 30 年 2 月
八幡地区防災計画	八幡地区防災福祉コミュニティ	灘区赤松町、曾和町、山田町、宮山町、八幡町、日尾町、森後町、永手町	平成 30 年 8 月
六甲山地区防災計画	六甲山ふれあいのまちづくり協議会	灘区六甲山町	令和 1 年 8 月
なぎさ地区防災計画	なぎさ防災福祉コミュニティ	灘区摩耶海岸通 1～2	令和 2 年 3 月
都賀防災福祉コミュニティ	都賀防災福祉コミュニティ	灘区神前町 1～4 丁目、六甲町 1～5 丁目、稗原町 1～4 丁目、琵琶町 1～3 丁目、烏帽子町 1～3 丁目	令和 2 年 3 月
灘南部地区防災計画	灘南部防災福祉コミュニティ	灘区灘南通 3～6 丁目、船寺通 3～6 丁目、都通 1～5 丁目、味泥町	令和 2 年 3 月
摩耶地区防災計画	摩耶防災福祉コミュニティ	灘区福住通 1～4 丁目、上野通 1～4 丁目、畑原通 1～4 丁目、篠原本町 6 丁目、国玉通 1 丁目、赤坂通 1～4 丁目、天城通 1～4 丁目	令和 2 年 3 月
岩屋地区防災計画	岩屋ふれあいのまちづくり協議会	灘区岩屋北町、岩屋中町、岩屋南町、都通 5 丁目	令和 2 年 3 月
灘中央地区防災計画	灘中央防災福祉協議会	灘区中原通 1～4 丁目、倉石通 1～6 丁目、岸地通 2～5 丁目、大内通 3～6 丁目、泉通 3～6 丁目、灘北通 3～6 丁目、水道筋 2～6 丁目	令和 3 年 3 月

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
河原地区防災計画	河原防災福祉コミュニティ	灘区船寺通 1～2 丁目、灘南通 1～2 丁目、下河原通 1～5 丁目、鹿の下通 1～3 丁目、灘北通 1～2 丁目、泉通 1～2 丁目、大内通 1～2 丁目、岸地通 1 丁目、水道筋 1 丁目、将軍通 1～4 丁目、神ノ木通 1～4 丁目、千旦通 1～4 丁目、稗原町 1 丁目、上河原通 1～4 丁目	令和 3 年 3 月
上野地区防災計画	上野防災福祉コミュニティ	灘区箕岡通 4 丁目、高尾通 4 丁目、五毛通 4 丁目、薬師通 4 丁目、国玉通 4 丁目、上野通 5～8 丁目、赤坂通 5～8 丁目、畑原通 5 丁目、天城通 5～8 丁目、福住通 5～8 丁目、中原通 5～7 丁目、城ノ下通 1～3 丁目	令和 3 年 3 月
成徳地区防災計画	成徳防災福祉コミュニティ	灘区弓木町 1～5 丁目、大和町 1～5 丁目、中郷町 1～5 丁目、徳井町 1～5 丁目、浜田町 1～4 丁目、紀田町 1～5 丁目、深田町 1～5 丁目、備後町 1～5 丁目、桜口町 1～5 丁目、友田町 1～5 丁目、高徳町 1～4 丁目の一部	令和 3 年 3 月
原田地区防災計画	原田防災福祉コミュニティ	灘区王子町 1～2 丁目、城内通 1～5 丁目、灘北通 7～10 丁目、原田通 1～3 丁目	令和 3 年 3 月
篠原地区防災計画	篠原防災福祉コミュニティ	灘区篠原伯母野山町 1～3 丁目、長峰台 1～2 丁目、大土平町 1～2 丁目、篠原北町 1～4 丁目、篠原本町 1～5 丁目、篠原中町 1～6 丁目、篠原南町 1～7 丁目、篠原台、大月台、篠原字小屋場山、篠原字シル谷、篠原字仲山、箕岡通 1～3 丁目、高尾通 1～3 丁目、五毛通 1～3 丁目、薬師通 1～3 丁目、国玉通 1～3 丁目	令和 3 年 3 月
西郷地区防災計画	西郷防災福祉コミュニティ	灘区大石北町、大石南町、大石東町、新在家北町、新在家南町	令和 3 年 3 月
鶴甲地区防災計画	鶴甲防災福祉コミュニティ	灘区鶴甲、六甲台町、水車新田	令和 3 年 7 月
生田川地区防災計画	生田川地区防災福祉コミュニティ	中央区真砂通（全域）、北本町通および南本町通 2～6 丁目、小野柄通 1 丁目、御幸通 1 丁目、磯上通 1 丁目	平成 29 年 8 月

■　共通編

［予防計画］

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
小野柄地区防災計画	小野柄ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区旭通、雲井通、八幡通、磯辺通及び浜辺通（全域）、小野柄通、御幸通及び磯上通 2～8 丁目	平成 29 年 8 月
北野地区防災計画	北野ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区北野町（全域）、加納町1～4 丁目、山本通、中山手通、下山手通及び北長狭通1～2 丁目	平成 29 年 8 月
雲中地区防災計画	雲中ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区旗塚通 3～7 丁目、中島通 5 丁目、野崎通 5～7 丁目、籠池通および上筒井通 6～7 丁目、中尾町、熊内町、熊内橋通および字葺合（全域）	平成 29 年 8 月
神戸諏訪山地区防災計画	神戸諏訪山ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区三宮町（全域）、元町高架通（一部）、山本通、中山手通及び下山手通 3～4 丁目、北長狭通 3～5 丁目、元町通、栄町通及び海岸通 1～3 丁目	平成 29 年 8 月
下山手地区防災計画	下山手ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区弁天町（全域）、下山手通 7～9 丁目、北長挟通 6～8 丁目、元町高架通（一部）、元町通 4～7 丁目、栄町通及び海岸通 4～6 丁目	平成 29 年 8 月
橘地区防災計画	橘ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区楠町、橘通、多聞通、相生町 2 丁目	平成 29 年 8 月
二宮地区防災計画	二宮ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区琴ノ緒町、二宮町、生田町、布引町	平成 29 年 8 月
東川崎地区防災計画	東川崎ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区東川崎町 5～7 丁目、相生町 4～5 丁目	平成 29 年 8 月
みなと元町タウン地区防災計画	みなと元町タウン協議会	中央区加納町 3～5 丁目、中山手通 1～3 丁目、下山手通 1～5、7、9 丁目、北長狭通 1～7 丁目、三宮町 1～3 丁目、元町通 1～6 丁目、栄町通 1～6 丁目、海岸通 1～6 丁目、弁天町、元町高架通、花隈町	平成 29 年 8 月
山の手地区防災計画	山の手ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区神戸港地方、花隈町、再度筋町、諏訪山町（全域）、山本通 5 丁目、中山手通 5～7 丁目、下山手通 5～6 丁目	平成 29 年 8 月
若菜地区防災計画	若菜ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区神若通 1～7 丁目、国香通 1～7 丁目、若菜通 1～6 丁目、旗塚通 1～2 丁目	平成 29 年 8 月

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
春日野地区防災計画	春日野ふれあいのまちづくり協議会防災部会	中央区坂口通6～7丁目、宮本通6～7丁目、大日通6～7丁目、割塚通6～7丁目、筒井町1～3丁目、東雲通1～2丁目、八雲通1～2丁目、日暮通1～2丁目、吾妻通1～2丁目、北本町通1丁目、南本町通1丁目、脇浜町3丁目（JR引き込み線以西）	平成29年8月
旧居留地地区防災計画	旧居留地連絡協議会防災・防犯委員会	中央区加納町6丁目、海岸通、東町、伊藤町、江戸町、京町、浪花町、播磨町、明石町、西町	平成30年2月
港島地区防災計画	港島自治連合協議会	中央区港島地区（ポートアイランド地区）	令和3年3月
東山地区防災計画	東山地区防災福祉コミュニティ	兵庫区東山町1～4丁目、湊川町5～9丁目	平成30年1月
熊野地区防災計画	熊野地区防災福祉コミュニティ	兵庫区小山町、清水町、鵯越筋、氷室町2丁目、熊野町3～5丁目、夢野町3～4丁目、菊水町6～8丁目	平成30年1月
里山地区防災計画	里山地区防災福祉コミュニティ	兵庫区里山町	平成30年1月
平野地区防災計画	平野地区防災福祉コミュニティの会	兵庫区平野町、上祇園町、上三条町、五宮町、梅元町、楠谷町、矢部町、馬場町、神田町、下祇園町、下三条町	平成30年1月
湊山地区防災計画	湊山地区防災福祉コミュニティ	兵庫区湊山町、雪御所町、石井町1～4丁目、大同町1～5丁目、都由乃町1～3丁目、石井町5～8丁目、天王町1～4丁目、千鳥町1～4丁目、烏原町	平成30年1月
兵庫大開地区防災計画	兵庫大開防災福祉コミュニティ	兵庫区湊町、新開地、永沢町、三川口町、兵庫町、門口町、柳原町、水木通、中道通、下沢通、大開通、塚本通、羽坂通	平成30年1月
川池地区防災計画	川池地区防災福祉コミュニティ	兵庫区会下山町、大井通、松本通、上沢通、荒田町（一部）	平成30年1月
浜山地区防災計画	浜山校区防災福祉コミュニティ	兵庫区吉田町、浜中町、材木町、金平町	平成30年1月
入江地区防災計画	入江地区防災福祉コミュニティ	兵庫区東出町、西出町、佐比江町、湊町、兵庫町1丁目、七富町、島上町、鍛冶屋町、本町	平成30年1月 令和1年8月

■　共通編

［予防計画］

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
明親地区防災計画	明親校区防災福祉コミュニティ	兵庫区出在家町 1～2 丁目、駅南通 1～4 丁目、入江通 1～3 丁目、小河通 1～5 丁目、須佐野通 1～4 丁目、松原通 1～5 丁目、芦原通 1～6 丁目、切戸町、神明町、南仲町、磯之町、北逆瀬川町、南逆瀬川町、東柳原町、浜崎通、船大工町、駅南通 5 丁目、西宮内町、西仲町、築地町、中之島 1～2 丁目、明和通 1～3 丁目、御所通 1～2 丁目、和田山通 1～2 丁目	平成 30 年 1 月
ひよどり地区防災計画	ひよどり地区防災福祉コミュニティ	兵庫区菊水町 9～10 丁目、湊川町 10 丁目、鵯越町、長田区滝山町	平成 30 年 2 月
和田岬地区防災計画	和田岬校区防災福祉コミュニティ	兵庫区今出在家町、和田崎町、三石通、上庄通、御崎本町、和田宮通、小松通、笠松通、浜山通、吉田町東部	平成 30 年 2 月
中道地区防災計画	中道地区防災福祉コミュニティ	兵庫区下沢通 2～8 丁目、中道通 2～8 丁目	平成 30 年 4 月
水木地区防災計画	水木ふれあいのまちづくり協議会	兵庫区駅前通 1～5 丁目、塚本通 7～8 丁目、大開通 8～10 丁目、水木通 8～10 丁目、中道通 9 丁目、長田区一番町 1 丁目	令和 1 年 8 月
菊水地区防災計画	菊水工区防災福祉コミュニティ	兵庫区湊川町 1～4 丁目、菊水町 1～5 丁目、大同町 4～5 丁目、夢野町 1～2 丁目、熊野町 1～2 丁目、氷室町 1 丁目、北山町	令和 1 年 8 月
大沢地区防災計画	大沢防災福祉コミュニティ	北区大沢町　全域	令和 1 年 8 月
星和台鳴子地区防災計画	星和台鳴子防災福祉コミュニティ	北区星和台 1～7 丁目、鳴子 1～3 丁目	令和 1 年 8 月
生野高原地区防災計画	生野高原ふれあいのまちづくり防災協議会	北区道場町生野 1172 番地区	令和 3 年 3 月
唐櫃地区防災計画	唐櫃防災福祉コミュニティ	北区唐櫃台 1～4 丁目	令和 3 年 3 月
泉台地区防災計画	泉台防災福祉コミュニティ	北区泉台 1～6 丁目、泉台 7 丁目（2 番地 26 号、37～46 号を除く）	令和 3 年 7 月
君影地区防災計画	君影防災福祉コミュニティ	北区君影町地域	令和 3 年 7 月
鈴蘭台地区防災計画	鈴蘭台ふれあいのまちづくり協議会	北区鈴蘭台地域	令和 3 年 7 月
長尾町及び上津台地区防災計画	長尾防災福祉コミュニティ	北区長尾町・上津台地域	令和 3 年 9 月

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
有野地区防災計画	有野防災福祉コミュニティ	北区有野町の一部、有野中町	令和３年９月
小部地区防災計画	小部防災福祉コミュニティ	北区北五葉６丁目（但し 1～7 番、8 番 1～18、36～37 号、9～14 番を除く）、鈴蘭台北町 1～4 丁目、5 丁目（但し 1～6 番、10～13 番、16～19 番を除く）、6 丁目（但し 1～3 番、6～9 番、12～14 番を除く）、鈴蘭台西町 4 丁目（うち 1～4 番、5 番 2 号、13～25 号、26 号（東部）、37 号（北部））、5 丁目（うち 1～15 番、17～19 番）、6 丁目、鈴蘭台東町 5 丁目（うち 7～8 番）、鈴蘭台南町 9 丁目、惣山町、松宮台、山田町小部字（大平、南山を除く）	令和３年 10 月
桜の宮地区防災計画	桜の宮防災福祉コミュニティ	北区甲栄台、若葉台、大脇台	令和４年２月
甲緑地区防災計画	甲緑防災福祉コミュニティ	北区緑町地域	令和４年６月
淡河町地区防災計画	淡河町防災福祉コミュニティ	北区淡河町	令和５年２月
ひよどり台地区防災計画	ひよどり台防災福祉コミュニティ	北区ひよどり台地域	令和５年３月
藍那校下地区防災計画	藍那校下防災福祉コミュニティ	北区山田町藍那、小河	令和５年３月
大池福祉自主防災地区計画	大池福祉自主防災	北区有野町大池、大池古々山、西大池、六甲が丘、山田大池、コスモ神戸六甲が丘	令和５年４月
広陵町・小倉台地区防災計画	広陵町・小倉台ふれあいのまちづり協議会	北区広陵町、小倉台、筑紫が丘１・２丁目（広陵小学校区）	令和５年６月
箕谷地区防災計画	箕谷ふれあいのまちづくり協議会	北区日の峰町、松が枝町、緑町４丁目	令和５年７月
筑紫が丘地区防災計画	筑紫が丘防災福祉コミュニティ協議会	北区筑紫が丘、桜森町、山田町下谷上（うち広陵地区南部）	令和５年 12 月
有馬町地区防災計画	有馬町防災福祉コミュニティ	北区有馬町	令和６年１月
小部東地区防災計画	小部東防災福祉コミュニティ	北区鈴蘭台北町５丁目（1～6 番、10～13 番、16～19 番）、６丁目（1～3 番、6～9 番 12～14 番）、７～９丁目、山田町小部（字大平、字南山）、鈴蘭台東町５丁目（7～8 番除く）、６～９丁目、中里町	令和６年３月

■　共通編

［予防計画］

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
大原・桂木地区防災計画	大原・桂木防災福祉コミュニティ	北区大原、桂木	令和６年３月
八多町地区防災計画	八多防災福祉コミュニティ	北区八多町	令和６年４月
藤原台地区防災計画	藤原台防災防犯福祉コミュニティ協議会	北区藤原台北町１～７丁目、藤原台中町１～８丁目、藤原台南町１～５丁目	令和６年４月
道場町地区防災計画	道場町防災福祉コミュニティ	北区道場町	令和６年４月
北神星和台地区防災計画	北神星和台防災福祉コミュニティ	北区京地１～４丁目、西山１～２丁目、菖蒲が丘　１～３丁目	令和６年４月
北五葉地区防災計画	北五葉ふれあいのまちづくり協議会	北区北五葉１～７丁目、鈴蘭台西町５丁目 16 番、20～21 番、23 番～24 番、泉台７丁目２番	令和６年５月
みすが・御蔵地区防災計画	みすが・御蔵防災福祉コミュニティ	長田区菅原通 5～7 丁目、御蔵通 5～7 丁目、北町 2～3 丁目	平成 29 年８月 平成 29 年 10 月
丸山地区防災計画	丸山地区防災福祉コミュニティ	長田区雲雀ヶ丘町、鶯町、大日丘町、萩乃町、一里山町、鹿松町、花山町、西丸山町、檜川町、源平町、高東町、長者町、堀切町、丸山町、東丸山町、長田天神町７丁目	平成 29 年８月
宮川地区防災計画	宮川防災福祉コミュニティ	長田区大丸長１丁目、寺池町全域（1～3 丁目）、片山町 1～4 丁目、大塚町 1～4 丁目、長田町 1～4 丁目、六番町 7～8 丁目、四番町８丁目	平成 29 年８月
五位の池小学校区地区防災計画	五位の池小学校区防災福祉コミュニティ	長田区池田宮町、池田惣町、大谷町 2･3 丁目の一部（大谷公園付近）、五位の池町全域（1～4 丁目）、高取山町、高取山町全域（1～2 丁目）、長尾町全域（1～2 丁目）、平和台町全域（1～3 丁目）	平成 29 年８月
新長田北地区防災計画	新長田北安心安全の防災福祉コミュニティ	長田区細田町全域、神楽町全域、大道通全域、川西通全域、御屋敷通全域、水笠通全域、松野通全域	平成 29 年８月
真陽地区防災計画	真陽地区防災福祉コミュニティ	長田区西尻池町 1～5 丁目、若松町 1～4 丁目、大橋町 1～4 丁目、腕塚町 1～4 丁目、久保町 1～4 丁目、二葉町 1～4 丁目、庄田町 1～4 丁目、駒栄町 1～4 丁目、南駒栄町	平成 29 年８月

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
長楽地区防災計画	長楽地区防災福祉コミュニティ	長田区腕塚町 9～10 丁目、久保町 9～10 丁目、二葉町 9～10 丁目、野田町 5～9 丁目、海運町 5～8 丁目、本庄町 5～8 丁目、長楽町 5～7 丁目、浪松町 5～6 丁目、駒ヶ林南町、駒ヶ林町の一部	平成 29 年 8 月 平成 30 年 10 月
長田小学校区地区防災計画	長田小学校区防災福祉コミュニティ	長田区林山町、西山町全域（1～4 丁目）、宮丘町全域（1～2 丁目）、上池田 5～6 丁目、宮川町 3～9 丁目、長田町 5～9 丁目、大塚町 5～9 丁目	平成 29 年 8 月
二葉地区防災計画	二葉地区防災福祉コミュニティ	長田区駒ヶ林町、二葉町、久保町、腕塚町	平成 29 年 8 月 平成 30 年 1 月
名倉地区防災計画	名倉地区防災福祉コミュニティ	長田区長田天神町 1～2 及び 4～6 丁目、房王寺町 4～5 丁目、大丸町 2～3 丁目、片山町 5 丁目、名倉町全域（1～5 丁目）、明泉寺町全域（1～3 丁目）	平成 29 年 8 月
野田北部地区防災計画	野田北部防災福祉コミュニティ	長田区海運町 2～4 丁目、本庄町 2～4 丁目、長楽町 2～4 丁目、浪松町 2～4 丁目	平成 29 年 8 月
長田庄山地区防災計画	長田庄山地域防災福祉コミュニティ	長田区庄山町 1～4 丁目、山下町 1～4 丁目、戸崎通 1～3 丁目、西代通 1～4 丁目、大谷町 1 丁目、2 丁目 2～8、3 丁目 1～17	平成 29 年 8 月
真野地区防災計画	真野地区防災福祉コミュニティ	長田区東尻池町 3～9 丁目、浜添通 1～3、5～6 丁目、苅藻通 2～7 丁目（4 丁目市住自治会含む）	平成 29 年 9 月
番町地区防災計画	番町地区防災福祉コミュニティ	長田区一番町 1 丁目、二番町 1～2 丁目、三番町 2～5 丁目、四番町 3～7 丁目、五番町 3～6 丁目、六番町 3～6 丁目	平成 30 年 2 月
会陽地区防災計画	会陽地区防災福祉コミュニティ	長田区三番町 1 丁目、四番町 1～2 丁目、五番町 1～2 丁目、六番町 1～2 丁目、七番町	平成 30 年 4 月
池田地区防災計画	池田地区防災コミュニティ	長田区上池田 1～4 丁目、池田谷町 2 丁目、池田広町、池田寺町、池田経町、池田新町、池田上町、池田塩町、蓮池町、蓮宮通 1～6 丁目、宮川町 1～2 丁目、御船通 1～5 丁目、大道通 1～3 丁目	平成 30 年 10 月
重池地区防災計画	重池防災福祉コミュニティ	長田区重池町 1～2 丁目、房王寺町 1～3 丁目、前原町 1～2 丁目	平成 30 年 10 月

■　共通編

［予防計画］

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
若松地区防災計画	若松地区防災福祉コミュニティ	長田区日吉町 1～6 丁目、若松町 5～11 丁目、大橋町 5～10 丁目、野田町 4 丁目	平成 30 年 10 月
松尾地区防災計画	松尾防災福祉コミュニティ	須磨区北落合、白川台	平成 29 年 8 月
菅の台地区防災計画	菅の台防災福祉コミュニティ	須磨区菅の台	平成 29 年 8 月
板宿地区防災計画	板宿小学校区防災福祉コミュニティ	須磨区禅昌寺、明神町、神撫町、永楽町、川上町、養老町、板宿町、宝田町、菊池町、前池町、飛松町、平田町 長田区庄山町、山下町	平成 29 年 8 月
竜が台地区防災計画	竜が台校区防災福祉コミュニティ	須磨区竜が台	平成 29 年 8 月
高倉台地区防災計画	高倉台校区防災福祉コミュニティ	須磨区高倉台、多井畑南町	平成 30 年 4 月
西落合地区防災計画	西落合防災福祉コミュニティ	須磨区西落合、中落合、北落合	平成 30 年 4 月
横尾地区防災計画	横尾防災福祉コミュニティ	須磨区横尾	平成 30 年 4 月
妙法寺地区防災計画	妙法寺ふれあいのまちづくり協議会	須磨区妙法寺、緑が丘	令和 1 年 8 月
花谷地区防災計画	花谷小学校区防災福祉コミュニティ	須磨区中落合、東落合、清水台	令和 1 年 8 月
若宮地区防災計画	若宮小学校区防災福祉コミュニティ	須磨区村雨町、磯馴町、衣掛町、行平町、青葉町、鷹取町、古川町、小寺町、若宮町、松風町 3～5 丁目（うち JR 以南）	令和 3 年 3 月
白川地区防災計画	白川防災福祉コミュニティ	須磨区白川、白川台 1～7 丁目、北落合 6 丁目	令和 3 年 3 月
西須磨地区防災計画	西須磨防災福祉コミュニティ	須磨区一ノ谷町 1～4 丁目、潮見台町 1～5 丁目、関守町 1～3 丁目、千守町 1～2 丁目、須磨浦通 1～6 丁目、須磨本町 1～2 丁目、天神町 1～5 丁目、行幸町 1～4 丁目、稲葉町 1～7 丁目、北町 1～3 丁目、南町 1～3 丁目、松風町 3～7 丁目、月見山本町 1～2 丁目、月見山町 1～3 丁目	令和 4 年 4 月
神の谷地区防災計画	神の谷校区防災福祉コミュニティ	須磨区神の谷 1～7 丁目、北落合 4 丁目	令和 4 年 4 月
若草地区防災計画	若草小学校区防災福祉コミュニティ	須磨区車、若草町 1～3 丁目、東白川台 1～5 丁目	令和 4 年 4 月

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
東落合地区防災計画	東落合防災福祉コミュニティ	須磨区北落合1丁目、東落合2～3丁目、白川台3丁目（うち38・61番地）、白川台4丁目（うち1～11番・23番1～23号）	令和4年6月
東須磨地区防災計画	東須磨防災福祉コミュニティ	須磨区東須磨（但し青山・月見山・月見山下・新池・東須磨を除く）、大手、大手町1～6丁目、大手町7丁目（但し5番1～7号を除く）、大手町8～9丁目、上細沢町、奥山畑町、若木町1～4丁目、堀池町1～2丁目、権現町1～3丁目、東町1～4丁目、戸政町1～4丁目、中島町1～3丁目、戎町6丁目、大田町7～8丁目、板宿町3丁目（うち1番15～26号）	令和4年6月
友が丘地区防災計画	友が丘防災福祉コミュニティ	須磨区友が丘1～9丁目	令和4年6月
南落合地区防災計画	南落合小学校区防災福祉コミュニティ	須磨区道正台1丁目、南落合1～4丁目、竜が台1丁目（うち1～8番地）	令和4年6月
多井畑地区防災計画	多井畑防災福祉コミュニティ	須磨区多井畑、多井畑東町	令和5年7月
大黒地区防災計画	大黒地区防災福祉コミュニティ	須磨区平田町の一部、大黒町、戎町の一部、大田町の一部、寺田町、大池町、千歳町、常盤町	令和5年7月
北須磨地区防災計画	北須磨小学校区防災福祉コミュニティ	須磨区高尾台、水野町、月見山町、離宮前町、離宮西町、桜木町、須磨寺町、高倉町	令和5年7月
上高丸地区防災計画	上高丸防災福祉コミュニティ	垂水区上高丸、潮見が丘、千鳥が丘	平成29年8月
つつじが丘地区防災計画	つつじが丘防災福祉コミュニティ	垂水区つつじが丘	平成30年1月
東垂水地区防災計画	東垂水防災福祉コミュニティ	垂水区塩屋町 1・6 丁目の一部、王居殿1丁目、王居殿2・3丁目の一部、城が山1～5丁目、泉が丘1～5丁目、東垂水1・2丁目の一部、山手1・4・5丁目の一部	平成30年4月
塩屋地区防災計画	塩屋防災福祉コミュニティ	垂水区塩屋町、松風台、下畑町の一部、青山台の一部、東垂水町の一部	平成30年8月

■　共通編

［予防計画］

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
垂水地区防災計画	垂水防災福祉コミュニティ	垂水区宮本町、神田町、天ノ下町、陸ノ町、瑞ヶ丘、仲田1・3丁目の一部、旭が丘1・2丁目、日向1・2丁目、平磯1丁目の一部、平磯2・3・4丁目、川原1丁目、川原2丁目の一部、坂上1丁目、坂上2丁目の一部、中道1丁目、中道2丁目の一部、山手1・2丁目の一部、高丸1・2丁目の一部	平成30年8月
神陵台地区防災計画	神陵台防災福祉コミュニティ	垂水区神陵台 1、2 丁目の一部、3～5丁目、南多聞台1～3、4丁目の一部、5～6丁目、西区伊川谷町有瀬の一部	令和1年8月
福田地区防災計画	福田防災福祉コミュニティ	垂水区福田1～5丁目、千鳥が丘1～2丁目、向陽1～3丁目、乙木 1～3 丁目、東垂水 3 丁目、山手8丁目、美山台3丁目、東垂水町	令和1年8月
千代が丘地区防災計画	千代が丘防災福祉コミュニティ	垂水区旭が丘3丁目、千代が丘1～2丁目、上高丸1丁目、星が丘1～3丁目	令和1年8月
狩口台地区防災計画	狩口台ふれあいのまちづくり協議会	垂水区狩口台1～5丁目、南多聞台4丁目1～4、16、7～8丁目、西舞子8～9丁目、舞子坂3～4丁目	令和1年8月
霞ヶ丘地区防災計画	霞ヶ丘ふれあいのまちづくり協議会	垂水区歌敷山 1、2、3（1～6番）、4丁目、霞ヶ丘1～7丁目、五色山1～8丁目、仲田1（8～11番）、2丁目、東舞子町1、2、13～18番、海岸通	令和3年3月
多聞東地区防災計画	多聞東ふれあいのまちづくり協議会	垂水区学が丘2～5丁目	令和3年3月
多聞台地区防災計画	多聞台防災福祉コミュニティ	垂水区多聞台1～5丁目、神陵台7丁目	令和3年3月
本多聞地区防災計画	本多聞ふれあいのまちづくり協議会	垂水区本多聞2～4丁目	令和3年3月
多聞南地区防災計画	多聞南ふれあいのまちづくり協議会	垂水区本多聞5～7丁目、学が丘1丁目	令和3年3月
星陵台地区防災計画	星陵台ふれあいのまちづくり協議会	垂水区星陵台1～8丁目、北舞子1、4丁目	令和3年3月
西脇地区防災計画	西脇ふれあいのまちづくり協議会	垂水区清水が丘1～3丁目、神陵台5丁目、西脇1～2丁目、本多聞1丁目、南多聞台1丁目9番、3丁目7～8番	令和3年7月

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
舞子台地区防災計画	苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会	垂水区舞子台 1～7 丁目・8 丁目（1～6 番・11～23 番）、東舞子町 3～12 番、歌敷山 3 丁目（7～11 番）	令和 3 年 7 月
名谷地区防災計画	名谷ふれあいのまちづくり協議会	垂水区神陵台 1～3 丁目、名谷町（神戸淡路鳴門自動車道以西・第二神明以南・1191 番地 7～16 号を除く）	令和 3 年 7 月
舞多聞地区防災計画	舞多聞ふれあいのまちづくり協議会	垂水区舞多聞東 1～3 丁目、舞多聞西 1～8 丁目	令和 3 年 7 月
小東山地区防災計画	小東山ふれあいのまちづくり協議会	垂水区小東山、小東山手、小東山本町、小東台、多聞町、学が丘 6～7 丁目、名谷町（神戸淡路鳴門自動車道以西）	令和 3 年 7 月
高丸地区防災計画	高丸ふれあいのまちづくり協議会	垂水区大町 1～5 丁目、川原 2 丁目（2～3）、3～4 丁目、5 丁目 2、御霊町、坂上 2 丁目 2、3～5 丁目、清水通、野田通、馬場通、高丸 1 丁目（6～8）、2 丁目（4～7）、3 丁目、4 丁目（1～7・9）、千鳥が丘 3 丁目 1、中道 2 丁目（2～3）、東垂水 2 丁目（13～26）、瑞穂通、山手 2 丁目（2～5）、3 丁目、4 丁目（1～6）、5 丁目（1～7）、6～7 丁目	令和 3 年 7 月
桃山台地区防災計画	桃山台ふれあいのまちづくり協議会	垂水区下畑町（第二神明以北）、清玄町、名谷町 1191 番地（7～16）、桃山台 1～7 丁目	令和 3 年 7 月
乙木地区防災計画	乙木ふれあいのまちづくり協議会	垂水区青山台 1 丁目（1～7 番・9 番 5～19 号・10 番 1～6 号を除く）、2 丁目（1～4・10～12・17・18 番を除く）、3 丁目、4 丁目（2～8 番）、5 丁目（1 番を除く）、6～8 丁目、王居殿 2 丁目（7～13 番）、3 丁目（11～13 番・14 番 1～7 号、19～23 号 15～26 号）、塩屋町 6 丁目（25 番 27～49 号、29 番 16～22 号、30 番 6～30 号、31～38 番）、松風台 2 丁目 1、東垂水 1 丁目（1～4）、2 丁目 12、東垂水町高丸（762 番を除く）、美山台 1～2 丁目	令和 3 年 7 月

■　共通編

［予防計画］

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
塩屋北地区防災計画	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会	垂水区朝谷町、塩屋北町 1～4 丁目、塩屋台 1～3 丁目、塩屋町梅木谷（旗振登山道以北）、下畑町（第 2 神明以南の塩屋谷川以東）	令和 5 年 3 月
舞子地区防災計画	舞子ふれあいのまちづくり協議会	垂水区狩口台 6～7 丁目、北舞子 2～4 丁目、西舞子 1～7 丁目・8 丁目(1・2・15・17～19 番)、9 丁目（1・2・15・17～21 番)、舞子坂 1～2 丁目、3 丁目（6・7 番)、舞子台 8 丁目（7～10 番)、舞子陵（西部）	令和 5 年 3 月
神出地区防災計画	神出防災福祉コミュニティ	西区神出町	平成 29 年 8 月
竹の台地区防災計画	竹の台地域委員会	西区竹の台 1～6 丁目	平成 29 年 8 月
狩場台地区防災計画	狩場台防災福祉コミュニティ本部会	西区狩場台 1～5 丁目	平成 29 年 8 月
北山地区防災計画	北山ふれあいのまちづくり協議会ふれまち協防災部会	西区北山台 1～3 丁目、富士見が丘 1～5 丁目、高雄台、神出町五百蔵	平成 29 年 8 月
玉津地区防災計画	玉津防災福祉コミュニティ	西区玉津町田中、居住、小山、二ツ屋、丸塚、長畑、天が岡、宮下、出合、持子地区	平成 29 年 9 月
長坂地区防災計画	長坂校区防災福祉コミュニティ	西区伊川谷町長坂・有瀬（第二神明道路以東（神明第三次ハイツ開発区域及び県営伊川谷第２高層住宅を除く)）、池上 1 丁目（うち１番地 1～8 号・30～32 号、12 番地)、大津和 1～3 丁目	平成 29 年 9 月
高津橋地区防災計画	高津橋防災福祉コミュニティ	西区玉津町（うち今津、高津橋、水谷、西河原、新方、上池)、水谷	平成 29 年 10 月
桜が丘地区防災計画	桜が丘防災福祉コミュニティ	西区桜が丘東町・中町・西町	平成 29 年 10 月
学園西町地区防災計画	学園西町防災福祉コミュニティ	西区学園西町	平成 29 年 12 月
押部谷地区防災計画	押部谷ふれあいのまちづくり協議会防災防犯部会	西区押部谷町、美穂ヶ丘	平成 29 年 12 月
出合地区防災計画	出合防災福祉コミュニティ	西区曙町、王塚台 4～7 丁目、玉津町（うち出合)、中野 1～2 丁目、持子	平成 29 年 12 月
岩岡地区防災計画	岩岡防災福祉コミュニティ	西区岩岡町、大沢、上新地 1～3 丁目、福吉台 1～2 丁目、竜が岡 1～5 丁目	平成 30 年 1 月

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
枝吉地区防災計画	枝吉防災福祉コミュニティ	西区枝吉 1～5 丁目、王塚台 1～3 丁目、森友 1～5 丁目、玉津町吉田	平成 30 年 2 月
櫨谷地区防災計画	櫨谷防災福祉コミュニティ	西区櫨谷町	平成 30 年 4 月
押部谷東地区防災計画	押部谷東防災福祉コミュニティ	西区押部谷町木幡、木見、木津、秋葉台	平成 30 年 8 月
有瀬地区防災計画	有瀬地区防災福祉コミュニティ	西区伊川谷町有瀬	令和 1 年 8 月
平野地区防災計画	平野防災福祉コミュニティ	西区平野町	令和 1 年 8 月
月が丘地区防災計画	月が丘防災福祉コミュニティ	西区月が丘、美穂が丘 5 丁目	令和 1 年 8 月
学園東町地区防災計画	学園東町防災福祉コミュニティ	西区学園東町	令和 1 年 8 月
井吹台西町地区防災計画	井吹西防災福祉コミュニティ	西区井吹台西町	令和 1 年 8 月
春日台地区防災計画	春日台防災福祉コミュニティ	西区春日台全域	令和 3 年 7 月

２．災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区居住者等による地区防災計画の提案（計画提案型）

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日
神戸元町商店街地区防災計画	神戸元町商店街連合会防災懇談会	中央区元町通 1～6 丁目	平成 29 年 8 月

資料 6-2-1 屋外の緊急避難場所

屋外の緊急避難場所総括表

区	小学校（グラウンド）	中学校（グラウンド）	高等学校（グラウンド）	大学（グラウンド）	公園	その他	合計	災害別利用可能施設数※		
								地震	津波	大火
東灘	6	6	0	1	8	1	22	21	16	22
灘	3	1	1	1	8	0	14	8	13	14
中央	2	4	1	0	10	0	17	14	12	17
兵庫	0	1	0	0	10	1	12	12	11	12
北	1	0	0	0	1	1	3	3	－	3
長田	2	1	0	0	6	0	9	9	9	9
須磨	1	0	0	0	8	0	9	9	7	9
垂水	1	2	0	0	5	2	10	10	6	10
西	0	0	0	0	0	0	0	－	－	－
合計	16	15	2	2	55	5	96	86	74	96

・東灘区：神大附属中等教育学校は中学校に分類している。
※その災害による避難を想定していない施設は含めない。
※災害の性質上、近年、地震の指定は行っていない。

「災害ごとの注意事項」の見方
○　その災害時に利用できる施設
×　警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。
－　その災害による避難を想定していない施設。

屋外の緊急避難場所（地震、津波、大火のとき）

緊急避難場所						
No.	名称	所在地	災害ごとの注意事項			
			地震	津波	大火	備考
東灘区						
1	本庄小学校グラウンド	東灘区青木 4-4-1	○	×	○	
2	本庄中学校グラウンド	東灘区青木 4-4-2	○	×	○	
3	本庄中央公園	東灘区青木 5-18	○	×	○	
4	KOBE UNIVERSITY SPORTS FIELD	東灘区青木4-1		×	○	
5	本山第二小学校グラウンド	東灘区西岡本 1-3-1	○	○	○	
6	本山中学校グラウンド	東灘区岡本 3-3-1	○	○	○	
7	住吉小学校グラウンド	東灘区住吉東町 4-1-31	○	○	○	
8	住吉宮町公園	東灘区住吉宮町 3-2	○	○	○	
9	住吉公園	東灘区住吉宮町 3-3	○	○	○	
10	御影小学校グラウンド	東灘区御影石町 3-1-1	○	○	○	
11	御影幼稚園グラウンド	東灘区御影石町 3-13-1	○	○	○	
12	渦が森小学校グラウンド	東灘区渦森台 1-12-1	○	○	○	
13	福池小学校グラウンド	東灘区本山南町 4-4-28	○	○	○	
14	小寄公園	東灘区本山南町 4-4	○	○	○	

緊急避難場所						
No.	名称	所在地	災害ごとの注意事項			
			地震	津波	大火	備考
15	神大附属中等教育学校グラウンド	東灘区住吉山手 5-11-1	○	○	○	
16	本山南中学校グラウンド	東灘区田中町 4-12-1	○	○	○	
17	手水公園	東灘区田中町 3-16	○	○	○	
18	御影中学校グラウンド	東灘区御影中町 5-1-1	○	○	○	
19	御影公園	東灘区御影中町 5-1	○	○	○	
20	魚崎中学校グラウンド	東灘区魚崎南町 1-2-1	○	×	○	
21	瀬戸公園	東灘区魚崎南町 1-2	○	×	○	
22	森公園	東灘区森南町 2-10	○	○	○	
灘区						
1	神戸大学	灘区六甲台町 1-1		○	○	
2	成徳小学校グラウンド	灘区備後町 1-3-1	○	○	○	
3	成徳公園	灘区備後町 1-3	○	○	○	
4	大和公園	灘区中郷町 5-1　他	○	○	○	
5	六甲北公園（六甲風の郷公園）	灘区六甲町 2-4-25	○	○	○	
6	六甲道南公園	灘区桜口 4　他	○	○	○	
7	王子公園	灘区王子町 2-1　他	○	○	○	再整備のため一部使用できません。
8	西郷川河口公園	灘区摩耶海岸通 2-1	○	○	○	
9	摩耶海岸通公園	灘区摩耶海岸通 1-2	○	×	○	《津波時》念のため海岸から離れ、北へ避難すること。
10	福住小学校グラウンド	灘区福住通7-1-1		○	○	
11	神戸高校グラウンド	灘区城の下通1-5-1		○	○	
12	稗田小学校グラウンド	灘区岸地通4-2-1		○	○	
13	上野中学校グラウンド	灘区国玉通1-1-1		○	○	
14	灘丸山公園	灘区五毛字丸山57-21他		○	○	
中央区						
1	上筒井小学校グラウンド	中央区野崎通 1-1-2	○	○	○	
2	筒井台中学校グラウンド	中央区野崎通 1-1-3	○	○	○	
3	葺合高校グラウンド	中央区野崎通 1-1-1	○	○	○	
4	葺合中学校グラウンド	中央区熊内町1-4-28		○	○	
5	春日野公園	中央区宮本通7-330		○	○	
6	王子南公園	中央区坂口通1他		○	○	
7	なぎさ公園	中央区脇浜海岸通 1-2	○	×	○	
8	脇浜海岸通公園	中央区脇浜海岸通 4-2	○	×	○	
9	なぎさ小学校グラウンド	中央区脇浜海岸通 2-4-1	○	○	○	
10	渚中学校グラウンド	中央区脇浜海岸通 2-1-1	○	○	○	
11	東遊園地	中央区加納町 6-4	○	○	○	
12	磯上公園	中央区八幡通 2-1	○	○	○	
13	メリケンパーク	中央区波止場町 2	○	×	○	
14	大倉山公園	中央区楠町 7-4	○	○	○	
15	湊翔楠中学校グラウンド	中央区楠町 4-2-5	○	○	○	
16	生田川公園（HATゆめ公園）	中央区脇浜海岸通 3	○	×	○	
17	神戸震災復興記念公園（みなとのもり公園）	中央区小野浜町 3	○	×	○	
兵庫区						
1	湊川公園	兵庫区荒田町1-20	○	○	○	

■　共通編

［予防計画］

緊急避難場所						
No.	名称	所在地	災害ごとの注意事項			
			地震	津波	大火	備考
2	荒田公園	兵庫区荒田町2-19	○	○	○	
3	夢野中学校第2グラウンド	兵庫区鵯越町10-1	○	○	○	
4	夢野台公園	兵庫区滝山町	○	○	○	
5	会下山公園	兵庫区会下山町3	○	○	○	
6	会下山配水場	兵庫区湊川町10	○	○	○	
7	キャナルタウン広場(駅前)	兵庫区駅南通5-1	○	○	○	
8	兵庫駅南公園	兵庫区駅南通5-2	○	○	○	
9	正慶町公園	兵庫区駅南通4-1	○	○	○	
10	キャナルタウン広場(西)	兵庫区駅南通5-2	○	○	○	
11	御崎公園	兵庫区御崎町1-2	○	×	○	《津波時》JRより北などへ避難が困難な場合はノエビアスタジアムに避難すること
12	菊水公園	兵庫区菊水町3	○	○	○	
北区						
1	鈴蘭公園	北区南五葉5-1	○	－	○	
2	南五葉小学校グラウンド	北区南五葉3-1-1	○	－	○	
3	鵯越墓園	北区山田町下谷上字中一里山12-1	○	－	○	
長田区						
1	長田南小学校グラウンド	長田区神楽町1-3-1	○	○	○	
2	神楽公園	長田区細田町1-2	○	○	○	
3	新湊川公園	長田区細田町1	○	○	○	
4	蓮池小学校グラウンド	長田区大谷町1-1-10	○	○	○	
5	西代蓮池公園	長田区蓮池町	○	○	○	
6	水笠通公園	長田区水笠通2	○	○	○	
7	若松公園	長田区若松町6-3	○	○	○	
8	駒ヶ林中学校グラウンド	長田区若松町7-1-23	○	○	○	
9	駅前広場	長田区若松町4-2	○	○	○	
須磨区						
1	千歳公園	須磨区千歳町2	○	○	○	
2	だいち小学校グラウンド	須磨区大池町5-15-1	○	○	○	
3	須磨海浜公園	須磨区若宮町1　他	○	×	○	《津波時》念のため海岸から離れ、JR線より北へ避難すること。
4	須磨離宮公園	須磨区東須磨1-1	○	○	○	
5	須磨浦公園	須磨区一ノ谷町5	○	×	○	《津波時》念のため海岸から離れること。
6	妙法寺川公園	須磨区戸政町1	○	○	○	
7	下中島公園	須磨区中島町1	○	○	○	
8	妙法寺川左岸公園	須磨区大池町5-5	○	○	○	
9	鷹取駅北公園	須磨区大池町5-7	○	○	○	
垂水区						
1	塩屋中学校グラウンド	垂水区塩屋町字大谷	○	○	○	
2	青山台東公園	垂水区青山台4-1	○	○	○	
3	平磯芝生広場	垂水区平磯1	○	×	○	《津波時》念のため海岸から離れること。
4	平磯緑地	垂水区平磯1	○	×	○	《津波時》念のため海岸から離れること。
5	マリンピア神戸	垂水区海岸通12	○	×	○	《津波時》念のため海岸から離れること。
6	舞子東海浜緑地(アジュール舞子)	垂水区海岸通11	○	×	○	《津波時》念のため海岸から離れること。
7	舞子墓園	垂水区舞子陵1-1	○	○	○	

緊急避難場所						
No.	名称	所在地	災害ごとの注意事項			
			地震	津波	大火	備考
8	舞子中学校グラウンド	垂水区狩口台3-1-1	○	○	○	
9	西舞子小学校グラウンド	垂水区狩口台3-1-2	○	○	○	
10	矢元台公園	垂水区狩口台2-7	○	○	○	

資料 6-2-2 屋内の緊急避難場所・避難所

屋内の緊急避難場所・避難所総括表

区	小学校			中学校			義務教育学校（市立）	高等学校			大学				その他施設	合計	災害別利用可能施設数※			避難所の利用
	市立	国立	私立	市立	国立	私立		市立	県立	私立	市立	県立	国立	私立			土砂災害	洪水	津波	
東灘	14	0	1	7	1	2	0	1	2	0	0	0	1	4	7	40	36	34	34	38
灘	13	0	0	5	0	1	0	0	1	0	0	0	3	1	1	25	25	24	24	23
中央	9	0	0	6	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	14	33	24	27	31	30
兵庫	8	0	0	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5	20	19	20	18	17
北	31	0	0	15	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	11	59	59	57	－	59
長田	13	0	0	6	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	4	27	25	27	27	27
須磨	20	0	0	11	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	5	39	39	36	39	39
垂水	23	0	0	11	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	7	44	44	44	44	41
西	29	0	0	13	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	2	48	45	48	－	48
合計	160	0	1	79	1	3	2	6	12	2	1	1	4	7	56	335	316	317	217	322

・東灘区：灘中・高等学校、甲南女子中・高等学校は私立中学校に、神大附属中等教育学校は国立中学校に分類している。
・灘　区：親和女子高等学校・親和中学校は、私立中学校に分類している。
・中央区：義務教育学校港島学園は、市立義務教育学校に分類している。
・兵庫区：湊川中学校・楠高校は、市立中学校に分類している。
・北　区：義務教育学校八多学園は市立義務教育学校、大沢小中学校は市立小学校に分類している。
・西　区：工業高等専門学校は市立高等学校に分類している。市民表彰
※その災害による避難を想定していない施設は含めない。
※本表は令和６年４月１日時点の施設数。

「災害ごとの注意事項」の見方	
○	その災害時に利用できる施設
△	敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用する施設。
×	警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。
－	その災害による避難を想定していない施設

屋内の緊急避難場所（土砂災害、洪水、津波のとき）、避難所

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
東灘区								
1	東灘小学校	東灘区深江北町2-4-1	411-0556	○	○	○		○
2	本庄小学校	東灘区青木4-4-1	411-0339	○	○	×	≪津波時≫東灘小学校、本山南小学校、福池小学校のうち、最寄りの小学校へ避難すること。	○
3	本庄中学校	東灘区青木4-4-2	411-2261	○	○	×		○
4	東灘高等学校	東灘区深江浜町50	452-9600	○	○	△	≪津波時≫原則、阪神電車より北へ避難。ただし、避難が困難な方や余裕のない場合は建物の3階以上へ。	○

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
5	神戸大学海洋政策科学部	東灘区深江南町5-1-1	431-6200	○	○	×	≪津波時≫東灘小学校、本山南小学校、福池小学校のうち、最寄りの小学校へ避難	○
6	魚崎小学校	東灘区魚崎中町4-10-8	411-6196	○	○	○		○
7	灘中・高等学校	東灘区魚崎北町8-5-1	411-7234	○	○	○		○
8	本山第一小学校	東灘区本山北町3-10-1	411-1974	○	○	○		○
9	甲南女子中・高等学校	東灘区森北町5-6-1	411-2531	○	○	○		○
10	甲南女子大学	東灘区森北町6-2-23	431－0391	○	○	○		
11	神戸薬科大学	東灘区本山北町4-19-1	453-0031	△	○	○	《土砂災害時》正門が土砂災害警戒区域内にあるので注意が必要。	○
12	本山第二小学校	東灘区西岡本1-3-1	431-1441	○	○	○		○
13	本山中学校	東灘区岡本3-3-1	411-3742	○	○	○		○
14	甲南大学	東灘区岡本8-9-1	431-4341	△	○	○	《土砂災害時》原則、土砂災害警戒区域外（本山第二小学校）へ避難すること。ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は状況により利用可	○
15	本山第三小学校	東灘区本山中町1-2-35	411-0005	○	○	○		○
16	住吉小学校	東灘区住吉東町4-1-31	851-2887	○	○	○		○
17	住之江公民館	東灘区住吉宮町2-2-3	822-1300	○	○	○		○
18	住之江公民館別館	東灘区住吉宮町2-1-3	822-1300	○	○	○		○
19	呉田会館	東灘区住吉南町4-6-23	841-4060	○	○	○		○
20	御影小学校	東灘区御影石町3-1-1	851-3673	○	○	○		○
21	御影高等学校	東灘区御影石町4-1-1	841-1501	○	○	○		○
22	御影公会堂	東灘区御影石町4-4-1	841-2281	○	○	○		○
23	御影北小学校	東灘区御影山手1-12-1	851-6809	○	○	○		○
24	頌栄短期大学	東灘区御影山手1-18-1	842-2541	△	○	○	《土砂災害時》正門が土砂災害警戒区域内にあるので注意が必要。	○
25	渦が森小学校	東灘区渦森台1-12-1	851-3185	○	○	○		○
26	幼保連携型認定こども園同朋住吉台こども園	東灘区住吉台25-7	846-6011	○	○	○		
27	六甲アイランド小学校	東灘区向洋町中2-7	857-3121	－	－	○		○
28	向洋中学校	東灘区向洋町中2	857-2481	－	－	○		○
29	六甲アイランド高等学校	東灘区向洋町中4-4	858-4000	－	－	○		○
30	福池小学校	東灘区本山南町4-4-28	452-5595	○	○	○		○
31	本山南小学校	東灘区本山南町8-2-1	452-0071	○	○	○		○
32	神戸大学白鴎寮	東灘区本山南町1-4-50	431-6231	○	△	○	《洪水時》一部洪水による浸水想定区域に入っているため注意が必要。	○
33	向洋小学校	東灘区向洋町中6	857-2450	－	－	○		○
34	甲南小学校	東灘区住吉本町1-12-1	841-1201	○	○	○		○
35	神大附属中等教育学校	東灘区住吉山手5-11-1	811-0232	○	○	○		○
36	本山南中学校	東灘区田中町4-12-1	412-2033	○	○	○		○
37	住吉中学校	東灘区住吉山手1-11-1	851-3752	○	○	○		○
38	御影中学校	東灘区御影中町5-1-1	841-2541	○	○	○		○
39	魚崎中学校	東灘区魚崎南町1-2-1	411-1631	○	×	×		○
40	東灘体育館	東灘区魚崎南町6-5-11	452-9279	○	×	×		○
灘区								

■　共通編

［予防計画］

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
1	鶴甲小学校	灘区鶴甲2-10-1	821-0444	△	○	○	《土砂災害時》正門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、西門を利用すること	○
2	神戸大学農学部	灘区六甲台町1-1	803-5921(昼) 803-5777(夜)	○	○	○		○
3	神戸大学工学部	灘区六甲台町1-1	803-6333(昼) 803-6361(夜)	△	○	○	《土砂災害時》施設の一部・施設までの道のりの一部が土砂災害警戒区域内にあるので注意、早めに避難	○
4	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	灘区鶴甲3-11	803-7905(昼) 803-7941(夜)	○	○	○		○
5	神戸松蔭女子学院大学	灘区篠原伯母野山町1-2-1	882-6121	○	○	○		
6	成徳小学校	灘区備後町1-3-1	821-1001	○	○	○		○
7	高羽小学校	灘区高羽町3-11-11	841-0541	○	○	○		○
8	親和女子高等学校・親和中学校	神戸市灘区土山町6-1	854-3800	△	○	○	《土砂災害時》施設の一部・施設までの道のりの一部が土砂災害警戒区域内にあるので注意、早めに避難	
9	西郷小学校	灘区大石東町6-2-1	861-2888	○	○	○		○
10	六甲小学校	灘区八幡町4-4-1	881-1071	○	○	○		○
11	福住小学校	灘区福住通7-1-1	861-2424	△	○	○	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外（稗田小学校・王子スポーツセンター）へ避難すること。ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可	○
12	神戸高等学校	灘区城の下通1-5-1	861-0434	○	○	○		○
13	王子スポーツセンター	灘区青谷町1-1-1	802-0223	○	○	○		○
14	西灘小学校	灘区船寺通3-4-1	861-8851	○	○	○		○
15	原田中学校	灘区船寺通2-4-1	861-0431	○	○	○		○
16	稗田小学校	灘区岸地通4-2-1	871-0721	○	○	○		○
17	美野丘小学校	灘区箕岡通1-3-17	871-1381	○	○	○		○
18	上野中学校	灘区国玉通1-1-1	871-9681	△	○	○	《土砂災害時》正門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、早めに避難すること	○
19	摩耶小学校	灘区畑原通4-1-1	861-3172	△	○	○	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外（稗田小学校・上野中学校）へ避難すること、ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可	○
20	灘小学校	灘区千旦通1-5-1	871-0481	○	○	○		○
21	六甲山小学校	灘区六甲山町北六甲4512-42	891-0328	○	－	－		○
22	鷹匠中学校	灘区高徳町2-2-19	841-0041	△	○	○	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外（高羽小学校）へ避難すること、ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可	○
23	烏帽子中学校	灘区烏帽子町1-2-1	851-5777	○	○	○		○
24	長峰中学校	灘区長峰台2-2-1	861-3781	△	○	○	《土砂災害時》正門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、早めに避難すること	○
25	灘の浜小学校	灘区摩耶海岸通2-2-1	802-1750	○	○	○		○
中央区								
1	上筒井小学校	中央区野崎通1-1-2	241-1080	○	○	○		○
2	筒井台中学校	中央区野崎通1-1-3	241-3201	○	○	○		○
3	葺合高等学校	中央区野崎通1-1-1	291-0771	○	○	○		○

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
4	宮本小学校	中央区宮本通2-1-36	221-1600	○	○	○		○
5	科学技術高等学校	中央区脇浜町1-4-70	272-9900	○	○	○		○
6	葺合中学校	中央区熊内町1-4-28	241-0444	×	○	○	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外の緊急避難場所（雲中小学校、春日野小学校）へ避難すること	○
7	春日野小学校	中央区宮本通7-1-6	231-2461	○	○	○		○
8	なぎさ小学校	中央区脇浜海岸通2-4-1	252-5611	○	○	○		○
9	渚中学校	中央区脇浜海岸通2-1-1	242-4501	○	○	○		○
10	雲中小学校	中央区熊内町3-1-7	231-3441	○	○	○		○
11	布引中学校	中央区熊内町6-7-1	241-0010	×	○	○	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外の緊急避難場所（雲中小学校、中央小学校）へ避難すること	○
12	中央小学校	中央区神若通7-1-1	231-2421	○	○	○		○
13	コミスタこうべ（生涯学習支援センター）	中央区吾妻通4-1-6	251-4731	○	○	○		○
14	葺合公民館	中央区真砂通2-1-1	232-4026	○	○	○		○
15	こうべ市民福祉交流センター	中央区磯上通3-1-32	271-5314	○	○	○		
16	こうべ小学校	中央区中山手通4-23-2	221-2539	○	○	○		○
17	海外移住と文化の交流センター	中央区山本通3-19-8	272-2362	×	○	○	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外の緊急避難場所（こうべ小学校）へ避難すること	○
18	浄福寺	北野町4-11-19	221-3052	○	○	○		
19	神戸生田中学校	中央区北長狭通4-10-1	334-1850	○	○	○		○
20	山の手小学校	中央区中山手通7-31-1	341-8911	○	○	○		○
21	中央図書館	中央区楠町7-2-1	371-3301	○	○	○		○
22	湊翔楠中学校	中央区楠町4-2-5	351-2152	○	○	○		○
23	中央体育館	中央区楠町4-1-1	341-7971	○	○	○		○
24	湊小学校	中央区東川崎町1-4-1	360-1200	○	○	×		○
25	産業振興センター	中央区東川崎1-8-4	360-3214	○	○	△	《津波時》3階以上へ避難すること。	
26	こうべまちづくり会館	中央区元町通4-2-14	361-4523	○	○	×		○
27	義務教育学校港島学園	神戸市中央区港島中町3-2-2	302-1661, 1771	－	－	○	建物に被害なければ原則自宅避難	○
28	神戸国際展示場	中央区港島中町6-11-1	302-1020	－	－	○		○
29	ワールド記念ホール	中央区港島中町6-12-2	302-8781	－	－	○		○
30	ポートアイランドスポーツセンター	中央区港島中町6-12-1	302-1031	－	－	○		○
31	バンドー神戸青少年科学館	中央区港島中町7-7-6	302-5177	－	－	○		○
32	神戸学院大学	中央区港島1-1-3	974-1551	－	－	○		○
33	磯上体育館	中央区八幡通2－1－38	251-6622	○	○	○		○
兵庫区								
1	神戸祇園小学校	兵庫区下三条町11-1	511-2600	○	○	○		○
2	ネイチャースタジオ	兵庫区雪御所町2－18－201	521－2370	○	○	○		

■　共通編

［予防計画］

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
3	建設局中央水環境センター鈴蘭台処理場	兵庫区烏原町字譲原	521-0020	×	○	○	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外（神戸祇園小学校）へ避難すること	○
4	友生支援学校	兵庫区夢野町1-1	576-6120	○	○	○		○
5	夢野中学校	兵庫区鵯越町10-1	511-5555	○	○	○		○
6	夢野こどもホーム（一階地域交流スペース）	兵庫区夢野町4-3-13	511-3445	○	○	○		
7	夢野の丘小学校	兵庫区東山町4-20	521-7340	○	○	○		○
8	会下山小学校	兵庫区上沢通1-3-26	577-1501	○	○	○		○
9	湊川中学校・楠高校	兵庫区松本通1-1-1	521-4874	○	○	○		○
10	神港橘高等学校	兵庫区会下山町3-16-1	579-2000	○	○	○		○
11	兵庫大開小学校	兵庫区大開通4-1-39	575-4773	○	○	○		○
12	水木小学校	兵庫区水木通9-1-8	575-8360	○	○	○		○
13	兵庫中学校	兵庫区永沢町4-3-36	577-0744	○	○	○		○
14	明親小学校	兵庫区須佐野通4-1-19	651-2855	○	○	○		○
15	須佐野中学校	兵庫区松原通1-1-44	671-4261	○	○	△	《津波時》JRより北や明親小学校へ避難することが困難な場合は利用可	○
16	和田岬小学校	兵庫区和田宮通6-1-18	671-1105	○	○	×	《津波時》JRより北などへ避難が困難な場合は、ノエビアスタジアムへ避難すること	○
17	兵庫工業高等学校	兵庫区和田宮通2-1-63	671-1431	○	○	△	《津波時》JRの北やノエビアスタジアムへ避難が困難な場合は、D棟3階以上へ避難すること	○
18	浜山小学校	兵庫区材木町4-2	651-3890	○	○	○		○
19	吉田中学校	兵庫区吉田町1-5-1	681-3545	○	○	×	《津波時》JRより北などへ避難が困難な場合は、ノエビアスタジアムへ避難すること	○
20	高齢者ケアセンターひょうご	兵庫区里山町1-48	612-3335	○	○	○		
北区								
1	鵯台中学校	北区ひよどり台1-15-31	743-0072	○	○	－		○
2	ひよどり台小学校	北区ひよどり台3-3	743-0062	○	○	－		○
3	星和台中学校	北区星和台1-6	593-8400	○	○	－		○
4	星和台小学校	北区星和台6-21	593-8200	○	○	－		○
5	鈴蘭台中学校	北区北五葉2-10-32	591-4521	○	○	－		○
6	北五葉小学校	北区北五葉3-7-1	591-1196	○	○	－		○
7	藍那小河地域福祉センター	北区山田町藍那字下の町77-8	203-1543	○	○	－		○
8	君影小学校	北区君影町1-11-13	592-0059	○	○	－		○
9	南五葉小学校	北区南五葉3-1-1	591-1314	○	○	－		○
10	鈴蘭台小学校	北区鈴蘭台南町2-14-24	592-8181	○	○	－		○
11	小部小学校	北区鈴蘭台北町3-8-1	591-1761	○	○	－		○
12	小部中学校	北区山田町小部字向井谷23-1	592-1177	○	○	－		○
13	小部東小学校	北区鈴蘭台北町7-11-22	592-0086	○	○	－	≪土砂災害時≫北門が土砂災害警戒区域にあるので注意、西門を利用すること	○
14	泉台小学校	北区泉台3-1-4	593-7771	○	○	－		○
15	桜の宮小学校	北区若葉台1-3-15	591-1009	○	○	－		○
16	桜の宮中学校	北区大脇台6-1	593-8001	○	○	－		○
17	大原中学校	北区大原1-19	581-6661	○	○	－		○

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
18	桂木小学校	北区桂木1-2-5	582-4001	○	○	－		○
19	甲緑小学校	北区緑町7-12-10	581-1221	○	○	－	≪土砂災害時≫南門が土砂災害警戒区域にあるので注意、北門を利用すること	○
20	箕谷小学校	北区松が枝町1-11	581-8030	○	○	－		○
21	広陵小学校	北区筑紫が丘2-9-1	583-0191	○	○	－		○
22	広陵中学校	北区小倉台5-1-1	583-1313	○	○	－		○
23	筑紫が丘小学校	北区筑紫が丘3-4-1	581-1006	○	○	－		○
24	山田中学校	北区山田町下谷上字宮ノ前15	581-1068	△	○	－	《土砂災害時》正門及び西門が土砂災害警戒区域にあるので注意、東門を利用すること	○
25	谷上小学校	北区山田町下谷上字中上16	581-3351	○	○	－	〈土砂災害時〉校舎の一部が土砂災害警戒区域内にあるので、開放棟（旧谷上幼稚園舎）を利用。	○
26	山田小学校	北区山田町中字長尾サ1	581-0055	○	○	－		○
27	花山小学校	北区花山東町3-1	583-1120	○	○	－		○
28	大池中学校	北区西大池2-24-3	581-8034	○	○	－		○
29	大池小学校	北区西大池2-24-1	581-8032	○	○	－		○
30	六甲が丘会館	北区東大池1-5-8	981-8806	○	○	－		○
31	唐櫃中学校	北区唐櫃台4-36-1	982-6461	○	○	－		○
32	唐櫃小学校	北区唐櫃台2-39-1	981-5926	○	○	－		○
33	神戸北高等学校	北区唐櫃台2-41-1	981-0131	○	○	－		○
34	有馬小学校	北区有馬町1274	904-0170	○	○	－		○
35	五社ふれあい館	北区有野町有野878-1	―	○	○	－	≪土砂災害時≫避難場所への進入経路が土砂災害警戒区域にあるので注意すること	○
36	有馬中学校	北区有野台7-18	981-5101	○	○	－		○
37	ありの台小学校	北区有野台5-2	981-5111	○	○	－		○
38	藤原台小学校	北区藤原台南町1-13-1	982-5880	○	○	－		○
39	有野小学校	北区藤原台中町3-17-1	981-5341	○	○	－		○
40	有野中学校	北区藤原台中町5-2-1	982-2700	○	○	－		○
41	有野北中学校	北区藤原台北町6-4-1	987-3057	○	○	－		○
42	JA兵庫六甲（神戸北文化センター）	北区有野中町2-12-13	981-6550	○	○	－	夜間・休日は閉館のため避難の際は北神区役所（981-5377）に問い合わせること	○
43	西山小学校	北区西山1-67	952-1800	○	○	－		○
44	西二郎集会所	北区有野町有野3556-1	―	○	○	－		○
45	道場小学校	北区道場町塩田1460	985-4016	○	×	－	《洪水時》地区内の別の避難場所へ避難すること	○
46	生野自治会館	北区道場町生野285	985-5322	○	×	－	≪洪水時≫別の避難場所へ避難すること	○
47	平田自治会館	北区道場町平田553	985-5866	○	○	－		○
48	生野高原安心コミュニティプラザ	北区道場町生野1172-1022	―	○	○	－		○
49	義務教育学校八多学園	北区八多町附物876	982-0048（前期課程）982-0049（後期課程）	○	○	－		○
50	中公民館	北区八多町中1177	951-0303	○	○	－		○

■　共通編

［予防計画］

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
51	大沢小・中学校	北区大沢町中大沢976	954-0310(小) 954-0142(中)	○	○	－		○
52	上大沢ふれあい会館	北区大沢町上大沢3080	954-0633	○	○	－		○
53	長尾小学校	北区上津台3-4-1	986-2074	○	○	－		○
54	岩谷公会堂	北区長尾町上津4604	986-2510	○	○	－		○
55	鹿の子台小学校	北区鹿の子台北町 6-34-1	952-1720	○	○	－		○
56	北神戸中学校	北区鹿の子台北町 2-8-1	951-0821	○	○	－		○
57	好徳小学校	北区淡河町野瀬487	958-0004	○	○	－		○
58	淡河中学校	北区淡河町行原字中沢 179-2	958-0301	○	○	－		○
59	淡河小学校	北区淡河町萩原524	959-0113	○	○	－		○
長田区								
1	室内小学校	長田区前原町1-17-1	691-0917	○	○	○		○
2	長田公民館	長田区四番町4-51	575-1374	○	○	○		○
3	夢野台高等学校	長田区房王寺町2-1-1	691-1546	○	○	○		○
4	名倉小学校	長田区房王寺町4-7-15	691-6181	△	○	○	≪土砂災害時≫ 土砂災害警戒区域外の緊急避難場所（丸山中学校）へ避難すること。ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可	○
5	丸山中学校	長田区大丸町2-17-1	691-0005	○	○	○		○
6	雲雀丘中学校	長田区雲雀ヶ丘1-1-1	631-8748	○	○	○		○
7	丸山ひばり小学校	長田区西丸山町3-2-1	691-8552	○	○	○		○
8	総合療育センター	長田区丸山町2-3-50	646-5291	○	○	○		○
9	宮川小学校	長田区長田町4-1-1	631-2721	○	○	○		○
10	池田小学校	長田区池田上町19	691-1661	△	○	○	≪土砂災害時≫ 土砂災害警戒区域外の緊急避難場所（宮川小学校、長田高校、蓮池小学校）へ避難すること。ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可	○
11	西代中学校	長田区上池田2-4-1	691-1521	×	○	○	≪土砂災害時≫ 土砂災害警戒区域外の緊急避難場所（宮川小学校、長田高校、蓮池小学校）へ避難すること。	○
12	長田高等学校	長田区池田谷町2-5	621-4101	○	○	○		○
13	蓮池小学校	長田区大谷町1-1-10	691-4215	○	○	○		○
14	長田小学校	長田区西山町2-4-1	631-2731	○	○	○		○
15	高取台中学校	長田区高取山町1-1-1	611-6325	△	○	○	≪土砂災害時≫ 土砂災害警戒区域外の緊急避難場所（蓮池小学校）へ避難すること。ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可	○
16	育英高等学校	長田区長尾町2-1-15	611-6001	×	○	○	≪土砂災害時≫ 土砂災害警戒区域外の緊急避難場所（長田小学校、五位の池小学校）へ避難すること。	○
17	五位の池小学校	長田区五位ノ池町2-3-1	631-2741	○	○	○		○

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
18	御蔵小学校	長田区一番町4-1	575-2226	○	○	○		○
19	真野小学校	長田区苅藻通3-4-32	671-0190	○	△	○	≪洪水時≫ 避難経路の通行に注意が必要	○
20	長田中学校	長田区真野町8-1	671-3757	○	○	○		○
21	長田南小学校	長田区神楽町1-3-1	691-1702	○	○	○		○
22	駒ケ林中学校	長田区若松町7-1-23	611-0082	○	○	○		○
23	真陽小学校	長田区二葉町1-5-5	611-0456	○	△	○	《洪水時》避難経路の通行に注意が必要	○
24	ふたば学舎	長田区二葉町7-1-18	646-8128	○	○	○		○
25	駒ケ林小学校	長田区野田町6-1-16	731-7061	○	○	○		○
26	丸山コミュニティ・センター	長田区西丸山町1-7-5	642-3447	○	○	○		○
27	神戸常盤大学	長田区大谷町2-6-2	611-1821	△	○	○	≪土砂災害時≫ 土砂災害警戒区域外の緊急避難場所（蓮池小学校）へ避難すること。ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可	○
須磨区								
1	若宮小学校	須磨区若宮町2-1-21	731-0007	○	×	○	（洪水時）別の避難場所へ避難すること	○
2	鷹取中学校	須磨区青葉町3-1-1	731-0066	○	×	○	（洪水時）別の避難場所へ避難すること	○
3	南須磨公民館	須磨区青葉町2-2-3	735-2770	○	×	○	（洪水時）別の避難場所へ避難すること	○
4	西須磨小学校	須磨区行幸町3-4-18	731-0295	○	○	○		○
5	須磨一の谷プラザ	須磨区一ノ谷町5-2-1	731-8353	△	○	○	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外（西須磨小学校）へ避難すること。ただし、警戒区域外への避難が困難な方や余裕のない場合は利用可	○
6	北須磨小学校	須磨区離宮西町2-1-1	731-8149	○	○	○		○
7	だいち小学校	須磨区大池町5-15-1	739-1502	○	○	○		○
8	太田中学校	須磨区大黒町5-1-1	732-0854	○	○	○		○
9	東須磨小学校	須磨区堀池町1-2-1	731-0448	○	○	○		○
10	須磨体育館	須磨区中島町1-2-2	734-5588	○	○	○		○
11	飛松中学校	須磨区大手町8-4-25	731-9494	○	○	○		○
12	高倉台小学校	須磨区高倉台4-1-1	734-1766	○	○	○		○
13	高倉中学校	須磨区高倉台1-8-1	733-1140	○	○	○		○
14	板宿小学校	須磨区菊池町1-1-1	732-4055	○	○	○		○
15	多井畑小学校	須磨区友が丘3-106	792-0450	△	○	○	《土砂災害時》西門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、正門を利用すること	○
16	友が丘中学校	須磨区友が丘7-283-1	792-5567	○	○	○		○
17	多井畑自治会館	須磨区多井畑字東所22	741-5020	○	○	○		○
18	須磨友が丘高校	須磨区友が丘1-1-5	791-7881	△	○	○	〈土砂災害時〉校舎の一部が土砂災害警戒区域にあるので注意。体育館へ避難	○
19	横尾小学校	須磨区横尾5-3	743-4511	○	○	○		○
20	横尾中学校	須磨区横尾2-1-2	743-7322	△	○	○	《土砂災害時》通用門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、正門を利用すること	○
21	妙法寺小学校	須磨区妙法寺字桜界地106-1	741-2559	△	○	○	《土砂災害時》西門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、南校舎側の門を利用すること	○
22	神戸星城高等学校	須磨区緑が丘1-12-1	741-1860	○	○	○		○
23	南落合小学校	須磨区南落合3-11-1	792-5244	○	○	○		○

■　共通編

［予防計画］

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
24	竜が台小学校	須磨区竜が台6-15-1	793-1833	○	○	○		○
25	竜が台中学校	須磨区竜が台4-1	791-0762	○	○	○		○
26	菅の台小学校	須磨区菅の台4-3-2	791-0233	△	○	○	《土砂災害時》西門が土砂災害警戒区域付近にあるので注意、正門を利用すること	○
27	花谷小学校	須磨区東落合1-4-1	791-8272	○	○	○		○
28	東落合中学校	須磨区東落合2-15-1	792-5558	○	○	○		○
29	西落合小学校	須磨区西落合7-1-3	792-5556	○	○	○		○
30	北須磨文化センター	須磨区中落合3-1-2	791-0840	○	○	○		○
31	西落合中学校	須磨区西落合4-1-1	791-8444	○	○	○		○
32	須磨翔風高等学校	須磨区西落合1-1-5	798-4155	○	○	○		○
33	若草小学校	須磨区若草町1-13	743-7311	○	○	○		○
34	須磨北中学校	須磨区東白川台5-1-1	741-6465	○	○	○		○
35	東落合小学校	須磨区東落合2-18-1	793-1844	○	○	○		○
36	松尾小学校	須磨区北落合2-13-1	791-8422	△	○	○	《土砂災害時》正門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、東門を利用すること	○
37	神の谷小学校	須磨区神の谷5-1-1	791-8277	○	○	○		○
38	白川小学校	須磨区白川台7-3-2	792-2619	○	○	○		○
39	白川台中学校	須磨区白川台1-25-2	792-5711	○	○	○		○
垂水区								
1	塩屋小学校	垂水区塩屋町3-18-1	751-4400	○	○	○		○
2	塩屋中学校	垂水区塩屋町字大谷	753-2271	○	○	○		○
3	兵庫県自治研修所	垂水区塩屋町5-3-1	752-1321	○	○	○		
4	塩屋北小学校	垂水区塩屋北町4-10-1	752-7575	○	○	○		○
5	下畑台小学校	垂水区桃山台3-20	752-6780	○	○	○		○
6	桃山台中学校	垂水区桃山台4-8	752-1201	○	○	○		○
7	下畑公会堂	垂水区下畑町字谷川2120	―	○	○	○		○
8	つつじが丘小学校	垂水区つつじが丘3-1385-79	709-7751	○	○	○		○
9	福田小学校	垂水区乙木3-3-1	753-3515	○	○	○		○
10	東垂水小学校	垂水区王居殿2-5-25	751-2623	○	○	○		○
11	視覚特別支援学校	垂水区城が山4-2-1	751-3291	○	○	○		
12	乙木小学校	垂水区美山台2-1-1	752-4205	○	○	○		○
13	垂水東中学校	垂水区青山台3-4-1	751-6139	○	○	○		○
14	東垂水公民館	垂水区東垂水1-1-1	753-5025	○	○	○		○
15	名谷小学校	垂水区名谷町1896	707-2481	○	○	○		○
16	福田中学校	垂水区名谷町字猿倉254	708-1670	△	○	○	《土砂災害時》武道場・体育館は使用できません	○
17	神戸聴覚特別支援学校	垂水区福田1-3-1	709-9301	○	○	○		
18	高丸小学校	垂水区大町2-6-9	707-8877	○	○	○		○
19	千鳥が丘小学校	垂水区千鳥が丘3-10-37	709-1655	○	○	○		○
20	垂水小学校	垂水区日向2-4-6	707-6006	○	○	○		○
21	垂水年金会館	垂水区平磯1-2-5	752-4181	○	○	○		○
22	垂水体育館	垂水区平磯1-1-56	751-0500	○	○	○		○

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
23	霞ヶ丘小学校	垂水区霞ヶ丘4-6-16	706-0156	○	○	○		○
24	歌敷山中学校	垂水区歌敷山2-4-1	707-8864	○	○	○		○
25	東舞子小学校	垂水区舞子台4-10-1	782-2712	○	○	○		○
26	舞子小学校	垂水区西舞子4-7-43	782-2332	○	○	○		○
27	西舞子小学校	垂水区狩口台3-1-2	781-0004	○	○	○		○
28	舞子中学校	垂水区狩口台3-1-1	781-0001	△	○	○	《土砂災害時》格技室・体育館は使用できません	○
29	神陵台小学校	垂水区神陵台3-1-1	781-3843	○	○	○		○
30	神陵台中学校	垂水区神陵台3-1-2	781-0700	○	○	○		○
31	多聞台小学校	垂水区多聞台3-9-29	782-0375	○	○	○		○
32	西脇小学校	垂水区西脇1-8-6	781-9531	○	○	○		○
33	千代が丘小学校	垂水区上高丸1-4-2	708-8801	○	○	○		○
34	垂水中学校	垂水区上高丸1-4-1	707-6363	○	○	○		○
35	本多聞中学校	垂水区本多聞2-16-1	784-6310	○	○	○		○
36	舞多聞小学校	垂水区舞多聞西5-11-12	787-3700	○	○	○		○
37	多聞の丘小学校	垂水区本多聞5-2-1	784-4477	○	○	○		○
38	小東山小学校	垂水区小東山7-868-362	784-2656	○	○	○		○
39	星陵台中学校	垂水区星陵台4-3-3	709-8810	○	○	○		○
40	星陵高等学校	垂水区星陵台4-3-2	707-6565	○	○	○		○
41	神戸商業高等学校	垂水区星陵台4-3-1	707-6464	○	○	○		○
42	多聞東小学校	垂水区学が丘4-1-1	783-5868	○	○	○		○
43	多聞東中学校	垂水区学が丘3-1-1	783-5888	△	○	○	《土砂災害時》体育館は使用できません	○
44	舞子高等学校	垂水区学が丘3-2	783-5151	○	○	○		○
西区								
1	太山寺小学校	西区伊川谷町前開860	974-0007	○	○	－		○
2	伊川谷小学校	西区北別府3-3-1	974-0006	○	△	－	《洪水時》南別府1～5丁目からの避難については、河川が氾らんしたら、有瀬小学校へ避難すること	○
3	長坂小学校	西区伊川谷町長坂910-1	974-2333	○	○	－		○
4	長坂中学校	西区伊川谷町長坂841-1	974-3830	○	○	－		○
5	伊川谷高等学校	西区伊川谷町長坂910-5	974-5630	○	○	－		○
6	有瀬小学校	西区伊川谷町有瀬1137-1	974-2709	○	○	－		○
7	伊川谷中学校	西区伊川谷町上脇1005-2	974-0005	×	○	－	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外（伊川谷小学校）へ避難すること	○
8	小寺小学校	西区学園西町5-5	791-2950	○	○	－		○
9	兵庫県立大学	西区学園西町8-2-1	794-5245	○	○	－		○
10	東町小学校	西区学園東町5-5	794-4000	○	○	－		○
11	太山寺中学校	西区学園東町2-2	791-7090	○	○	－		○
12	神戸市外国語大学	西区学園東町9-1	794-8121	×	○	－	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外（太山寺中学校）へ避難すること。	○
13	工業高等専門学校	西区学園東町8-3	795-3311	×	○	－	《土砂災害時》土砂災害警戒区域外（東町	○

■　共通編

［予防計画］

緊急避難場所								避難所の利用
No.	名称	所在地	電話番号	災害ごとの注意事項				
				土砂災害	洪水	津波	備考	
							小学校）へ避難すること	
14	井吹東小学校	西区井吹台東町5-32	997-0820	○	○	－		○
15	井吹台中学校	西区井吹台西町2-3	997-0850	○	○	－		○
16	井吹西小学校	西区井吹台西町4-3	997-0114	○	○	－		○
17	井吹の丘小学校	西区井吹台北町2-18	990-5533	○	○	－		○
18	春日台小学校	西区春日台4-1	961-0251	○	○	－		○
19	平野中学校	西区春日台2-20	961-0058	○	○	－		○
20	西体育館	西区春日台5-436	961-1381	○	○	－		○
21	美賀多台小学校	西区美賀多台6-1	991-7659	○	○	－		○
22	平野小学校	西区平野町宮前301	961-0011	○	○	－		○
23	櫨谷小学校	西区櫨谷町池谷203-2	991-0004	○	○	－		○
24	糀台小学校	西区糀台3-32-1	991-1635	○	○	－		○
25	櫨谷中学校	西区糀台1-2	991-0026	○	○	－		○
26	狩場台小学校	西区狩場台3-6-1	991-3415	○	○	－		○
27	竹の台小学校	西区竹の台2-10-2	991-4471	○	○	－		○
28	西神中学校	西区竹の台5-21	992-2700	○	○	－		○
29	樫野台小学校	西区樫野台3-3-1	992-2500	○	○	－		○
30	木津小学校	西区桜が丘東町5-149-31	994-0003	○	○	－		○
31	桜が丘小学校	西区桜が丘中町3-3-2	994-8010	○	○	－		○
32	桜が丘中学校	西区桜が丘東町2-11-1	994-8822	○	○	－		○
33	押部谷小学校	西区押部谷町福住552-3	994-0002	○	○	－		○
34	北山小学校	西区北山台3-26-1	994-8020	○	○	－		○
35	押部谷中学校	西区押部谷町押部722	994-0013	○	○	－		○
36	月が丘小学校	西区月が丘7-2	995-3171	○	○	－		○
37	高和小学校	西区押部谷町高和565	994-0004	○	○	－		○
38	玉津第一小学校	西区小山1-4-1	928-3790	○	△	－	《洪水時》玉津町二ツ屋（櫨谷川以東）からの避難については河川が氾らんしたら、玉津中学校へ避難すること	○
39	出合小学校	西区中野1-22-1	928-5516	○	○	－		○
40	王塚台中学校	西区王塚台4-58	928-1277	○	○	－		○
41	枝吉小学校	西区技吉2-95	928-0880	○	○	－		○
42	高津橋小学校	西区玉津町高津橋640-1	917-6501	○	○	－		○
43	玉津南公民館	西区玉津町上池314	914-4300	○	○	－		○
44	玉津中学校	西区玉津町今津364	918-2266	○	○	－		○
45	神出小学校	西区神出町田井444	965-0006	○	○	－		○
46	神出中学校	西区神出町東1167	965-0025	△	○	－	《土砂災害時》山腹崩壊に注意すること	○
47	岩岡小学校	西区岩岡町古郷267	967-0013	○	○	－		○
48	岩岡中学校	西区岩岡町古郷249-1	967-0016	○	○	－		○

資料 6-2-3 基幹福祉避難所・福祉避難所一覧

基幹福祉避難所一覧

区名		名　　称	所　　在　　地	ＴＥＬ
東灘	1	サンライフ魚崎	東灘区魚崎中町４丁目 10-50	435－6688
	2	おおぎの郷	東灘区北青木１丁目 1-3	431－0001
	3	協同の苑六甲アイランド	東灘区向洋町中３丁目 1-2	857－5088
灘	1	ロングステージ灘	灘区大石東町１丁目 2-1	821－3888
	2	ハピータウンＫＯＢＥ	灘区摩耶海岸通２丁目 3－9	803－3609
中央	1	ケアポート神戸	中央区脇浜海岸通３丁目 2－6	221－1515
	2	ぽー愛	中央区港島中町５丁目２	303－0600
兵庫	1	モーツァルト兵庫駅前	兵庫区駅南通５丁目 1－2	681－0080
	2	ラグナケア中道	兵庫区中道通６丁目 1－33	575－2500
	3	花みさき	兵庫区浜中町１丁目 16－18	652－8731
	4	真愛あらたホーム	兵庫区荒田町３丁目 47-1	335－8120
北	1	さつき園	北区山田町小部字杉ノ木3-2	594－7711
	2	ふじの里	北区藤原台中町5丁目1-2	987－2230
長田	1	長田ケアホーム	長田区北町３丁目３	575－8777
	2	ふたば	長田区二葉町5丁目1-1-101	642－8628
須磨	1	神港園サニーライフ白川	須磨区白川台１丁目 35－3	793－8071
	2	離宮しあわせ荘	須磨区離宮西町２丁目 2－3	731－4164
垂水	1	本多聞ケアホーム	垂水区本多聞７丁目 2－2	783－5001
	2	オービーホーム	垂水区名谷町字猿倉273-7	706－9488
西	1	大慈弥勒園	西区櫨谷町長谷13-1	992－0065
	2	永栄園	西区伊川谷町長坂800	974－4812

福祉避難所一覧

１．地域福祉センター

区名		名　　称	所　　在　　地	ＴＥＬ
東灘	1	魚崎南地域福祉センター	東灘区魚崎南町2丁目9－4	413－2354
	2	渦が森地域福祉センター	東灘区渦森台1丁目2－1	822－8711
	3	向洋地域福祉センター	東灘区向洋町中6丁目3－2	857－5347
	4	本山南地域福祉センター	東灘区本山南町7丁目1－20 中野南公園内	452－3550
	5	浜御影地域福祉センター	東灘区御影本町6丁目2－14	854－0476
	6	本山地域福祉センター	東灘区岡本1丁目7－3	453－2939
	7	魚崎地域福祉センター	東灘区魚崎中町4丁目3－16	441－7071
	8	本山東地域福祉センター	東灘区森南町2丁目8－28	412－9393
	9	本山西地域福祉センター	東灘区西岡本4丁目8－7	412－8513
	10	本庄地域福祉センター	東灘区本庄町2丁目5－1	412－8470
	11	青木南地域福祉センター	東灘区青木4丁目2－20	452－7225
	12	御影北地域福祉センター	東灘区御影２丁目28－13	811－1992
	13	六甲アイランド地域福祉センター	東灘区向洋町中3丁目1－6	857－3787
	14	福池地域福祉センター	東灘区本山南町5丁目4－11 福井池公園内	412－0098

■　共通編

［予防計画］

区名	名　　称		所　　在　　地	ＴＥＬ
東灘	15	住吉地域福祉センター	東灘区住吉宮町3丁目2－18	811－2828
	16	深江南地域福祉センター	東灘区深江南町3丁目4－24	453－1313
灘	1	高羽地域福祉センター	灘区楠丘町4丁目1－16	854－0481
	2	岩屋地域福祉センター	灘区岩屋北町2丁目5－3	881－4918
	3	鶴甲地域福祉センター	灘区鶴甲2丁目10－1 鶴甲小学校内	822－8709
	4	六甲山地域福祉センター	灘区六甲山町西谷山1878－133	891－1233
	5	新在家地域福祉センター	灘区新在家南町3丁目2－25	882－5955
	6	西郷地域福祉センター	灘区大石北町8－1 西灘公園内	882－0331
	7	王子地域福祉センター	灘区中原通7丁目5－1 青谷川公園内	881－9587
	8	篠原地域福祉センター	灘区篠原北町2丁目2－37	801－5627
	9	成徳地域福祉センター	灘区備後町1丁目3－1 成徳小学校内	822－6211
	10	稗田地域福祉センター	灘区倉石通4丁目1－10	801－4340
	11	摩耶地域福祉センター	灘区天城通3丁目3－7	801－2059
	12	なぎさ地域福祉センター	灘区摩耶海岸通2－3－4	871－6122
	13	灘地域福祉センター	灘区千旦通1丁目5－2	871－6837
	14	六甲地域福祉センター	灘区八幡町4丁目8－28	802－3104
中央	1	雲中地域福祉センター	中央区旗塚通4丁目4－20	291－0171
	2	東川崎地域福祉センター	中央区東川崎町5丁目1－1	652－3866
	3	籠池地域福祉センター	中央区籠池通2丁目1－5	261－1544
	4	宮本地域福祉センター	中央区宮本通3丁目1－5 宮本公園内	251－3751
	5	下山手地域福祉センター	中央区北長狭通7丁目3－13	362－5844
	6	北野地域福祉センター	中央区中山手通2丁目17－18	241－7139
	7	神戸諏訪山地域福祉センター	中央区北長狭通4丁目9－5 元町北会館内	331－5063
	8	吾妻地域福祉センター	中央区吾妻通5丁目1－12	251－1391
	9	小野柄地域福祉センター	中央区旭通2丁目4－9	221－5666
	10	橘地域福祉センター	中央区橘通3丁目4－1 総合福祉センター内	341－6322
	11	春日野地域福祉センター	中央区八雲通1丁目1－7	242－0294
	12	若菜地域福祉センター	中央区神若通2丁目3－7	241－1921
	13	脇の浜地域福祉センター	中央区脇浜海岸通3丁目2－7	231－8300
	14	二宮地域福祉センター	中央区二宮町3丁目12－1	251－7051
	15	港島地域福祉センター	中央区港島中町2丁目3－3 港島ふれあいセンター内	303－2041
	16	山手地域福祉センター	中央区中山手通6丁目1－40 生田文化会館内	360－8850
兵庫	1	和田岬地域福祉センター	兵庫区浜山通1丁目1－5	652－3633
	2	川池地域福祉センター	兵庫区松本通5丁目2－6	578－8112
	3	湊山地域福祉センター	兵庫区大同町2丁目2－8	511－4056
	4	浜山地域福祉センター	兵庫区御崎町1丁目2－4 御崎公園内	651－4862
	5	ひよどり地域福祉センター	兵庫区菊水町10丁目12－1	521－6914
	6	中道地域福祉センター	兵庫区中道通4丁目2－8	575－1118
	7	熊野地域福祉センター	兵庫区鵯越町1丁目20	531－7520
	8	夢野地区地域福祉センター	兵庫区湊川町7丁目6－5	521－8927
	9	明親地域福祉センター	兵庫区須佐野通4丁目1－43	672－1416
	10	菊水地域福祉センター	兵摩区菊水町2丁目1－2	521－6953
	11	平野地域福祉センター （奥平野財産区、民間）	兵庫区神田町11－10 平野会館内	361－0009
	12	入江地域福祉センター （神戸市住宅供給公社、民間）	兵庫区西出町1丁目19－3	682－8919
	13	水木地域福祉センター	兵庫区駅前通3丁目2－26	578－4007

区名	名　称		所　在　地	ＴＥＬ
兵庫	14	兵庫大開地域福祉センター	兵庫区永沢町4丁目4－28	578－1841
	15	荒田地域福祉センター	兵庫区荒田町4丁目17－6	575－7056
長田	1	重池地域福祉センター	長田区重池町2丁目3－5	691－9911
	2	高取山地域福祉センター	長田区高取山町1丁目2－3	631－4920
	3	志里池地域福祉センター	長田区東尻池町1丁目14－4	651－9936
	4	みすが地域福祉センター	長田区御蔵通4丁目5－1	577－6194
	5	大日丘地域福祉センター	長田区大日丘町3丁目8－10	631－3521
	6	宮川地域福祉センター	長田区長田町2丁目2－1 サンドール長田北館5F	612－4160
	7	北町地域福祉センター	長田区北町3丁目4－1	531－4911
	8	真陽地域福祉センター	長田区久保町3丁目9－6	641－2277
	9	若松地域福祉センター	長田区若松町8丁目2－13	611－8480
	10	会陽地域福祉センター	長田区六番町2丁目7－1	577－2824
	11	長田地域福祉センター	長田区西山町2丁目4－1 長田小学校内	631－8801
	12	細田地域福祉センター	長田区細田町7丁目1－30	611－7011
	13	長田庄山地域福祉センター	長田区庄山町2丁目1－6	641－9977
	14	真野地域福祉センター	長田区東尻池町6丁目3－19	681－2700
	15	長田東地域福祉センター	長田区四番町4丁目－54	575－1865
	16	丸山地域福祉センター	長田区丸山町2丁目3－50 総合療育センター内	631－2761
	17	池田地域福祉センター	長田区蓮宮通4丁目11 観音山公園内	631－7960
	18	名倉地域福祉センター	長田区房王寺町4丁目7－15 名倉小学校内	642－4166
	19	二葉地域福祉センター	長田区二葉町6丁目5－1	691－5988
	20	長楽地域福祉センター	長田区海運町7丁目1－23	734－1131
	21	野田北部地域福祉センター	長田区海運町3丁目6－2	735－9388
須磨	1	高倉台地域福祉センター	須磨区高倉台4丁目1－4	735－5632
	2	南須磨地域福祉センター	須磨区松風町5丁目2－1	733－0980
	3	多井畑地域福祉センター	須磨区多井畑字筋替道21－3	741－8979
	4	神の谷地域福祉センター	須磨区神の谷5丁目2－1	795－1344
	5	西落合地域福祉センター	須磨区西落合5丁目13－20	791－3880
	6	須磨の浦地域福祉センター	須磨区千守町1丁目1－20	797－5285
	7	白川台地域福祉センター	須磨区白川台7丁目3－8	794－0740
	8	菅の台地域福祉センター	須磨区菅の台4丁目5	791－2888
	9	板宿地域福祉センター	須磨区禅昌寺町2丁目1－5	732－4155
	10	竜が台地域福祉センター	須磨区竜が台5丁目20 竜が丘公園内	793－4030
	11	妙法寺地域福祉センター	須磨区妙法寺字桜ノ界地106－1 妙法寺小学校内	742－0194
	12	松尾地域福祉センター	須磨区北落合3丁目2－1 松尾公園内	794－0280
	13	南落合地域福祉センター	須磨区南落合3丁目11－2	794－5314
	14	大黒地域福祉センター	須磨区大黒町2丁目2－12	735－2008
	15	横尾地域福祉センター	須磨区横尾2丁目1－1	741－2004
	16	東落合地域福祉センター	須磨区東落合3丁目33－12	791－0005
	17	友が丘地域福祉センター （北須磨団地自治会、民間）	須磨区友が丘5丁目2600－2	793－5188
	18	東須磨地域福祉センター	須磨区若木町3丁目5－9	732－8957
	19	若草地域福祉センター	須磨区若草町3丁目14－9	743－6166
	20	花谷地域福祉センター	須磨区中落合1丁目1－25	791－1400
	21	北須磨地域福祉センター	須磨区離宮前町2丁目7－24	735－3005
垂水	1	桃山台地域福祉センター	垂水区桃山台3丁目25	753－6613

■　共通編

［予防計画］

区名	名　　称		所　　在　　地	ＴＥＬ
垂水	2	霞ヶ丘地域福祉センター	垂水区五色山4丁目15－8	709－8080
	3	塩屋地域福祉センター	垂水区塩屋町4丁目3－9	752－7988
	4	つつじが丘地域福祉センター	垂水区つつじが丘4丁目6－7	707－5840
	5	高丸地域福祉センター	垂水区坂上5丁目1－2	752－7930
	6	神陵台地域福祉センター	垂水区南多聞台1丁目8－8	785－7224
	7	舞子地域福祉センター	垂水区西舞子7丁目30－1	782－4090
	8	多聞東地域福祉センター	垂水区学が丘4丁目3－7	784－8210
	9	上高丸地域福祉センター	垂水区千鳥が丘3丁目20－15	707－9836
	10	多聞台地域福祉センター	垂水区多聞台4丁目14－9	785－7030
	11	西高丸地域福祉センター	垂水区高丸6丁目3－1	706－5702
	12	多聞南地域福祉センター	垂水区本多聞6丁目8－12	785－2558
	13	垂水地域福祉センター	垂水区平磯1丁目2－5 垂水年金会館内	753－4193
	14	小東山地域福祉センター	垂水区学が丘7丁目1－29	784－0693
	15	狩口台地域福祉センター	垂水区狩口台2丁目31－1	782－6320
	16	東垂水地域福祉センター	垂水区王居殿2丁目5－25 東垂水小学校内	753－6002
	17	本多聞地域福祉センター	垂水区本多聞4丁目1－2	781－8802
	18	千代が丘地域福祉センター	垂水区旭が丘3－12－3	708－7228
	19	西脇地域福祉センター	垂水区本多聞1丁目5－4	785－2524
	20	星陵台地域福祉センター	垂水区星陵台7丁目5－3	783－8988
	21	名谷地域福祉センター	垂水区名谷町中坊487－3 名谷あじさい公園内	708－4345
	22	福田地域福祉センター	垂水区乙木3丁目3－2	753－2255
	23	塩屋北地域福祉センター	垂水区塩屋北町1丁目11－3	753－8648
	24	乙木地域福祉センター	垂水区美山台1丁目9－40	752－9218
	25	舞多聞地域福祉センター	垂水区舞多聞西５丁目11-5	782－5512
北	1	小部地域福祉センター	北区鈴蘭台北町4丁目9－9	591－7552
	2	有馬地域福祉センター	北区有馬町有馬字中ノ畑241－3	903－2900
	3	花山地域福祉センター	北区花山東町3－3	583－0583
	4	有野台地域福祉センター	北区有野台2丁目1	982－9299
	5	大沢地域福祉センター	北区大沢町中大沢字泓996－1	954－0308
	6	泉台地域福祉センター	北区泉台3丁目13－1	592－5730
	7	君影地域福祉センター	北区君影町1丁目2－10	594－1333
	8	小部東地域福祉センター	北区鈴蘭台東町6丁目2－6	594－0500
	9	鈴蘭台地域福祉センター	北区鈴蘭台南町2丁目14－24 鈴蘭台小学校内	595－0272
	10	長尾地域福祉センター	北区長尾町上津字大江ノ前194－1	986－7001
	11	筑紫が丘地域福祉センター	北区筑紫が丘3丁目2－9	582－2337
	12	唐櫃地域福祉センター	北区唐櫃台3丁目27－1	981－7855
	13	箕谷地域福祉センター	北区緑町4丁目6－3	583－6347
	14	南五葉地域福祉センター	北区南五葉5丁目1－1 鈴蘭公園内	591－4248
	15	桜の宮地域福祉センター	北区甲栄台2丁目2－20	594－2049
	16	八多地域福祉センター	北区八多町附物字下殿関393－1	982－0514
	17	道場地域福祉センター	北区道場町塩田字西川原1439－3	985－1028
	18	大池地域福祉センター	北区東大池2丁目3－13 東大池公園内	987－1026
	19	藤原台地域福祉センター	北区藤原台中町7丁目14－16	987－0124
	20	有野地域福祉センター	北区有野中町2丁目20－19	987－0294
	21	北五葉地域福祉センター	北区北五葉3丁目7－1 北五葉小学校内	593－8526

区名	名　称		所　在　地	ＴＥＬ
北	22	淡河地域福祉センター	北区淡河町萩原字桶屋垣内1383	959－0668
	23	有野台第２地域福祉センター	北区有野台6丁目22－1	987－3830
	24	ひよどり台地域福祉センター	北区ひよどり台3丁目8 ひよどり台公園内	741－6658
	25	星和台鳴子地域福祉センター	北区鳴子2丁目11－1	594－7516
	26	鹿の子台地域福祉センター	北区鹿の子台北町6丁目34－3	952－0106
	27	上淡河地域福祉センター	北区淡河町野瀬字新田459－2	958－0668
	28	山田地域福祉センター	北区山田町福地ガケノ上18－3	582－0087
	29	谷上地域福祉センター	北区谷上西町7－3	581－2124
	30	広陵地域福祉センター	北区小倉台2丁目15－3	581－2790
	31	大原桂木地域福祉センター	北区大原3丁目21	582－0818
	32	西山地域福祉センター	北区菖蒲が丘1丁目14－3	951－5666
	33	甲緑地域福祉センター	北区緑町2丁目7－28	582－3936
	34	箕谷地域福祉センター分館	北区日の峰1－19	586－3663
西	1	神出地域福祉センター	西区神出町田井宇長原34－2	203－4275
	2	学園西町地域福祉センター	西区学園西町5丁目2－3	792－9572
	3	高和地域福祉センター	西区押部谷町高和字大坪774	994－9083
	4	春日台地域福祉センター	西区春日台4丁目5	961－4888
	5	糀台地域福祉センター	西区糀台3丁目32－6	992－4178
	6	枝吉地域福祉センター	西区枝吉4丁目48－4	203－1474
	7	平野地域福祉センター	西区平野町宮前字上松148	203－1438
	8	狩場台地域福祉センター	西区狩場台3丁目6－2	992－8408
	9	竹の台地域福祉センター	西区竹の台2丁目20－1	992－6889
	10	学園東地域福祉センター	西区学園東町5丁目4	795－3581
	11	岩岡第２地域福祉センター	西区竜が岡2丁目15－12	967－0083
	12	出合地域福祉センター	西区王塚台5丁目73	927－1201
	13	桜が丘地域福祉センター	西区桜が丘東町1丁目3－1	995－2298
	14	櫨谷地域福祉センター	西区櫨谷町長谷字佃井ノ上75	997－0412
	15	樫野台地域福祉センター	西区樫野台5丁目4－2	991－9922
	16	美賀多台地域福祉センター	西区美賀多台3丁目13－4	961－6392
	17	玉津地域福祉センター	西区玉津町出合字古瀬204－4	925－3253
	18	岩岡第１地域福祉センター	西区岩岡町岩岡字西場922－1	967－0005
	19	押部谷東地域福祉センター	西区秋葉台2丁目1－133	994－8070
	20	北山地域福祉センター	西区北山台3丁目26－1 北山小学校内	994－1195
	21	月が丘地域福祉センター	西区月が丘5丁目1－12	995－1195
	22	井吹東地域福祉センター	西区井吹台東町4丁目21－2	996－3569
	23	高津橋地域福祉センター	西区玉津町高津橋字澤町188	914－6336
	24	押部谷地域福祉センター	西区押部谷西盛字老之本313	995－3346
	25	井吹西地域福祉センター	西区井吹台西町4丁目4	996－3006
	26	伊川谷地域福祉センター	西区伊川谷町別府字セシゲ1337－１	976－5445
	27	有瀬地域福祉センター	西区伊川谷町有瀬字金井場1137－30	976－5007
	28	長坂地域福祉センター	西区伊川谷町有瀬字栗林603－2	976－9373
	29	太山寺地域福祉センター	西区前開南町2丁目1－20	975－6562
西	30	井吹北地域福祉センター	西区井吹台北町2丁目17－7	939－2146

２．神戸市老人福祉施設連盟加盟施設

区名		名　　称	所　在　地	ＴＥＬ
東灘	1	光明苑	東灘区住吉本町３－７－41	851－2560
	2	おおぎの郷	東灘区北青木１－１－３	431－0001
	3	協同の苑六甲アイランド	東灘区向洋町中３－１－２	857－5088
	4	協同の苑六甲アイランドにじの家	東灘区向洋町中３－２－６	858－6266
	5	セ・ラ・ヴィ	東灘区住吉宮町３－４－17	811－2344
	6	サンライフ魚崎	東灘区魚崎中町４－10－50	435－6688
	7	ロングステージ KOBE 岡本	東灘区西岡本２－25－４－101	414－0789
	8	友愛苑・ケアハウスゆうあい	東灘区鴨子ケ原２－14－17	845－3660
	9	ロングステージ御影	東灘区御影石町１－２－18	822－5620
	10	ケアハウス　こすもぴあ	東灘区魚崎南町４－13－11	452－2431
	11	甲南山手	東灘区本庄町１－10－２	441－0001
	12	高齢者ケアセンター甲南	東灘区森北町６－１－１	436－0567
	13	かもこの風	東灘区鴨子ヶ原３－19－30	858－5070
	14	うみのほしルルド	東灘区魚崎西町１－７－14	822－0272
	15	芦屋すみれ園	東灘区深江南町１-１－20	862－9994
灘	1	千山荘・ケアハウスきしろ長寿の里	灘区鶴甲５－１－50	841－4504
	2	六甲台ビラ	灘区鶴甲５－１－50	821－1391
	3	ロングステージ灘	灘区大石東町１－２－１	821－3888
	4	ブルーバレイ	灘区青谷町２－１－９	801－1702
	5	ハピータウンＫＯＢＥ	灘区摩耶海岸通２－３－９	803－3609
	6	うみのほし	灘区篠原北町３－11－15	881－1345
	7	ロングステージ KOBE 大石	灘区大石南町２－４－22	805－3620
	8	灘在宅福祉センター	灘区琵琶町２－１－27	882－1294
	9	うみのほし長峰台	灘区篠原北町４－18－１	881－1374
	10	まんてん六甲の丘	灘区篠原伯母野山町３－996－276	801－8151
	11	陽だまりの家きしろ	灘区鶴甲１－４－21	862－6865
	12	エル・グレイス六甲	灘区鶴甲１－５－２	862－6521
中央	1	オリンピア	中央区生田町１－２－32	221－7098
	2	ケアポート神戸	中央区脇浜海岸通３－２－６	221－1515
	3	ぽー愛	中央区港島中町５－２	303－0600
	4	山手さくら苑	中央区下山手通７－１－16	367－3780
	5	すまいるデイサービスセンター	中央区中山手通４－10－10	272－0022
	6	神戸海岸特養ケアセンター	中央区磯辺通１丁目１－28	252－3003
兵庫	1	夢野老人ホーム	兵庫区夢野町４－３－13	511－3407
	2	海光園	兵庫区菊水町 10－40	511－7943
	3	モーツァルト兵庫駅前	兵庫区駅南通５－１－２	681－0080
	4	ラグナケア中道	兵庫区中道通６－１－33	575－2500
	5	ラグナケア千鳥山荘	兵庫区千鳥町３－５－１	579－6200
	6	花みさき	兵庫区浜中町１－16－18	682－8731
	7	花みさきⅡ	兵庫区浜中町１－17－14	652－6511
	8	高齢者ケアセンターひょうご・デイサービスセンターさとやま	兵庫区里山町１－48	612－3335
	9	オリンピア兵庫	兵庫区小松通５－１－14	671－7065

区名		名　　称	所　在　地	ＴＥＬ
	10	真愛たきやまホーム	兵庫区滝山町 511	595－9401
	11	海光園ミラホーム・ケアハウスイルマーレ	兵庫区菊水町 10－40－１	511－7767
	12	真愛あらたホーム	兵庫区荒田町 3－47－１	335－8120
北	1	鈴蘭台荘	北区鈴蘭台東町 2－4－6	591－0024
	2	六甲の館	北区山田町小部字妙賀山 13－17	594－2451
	3	さつき園	北区山田町小部字杉ノ木 3－2	594－7711
	4	神港園しあわせの家	北区しあわせの村１-10	743－8291
	5	つくし園	北区山田町東下字野田南 30	582－0041
	6	梅香園	北区山田町小部字南山 2－35	595－2001
	7	ひよどりホーム	北区ひよどり北町 3－2	743－6100
	8	さくらガーデン	北区長尾町上津 4658－6	986－6571
	9	ふじの里	北区藤原台中町 5－1－2	987－2230
	10	八多の里	北区八多町中 681	951－1130
	11	大池サンホーム	北区山田町上谷上字ﾔﾝｹﾞﾝ 3 番地	581－0230
	12	やすらぎの里　道場	北区道場町塩田 3080	985－1165
	13	ケアハウス　南風	北区山田町下谷上字梅木谷 39－11	583－3131
	14	ケアハウス　カトレア神戸	北区松宮台 1－37－2	593－0001
	15	ほわいえ	北区八多町中 1306	952－0877
	16	なでしこ神戸	北区藤原台南町 3 丁目 18－4	984－3211
	17	やすらぎの里神戸赤松台	北区赤松台 1 丁目 1 番 77 号	986－8228
	18	駒どりの郷	北区西大池 2－7－41	583－3100
	19	カトレア鈴蘭台・ケアハウスカトレアすずらん台	北区鈴蘭台北町 1－21－10	592－0077
	20	万寿の家	北区鳴子 3－1－18	595－7010
	21	さくらホーム	北区山田町小部字惣六畑山 8－18	596－6622
長田	1	長田ケアホーム	長田区北町 3－3	575－8777
	2	高齢者ケアセンターながたサテライト宮丘	長田区宮丘町 1－3－11	641－1222
	3	長田すみれ園	長田区鹿松町 2－9－43	691－8008
	4	故郷の家・神戸	長田区東尻池町 7－4－21	651－1555
	5	ふれあいホーム	長田区三番町 1－4－1	515－8200
	6	ふたば	長田区二葉町 5－1－1－101	642－8628
	7	ケアハウス松寿園	長田区丸山町 2－3－17	646－5287
	8	ケアハウス丸山の郷	長田区雲雀ヶ丘 1－14－1	611－7008
	9	長田在宅福祉センター	長田区腕塚町 2－1－28	611－2015
	10	神戸まどか園	長田区大丸町 1-5-１	646－3111
	11	雲雀丘すみれ園	長田区雲雀ヶ丘 1－1－2	631－9908
須磨	1	和光園	須磨区養老町 1－8－30	731－0383
	2	友が丘ＹＵＡＩ	須磨区友が丘 3－126	792－2340
	3	愛の園	須磨区妙法寺字野路山 1053	741－8750
	4	離宮しあわせ荘	須磨区離宮西町 2－2－3	731－4164
	5	神港園サニーライフ白川	須磨区白川台 1－35－3	793－8071
	6	あいハート須磨	須磨区松風町 4－2－26	737－2525
	7	須磨浦の里	須磨区一ノ谷町 3－3－21	732－4165

■　共通編

［予防計画］

区名		名　　称	所　在　地	ＴＥＬ
須磨	8	須磨シニアコミュニティ	須磨区外浜町 3－3－18	737－3737
	9	宙カミーノ	須磨区神の谷 5 丁目 2－2	797－7002
	10	ＫＯＢＥ須磨きらくえん	須磨区車字菅ノ池 1351－14	747－3001
	11	ショートステイやまもも	須磨区白川台 3－63－1	792－2210
	12	ケアハウス須磨浦の里みち	須磨区一ノ谷町 3-3-16	731－4131
垂水	1	オービーホーム	垂水区名谷町字猿倉 273－7	706－9488
	2	桃山台ホーム	垂水区桃山台 5－1139－3	751－0006
	3	本多聞ケアホーム	垂水区本多聞 7－2－2	786－1865
	4	ファボール星陵	垂水区星陵台 4－4－43	787－7377
	5	ファボール泉が丘	垂水区星陵台 5－8－34	751－5568
	6	ふるさと	垂水区塩屋町 6－38－8	752－8349
	7	舞子台ホーム	垂水区舞子台 7－2－1	785－8666
	8	メープルホーム	垂水区名谷町大谷 1905－1	794－6584
	9	塩屋さくら苑	垂水区塩屋町 4－25－11	755－5671
	10	舞子すみれ園	垂水区西舞子 6－1－13	782－1151
	11	さん舞子神港園・さん舞子神港園いこいの家	垂水区五色山町 7－12－38	704－2081 704－1221
	12	ケアハウス　ふるさと	垂水区塩屋町 6－32－48	752－9482
	13	ケアハウスまんてん垂水	垂水区名谷町 1547－1	706－2882
	14	多夢の森デイサービスセンター	垂水区南多聞台 4－4－50	787－0937
	15	垂水在宅福祉センター	垂水区平磯 1－2－5 （垂水年金会館内）	751－1294
	16	向陽荘	垂水区福田 5－2－21	754－5675
	17	花の森	垂水区名谷町 1941-１	791－0608
	18	オレンジ神戸	垂水区舞子台 4-9-11	782－3030
	19	神戸垂水ちどり	垂水区高丸 6-7-2	786－3755
	20	オービーホーム高丸	垂水区上高丸 3-７-22	754－8522
西	1	大慈吉祥園・大慈弥勒園・大慈デイサービスセンター	西区櫨谷町長谷 13－1	992－0065
	2	神港園・神港園シルビアホーム・神港園シルビアデイサービスセンター	西区神出町東 1188－345	965－3661
	3	透鹿園	西区平野町常本 309－5	961－2335
	4	萬寿園	西区神出町小東野 58－92	965－2218
	5	永栄園	西区伊川谷町長坂 800	974－4812
	6	神出シニアコミュニティ	西区神出町南 368－119	965－3080
	7	花園ホーム	西区平野町慶明字花岡 77	924－0300
	8	サンビラこうべ	西区神出町宝勢 774－39	964－3838
	9	岩岡の郷	西区岩岡町岩岡 656－2	967－5566
	10	西神の里	西区岩岡町古郷 2888	967－7151
	11	ラグナケア春日台	西区春日台 7 丁目 45－2	963－3400
	12	オリンピア神戸西	西区玉津町上池 315－10	918－7098
	13	ケアハウスかんで	西区神出町小東野 58－91	965－2604

区名		名　　称	所　在　地	ＴＥＬ
	14	ケアハウス　大慈	西区櫨谷町長谷 83－6	993－3965
	15	大慈智音園	西区玉津町今津 364－61	913－0065
	16	サンホーム神戸西	西区平野町印路 887-8	961－5200
西	17	三芳苑	西区伊川谷町潤和 1447-１	975－0500
	18	フェニックス月が丘ケアセンター	西区月が丘 1-634-14	998－0306
	19	ときわ	西区前開南町 2-1-12	974－1515
	20	櫻ホーム西神	西区月が丘 1-41-12	995－7145
	21	ケアハウス　シェ・モア	西区伊川谷町有瀬 556-6	975－6517
	22	神港園あんすこハウス神出	西区神出町東 1188-70	965－1407

３．身体障害者施設連盟施設

区名		名　称	所　在　地	ＴＥＬ
北	1	二郎苑	北区有野町二郎字篭谷 898 番 10	981－8261
	2	ワークホーム明友	北区しあわせの村 1-13	743－8270
須磨	1	ホーリーツリー西部	須磨区須磨本町1-1-6	739－5390
	2	神戸愛生園	須磨区友が丘1-1	791－2222
西	1	リバティ神戸	西区伊川谷町潤和2-2	977－2271
	2	さざんか療護園	西区井吹台北町5-2	991－5586

４．知的障害者施設連盟施設

区名		名　称	所　在　地	ＴＥＬ
東灘	1	もとやま園	東灘区西岡本 4 丁目 17-1	855－5565
北	1	おかば学園	北区有野中町 2-5-19	981－7271
	2	みのたに園	北区山田町下谷上字鷹の子9	583－2850
	3	ワークホーム緑友	北区しあわせの村1-12	743－8282
	4	グリーンホーム平成	北区しあわせの村1-11	743－8281
	5	ヨゼフ寮	北区淡河町神田 382－27	958－0109
	6	ひふみ園	北区山田町藍那字 2-4	591－8491
	7	神戸明生園	北区しあわせの村 1-15	743－8060
	8	清心ホーム	北区若葉台 1 丁目 1-6	591－0256
長田	1	くすのき会たまも園	長田区細田町5丁目2－6	647－6223
	2	ワークステーション細田	長田区細田町6丁目1－1	642－1192
	3	みらい　おもいけ園	長田区重池町 2 丁目 3-1	646－3363
須磨	1	神戸聖生園	須磨区友が丘1-1	791－2001
垂水	1	神戸光生園	垂水区南多聞台 8 丁目 23-15	784－8651
西	1	あさぎりの里・さわらび学園・ゼノの村	西区神出町南 619	965－0211
	2	新緑の家	西区春日台 5 丁目 1-2	961－5060
	3	玉津むつみの家・とこはの家	西区玉津水谷字セリ合 400-7	913－0255

	4	あゆみの里	西区神出町宝勢字辻堂西 858-1	965－2360
	5	西神ファーム	西区櫨谷町友清字南谷 130-1	990－1200
	6	なごみの里	西区神出町宝勢字辻堂西 859-1	965－0137

５．神戸市介護老人保健施設協会施設

区名	名　称		所 在 地	TEL
東灘	1	アトレーユうおざき	東灘区魚崎南町 3-7-18	411-9597
	2	すばる魚崎の郷	東灘区魚崎西町 2-3-19	811-8900
灘	1	ケアホームすばる	灘区大和町 1-2-1	858-6185
	2	すばる六甲	灘区鶴甲1-3-10	843-0501
兵庫	1	ドリームヒルズ滝山	兵庫区滝山町7-2	579-4130
北	1	あすなろ旭	北区西大池 1-31-28	581-7931
	2	うらら	北区淡河町淡河 574	950-5177
	3	シルバーステイあじさい	北区緑町 8-12-1	583-2233
長田	1	サニーヒル	長田区大日丘町 3-2-1	647-3255
須磨	1	オラージュ須磨	須磨区若草町 3-622-11	747-1136
	2	コスモス苑	須磨区妙法寺字荒打 308-1	747-2520
	3	すま松の郷	須磨区妙法寺字樫原 2-1	741-8585
西	1	ハーベスピア	西区伊川谷町有瀬字屋敷前 1432-1	976-2626

６．その他施設

区名	名　　称		所　在　地	ＴＥＬ
中央	1	神戸ポートタワーホテル	中央区波止場町6－1	371－8080
	2	神戸プラザホテル	中央区元町通1-13-12	332－1141
北	1	介護付有料老人ホーム神戸ゆうゆうの里	北区鳴子3－1－2	594－9000
	2	恵風園	北区山田町小部字惣六畑山8-88	592－7100
	3	しあわせの村	北区山田町しあわせの村1-1	743－8183
	4	有馬グランドホテル	北区有馬町1304－1	904－0181
	5	中の坊瑞苑	北区有馬町808	904－0781
	6	角の坊	北区有馬町878	904－0771
	7	銀水荘兆楽	北区有馬町1654－1	904－0666
	8	陵楓閣	北区有馬町1537－2	904－0675
	9	御所坊	北区有馬町858	904－0551
	10	ホテル花小宿	北区有馬町1007	904－0281
	11	有馬山叢御所別墅	北区有馬町958	904－0554
	12	亀の井ホテル有馬	北区有馬町1617－1	904－0951
	13	高山荘華野	北区有馬町400－1	904－0744
	14	御幸荘花結び	北区有馬町1740－12	904－0166
	15	小都里	北区有馬長353-1	904－0167
	16	古泉閣	北区有馬町1455－1	904－0731
	17	有馬ロイヤルホテル	北区有馬町987	904－0541
	18	龍泉閣	北区有馬町1663	904－0901

区名	名　　称		所　在　地	ＴＥＬ
	19	竹取亭円山	北区有馬町1364－1	904－0631
	20	竹取亭別亭康貴	北区有馬町1401	904－0221
	21	上大坊	北区有馬町1175	904－0531
	22	有馬きらり	北区有馬町292－2	904－2295
	23	有馬御苑	北区有馬町1296	904－3737
	24	メープル有馬	北区有馬町406－3	903－5000
	25	旅篭	北区有馬町1389－3	903－6456
	26	奥の細道	北区有馬町1683－2	907－3555
	27	兵衛向陽閣	北区有馬町1904	904－0501
	28	月光園鴻朧館・游月山荘	北区有馬町318	903－2255
	29	欽山	北区有馬町1302－4	904－0701
	30	東急ハーヴェストクラブ有馬六彩	北区有馬町341－1	903－1109
	31	橋乃家別館嵐翠	北区有馬町1684	904－0825
	32	SPA　TERRACE　紫翠	北区有馬町1656-1	904－0622
長田	1	神戸常盤大学	長田区大谷町2－6－2	611－1821
垂水	1	苔谷公園コミュニティセンター	垂水区舞子台4丁目1－1	785－2777
	2	コ･クール垂水	垂水区下畑町498-53	755－7906
西	1	神戸西神オリエンタルホテル	西区糀台5丁目6－3	902－8111
	2	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局神戸視力障害センター	西区曙町1070	923－4670
	3	神戸市看護大学	西区学園西町3-4	794－8080

資料 6-5-1 想定最大規模の洪水浸水想定区域外の避難施設一覧

避難施設一覧（想定最大規模の洪水浸水想定区域外）

No.	名　　称	所　　在　　地
東灘区		
1	東灘高校	神戸市東灘区深江浜町 50
2	灘中・高校	神戸市東灘区魚崎北町 8-5-1
3	甲南女子中・高校	神戸市東灘区森北町 5-6-1
4	甲南女子大学	神戸市東灘区森北町 6-2-23
5	神戸薬科大学	神戸市東灘区本山北町 4-19-1
6	御影北小学校	神戸市東灘区御影山手 1-12-1
7	頌栄短期大学	神戸市東灘区御影山手 1-18-1
8	渦が森小学校	神戸市東灘区渦森台 1-12-1
9	幼保連携型認定こども園同朋住吉台こども園	神戸市東灘区住吉台 25-7
10	六甲アイランド小学校	神戸市東灘区向洋町中 2-7
11	向洋中学校	神戸市東灘区向洋町中 2
12	六甲アイランド高校	神戸市東灘区向洋町中 4-4
13	向洋小学校	神戸市東灘区向洋町中 6
14	神大附属中等教育学校	神戸市東灘区住吉山手 5-11-1
15	渦が森小学校グラウンド	神戸市東灘区渦森台 1-12-1
16	神大附属中等教育学校グラウンド	神戸市東灘区住吉山手 5-11-1
17	森公園	神戸市東灘区森南町 2-10
灘区		
18	鶴甲小学校	神戸市灘区鶴甲 2-10-1
19	神戸大学農学部	神戸市灘区六甲台町 1-1
20	神戸大学工学部	神戸市灘区六甲台町 1-1
21	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	神戸市灘区鶴甲３-11
22	神戸松蔭女子学院大学	神戸市灘区篠原伯母野山町 1-2-1
23	高羽小学校	神戸市灘区高羽町 3-11-11
24	親和女子高校・親和中学校	神戸市灘区土山町 6-1
25	六甲小学校	神戸市灘区八幡町 4-4-1
26	福住小学校	神戸市灘区福住通 7-1-1
27	神戸高校	神戸市灘区城の下通 1-5-1
28	王子スポーツセンター	神戸市灘区青谷町 1-1-1
29	美野丘小学校	神戸市灘区箕岡通 1-3-17
30	上野中学校	神戸市灘区国玉通 1-1-1
31	摩耶小学校	神戸市灘区畑原通 4-1-1

No.	名　　称	所　　在　　地
32	灘小学校	神戸市灘区千旦通 1-5-1
33	六甲山小学校	神戸市灘区六甲山町北六甲 4512-42
34	烏帽子中学校	神戸市灘区烏帽子町 1-2-1
35	長峰中学校	神戸市灘区長峰台 2-2-1
36	灘の浜小学校	神戸市灘区摩耶海岸通 2-2-1
37	神戸大学	神戸市灘区六甲台町 1-1
38	成徳公園	神戸市灘区備後町 1-3
39	六甲風の郷公園	神戸市灘区六甲町 2-4-25
40	六甲道南公園	神戸市灘区桜口 4　他
41	摩耶海岸通公園	神戸市灘区摩耶海岸通 1-2
42	福住小学校グラウンド	神戸市灘区福住通 7-1-1
43	神戸高校グラウンド	神戸市灘区城の下通 1-5-1
44	上野中学校グラウンド	神戸市灘区国玉通 1-1-1
45	灘丸山公園	神戸市灘区五毛字丸山 57-21 他
中央区		
46	上筒井小学校	神戸市中央区野崎通 1-1-2
47	筒井台中学校	神戸市中央区野崎通 1-1-3
48	葺合高校	神戸市中央区野崎通 1-1-1
49	宮本小学校	神戸市中央区宮本通 2-1-36
50	科学技術高校	神戸市中央区脇浜町 1-4-70
51	葺合中学校	神戸市中央区熊内町 1-4-28
52	春日野小学校	神戸市中央区宮本通 7-1-6
53	なぎさ小学校	神戸市中央区脇浜海岸通 2-4-1
54	雲中小学校	神戸市中央区熊内町 3-1-7
55	布引中学校	神戸市中央区熊内町 6-7-1
56	中央小学校	神戸市中央区神若通 7-1-1
57	コミスタこうべ（生涯学習支援センター）	神戸市中央区吾妻通 4-1-6
58	磯上体育館	神戸市中央区八幡通 2-1-38
59	こうべ小学校	神戸市中央区中山手通 4-23-2
60	浄福寺	神戸市中央区北野町 4-11-19
61	海外移住と文化の交流センター	神戸市中央区山本通 3-19-8
62	神戸生田中学校	神戸市中央区北長狭通 4-10-1
63	山の手小学校	神戸市中央区中山手通 7-31-1
64	中央図書館	神戸市中央区楠町 7-2-1
65	湊翔楠中学校	神戸市中央区楠町 4-2-5
66	中央体育館	神戸市中央区楠町 4-1-1

■　共通編

［予防計画］

No.	名　　称	所　　在　　地
67	義務教育学校港島学園	神戸市中央区港島中町 3-2-2
68	神戸国際展示場	神戸市中央区港島中町 6-11-1
69	ワールド記念ホール	神戸市中央区港島中町 6-12-2
70	ポートアイランドスポーツセンター	神戸市中央区港島中町 6-12-1
71	バンドー神戸青少年科学館	神戸市中央区港島中町 7-7-6
72	神戸学院大学	神戸市中央区港島 1-1-3
73	上筒井小学校グラウンド	神戸市中央区野崎通 1-1-2
74	筒井台中学校グラウンド	神戸市中央区野崎通 1-1-3
75	葺合高校グラウンド	神戸市中央区野崎通 1-1-1
76	葺合中学校グラウンド	神戸市中央区熊内町 1-4-28
77	春日野公園	神戸市中央区宮本通 7-330
78	王子南公園	神戸市中央区坂口通 1 他
79	なぎさ公園	神戸市中央区脇浜海岸通 1-2
80	脇浜海岸通公園	神戸市中央区脇浜海岸通 4-2
81	なぎさ小学校グラウンド	神戸市中央区脇浜海岸通 2-4-1
82	東遊園地	神戸市中央区加納町 6-4
83	磯上公園	神戸市中央区八幡通 2-1
84	大倉山公園	神戸市中央区楠町 7-4
85	湊翔楠中グラウンド	神戸市中央区楠町 4-2-5
兵庫区		
86	建設局中央水環境センター鈴蘭台処理場	神戸市兵庫区烏原町字譲原
87	夢野中学校	神戸市兵庫区鵯越町 10-1
88	夢野こどもホーム（一階地域交流スペース）	神戸市兵庫区夢野町 4-3-13
89	神港橘高校	神戸市兵庫区会下山町 3-16-1
90	和田岬小学校	神戸市兵庫区和田宮通 6-1-18
91	兵庫工業高校	神戸市兵庫区和田宮通 2-1-63
92	浜山小学校	神戸市兵庫区材木町 4-2
93	吉田中学校	神戸市兵庫区吉田町 1-5-1
94	高齢者ケアセンターひょうご	神戸市兵庫区里山町 1-48
95	湊川公園	神戸市兵庫区荒田町 1-20
96	夢野中学校第２グラウンド	神戸市兵庫区鵯越町 10-1
97	夢野台公園	神戸市兵庫区滝山町
98	会下山公園	神戸市兵庫区会下山町 3
99	会下山配水場	神戸市兵庫区湊川町 10
100	御崎公園	神戸市兵庫区御崎町 1-2
北区		

No.	名　　称	所　　在　　地
101	鵯台中学校	神戸市北区ひよどり台 1-15-31
102	ひよどり台小学校	神戸市北区ひよどり台 3-3
103	星和台中学校	神戸市北区星和台 1-6
104	星和台小学校	神戸市北区星和台 6-21
105	鈴蘭台中学校	神戸市北区北五葉 2-10-32
106	北五葉小学校	神戸市北区北五葉 3-7-1
107	藍那小河地域福祉センター	神戸市北区山田町藍那字下の町 77-8
108	君影小学校	神戸市北区君影町 1-11-13
109	南五葉小学校	神戸市北区南五葉 3-1-1
110	鈴蘭台小学校	神戸市北区鈴蘭台南町 2-14-24
111	小部小学校	神戸市北区鈴蘭台北町 3-8-1
112	小部中学校	神戸市北区山田町小部字向井谷 23-1
113	小部東小学校	神戸市北区鈴蘭台北町 7-11-22
114	泉台小学校	神戸市北区泉台 3-1-4
115	桜の宮小学校	神戸市北区若葉台 1-3-15
116	桜の宮中学校	神戸市北区大脇台 6-1
117	大原中学校	神戸市北区大原 1-19
118	桂木小学校	神戸市北区桂木 1-2-5
119	甲緑小学校	神戸市北区緑町 7-12-10
120	箕谷小学校	神戸市北区松が枝町 1-11
121	広陵小学校	神戸市北区筑紫が丘 2-9-1
122	広陵中学校	神戸市北区小倉台 5-1-1
123	筑紫が丘小学校	神戸市北区筑紫が丘 3-4-1
124	山田中学校	神戸市北区山田町下谷上字宮ノ前 15
125	谷上小学校	神戸市北区山田町下谷上字中上 16
126	山田小学校	神戸市北区山田町中字長尾サ 1
127	花山小学校	神戸市北区花山東町 3-1
128	大池中学校	神戸市北区西大池 2-24-3
129	大池小学校	神戸市北区西大池 2-24-1
130	六甲が丘会館	神戸市北区東大池 1-5-8
131	唐櫃中学校	神戸市北区唐櫃台 4-36-1
132	唐櫃小学校	神戸市北区唐櫃台 2-39-1
133	神戸北高校	神戸市北区唐櫃台 2-41-1
134	有馬小学校	神戸市北区有馬町 1274
135	五社ふれあい館	神戸市北区有野町有野 878-1
136	有馬中学校	神戸市北区有野台 7-18

■　共通編

［予防計画］

No.	名　　称	所　　在　　地
137	ありの台小学校	神戸市北区有野台 5-2
138	藤原台小学校	神戸市北区藤原台南町 1-13-1
139	有野小学校	神戸市北区藤原台中町 3-17-1
140	有野中学校	神戸市北区藤原台中町 5-2-1
141	有野北中学校	神戸市北区藤原台北町 6-4-1
142	西山小学校	神戸市北区西山 1-67
143	西二郎集会所	神戸市北区有野町有野 3556-1
144	平田自治会館	神戸市北区道場町平田 553
145	生野高原安心コミュニティプラザ	神戸市北区道場町生野 1172-1022
146	義務教育学校八多学園	神戸市北区八多町附物 876
147	上大沢ふれあい会館	神戸市北区大沢町上大沢 3080
148	長尾小学校	神戸市北区上津台 3-4-1
149	岩谷公会堂	神戸市北区長尾町上津 4270
150	鹿の子台小学校	神戸市北区鹿の子台北町 6-34-1
151	北神戸中学校	神戸市北区鹿の子台北町 2-8-1
152	好徳小学校	神戸市北区淡河町野瀬 487
153	淡河中学校	神戸市北区淡河町行原字中沢 179-2
154	淡河小学校	神戸市北区淡河町萩原 524
155	鈴蘭公園	神戸市北区南五葉 5-1
156	南五葉小学校グラウンド	神戸市北区南五葉 3-1-1
157	鵜越墓園	神戸市北区山田町下谷上字中一里山 12-1
長田区		
158	夢野台高校	神戸市長田区房王寺町 2-1-1
159	名倉小学校	神戸市長田区房王寺町 4-7-15
160	丸山中学校	神戸市長田区大丸町 2-17-1
161	雲雀丘中学校	神戸市長田区雲雀ヶ丘 1-1-1
162	丸山ひばり小学校	神戸市長田区西丸山町 3-2-1
163	総合療育センター	神戸市長田区丸山町 2-3-50
164	丸山コミュニティ・センター	神戸市長田区西丸山町 1-7-5
165	池田小学校	神戸市長田区池田上町 19
166	西代中学校	神戸市長田区上池田 2-4-1
167	長田高校	神戸市長田区池田谷町 2-5
168	神戸常盤大学	神戸市長田区大谷町 2-6-2
169	長田小学校	神戸市長田区西山町 2-4-1
170	高取台中学校	神戸市長田区高取山町 1-1-1
171	育英高校	神戸市長田区長尾町 2-1-15

No.	名　　称	所　　在　　地
172	五位の池小学校	神戸市長田区五位ノ池町 2-3-1
須磨区		
173	西須磨小学校	神戸市須磨区行幸町 3-4-18
174	須磨一の谷プラザ	神戸市須磨区一ノ谷町 5-2-1
175	北須磨小学校	神戸市須磨区離宮西町 2-1-1
176	東須磨小学校	神戸市須磨区堀池町 1 - 2-1
177	飛松中学校	神戸市須磨区大手町 8-4-25
178	高倉台小学校	神戸市須磨区高倉台 4-1-1
179	高倉中学校	神戸市須磨区高倉台 1-8-1
180	多井畑小学校	神戸市須磨区友が丘 3-106
181	須磨友が丘高校	神戸市須磨区友が丘 1-1-5
182	友が丘中学校	神戸市須磨区友が丘 7-283-1
183	多井畑自治会館	神戸市須磨区多井畑字東所 22
184	横尾小学校	神戸市須磨区横尾 5-3
185	横尾中学校	神戸市須磨区横尾 2-1-2
186	妙法寺小学校	神戸市須磨区妙法寺字桜界地 106-1
187	神戸星城高校	神戸市須磨区緑ヶ丘 1-12-1
188	南落合小学校	神戸市須磨区南落合 3-11-1
189	竜が台小学校	神戸市須磨区竜が台 6-15-1
190	竜が台中学校	神戸市須磨区竜が台 4-1
191	菅の台小学校	神戸市須磨区菅の台 4-3-2
192	花谷小学校	神戸市須磨区東落合 1-4-1
193	東落合中学校	神戸市須磨区東落合 2-15-1
194	西落合小学校	神戸市須磨区西落合 7-1-3
195	北須磨文化センター	神戸市須磨区中落合 3-1-2
196	西落合中学校	神戸市須磨区西落合 4-1-1
197	須磨翔風高校	神戸市須磨区西落合 1-1-5
198	若草小学校	神戸市須磨区若草町 1-13
199	須磨北中学校	神戸市須磨区東白川台 5-1-1
200	東落合小学校	神戸市須磨区東落合 2-18-1
201	松尾小学校	神戸市須磨区北落合 2-13-1
202	神の谷小学校	神戸市須磨区神の谷 5-1-1
203	白川小学校	神戸市須磨区白川台 7-3-2
204	白川台中学校	神戸市須磨区白川台 1-25-2
205	須磨離宮公園	神戸市須磨区東須磨 1-1
206	須磨浦公園	神戸市須磨区一ノ谷町 5

■　共通編

［予防計画］

No.	名　　称	所　　在　　地
垂水区		
207	塩屋中学校	神戸市垂水区塩屋町字大谷
208	兵庫県自治研修所	神戸市垂水区塩屋町 5-3-1
209	塩屋北小学校	神戸市垂水区塩屋北町 4-10-1
210	下畑台小学校	神戸市垂水区桃山台 3-20
211	桃山台中学校	神戸市垂水区桃山台 4-8
212	つつじが丘小学校	神戸市垂水区つつじが丘 3-1385-79
213	福田小学校	神戸市垂水区乙木 3-3-1
214	東垂水小学校	神戸市垂水区王居殿 2-5-25
215	視覚特別支援学校	神戸市垂水区城が山 4-2-1
216	乙木小学校	神戸市垂水区美山台 2-1-1
217	垂水東中学校	神戸市垂水区青山台 3-4-1
218	東垂水公民館	神戸市垂水区東垂水 1-1-1
219	名谷小学校	神戸市垂水区名谷町 1896
220	福田中学校	神戸市垂水区名谷町字猿倉 254
221	高丸小学校	神戸市垂水区大町 2-6-9
222	千鳥が丘小学校	神戸市垂水区千鳥が丘 3-10-37
223	垂水小学校	神戸市垂水区日向 2-4-6
224	垂水年金会館	神戸市垂水区平磯 1-2-5
225	垂水体育館	神戸市垂水区平磯 1-1-56
226	霞ヶ丘小学校	神戸市垂水区霞ヶ丘 4-6-16
227	歌敷山中学校	神戸市垂水区歌敷山 2-4-1
228	東舞子小学校	神戸市垂水区舞子台 4-10-1
229	舞子小学校	神戸市垂水区西舞子 4-7-43
230	西舞子小学校	神戸市垂水区狩口台 3-1-2
231	舞子中学校	神戸市垂水区狩口台 3-1-1
232	神陵台小学校	神戸市垂水区神陵台 3-1-1
233	神陵台中学校	神戸市垂水区神陵台 3-1-2
234	多聞台小学校	神戸市垂水区多聞台 3-9-29
235	千代が丘小学校	神戸市垂水区上高丸 1-4-2
236	垂水中学校	神戸市垂水区上高丸 1-4-1
237	本多聞中学校	神戸市垂水区本多聞 2-16-1
238	舞多聞小学校	神戸市垂水区舞多聞西 5-11-12
239	多聞の丘小学校	神戸市垂水区本多聞 5-2-1
240	小東山小学校	神戸市垂水区小東山 7-868-362
241	星陵台中学校	神戸市垂水区星陵台 4-3-3

No.	名　　称	所　　在　　地
242	星陵高校	神戸市垂水区星陵台 4-3-2
243	神戸商業高校	神戸市垂水区星陵台 4-3-1
244	多聞東小学校	神戸市垂水区学が丘 4-1-1
245	多聞東中学校	神戸市垂水区学が丘 3-1-1
246	舞子高校	神戸市垂水区学が丘 3-2
247	塩屋中学校グラウンド	神戸市垂水区塩屋町字大谷
248	青山台東公園	神戸市垂水区青山台 4-1
249	平磯芝生公園	神戸市垂水区平磯 1
250	平磯緑地	神戸市垂水区平磯 1
251	マリンピア神戸	神戸市垂水区海岸通 12
252	アジュール舞子	神戸市垂水区海岸通 11
253	舞子墓園	神戸市垂水区舞子陵 1-1
254	舞子中学校グラウンド	神戸市垂水区狩口台 3-1-1
255	西舞子小学校グラウンド	神戸市垂水区狩口台 3-1-2
256	矢元台公園	神戸市垂水区狩口台 2-7
西区		
257	太山寺小学校	神戸市西区伊川谷町前開 860
258	長坂小学校	神戸市西区伊川谷町長坂 910-1
259	長坂中学校	神戸市西区伊川谷町長坂 841-1
260	伊川谷高校	神戸市西区伊川谷町長坂 910-5
261	有瀬小学校	神戸市西区伊川谷町有瀬 1137-1
262	伊川谷中学校	神戸市西区伊川谷町上脇 1005-2
263	小寺小学校	神戸市西区学園西町 5-5
264	兵庫県立大学	神戸市西区学園西町 8-2-1
265	東町小学校	神戸市西区学園東町 5-5
266	太山寺中学校	神戸市西区学園東町 2-2
267	神戸市外国語大学	神戸市西区学園東町 9-1
268	工業高等専門学校	神戸市西区学園東町 8-3
269	井吹東小学校	神戸市西区井吹台東町 5-32
270	井吹台中学校	神戸市西区井吹台西町 2-3
271	井吹西小学校	神戸市西区井吹台西町 4-3
272	井吹の丘小学校	神戸市西区井吹台北町 2-18
273	春日台小学校	神戸市西区春日台 4-1
274	平野中学校	神戸市西区春日台 2-20
275	西体育館	神戸市西区春日台 5-436
276	美賀多台小学校	神戸市西区美賀多台 6-1

■　共通編

［予防計画］

No.	名　　称	所　　在　　地
277	平野小学校	神戸市西区平野町宮前 301
278	櫨谷小学校	神戸市西区櫨谷町池谷 203-2
279	糀台小学校	神戸市西区糀台 3-32-1
280	櫨谷中学校	神戸市西区糀台 1-2
281	狩場台小学校	神戸市西区狩場台 3-6-1
282	竹の台小学校	神戸市西区竹の台 2-10-2
283	西神中学校	神戸市西区竹の台 5-21
284	樫野台小学校	神戸市西区樫野台 3-3-1
285	木津小学校	神戸市西区桜が丘東町 5-149-31
286	桜が丘小学校	神戸市西区桜が丘中町 3-3-2
287	桜が丘中学校	神戸市西区桜が丘東町 2-11-1
288	押部谷小学校	神戸市西区押部谷町福住 552-3
289	北山小学校	神戸市西区北山台 3-26-1
290	押部谷中学校	神戸市西区押部谷町押部 722
291	月が丘小学校	神戸市西区月が丘 7-2
292	高和小学校	神戸市西区押部谷町高和 565
293	玉津第一小学校	神戸市西区小山 1-4-1
294	出合小学校	神戸市西区中野 1-22-1
295	王塚台中学校	神戸市西区王塚台 4-58
296	高津橋小学校	神戸市西区玉津町高津橋 640-1
297	玉津中学校	神戸市西区玉津町今津 364
298	神出小学校	神戸市西区神出町田井 444
299	神出中学校	神戸市西区神出町東 1167
300	岩岡小学校	神戸市西区岩岡町古郷 267
301	岩岡中学校	神戸市西区岩岡町古郷 249-1

資料 6-6-1 高潮浸水想定区域外の避難施設一覧

屋外の避難施設一覧（高潮浸水想定区域外）

No.	名　　称	所　　在　　地
東灘区		
1	本山第二小学校グラウンド	神戸市東灘区西岡本 1-3-1
2	本山中学校グラウンド	神戸市東灘区岡本 3-3-1
3	住吉小学校グラウンド	神戸市東灘区住吉東町 4-1-31
4	住吉宮町公園	神戸市東灘区住吉宮町 3-2
5	住吉公園	神戸市東灘区住吉宮町 3-3
6	御影小学校グラウンド	神戸市東灘区御影石町 3-1-1
7	御影幼稚園グラウンド	神戸市東灘区御影石町 3-13-1
8	渦が森小学校グラウンド	神戸市東灘区渦森台 1-12-1
9	福池小学校グラウンド	神戸市東灘区本山南町 4-4-28
10	小寄公園	神戸市東灘区本山南町 4-4
11	神大附属中等教育学校グラウンド	神戸市東灘区住吉山手 5-11-1
12	本山南中学校グラウンド	神戸市東灘区田中町 4-12-1
13	手水公園	神戸市東灘区田中町 3-16
14	御影中学校グラウンド	神戸市東灘区御影中町 5-1-1
15	御影公園	神戸市東灘区御影中町 5-1
16	森公園	神戸市東灘区森南町 2-10
灘区		
17	神戸大学	神戸市灘区六甲台町 1-1
18	成徳小学校グラウンド	神戸市灘区備後町 1-3-1
19	成徳公園	神戸市灘区備後町 1-3
20	大和公園	神戸市灘区中郷町 5-1　他
21	六甲風の郷公園	神戸市灘区六甲町 2-4-25
22	六甲道南公園	神戸市灘区桜口 4　他
23	王子公園	神戸市灘区王子町 2-1　他
24	福住小学校グラウンド	神戸市灘区福住通 7-1-1
25	神戸高校グラウンド	神戸市灘区城の下通 1-5-1
26	稗田小学校グラウンド	神戸市灘区岸地通 4-2-1
27	上野中学校グラウンド	神戸市灘区国玉通 1-1-1
28	灘丸山公園	神戸市灘区五毛丸山
中央区		
29	上筒井小学校グラウンド	神戸市中央区野崎通 1-1-2
30	筒井台中学校グラウンド	神戸市中央区野崎通 1-1-3

■　共通編

［予防計画］

No.	名　　称	所　　在　　地
31	葺合高校グラウンド	神戸市中央区野崎通 1-1-1
32	葺合中学校グラウンド	神戸市中央区熊内町 1-4-28
33	春日野公園	神戸市中央区宮本通 7-2-17
34	王子南公園	神戸市中央区宮本通 1-2-17
35	大倉山公園	神戸市中央区楠町 7-4
36	湊翔楠中グラウンド	神戸市中央区楠町 4-2-5
兵庫区		
37	湊川公園	神戸市兵庫区荒田町 1-20
38	荒田公園	神戸市兵庫区荒田町 2-19
39	夢野中学校第２グラウンド	神戸市兵庫区鵯越町 10-1
40	夢野台公園	神戸市兵庫区滝山町
41	会下山公園	神戸市兵庫区会下山町 3
42	会下山配水場	神戸市兵庫区湊川町 10
43	菊水公園	神戸市兵庫区菊水町 3
北区　※全域高潮浸水想定区域外のため、「資料 6-2-1 屋外の緊急避難場所」を参照		
長田区		
44	神楽公園	神戸市長田区細田町 1-2
45	新湊川公園	神戸市長田区細田町 1
46	蓮池小学校グラウンド	神戸市長田区大谷町 1-1-10
47	西代蓮池公園	神戸市長田区蓮池町
48	水笠通公園	神戸市長田区水笠通 2
49	若松公園	神戸市長田区若松町 6-3
50	駒ヶ林中学校グラウンド	神戸市長田区若松町 7-1-23
51	駅前広場	神戸市長田区若松町 4-2
須磨区		
52	千歳公園	神戸市須磨区千歳町 2
53	だいち小学校グラウンド	神戸市須磨区大池町 5-15-1
54	須磨離宮公園	神戸市須磨区東須磨 1-1
55	妙法寺川公園	神戸市須磨区戸政町 1
56	下中島公園	神戸市須磨区中島町 1
57	妙法寺川左岸公園	神戸市須磨区大池町 5-1
58	鷹取駅北公園	神戸市須磨区大池町 5-7
垂水区		
59	塩屋中学校グラウンド	神戸市垂水区塩屋町字大谷
60	青山台東公園	神戸市垂水区青山台 4-1
61	平磯芝生公園	神戸市垂水区平磯 1

No.	名　　称	所　　在　　地
62	舞子墓園	神戸市垂水区舞子陵 1-1
63	舞子中学校グラウンド	神戸市垂水区狩口台 3-1-1
64	西舞子小学校グラウンド	神戸市垂水区狩口台 3-1-2
65	矢元台公園	神戸市垂水区狩口台 2-7
西区　※全域高潮浸水想定区域外のため、「資料 6-2-1 屋外の緊急避難場所」を参照		

■　共通編

［予防計画］

屋内の避難施設一覧（高潮浸水想定区域外）

No.	名　　称	所　　在　　地
東灘区		
1	魚崎小学校	神戸市東灘区魚崎中町 4-10-8
2	灘中・高校	神戸市東灘区魚崎北町 8-5-1
3	本山第一小学校	神戸市東灘区本山北町 3-10-1
4	甲南女子中・高校	神戸市東灘区森北町 5-6-1
5	甲南女子大学	神戸市東灘区森北町 6-2-23
6	神戸薬科大学	神戸市東灘区本山北町 4-19-1
7	本山第二小学校	神戸市東灘区西岡本 1-3-1
8	本山中学校	神戸市東灘区岡本 3-3-1
9	甲南大学	神戸市東灘区岡本 8-9-1
10	本山第三小学校	神戸市東灘区本山中町 1-2-35
11	住吉小学校	神戸市東灘区住吉東町 4-1-31
12	住之江公民館	神戸市東灘区住吉宮町 2-2-3
13	住之江公民館別館	神戸市東灘区住吉宮町 2-1-3
14	御影小学校	神戸市東灘区御影石町 3-1-1
15	御影高校	神戸市東灘区御影石町 4-1-1
16	御影公会堂	神戸市東灘区御影石町 4-4-1
17	御影北小学校	神戸市東灘区御影山手 1-12-1
18	頌栄短期大学	神戸市東灘区御影山手 1-18-1
19	渦が森小学校	神戸市東灘区渦森台 1-12-1
20	幼保連携型認定こども園同朋住吉台こども園	神戸市東灘区住吉台 25-7
21	福池小学校	神戸市東灘区本山南町 4-4-28
22	本山南小学校	神戸市東灘区本山南町 8-2-1
23	甲南小学校	神戸市東灘区住吉本町 1-12-1
24	神大附属中等教育学校	神戸市東灘区住吉山手 5-11-1
25	本山南中学校	神戸市東灘区田中町 4-12-1
26	住吉中学校	神戸市東灘区住吉山手 1-11-1
27	御影中学校	神戸市東灘区御影中町 5-1-1
灘区		
28	鶴甲小学校	神戸市灘区鶴甲 2-10-1
29	神戸大学農学部	神戸市灘区六甲台町 1-1
30	神戸大学工学部	神戸市灘区六甲台町 1-1
31	神戸大学大学院人間発達環境学研究科	神戸市灘区鶴甲３-11
32	神戸松蔭女子学院大学	神戸市灘区篠原伯母野山町 1-2-1
33	成徳小学校	神戸市灘区備後町 1-3-1

No.	名　　称	所　　在　　地
34	高羽小学校	神戸市灘区高羽町 3-11-11
35	親和女子高校・親和中学校	神戸市灘区土山町 6-1
36	西郷小学校	神戸市灘区大石東町 6-2-1
37	六甲小学校	神戸市灘区八幡町 4-4-1
38	福住小学校	神戸市灘区福住通 7-1-1
39	神戸高校	神戸市灘区城の下通 1-5-1
40	王子スポーツセンター	神戸市灘区青谷町 1-1-1
41	西灘小学校	神戸市灘区船寺通 3-4-1
42	原田中学校	神戸市灘区船寺通 2-4-1
43	稗田小学校	神戸市灘区岸地通 4-2-1
44	美野丘小学校	神戸市灘区箕岡通 1-3-17
45	上野中学校	神戸市灘区国玉通 1-1-1
46	摩耶小学校	神戸市灘区畑原通 4-1-1
47	灘小学校	神戸市灘区千旦通 1-5-1
48	六甲山小学校	神戸市灘区六甲山町北六甲 4512-42
49	鷹匠中学校	神戸市灘区高徳町 2-2-19
50	烏帽子中学校	神戸市灘区烏帽子町 1-2-1
51	長峰中学校	神戸市灘区長峰台 2-2-1
中央区		
52	上筒井小学校	神戸市中央区野崎通 1-1-2
53	筒井台中学校	神戸市中央区野崎通 1-1-3
54	葺合高校	神戸市中央区野崎通 1-1-1
55	宮本小学校	神戸市中央区宮本通 2-1-36
56	科学技術高校	神戸市中央区脇浜町 1-4-70
57	葺合中学校	神戸市中央区熊内町 1-4-28
58	春日野小学校	神戸市中央区宮本通 7-1-6
59	雲中小学校	神戸市中央区熊内町 3-1-7
60	布引中学校	神戸市中央区熊内町 6-7-1
61	中央小学校	神戸市中央区神若通 7-1-1
62	コミスタこうべ（生涯学習支援センター）	神戸市中央区吾妻通 4-1-6
63	葺合公民館	神戸市中央区真砂通 2-1-1
64	磯上体育館	神戸市中央区八幡通 2-1-38
65	こうべ小学校	神戸市中央区中山手通 4-23-2
66	浄福寺	神戸市中央区北野町 4-11-19
67	海外移住と文化の交流センター	神戸市中央区山本通 3-19-8
68	神戸生田中学校	神戸市中央区北長狭通 4-10-1

■　共通編

［予防計画］

No.	名　　称	所　　在　　地
69	山の手小学校	神戸市中央区中山手通 7-31-1
70	中央図書館	神戸市中央区楠町 7-2-1
71	湊翔楠中学校	神戸市中央区楠町 4-2-5
72	中央体育館	神戸市中央区楠町 4-1-1
兵庫区		
73	神戸祇園小学校	神戸市兵庫区下三条町 11-1
74	ネイチャー　スタジオ	神戸市兵庫区雪御所町 2-18-201
75	建設局中央水環境センター鈴蘭台処理場	神戸市兵庫区烏原町字譲原
76	友生支援学校	神戸市兵庫区夢野町 1-1
77	夢野中学校	神戸市兵庫区鵯越町 10-1
78	夢野こどもホーム（一階地域交流スペース）	神戸市兵庫区夢野町 4-3-13
79	夢野の丘小学校	神戸市兵庫区東山町 4-20
80	会下山小学校	神戸市兵庫区上沢通 1-3-26
81	湊川中学校・楠高校	神戸市兵庫区松本通 1-1-1
82	神港橘高校	神戸市兵庫区会下山町 3-16-1
83	兵庫大開小学校	神戸市兵庫区大開通 4-1-39
84	水木小学校	神戸市兵庫区水木通 9-1-8
85	高齢者ケアセンターひょうご	神戸市兵庫区里山町 1-48
北区　※全域高潮浸水想定区域外のため、「資料 6-2-2 屋内の緊急避難場所・避難所」を参照		
長田区		
86	室内小学校	神戸市長田区前原町 1-17-1
87	長田公民館	神戸市長田区四番町 4-51
88	夢野台高校	神戸市長田区房王寺町 2-1-1
89	名倉小学校	神戸市長田区房王寺町 4-7-15
90	丸山中学校	神戸市長田区大丸町 2-17-1
91	雲雀丘中学校	神戸市長田区雲雀ヶ丘 1-1-1
92	丸山ひばり小学校	神戸市長田区西丸山町 3-2-1
93	総合療育センター	神戸市長田区丸山町 2-3-50
94	丸山コミュニティ・センター	神戸市長田区西丸山町 1-7-5
95	宮川小学校	神戸市長田区長田町 4-1-1
96	池田小学校	神戸市長田区池田上町 19
97	西代中学校	神戸市長田区上池田 2-4-1
98	長田高校	神戸市長田区池田谷町 2-5
99	蓮池小学校	神戸市長田区大谷町 1-1-10
100	神戸常盤大学	神戸市長田区大谷町 2-6-2
101	長田小学校	神戸市長田区西山町 2-4-1

No.	名　　称	所　　在　　地
102	高取台中学校	神戸市長田区高取山町 1-1-1
103	育英高校	神戸市長田区長尾町 2-1-15
104	五位の池小学校	神戸市長田区五位ノ池町 2-3-1
105	御蔵小学校	神戸市長田区一番町 4-1
106	長田中学校	神戸市長田区真野町 8-1
107	駒ヶ林中学校	神戸市長田区若松町 7-1-23
108	駒ケ林小学校	神戸市長田区野田町 6-1-16
須磨区		
109	南須磨公民館	神戸市須磨区青葉町 2-2-3
110	西須磨小学校	神戸市須磨区行幸町 3-4-18
111	須磨一の谷プラザ	神戸市須磨区一ノ谷町 5-2-1
112	北須磨小学校	神戸市須磨区離宮西町 2-1-1
113	だいち小学校	神戸市須磨区大池町 5-15-1
114	太田中学校	神戸市須磨区大黒町 5-1-1
115	東須磨小学校	神戸市須磨区堀池町 1 - 2-1
116	須磨体育館	神戸市須磨区中島町 1-2-2
117	飛松中学校	神戸市須磨区大手町 8-4-25
118	高倉台小学校	神戸市須磨区高倉台 4-1-1
119	高倉中学校	神戸市須磨区高倉台 1-8-1
120	板宿小学校	神戸市須磨区菊池町 1-1-1
121	多井畑小学校	神戸市須磨区友が丘 3-106
122	須磨友が丘高校	神戸市須磨区友が丘 1-1-5
123	友が丘中学校	神戸市須磨区友が丘 7-283-1
124	多井畑自治会館	神戸市須磨区多井畑字東所 22
125	横尾小学校	神戸市須磨区横尾 5-3
126	横尾中学校	神戸市須磨区横尾 2-1-2
127	妙法寺小学校	神戸市須磨区妙法寺字桜界地 106-1
128	神戸星城高校	神戸市須磨区緑ヶ丘 1-12-1
129	南落合小学校	神戸市須磨区南落合 3-11-1
130	竜が台小学校	神戸市須磨区竜が台 6-15-1
131	竜が台中学校	神戸市須磨区竜が台 4-1
132	菅の台小学校	神戸市須磨区菅の台 4-3-2
133	花谷小学校	神戸市須磨区東落合 1-4-1
134	東落合中学校	神戸市須磨区東落合 2-15-1
135	西落合小学校	神戸市須磨区西落合 7-1-3
136	北須磨文化センター	神戸市須磨区中落合 3-1-2

■　共通編

［予防計画］

No.	名　　称	所　　在　　地
137	西落合中学校	神戸市須磨区西落合 4-1-1
138	須磨翔風高校	神戸市須磨区西落合 1-1-5
139	若草小学校	神戸市須磨区若草町 1-13
140	須磨北中学校	神戸市須磨区東白川台 5-1-1
141	東落合小学校	神戸市須磨区東落合 2-18-1
142	松尾小学校	神戸市須磨区北落合 2-13-1
143	神の谷小学校	神戸市須磨区神の谷 5-1-1
144	白川小学校	神戸市須磨区白川台 7-3-2
145	白川台中学校	神戸市須磨区白川台 1-25-2
垂水区		
146	塩屋小学校	神戸市垂水区塩屋町 3-18-1
147	塩屋中学校	神戸市垂水区塩屋町字大谷
148	兵庫県自治研修所	神戸市垂水区塩屋町 5-3-1
149	塩屋北小学校	神戸市垂水区塩屋北町 4-10-1
150	下畑台小学校	神戸市垂水区桃山台 3-20
151	桃山台中学校	神戸市垂水区桃山台 4-8
152	下畑公会堂	神戸市垂水区下畑町字谷川 2120
153	つつじが丘小学校	神戸市垂水区つつじが丘 3-1385-79
154	福田小学校	神戸市垂水区乙木 3-3-1
155	東垂水小学校	神戸市垂水区王居殿 2-5-25
156	視覚特別支援学校	神戸市垂水区城が山 4-2-1
157	乙木小学校	神戸市垂水区美山台 2-1-1
158	垂水東中学校	神戸市垂水区青山台 3-4-1
159	東垂水公民館	神戸市垂水区東垂水 1-1-1
160	名谷小学校	神戸市垂水区名谷町 1896
161	福田中学校	神戸市垂水区名谷町字猿倉 254
162	神戸聴覚特別支援学校	神戸市垂水区福田 1-3-1
163	高丸小学校	神戸市垂水区大町 2-6-9
164	千鳥が丘小学校	神戸市垂水区千鳥が丘 3-10-37
165	垂水小学校	神戸市垂水区日向 2-4-6
166	垂水体育館	神戸市垂水区平磯 1-1-56
167	霞ヶ丘小学校	神戸市垂水区霞ヶ丘 4-6-16
168	歌敷山中学校	神戸市垂水区歌敷山 2-4-1
169	東舞子小学校	神戸市垂水区舞子台 4-10-1
170	舞子小学校	神戸市垂水区西舞子 4-7-43
171	西舞子小学校	神戸市垂水区狩口台 3-1-2

No.	名　　称	所　　在　　地
172	舞子中学校	神戸市垂水区狩口台 3-1-1
173	神陵台小学校	神戸市垂水区神陵台 3-1-1
174	神陵台中学校	神戸市垂水区神陵台 3-1-2
175	多聞台小学校	神戸市垂水区多聞台 3-9-29
176	西脇小学校	神戸市垂水区西脇 1-8-6
177	千代が丘小学校	神戸市垂水区上高丸 1-4-2
178	垂水中学校	神戸市垂水区上高丸 1-4-1
179	本多聞中学校	神戸市垂水区本多聞 2-16-1
180	舞多聞小学校	神戸市垂水区舞多聞西 5-11-12
181	多聞の丘小学校	神戸市垂水区本多聞 5-2-1
182	小東山小学校	神戸市垂水区小東山 7-868-362
183	星陵台中学校	神戸市垂水区星陵台 4-3-3
184	星陵高校	神戸市垂水区星陵台 4-3-2
185	神戸商業高校	神戸市垂水区星陵台 4-3-1
186	多聞東小学校	神戸市垂水区学が丘 4-1-1
187	多聞東中学校	神戸市垂水区学が丘 3-1-1
188	舞子高校	神戸市垂水区学が丘 3-2
西区　※全域高潮浸水想定区域外のため、「資料 6-2-2 屋内の緊急避難場所・避難所」を参照		

資料 7-1-1 災害時要援護者リスト

災害時要援護者リスト

	町通大字	字丁目	氏　名	カ　ナ	性別	生年月日	年齢	電話番号	住　所	備考	身体障害者手帳	用具	補装具	療育手帳	要介護認定	配食	障害サービス 障害区分	障害サービス 給付区分	障害サービス 程度区分	ひとりぐらし高齢者等台帳 調査	ひとりぐらし高齢者等台帳 世帯構成	ひとりぐらし高齢者等台帳 見守りの要否と見守り希望の有無
ア	○○町	1丁目	○○　○○	△△　△△	女	‥‥/‥/‥			青葉町1丁目・番・・号											拒否	単身	当面は不要　不明

資料 7-4-1 保有車両一覧表

積載車＼所管	危機管理局	会計室	企画調整局	地域協働局	行財政局	文化スポーツ局	福祉局	健康局	こども家庭局	環境局	経済観光局	建設局	都市局	建築住宅局	港湾局	消防局	交通局	水道局	教育委員会事務局	市会事務局	選挙管理委員会	人事委員会事務局	監査事務局	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	小計	消防団	合計
乗用車			6		39	7	9	11	6	24	18	51	13	4	28	33	10	39	4	3				3	2	4	3	2	2	6	4	9	340		340
バス									7		8					1	486		16	1													519		519
ジープ															1																		1		1
広報車																25															1		26		26
軽自動車							3	24		15	23	50			4			23	9					5	3	3	4	27	4	6	3	29	235		235
バイク																								7	2	2	5		4	6	9	7	42		42
トラック								1		13	3				1			6	8														32		32
小四貨物車				1	4			2	3		27	109			17		29	108	5					1				7				2	315		315
ダンプトラック								1			11	17						5															34		34
ブルドーザー																																	0		0
グレーダー												2																					2		2
ショベルカー												6				1																	7		7
クレーン車										1		4			1			3															9		9
被けん引車																																	0		0
コンプレッサー																																	0		0
トレーラー																																	0		0
フォークリフト												2																					2		2
ポンプ車																32																	32		32
ポンプ付救助車																6																	6		6
タンク車																25		5															30		30
化学車																12																	12		12
はしご車																10																	10		10
屈折はしご車																																	0		0
放水搭車																1																	1		1
泡原液搬送車																1																	1		1
支援車・特殊作業者															2	17		2															21		21
救助車																6																	6		6
10トンタンク車																11																	11		11
大容量ポンプホース延長車																5																	5		5
救急車																42																	42		42
無線車																14																	14		14
調査車・市民救急広報車																1																	1		1
小型ポンプ積載車															1																		1	172	173
栄養指導車																																	0		0
患者搬送車								2																									2		2
移動保健車																																	0		0
レントゲン車																																	0		0
薬剤散布車								5																									5		5
食品検査車																																	0		0
し尿収集車								2		6																							8		8
ごみ収集車								1		190		16			1																		222		222
高所作業車											1	2			1																		4		4
汚泥収集車																																	0		0
散水車										2																							2		2
計量車				1																													1		1
トラクター											1																						1		1
工作車																																	0		0
管渠清掃車																																	0		0
Wキャビン										8		41																					49		49
計	0	0	6	2	43	7	12	49	16	259	92	300	13	4	57	243	525	191	42	4	0	0	0	16	7	9	12	36	10	18	17	47	2037	172	2209

資料 7-4-2 輸送協力機関及び神戸港発着旅客定期航路一覧

輸送協力機関及び神戸港発着旅客定期航路一覧

１．輸送協力機関

会　　社　　名	住　　所	電　話　番　号
神戸運輸監理部兵庫陸運部（企画調整官）	東灘区魚崎浜町34-2	（453）1106
兵庫県トラック協会	灘区大石東町2丁目4-27	（882）5556

２．神戸港発着旅客定期航路一覧

令和６年８月時点

事業者名	所在地	電話番号	航路名	起終点及び寄港地	運行回数	使用船舶		
						船名	総トン数	旅客定員
㈱商船三井フェリーさんふらわあ　神戸事務所	神戸市東灘区向洋町東3-21	(078) 857-9521	大分・神戸	大分・神戸	１日１便	さんふらわあごーるど(ﾌｪﾘｰ)	11,178	716
						さんふらわあぱーる(ﾌｪﾘｰ)	11,177	716
阪九フェリー㈱神戸支店	神戸市東灘区向洋町東3-2-1	(078) 857-1211	新門司・神戸	新門司・神戸	１日１便	せっつ(ﾌｪﾘｰ)	16,292	663
						やまと(ﾌｪﾘｰ)	16,292	663
四国開発フェリー㈱大阪支店	大阪市住之江区南港南2-2-24	(06) 6267-9778	東予・大阪	東予・新居浜神戸･大阪	１日１便	おれんじえひめ（ﾌｪﾘｰ）	14,759	519
						おれんじおおさか（ﾌｪﾘｰ）	14,759	519
						おれんじホープ（ﾌｪﾘｰ）	15,732	218
ジャンボフェリー㈱	神戸市中央区新港町3番7号	(078) 327-3111	神戸・高松	神戸・高松	１日４便	りつりん２(ﾌｪﾘｰ)	3,682	475
						あおい(ﾌｪﾘｰ)	5,110	620
株式会社こうべ未来都市機構海上アクセス事業部	神戸市中央区神戸空港10	(078) 304-0050	神戸空港・関西空港	神戸空港・関西空港	１日16便	うみ そら	84 84	110 110
宮崎カーフェリー㈱関西支店	神戸市中央区新港町3番7号	(078) 321-2244	宮崎・神戸	宮崎・神戸	1日1便	フェリーたかちほ	14,006	576
						フェリーろっこう	14,200	576

資料 9-1-1 貯水機能のある災害時給水拠点

貯水機能のある災害時給水拠点

（令和６年３月末 箇所数）

	既　　設	将 来 計 画	総　　数
拠　点　配　水　池	40	0	40
耐　震　性　貯　水　槽	14	0	14
大 容 量 送 水 管 拠 点	8	0	8
合　　計	62	0	62

● 緊急遮断弁設置配水池　40 カ所

施　設　名	所　在　地
東灘第１低層配水池	東灘区西岡本４丁目17
篠原低層配水池	灘区篠原中町５丁目２
灘中層配水池	灘区薬師通１丁目１
北野中層配水池	中央区北野町１丁目４
奥平野調整池	兵庫区楠谷町37－１
会下山低層配水池	兵庫区湊川町10丁目60
板宿中層配水池	須磨区板宿町３丁目15
東白川特２配水池	須磨区東白川台５丁目
須磨特１低区配水池	須磨区高倉台５丁目７
落合特１中区配水池	須磨区北落合５丁目９－２
東垂水中層配水池	垂水区青山台１丁目11
西垂水第２高層配水池	垂水区学が丘３丁目４－１
舞子中層配水池	垂水区舞子坂２丁目７
西舞子中層配水池	垂水区南多聞台１丁目７
栄特１中区配水池	西区桜が丘西町５丁目868－692
押部谷特１低区配水池	西区月が丘６丁目628－12
神出高層配水池	西区神出町田井字大鳥
岩岡中層配水池	西区岩岡町岩岡字大窪山612－１
学園特１配水池	西区学園東町４丁目
狩場台特１高区配水池	西区狩場台１丁目56
見津が丘特１高区配水池	西区押部谷町木津
福谷中層配水池	西区櫨谷町福谷759
北神戸ポンプ場	北区上津台９丁目１
北神戸配水池	北区赤松台２丁目４
藤原低区配水池	北区藤原台中町７丁目
藤原ポンプ場	北区藤原台北町７丁目
有野低区配水池	北区有野台８丁目4418－８
唐櫃高区配水池	北区唐櫃台４丁目18－61
唐櫃低区配水池	北区唐櫃台３丁目29
花山台配水池	北区大池見山台14－355
箕谷中区配水池	北区日の峰１丁目60
下谷上高区配水池	北区筑紫が丘９丁目
西鈴蘭台配水池	北区泉台６丁目
ひよどり台特２高区配水池	北区ひよどり台北町１丁目２
有馬高区配水池	北区有馬町歯朶が尾1758
東小部配水池	北区鈴蘭台東町７丁目
淡河低区配水池	北区淡河町萩原字野田1244－１

■　共通編

［予防計画］

施　設　名	所　在　地
淡河中区配水池	北区淡河町中山字東片木５４４
淡河高区配水池	北区淡河町神田字鏡谷８－１
平田配水池	北区道場町平田字東山

●　耐震性貯水槽　14カ所

施　設　名	所　在　地
六甲アイランドシティ	東灘区向洋町中２丁目
川井公園	東灘区魚崎北町２丁目７
石屋川公園	灘区記田町１丁目１
六甲記念碑台駐車場	灘区六甲山町字北六甲
ポートアイランド中公園	中央区港島中町１丁目
磯上公園	中央区八幡通２丁目１
なぎさ公園	中央区脇浜海岸通１丁目
御崎公園	兵庫区御崎町1丁目
海浜公園	須磨区若宮町１丁目３
西神南	西区井吹台北町
持子公園	西区持子１丁目
竹の台公園	西区竹の台３丁目
池上中央公園	西区池上２丁目
宮下公園	西区宮下２丁目

●　大容量送水管拠点　８カ所

施　設　名	所　在　地
本山南給水拠点	東灘区本山南町８丁目３
本庄中央公園	東灘区青木５丁目 18
住吉川給水拠点	東灘区西岡本２丁目 25
石屋川給水拠点	東灘区御影町西平野
王子公園	灘区王子町２丁目
王子南給水拠点	中央区大日通１丁目１
布引給水拠点	中央区熊内橋通７丁目１
奥平野給水拠点	兵庫区楠谷町 37－１

資料 9-1-2 貯水機能のある災害時給水拠点整備状況

貯水機能のある災害時給水拠点整備状況

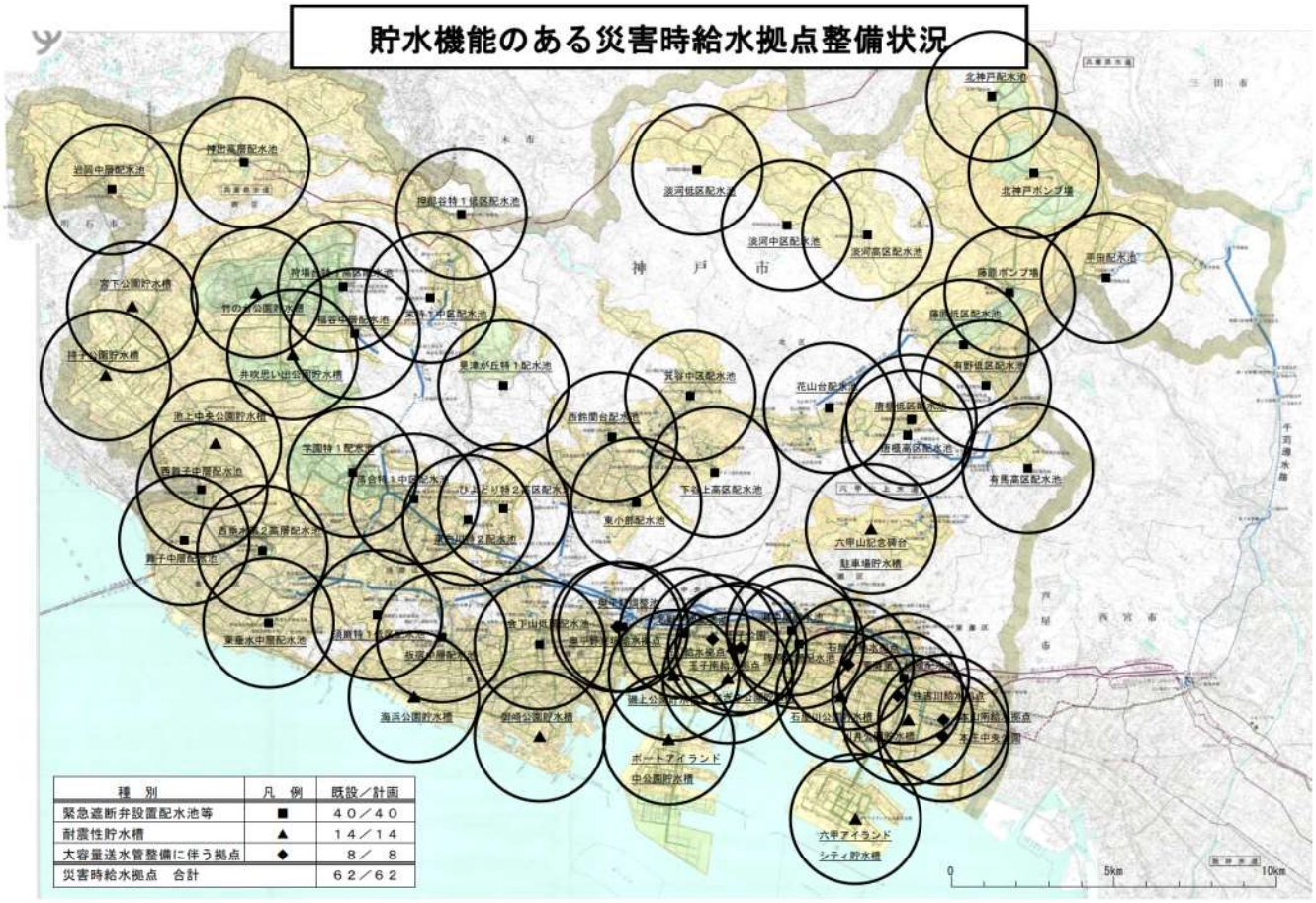

■　共通編

［予防計画］

資料 9-2-1 災害用食糧・物資の備蓄状況

災害用食糧・物資の備蓄状況

（１） 品目（＊印の品目は若干数）

毛布、敷物（サバイバルシート）、飲料水、リゾット、クッキー、アルファ化米、生理用品*、紙おむつ(幼児用･成人用)*、粉ミルク（哺乳瓶・発熱セット付）*、アレルギー対応粉ミルク*等

（２） 各防災拠点における備蓄量

①地域備蓄拠点（主に避難所を中心とした地域ごとに分散して備蓄）

･整備完了数：約78,700人分

〈市立小中学校及び義務教育学校〉

区　　名	学　　校　　名
東　灘　区（２１校）	東灘小、本庄小、本山南小、福池小、魚崎小、本山第一小、本山第二小、本山第三小、住吉小、御影小、渦が森小、御影北小、六甲アイランド小、向洋小、本庄中、魚崎中、本山南中、本山中、住吉中、御影中、向洋中
灘　　区（１８校）	成徳小、高羽小、鶴甲小、西郷小、六甲小、灘小、灘の浜小、西灘小、稗田小、美野丘小、摩耶小、福住小、六甲山小、鷹匠中、烏帽子中、原田中、長峰中、上野中
中　央　区（１７校）	上筒井小、なぎさ小、宮本小、春日野小、雲中小、中央小、こうべ小、山の手小、湊小、筒井台中、渚中、葺合中、布引中、神戸生田中、湊翔楠中、義務教育学校港島学園（前期課程・後期課程）
兵　庫　区（１３校）	夢野の丘小、会下山小、兵庫大開小、水木小、和田岬小、明親小、浜山小、夢野中、湊川中、兵庫中、須佐野中、吉田中、神戸祇園小
北　　区（４８校）	有馬小、有野小、藤原台小、西山小、ありの台小、唐櫃小、大池小、花山小、谷上小、箕谷小、桂木小、広陵小、筑紫が丘小、桜の宮小、甲緑小、山田小、小部東小、小部小、泉台小、鈴蘭台小、北五葉小、南五葉小、君影小、星和台小、ひよどり台小、道場小、大沢小、長尾小、鹿の子台小、好徳小、淡河小、有馬中、有野中、有野北中、唐櫃中、大池中、山田中、広陵中、桜の宮中、小部中、大原中、鈴蘭台中、星和台中、鵯台中、北神戸中、大沢中、淡河中、義務教育学校八多学園（前期課程・後期課程）
長　田　区（１９校）	室内小、名倉小、丸山ひばり小、宮川小、池田小、蓮池小、長田小、五位の池小、御蔵小、真野小、長田南小、真陽小、駒ケ林小、雲雀丘中、丸山中、西代中、高取台中、長田中、駒ヶ林中
須　磨　区（３１校）	だいち小、若宮小、西須磨小、北須磨小、高倉台小、多井畑小、板宿小、東須磨小、若草小、妙法寺小、横尾小、白川小、神の谷小、松尾小、東落合小、花谷小、南落合小、西落合小、竜が台小、菅の台小、太田中、鷹取中、飛松中、高倉中、横尾中、友が丘中、東落合中、須磨北中、白川台中、西落合中、竜が台中
垂　水　区（３４校）	塩屋北小、下畑台小、つつじが丘小、塩屋小、乙木小、東垂水小、名谷小、福田小、高丸小、千鳥が丘小、千代が丘小、垂水小、霞ヶ丘小、東舞子小、舞子小、西舞子小、西脇小、多聞東小、小東山小、神陵台小、多聞台小、舞多聞小、多聞の丘小、桃山台中、塩屋中、垂水東中、福田中、垂水中、歌敷山中、星陵台中、多聞東中、本多聞中、舞子中、神陵台中
西　　区（４２校）	東町小、小寺小、長坂小、有瀬小、太山寺小、井吹東小、井吹西小、伊川谷小、櫨谷小、糀台小、狩場台小、竹の台小、樫野台小、木津小、桜が丘小、押部谷小、月が丘小、北山小、高和小、高津橋小、玉津第一小、枝吉小、出合小、美賀多台小、春日台小、平野小、神出小、岩岡小、太山寺中、長坂中、井吹台中、伊川谷中、櫨谷中、桜が丘中、押部谷中、玉津中、王塚台中、平野中、西神中、神出中、岩岡中、井吹の丘小

〈市立小中学校以外の施設〉

１．避難所に指定されている施設	御影公会堂,市立六甲アイランド高校, 県立御影高等学校,神戸大学海洋政策科学部,灘中・高等学校,神戸薬科大学,神戸大学白鴎寮,甲南小学校,神大附属中等教育学校住吉校, 県立東灘高校,東灘体育館,呉田会館,頌栄短期大学,王子スポーツセンター,神戸大学農学部,神戸大学工学部, 神戸大学大学院人間発達環境学研究科,神戸松蔭女子学院大学,親和女子高等学校・親和中学校,市立葺合高校,市立神戸科学技術高校,葺合公民館,生涯学習支援センター,磯上体育館,中央体育館,神戸国際展示場,ワールド記念ホール,海外移住と文化の交流センター,こうべまちづくり会館,青少年科学館,中央図書館,友生支援学校（本校）,市立神港橘高校,生野高原安心コミュニティプラザ,六甲が丘会館,中公民館,県立神戸北高校,JA兵庫六甲,神戸常盤大学,総合療育センター,ふたば学舎,県立長田高校,育英高校,長田公民館,南須磨公民館,須磨体育館,須磨一の谷プラザ（勤労会館海の家）,神戸星城高校,多井畑自治会館,市立須磨翔風高校,北須磨文化センター,垂水体育館,

	下畑公会堂,東垂水公民館,県立星陵高校,県立舞子高校,県立神戸商業高校、垂水年金会館，神戸市外国語大学,市立工業高等専門学校,玉津南公民館,西体育館
２．１以外の施設	御影クラッセ,魚崎地域福祉センター,灘区文化センター,青陽灘高等支援学校,人と防災未来センター,中央消防署（待機宿舎）,神戸市産業振興センター,市立盲学校,サンボーホール,関西国際大学　神戸山手キャンパス,神戸女子大学須磨キャンパス,神戸聴覚特別支援学校,西区役所（代替保管）

②総合備蓄拠点（市内主要施設等に備蓄）
・整備完了数：約71,500人分（市内14ヶ所）
〈内訳〉　甲南大学：2,000人分,神戸海星女子学院大学：2,000人分,神戸震災復興記念公園（みなとのもり公園）：2,000人分，神戸学院大学（ポートアイランドキャンパス）：2,000人分，地下鉄大倉山駅構内倉庫：2,500人分,ノエビアスタジアム神戸：20,000人分,道の駅　神戸フルーツ・フラワーパーク　大沢（ブライズ館）：10,000人分，道の駅　神戸フルーツ・フラワーパーク　大沢（防災備蓄倉庫）：8,000人分,しあわせの村：5,000人分,丸山コミュニティセンター：2,000人分,総合運動公園：2,000人分,西水環境センター：5,000人分,神戸学院大学（有瀬キャンパス）：5,000人分,神戸ワイナリー（農業公園）：5,000人分
③市役所及び区役所…救助要員用として備蓄
・整備完了数：約5,400人分
＜内訳＞市役所本庁舎：3,200人分・危機管理センター：200人分、区役所（10箇所）：1,800人分、支所等（１箇所）：200人分
※品目は､飲料水･リゾット・クッキー等。危機管理センター・区役所・支所等には併せて毛布・敷物。

■　共通編

［予防計画］

資料 9-3-1　仮設トイレ整備箇所

区	設置箇所	種別	設置数	区	設置箇所	種別	設置数
東灘	本山南小学校	下水	5	兵庫	兵庫大開小学校	下水	5
	魚崎小学校	下水	5		明親小学校	下水	5
	本山第一小学校	下水	5		須佐野中学校	下水	5
	渦が森小学校	下水	5		神戸祇園小学校	凝固	5
	向洋小学校	下水	5		夢野の丘小学校	凝固	5
	住吉中学校	下水	5		会下山小学校	凝固	5
	住吉公園	下水	5		和田岬小学校	凝固	5
	住吉川防災ＳＴ	下水	5		浜山小学校	凝固	5
	御旅公園	下水	5		夢野中学校	凝固	5
	東灘小学校	凝固	5		湊川中学校	凝固	5
	本庄小学校	凝固	5		吉田中学校	凝固	5
	福池小学校	凝固	5	北	有馬小学校	下水	5
	本山第二小学校	凝固	5		鈴蘭台小学校	下水	5
	本山第三小学校	凝固	5		南五葉小学校	下水	5
	住吉小学校	凝固	5		有野小学校	凝固	5
	御影小学校	凝固	5		西山小学校	凝固	5
	御影北小学校	凝固	5		ありの台小学校	凝固	5
	六甲アイランド小学校	凝固	5		唐櫃小学校	凝固	5
灘	成徳小学校	下水	5		花山小学校	凝固	5
	灘小学校	下水	5		箕谷小学校	凝固	5
	西灘小学校	下水	5		桂木小学校	凝固	5
	鷹匠中学校	下水	5		桜の宮小学校	凝固	5
	上野中学校	下水	5		小部東小学校	凝固	5
	六甲道南公園	下水	5		小部小学校	凝固	5
	高羽小学校	凝固	5		北五葉小学校	凝固	5
	鶴甲小学校	凝固	5		君影小学校	凝固	5
	西郷小学校	凝固	5		ひよどり台小学校	凝固	5
	六甲小学校	凝固	5		鹿の子台小学校	凝固	5
	稗田小学校	凝固	5		好徳小学校	凝固	2
	美野丘小学校	凝固	5	長田	室内小学校	下水	5
	摩耶小学校	凝固	5		名倉小学校	下水	5
中央	中央小学校	下水	5		蓮池小学校	下水	5
	こうべ小学校	下水	5		五位の池小学校	下水	5
	山の手小学校	下水	5		御蔵小学校	下水	5
	湊小学校	下水	5		真野小学校	下水	5
	渚中学校	下水	5		真陽小学校	下水	5
	湊翔南中学校	下水	5		高取台中学校	下水	5
	港島学園	下水	5		丸山ひばり小学校	凝固	5
	上筒井小学校	凝固	5		宮川小学校	凝固	5
	なぎさ小学校	凝固	5		池田小学校	凝固	5
	雲中小学校	凝固	5		長田南小学校	凝固	5
	春日野小学校	凝固	5		駒ヶ林小学校	凝固	5
	筒井台中学校	凝固	5		雲雀丘中学校	凝固	5

区	設置箇所	種別	設置数	区	設置箇所	種別	設置数
須磨	だいち小学校	下水	5	西	小寺小学校	下水	5
	西須磨小学校	下水	5		井吹東小学校	下水	5
	北須磨小学校	下水	5		狩場台小学校	下水	5
	高倉台小学校	下水	5		春日台小学校	下水	5
	板宿小学校	下水	5		東町小学校	凝固	5
	横尾小学校	下水	5		長坂小学校	凝固	5
	竜が台小学校	下水	5		有瀬小学校	凝固	5
	鷹取中学校	下水	5		井吹西小学校	凝固	5
	白川台中学校	下水	5		伊川谷小学校	凝固	5
	若宮小学校	凝固	5		糀台小学校	凝固	5
	多井畑小学校	凝固	5		竹の台小学校	凝固	5
	東須磨小学校	凝固	5		桜が丘小学校	凝固	5
	若草小学校	凝固	5		押部谷小学校	凝固	5
	妙法寺小学校	凝固	5		月が丘小学校	凝固	5
	神の谷小学校	凝固	5		高津橋小学校	凝固	5
	東落合小学校	凝固	5		玉津第一小学校	凝固	5
	花谷小学校	凝固	5		枝吉小学校	凝固	5
	南落合小学校	凝固	5		神出小学校	凝固	5
	西落合小学校	凝固	5		岩岡小学校	凝固	5
	菅の台小学校	凝固	5		井吹台中学校	凝固	5
垂水	つつじが丘小学校	下水	5		布施畑環境センター	凝固	62
	東垂水小学校	下水	5				
	千鳥が丘小学校	下水	5				
	垂水小学校	下水	5				
	霞ヶ丘小学校	下水	5				
	東舞子小学校	下水	5				
	舞子小学校	下水	5				
	小東山小学校	下水	5				
	本多聞中学校 （第２グラウンド）	下水	5				
	星陵台中学校	下水	5				
	塩屋北小学校	凝固	5				
	下畑台小学校	凝固	5				
	塩屋小学校	凝固	5				
	乙木小学校	凝固	5				
	名谷小学校	凝固	5				
	福田小学校	凝固	5				
	高丸小学校	凝固	5				
	千代が丘小学校	凝固	5				
	西舞子小学校	凝固	5				
	西脇小学校	凝固	5				
	多聞東小学校	凝固	5				
	多聞台小学校	凝固	5				
	神陵台小学校	凝固	5				
	学園南公園	凝固	1				

※公共下水道接続型の仮設トイレは「災害時困らんトイレ！」として整備している（魚崎小学校を除く）

資料 10-3-1 地下埋設物設置状況

地下埋設物設置状況

１．大阪ガスネットワーク株式会社　兵庫事業部

ガス管種別		延長
高圧管		27 km
中圧管	中圧A	259 km
	中圧B	406 km
低圧管	本管	2,361 km
	支管	2,551 km

２．関西電力送配電株式会社　神戸本部

電線種別		延長
送電線	管路	273 km
	直埋ケーブル	0.563 km
配電線	管路	889.8 km
	直埋ケーブル	0 km
電柱		436,700 本

３．西日本電信電話株式会社　兵庫支店

種別	延長
とう道	15.3 km
管路	8,067 km
直埋ケーブル	0.44 km
電柱	52,320 本

４．神戸市建設局

種別	延長
下水道管渠汚水	4,168 km
下水道管渠雨水	791 km

５．神戸市水道局

種別		延長
導水管		29 km
送水管		311 km
配水管		4,897 km
	鋳鉄管	4,559 km
	鋼管	114 km
	ビニール管他	224 km

資料 11-2-1 神戸市緊急輸送道路ネットワーク

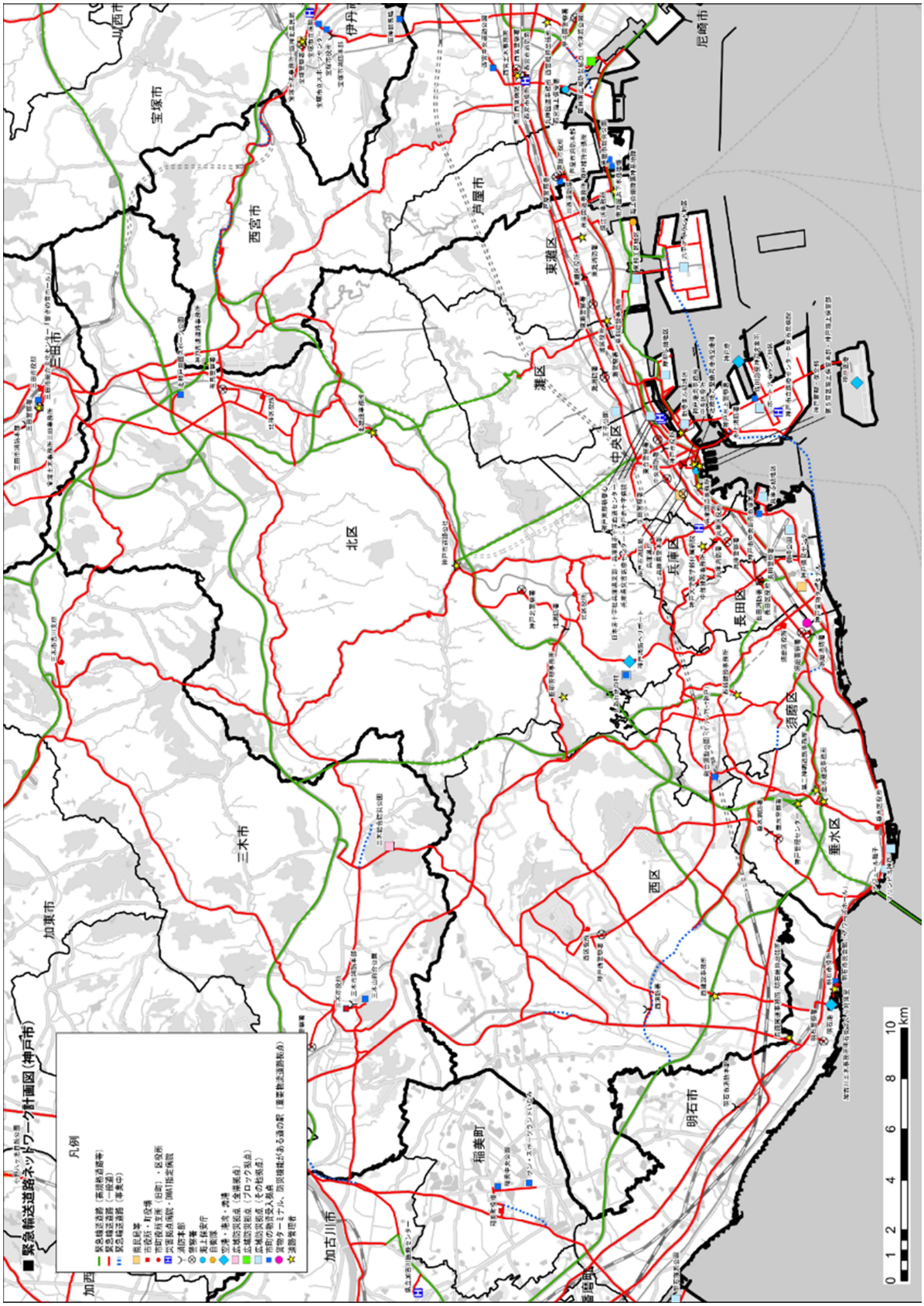

神戸市緊急輸送道路ネットワーク　路線一覧

■供用路線

整理番号	路線名	道路管理者	道路種別	
1	山陽自動車道	西日本高速㈱	高速自動車国道	自動車専用道路
2	中国縦貫自動車道	西日本高速㈱		
3	新名神高速道路	西日本高速㈱		
4	神戸淡路鳴門自動車道	本四高速㈱	※	
5	第二神明道路	西日本高速㈱	地域高規格道路	
6	第二神明道路北線	西日本高速㈱		
7	阪神高速道路神戸線	阪神高速道路㈱	都道府県道	
8	阪神高速道路湾岸線	阪神高速道路㈱		
9	阪神高速道路北神戸線	阪神高速道路㈱		
10	西神戸有料道路(山麓バイパス)	神戸市道路公社	市道	
11	阪神高速道路神戸山手線	阪神高速道路㈱		
12	阪神高速道路新神戸トンネル	阪神高速道路㈱		
13	ハーバーハイウェイ	神戸市	その他(臨港)	
14	一般国道2号(浜手バイパス)	国土交通省	一般国道	
15	一般国道2号	国土交通省	一般国道	その他道路
16	一般国道2号 (神戸西バイパス　般部)	国土交通省		
17	一般国道43号	国土交通省		
18	一般国道175号	国土交通省		
19	一般国道28号	神戸市		
20	一般国道174号	神戸市		
21	一般国道176号	神戸市		
22	一般国道428号	神戸市		
23	六甲有料道路	神戸市道路公社	都道府県道	
24	六甲北有料道路	神戸市道路公社		
25	東灘芦屋線	神戸市		
26	灘三田線	神戸市		
27	摩耶埠頭線	神戸市		
28	神戸明石線	神戸市		
29	新神戸停車場線	神戸市		
30	兵庫埠頭線	神戸市		
31	長坂垂水線	神戸市		
32	神戸三田線	神戸市		
33	宝塚唐櫃線	神戸市		
34	明石神戸宝塚線	神戸市		
35	西脇三田線	神戸市		
36	三木三田線	神戸市		
37	大沢西宮線	神戸市		
38	平野三木線	神戸市		
39	神戸加古川姫路線	神戸市		
40	小部明石線	神戸市		
41	神戸三木線	神戸市		
42	山手幹線	神戸市	市道	
43	高羽線	神戸市		
44	灘浜住吉川線	神戸市		
45	商船学校線	神戸市		
46	本山本庄線	神戸市		
47	青木防潮堤線	神戸市		
48	神戸六甲線	神戸市		
49	長田楠日尾線	神戸市		
50	灘浜脇浜線	神戸市		

整理番号	路線名	道路管理者	道路種別	
51	梅香浜辺脇浜線	神戸市	市道	その他道路
52	生田川右岸線	神戸市		
53	京橋線	神戸市		
54	港島1号線	神戸市		
55	港島33号線	神戸市		
56	港島40号線	神戸市		
57	山麓線	神戸市		
58	湊町線	神戸市		
59	西出高松前池線	神戸市		
60	有馬山口線	神戸市		
61	北神中央線	神戸市		
62	有野八多線	神戸市		
63	長田箕谷線	神戸市		
64	野田外浜線	神戸市		
65	長田線	神戸市		
66	新町線	神戸市		
67	中央幹線	神戸市		
68	白川伊川谷線	神戸市		
69	夢野白川線	神戸市		
70	高倉白川線	神戸市		
71	塩屋丸山線	神戸市		
72	垂水妙法寺線	神戸市		
73	山下線	神戸市		
74	須磨多聞線	神戸市		
75	舞子多聞線	神戸市		
76	多聞小寺線	神戸市		
77	西神中央線	神戸市		
78	西神1号線	神戸市		
79	西神2号線	神戸市		
80	西神3号線	神戸市		
81	西神5号線	神戸市		
82	多井畑名谷線	神戸市		
83	その他県道・市道	神戸市	県道/市道	
84	港島トンネル	神戸市	その他(臨港)	
85	その他の臨港道路	神戸市		

■未供用路線

整理番号	路線名	道路管理者	道路種別	
1	大阪湾岸道路西伸部	国土交通省	一般国道	自動車専用道路
2	神戸西バイパス専用部	国土交通省		
3	阪神高速道路神戸山手線(延伸部)	国土交通省		
4	神戸西バイパス一般部	国土交通省	一般国道	その他道路
5	国道175号(神出バイパス)	国土交通省		
6	神戸三田線(バイパス)	神戸市	市道	
7	須磨多聞線(多井畑)	神戸市		
8	須磨多聞線(西須磨)	神戸市		
9	小部明石線(バイパス)	神戸市		

※国土交通大臣指定に基づく高規格幹線道路(一般国道の自動車専用道路)

資料 11-4-1 各機関所有のヘリコプター諸元

各機関所有のヘリコプター諸元

１．神戸市所有のヘリコプター諸元

型　　式	胴体全長 (m)	主回転翼直径 (m)	最大離陸重量 (kg)	航続距離 (km)	乗　　員 (人)	搭載人員 (人)
BK117	10.19	11.00	3,585	740	2	9

2. 兵庫県所有のヘリコプター諸元

型　　式	胴体全長 (m)	主回転翼直径(m)	最大離陸重量(kg)	航続距離 (km)	乗　　員 (人)	搭載人員 (人)
BK117	10.19	11.00	3.585	740	2	9

3. 陸上自衛隊所有のヘリコプター諸元

型　　式	全　　長 (m)	主回転翼直径 (m)	最大離陸重量 (kg)	航続距離 (km)	乗　　員 (人)	搭載人員 (人)
CH-47J	30.18	18.29	22,680	540	3	55
UH－1H	17.39	14.64	約 4,309	約 440	2	11
UH－1J	17.44	14.69	約 4,763	約 460	2	11
OH－6D	9.30	8.05	約 1,361	約 430	1	3

4. 海上保安庁所有（第五管区海上保安本部管内）のヘリコプター諸元

型　　式	全　　長 (m)	座　席　数 (席)
シコルスキー76D	15.97	14
スーパーピューマ 225	19.5	21

資料 11-4-2 神戸市内離着陸可能場所一覧表

神戸市内離着陸可能場所一覧表

神戸市消防局

NO.	地区	名　　称	所　　在	備　　考	緯度経度（世界測地系）	
					北緯	東経
1	東灘	芦屋カンツリーゴルフ練習場	本山町森	臨時	34 度 45 分 25 秒	135 度 16 分 34 秒
2		東おたふく山頂上	本山町本庄山	臨時	34 度 45 分 57 秒	135 度 16 分 21 秒
3		新明和工業㈱甲南工場ヘリポート	青木町 1 丁目 1－1	臨時	34 度 42 分 55 秒	135 度 17 分 29 秒
4		海上自衛隊阪神基地隊	魚崎浜町 37	臨時	34 度 42 分 16 秒	135 度 17 分 14 秒
5		瀬戸公園	魚崎南町 1 丁目 2	臨時	34 度 42 分 45 秒	135 度 16 分 50 秒
6		住吉浜公園	住吉浜町	臨時	34 度 42 分 21 秒	135 度 15 分 42 秒
7		六甲アイランド　FG バース	向洋町西 3 丁目	臨時	34 度 41 分 43 秒	135 度 15 分 33 秒
8		六甲アイランド　L1 バース	向洋町東 4 丁目	臨時	34 度 41 分 11 秒	135 度 17 分 20 秒
9	灘	灘丸山公園	五毛字丸山	臨時	34 度 43 分 26 秒	135 度 13 分 11 秒
10		王子陸上競技場	王子町 2 丁目 1	臨時※1	34 度 42 分 39 秒	135 度 13 分 02 秒
11		旧摩耶天上寺跡地	摩耶山町大石	臨時	34 度 43 分 51 秒	135 度 12 分 21 秒
12		記念碑台駐車場	六甲山町南六甲	臨時	34 度 45 分 26 秒	135 度 13 分 46 秒
13		六甲山サイレンスリゾート駐車場	六甲山町南六甲 1134 番	臨時	34 度 45 分 22 秒	135 度 13 分 39 秒
14		掬星台駐車場 （摩耶天上寺　西側駐車場）	摩耶山町 2-2	臨時	34 度 44 分 17 秒	135 度 12 分 09 秒
15		市立六甲山牧場　北駐車場	六甲山町　中一里山 1-1	臨時	34 度 45 分 09 秒	135 度 12 分 25 秒
16	中央	災害医療センター屋上ヘリポート	脇浜海岸通 1-3-1	ヘリポート	34 度 41 分 48 秒	135 度 12 分 43 秒
17		兵庫県庁３号館屋上ヘリポート	下山手通 4-65	ヘリポート	34 度 41 分 33 秒	135 度 11 分 05 秒
18		兵庫県警察本部庁舎屋上ヘリポート	下山手通 5-4-2	ヘリポート	34 度 41 分 23 秒	135 度 11 分 01 秒
19		ＮＴＴ西日本神戸中央ビル 屋上ヘリポート	海岸通 11	ヘリポート	34 度 41 分 11 秒	135 度 11 分 38 秒
20		神戸大学医学部付属病院　屋上	楠町 7 丁目 5-1	屋上場外	34 度 41 分 06 秒	135 度 10 分 16 秒
21		神戸労災病院　屋上	籠池通 4 丁目 1-23	臨時	34 度 42 分 38 秒	135 度 12 分 24 秒
22	水上	神戸空港	神戸空港 1 番	空港 燃料	34 度 37 分 58 秒	135 度 13 分 26 秒
23		神戸市立医療センター 中央市民病院屋上	港島南町 2 丁目	屋上場外	34 度 39 分 35 秒	135 度 12 分 53 秒
24		みなとのもり公園	小野浜町	臨時	34 度 41 分 12 秒	135 度 12 分 02 秒
25		小野浜グランド	小野浜町	臨時	34 度 41 分 22 秒	135 度 12 分 11 秒
26		神戸空港島キロエリア	神戸空港	臨時	34 度 38 分 24 秒	135 度 13 分 27 秒
27		兵庫県立こども病院屋上	港島南町 1 丁目 6 番	屋上場外	34 度 39 分 45 秒	135 度 13 分 05 秒
28	兵庫	御崎公園	御崎町 1 丁目	臨時	34 度 39 分 26 秒	135 度 10 分 14 秒
29		兵庫駅南公園（ｷｬﾅﾙﾀｳﾝ横）	駅南通 5 丁目	臨時	34 度 39 分 51 秒	135 度 09 分 38 秒
30		市立遠矢浜グランド	遠矢浜町	臨時	34 度 38 分 55 秒	135 度 10 分 10 秒
31		㈱新菊水ゴルフクラブ　駐車場	鳥原町ヌク谷 1 番	臨時	34 度 42 分 18 秒	135 度 09 分 22 秒
32	須磨	ユニバー記念補助競技場	緑台神戸総合運動公園	臨時	34 度 41 分 02 秒	135 度 04 分 50 秒
33		ＪＲ西日本神戸総合グランド	大池町 5 丁目 1	臨時	34 度 39 分 06 秒	135 度 07 分 56 秒
34		須磨海岸東側ｺﾝｸﾘｰﾄ部分	若宮町 1 丁目 3 番	臨時	34 度 38 分 34 秒	135 度 07 分 43 秒
35		須磨海岸中央広場	須磨浦通 2 丁目 1 番	臨時	34 度 38 分 33 秒	135 度 07 分 09 秒
36	垂水	舞子東海浜緑地（アジュール舞子）	海岸通 11	臨時	34 度 37 分 33 秒	135 度 02 分 41 秒
37		平磯芝生広場	平磯 1 丁目 1	臨時	34 度 37 分 39 秒	135 度 03 分 47 秒
38		阪神高速道路(株) 名谷交通管理所	名谷町字前田 961-1 のうち、961-7 のうち、961-11 のうち	臨時	34 度 38 分 54 秒	135 度 04 分 12 秒

NO.	地区	名　　称	所　　在	備　　考	緯度経度（世界測地系）北緯	東経
39	垂水	垂水健康公園　県民ふれあい広場	名谷町	臨時	34 度 39 分 29 秒	135 度 03 分 52 秒
40		苔谷公園	舞子台 4 丁目 2 番	臨時	34 度 38 分 14 秒	135 度 02 分 12 秒
41	西	市立神港橘高校第二グランド	押部谷町栄	臨時	34 度 45 分 06 秒	135 度 03 分 07 秒
42		岩岡公園	岩岡町岩岡 994	臨時	34 度 43 分 25 秒	134 度 56 分 36 秒
43		野中中央市民公園	岩岡町野中	臨時	34 度 43 分 28 秒	134 度 55 分 59 秒
44		㈱ナブテスコ西神工場グランド	福吉町 1 丁目 1617－1	臨時	34 度 43 分 06 秒	135 度 55 分 25 秒
45		農業公園駐車場	押部谷町高和 1557－1	臨時	34 度 43 分 52 秒	135 度 02 分 23 秒
46		上北古下池市民公園	神出町宝勢 417－1	臨時	34 度 44 分 08 秒	134 度 58 分 52 秒
47		神出町公園	神出町田井 627	臨時	34 度 44 分 43 秒	134 度 58 分 49 秒
48		シスメックス	室谷 1 丁目 3-2	臨時	34 度 41 分 59 秒	135 度 03 分 09 秒
49		向井山公園	見津が丘 1 丁目	臨時	34 度 44 分 29 秒	135 度 05 分 07 秒
50		神戸市看護大学グランド	学園西町 3 丁目 4 番地	臨時	34 度 41 分 15 秒	135 度 03 分 11 秒
51		市立玉津中学校　第２グランド	玉津町今津 364	臨時	34 度 40 分 49 秒	134 度 59 分 36 秒
52		川崎重工株式会社 精密機械カンパニー	櫨谷町松本 234 番地	臨時	34 度 41 分 11 秒	135 度 00 分 01 秒
53		株式会社ケーエスケー 兵庫物流センター	井吹台東町 7 丁目 5 番 4 号	臨時	34 度 42 分 32 秒	135 度 02 分 45 秒
54	北	株式会社スズケン 阪神物流センター	鹿の子台南町 5 丁目 2 番 6 号	臨時	34 度 51 分 34 秒	135 度 12 分 47 秒
55		神戸消防ヘリポート場外	ひよどり北町 3 丁目 1	臨時	34 度 42 分 26 秒	135 度 07 分 08 秒
56		しあわせの村	しあわせの村 1-1	臨時※1	34 度 42 分 39 秒	135 度 06 分 52 秒
57		静ヶ池	道場町生野南山	臨時	34 度 51 分 27 秒	135 度 15 秒 48 秒
58		みのたにグリーンスポーツホテル グランド	山田町原野 1-1	臨時	34 度 46 分 26 秒	135 度 08 分 40 秒
59		掖谷公園多目的広場	鹿の子台南町 5 丁目	臨時	34 度 51 分 27 秒	135 度 12 分 41 秒
60		八多町公園多目的広場	八多町附物下殿関	臨時	34 度 49 分 17 秒	135 度 11 分 54 秒
61		淡河環境センター	淡河町野瀬字南山	臨時	34 度 47 分 50 秒	135 度 07 分 45 秒
62		フルーツフラワーパーク駐車場	大沢町上大沢 2150	臨時	34 度 51 分 00 秒	135 度 11 分 19 秒
63		裏六甲公園多目的広場	有野町唐櫃字六甲山	臨時	34 度 46 分 07 秒	135 度 12 分 51 秒
64		再度公園第 2 駐車場	山田町下谷上	臨時	34 度 43 分 15 秒	135 度 10 分 37 秒
65		あじさいスタジアム駐車場	有野町二郎	臨時	34 度 50 分 44 秒	135 度 13 分 26 秒
66		六甲唐櫃台公園	唐櫃台 4 丁目 38 番	臨時	34 度 47 分 11 秒	135 度 12 分 41 秒
67		ＪＡ兵庫六甲神戸北 営農総合センター	八多町深谷	臨時	34 度 49 分 11 秒	135 度 10 分 32 秒
68		つくはら湖展望台	山田町衝原	臨時	34 度 46 分 01 秒	135 度 04 分 13 秒
69		天王ダム　スポーツガーデン	鈴蘭台東町 9 丁目 3-5	臨時	34 度 43 分 09 秒	135 度 09 分 30 秒
70		都市局公有地	東有野台 5 丁目	臨時	34 度 48 分 19 秒	135 度 14 分 22 秒
71		うららら	淡河町淡河字長松寺 574	臨時	34 度 48 分 42 秒	135 度 06 分 01 秒
72		塩田八幡宮　参拝者用駐車場	道場町塩田	臨時	34 度 52 分 26 秒	135 度 14 分 20 秒
備考	拠点：航空活動拠点（1 カ所）　燃料：燃料補給場所（1 カ所） 空港(1 カ所）、ヘリポート（4 カ所）、臨時離着陸場（64 カ所）、屋上場外（3 カ所）　計 72 カ所 ※1　自衛隊機の活動拠点					
	作成年月日：令和６年４月１日					

資料 11-4-3 兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと臨時離着陸場

兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと臨時離着陸場

災害拠点病院・救命センター								病院管轄消防本部	
病院名	住所	電話番号	適地番号	離着陸場名	種類	夜設	種別	消防本部名	電話番号
神戸市立医療センター 中央市民病院	神戸市中央区港島南町2丁目1－1	078－302-4321		同センター屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	神戸市消防局	078－333-0119
兵庫県立災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1－3－1	078－241-3131		同センター屋上 所在地：病院と同じ	ヘリポート		災拠・救命・三次	神戸市消防局	078－333-0119
神戸赤十字病院	神戸市中央区脇浜海岸通1－3－1	078-231-6006		災害医療センター屋上ヘリポート 所在地：神戸市中央区脇浜海岸通1－3－1	ヘリポート		災拠	神戸市消防局	078－333-0119
神戸大学医学部付属病院	神戸市中央区楠町7－5－2	078－382-5111	神戸320	同病院屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	神戸市消防局	078－333-0119
兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1－1	0798－45－6111	阪南322	阪神南広域防災拠点 所在地：西宮市甲子園浜3丁目	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	西宮市消防局	0798－26－0119
兵庫県立西宮病院	西宮市六湛手町13－9	0798－34－5151	阪南322	阪神南広域防災拠点 所在地：西宮市甲子園浜3丁目	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	西宮市消防局	0798－26－0119
宝塚市立病院	宝塚市小浜4－5－1	0797－87－1161	阪051	武庫川河川敷緑地公園 所在地：宝塚市東洋町1番地	緊急離着陸場		災拠	宝塚市消防局	0797－73－1141
西脇市立西脇病院	西脇市下戸田652－1	0795－22－0111		同病院屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠	北はりま消防本部	0795－27－8119
兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203	079－497－7000	東播325	同センター敷地内ヘリポート 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	加古川市消防本部	0794－24－0119
加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町439番地	079－451-5500	東播345	同病院屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠	加古川市消防本部	0794－24－0119
兵庫県立はりま姫路 総合医療センター	姫路市紙屋町3－264	079－289-5080	中播359	同病院屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）	有	災拠・救命・三次	姫路市消防局	0792－23－0003
姫路赤十字病院	姫路市下手野1－12－1	0792－94－2251	中播321	同病院屋上 所在地：病院と同じ	緊急離着陸場	有	災拠	姫路市消防局	0792－23－0003
独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター	姫路市本町68番地	079－225-3211	西113	シロトピア記念公園 所在地：姫路市本町68番地	緊急離着陸場		災拠	姫路市消防局	0792－23－0003
赤穂市民病院	赤穂市中広1090	0791－43－3222	西129	千種川河川敷緑地（サッカー場） 所在地：赤穂市南野中字久保	飛行場外離着陸場（継続）		災拠	赤穂市消防本部	0791－43－0119
公立豊岡病院	豊岡市戸牧1094	平日（内2205） 0796－22－6111 土日祝（内1051）	但319	同病院敷地内ヘリポート 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	豊岡市消防本部	0796－24－1119
公立八鹿病院	養父市八鹿町八鹿1878－1	079－662-5555	但200	養父市救急用ヘリコプター場外離着陸場 所在地：養父市八鹿町高柳2689－4	飛行場外離着陸場（継続）		災拠	南但消防本部	079－672－0119
兵庫県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002－7	0795－88－5200	丹波350	同センター屋上 所在地：病院と同じ	緊急離着陸場	有	災拠	丹波市消防本部	0795－72－2255
兵庫県立尼崎総合医療センター	尼崎市東灘波町2－17－77	06－6480－7000		同センター屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）	有	災拠・救命・三次	尼崎市消防局	06－6481－0119
兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋1丁目1－137	0799－22－1200	淡331	同センター屋上 所在地：病院と同じ	緊急離着陸場	有	災拠・救命・三次	淡路広域消防 事務組合消防本部	0799－24－0119
兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1丁目6－7	078－945-7300		同センター屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）	有	小児三次	神戸市消防局	078－333-0119

確認日：令和６年４月１日

資料 11-4-4 大阪府下の災害拠点病院と直近臨時ヘリポート

大阪府下の災害拠点病院と直近臨時ヘリポート

	医　療　機　関　名	災害用直近臨時ヘリポート
1	大阪公立大学医学部附属病院	屋上臨時ヘリポート
2	大阪市立総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
3	大阪急性期・総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
4	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	大阪城内太陽の広場
5	大阪赤十字病院	屋上臨時ヘリポート
6	大阪警察病院	屋上臨時ヘリポート
7	大阪大学医学部附属病院	屋上臨時ヘリポート
8	大阪府立中河内救命救急センター	屋上臨時ヘリポート
9	近畿大学医学部附属病院	近畿大学医学部グランド
10	済生会千里病院	千里南公園 大阪大学医学部付属病院屋上 臨時ヘリポート
11	大阪医科薬科大学附属病院	淀川河川公園大塚地区 大阪薬科大学グラウンド
12	関西医科大学附属病院	枚方防災ヘリポート
13	関西医科大学総合医療センター	淀川河川敷太子橋
14	市立東大阪医療センター	屋上臨時ヘリポート
15	堺市立総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
16	りんくう総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
17	多根総合病院	鶴浜緑地グラウンド
18	岸和田徳洲会病院	屋上臨時ヘリポート

資料 11-4-5 県外その他の医療機関（三次救急医療機関、災害拠点病院）と離着陸場

県外その他の医療機関（三次救急医療機関、災害拠点病院）と離着陸場

	医 療 機 関 名	離 着 陸 場
1	岡山赤十字病院　（岡山県岡山市北区）	屋上臨時ヘリポート
2	岡山大学病院　（岡山県岡山市北区）	屋上臨時ヘリポート
3	倉敷中央病院　（岡山県倉敷市）	屋上臨時ヘリポート
4	津山中央病院　（岡山県津山市）	病院敷地内
5	川崎医科大学附属病院　（岡山県倉敷市）	屋上臨時ヘリポート
6	京都第一赤十字病院　（京都府京都市東山区）	屋上臨時ヘリポート
7	独立行政法人国立病院機構京都医療センター　（京都府京都市伏見区）	付近場外
8	洛和会音羽病院　（京都府京都市山科区）	付近場外
9	市立福知山市民病院　（京都府福知山市）	屋上臨時ヘリポート
10	宇治徳洲会病院　（京都府宇治市）	屋上臨時ヘリポート
11	京都府立医科大学付属北部医療センター（京都府与謝郡与謝野町）	敷地東側:H マーク有り
12	京都中部総合医療センター（京都府南丹市）	屋上臨時ヘリポート
13	京都府立医科大学附属病院　（京都府京都市）	屋上臨時ヘリポート
14	京都大学医学部附属病院　（京都府京都市）	屋上臨時ヘリポート
15	京都市立病院　（京都府京都市）	屋上臨時ヘリポート
16	済生会京都府病院　京都大学医学部付属病院（京都府長岡京市）	付近場外
17	京都岡本記念病院　（京都府久世郡久御山町）	屋上臨時ヘリポート
18	京都山城総合医療センター　（京都府木津川市）	木津川市中央体育館
19	京都第二赤十字病院　（京都市上京区）	付近場外